

料金表
通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、料金その他の計算について、次表に規定するとおりとします。

区分	計算方法
(1) (2)以外のもの	この約款に規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。
(2) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料若しくは a u 国際通話に関する料金又は国際 S M S 送信（別表 1（オプション機能）3 欄に規定する国際 S M S 送信をいいます。以下同じとします。）に関する料金（通話料に限ります。）	この約款に規定する額により行います。

- 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金（LTEデータプリペイドに係るデータ通信料を除きます。以下第3項、第4項、第19項及び第20項において同じとします。）のうち、基本使用料等、通話料、データ通信料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は料金月（その通話を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合の通話料については、その通話を終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

- 4 当社は、その通話を開始した日と終了した日とが異なる場合のその通話に関する料金については、その終了した日においてその通話を行った契約者回線が適用を受けている基本使用料の料金種別等の規定に従って計算します。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合は、この限りでありません。

- 5 当社は、通話料及びデータ通信料については、通信の種類にかかわらず、そのすべての料金を合計した額により、請求を行います。

(基本使用料の料金種別の取扱い)

- 6 この約款に特段の定めがある場合を除き、次表の左欄に定める基本使用料の料金種別は、それぞれ同表右欄に定める基本使用料の料金種別を示します。

カケホ	第1種LTEデュアルのカテゴリーI及びカテゴリーIIに係る基本使用料の料金種別のうち、カケホのもの
スーパー カケホ	第1種LTEデュアルのカテゴリーI及びカテゴリーIIに係る基本使用料の料金種別のうち、スーパー カケホのもの
カケホ（V）	第2種LTEデュアルのカテゴリーI及びカテゴリーIIに係る基本使用料の料金種別のうち、カケホ（V）のもの
スーパー カケホ（V）	第2種LTEデュアルのカテゴリーI及びカテゴリーIIに係る基本使用料の料金種別のうち、スーパー カケホ（V）のもの
カケホ（ケータイ）	第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアルに係る基本使

V)	用料の料金種別のうち、カケホ（ケータイ／V）のもの
スーパー カケホ（ケータイ／V）	第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアルに係る基本使用料の料金種別のうち、スーパー カケホ（ケータイ／V）のもの
VKプランM	第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアルに係る基本使用料の料金種別のうち、VKプランMのもの
VKプランS	第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアルに係る基本使用料の料金種別のうち、VKプランSのもの
VKプラン	第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアルに係る基本使用料の料金種別のうち、VKプランのもの

（特定データ通信定額等の取扱い）

7 次表の左欄に定める用語は、それぞれ同表右欄に定めるデータ通信料の取扱いを示します。

用語	データ通信料の取扱い
特定データ通信定額制	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(3)に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制（V）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(3)の2に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅱ	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(3)の3に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅱ（V）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(3)の4に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(3)の5に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(3)の6に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信2段階定額制	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(3)の7に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - i）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(3)の8に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(3)の9に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V - i）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(3)の10に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V - ii）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(3)の11に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信段階定額制	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(3)の12に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信段階定額制（V）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(3)の13に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅲ	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(3)の14に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅲ	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(3)の15

(V)	に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信段階定額制Ⅱ	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(3)の18 に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅳ	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(3)の19 に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅴ	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(3)の20 に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅵ	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(3)の21 に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(3)の22 に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額の取扱い	特定データ通信定額制、特定データ通信定額制(V)、 特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ(V) 、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)、 特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V) 、特定データ通信定額制Ⅲ、特定データ通信定額制Ⅲ(V) 、特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ、 特定データ通信定額制Ⅴ又は特定データ通信定額制Ⅵ
特定データ通信2段階定額の取扱い	特定データ通信2段階定額制、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-i) 、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)、特定データ通信2段階定額制Z (ケータイ/V-i)、特定データ通信2段階定額制Z (ケータイ/V-ii)又は特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)

(基本使用料等の日割り)

8 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数（第10号については、第56条（基本使用料等の支払義務）第2項第3号の表に規定する基本使用料等の支払いを要しないとする日数とします。）に応じて日割りします。

ただし、第56条第1項第2号又は第3号に該当する場合の第2号のイ及びウ又は第3号のア及びウに定める基本使用料等については、この限りでありません。

- (1) 料金月の起算日以外の日に、契約者回線又はオプション機能の提供の開始があったとき。
- (2) 料金月の起算日以外の日に、契約の解除又はオプション機能の廃止があったとき。
- (3) 料金月の起算日に契約者回線又はオプション機能の提供を開始し、その日にその契約の解除又はオプション機能の廃止があったとき。
- (4) 料金月の起算日以外の日に、第2（通話料）1（適用）(11)に定める定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線に係る通話料の適用I又は(12)に定める定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線に係る通話料の適用IIの適用の開始若しくは廃止があったとき。
- (5) 料金月の起算日以外の日に、国内通話定額（第2（通話料）1（適用）(10)の3に

定める取扱いをいいます。以下同じとします。)の適用の開始若しくは廃止又はその種類の変更(以下「国内通話定額の種類変更等」といいます。)があったとき。

(6) 料金月の起算日以外の日に、次表に定めるデータ通信料の取扱いの種類の変更があったとき。

データ通信料の取扱い	
特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ(V)、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)、特定データ通信定額制Ⅲ、特定データ通信定額制Ⅲ(V)、特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ、特定データ通信定額制Ⅴ、特定データ通信定額制Ⅵ	

(7) 次表の左欄に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、同表右欄に定めるデータ通信料の取扱いの適用の開始若しくは廃止があったとき。

基本使用料の料金種別	データ通信料の取扱い
標準プラン	特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ、特定データ通信定額制Ⅴ
標準プランN	特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ、特定データ通信定額制Ⅴ
シンプルN、カケホN、スーパーかケホN	特定データ通信定額制Ⅵ
VKプランS(N)、VKプランM(N)	特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)
カケホ(ケータイ/V)、スーパーかケホ(ケータイ/V)、VKプランM、VKプランS、VKプラン	特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-i)、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)、特定データ通信2段階定額制乙(ケータイ/V-i)、特定データ通信2段階定額制乙(ケータイ/V-ii)
シンプル、カケホ、スーパーかケホ、シンプル(V)、カケホ(V)、スーパーかケホ(V)(いずれもカテゴリーⅡのものに限ります。)	特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)、特定データ通信定額制Ⅲ、特定データ通信定額制Ⅲ(V)

(8) 料金月の起算日以外の日に、Netfliixパック又はNetfliixパック(V)(それぞれ第3(データ通信料)1(適用)(3)の16又は(3)の17に定める取扱いをいいます。以下同じとします。)の適用の開始若しくは廃止があったとき。

(9) 料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(10) 第56条第2項第3号の表の規定に該当するとき。

(11) 第3項の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。

9 前項(第11号を除きます。)の規定による月額料金の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第56条第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。

10 第8項第11号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により

行います。

10 の 2 当社所定の方法により、p o v o 2.0 契約への番号移行があった場合、番号移行があった日を含む料金月（以下この項において「番号移行月」といいます。）のLTE契約に係る月額で定める料金（基本使用料又はオプション機能使用料以外であって、当社所定のものに限ります。以下この項において「特定月額料」といいます。）について、次表に定める起算開始日から起算終了日までの期間に係る日数に応じて日割りします。この場合において、計算結果に1円未満の端数が生じた場合の取扱いは、この約款に定めるところによります。

起算開始日	番号移行月の初日（その料金月において、特定月額料に係るサービスの提供を開始した場合はその日とします。）
起算終了日	番号移行のあった日の前日（特定月額料に係るサービスの提供を開始した日と番号移行のあった日が同一の日である場合は、その日とします。）

（端数処理）

11 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、この料金表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

（ナンバーシェア副回線に係る料金等の合算請求）

12 当社は、ナンバーシェア副回線に係る料金その他の債権について、その契約者回線に係るナンバーシェア主回線に係る料金その他の債権と合算して一括して請求します。

（料金等の支払い）

13 契約者は、料金及び工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

14 前項の場合において、料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

15 削除

（料金の一括後払い）

16 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（前受金）

17 当社は、料金又は工事費について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

（消費税相当額の加算）

18 この約款に係る料金について支払いをする額は、この約款に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、次の各号に掲げる料金については、この限りではありません。

（1） 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料

(2) au国際通話に関する料金

(3) 国際SMS送信に関する料金（通話料に限ります。）

（注） 本項により計算された支払いを要する額は、この約款に定める税込額（税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）に基づき計算した額と異なる場合があります。

（料金の臨時減免）

19 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表又は約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することができます。

20 当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、関係のサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

（料金等の請求）

21 au（LTE）通信サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款のほか、請求に関する当社の各規約等に定めるところによります。

第1表 au (LTE) 通信サービスに関する料金

第1 基本使用料等

1 適用

基本使用料等の適用については、第56条（基本使用料等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料等の適用																							
(1) LTEサービスの種類等	<p>ア LTEサービスには、次の種類があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LTEデュアル</td><td>デュアル端末との間に電気通信回線を設定して通話及びデータ通信のために提供するもの</td></tr> <tr> <td>LTEシングル</td><td>データシングル端末との間に電気通信回線を設定して専らデータ通信のために提供するもの</td></tr> </tbody> </table> <p>イ LTEデュアルには、次の種類があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種LTEデュアル</td><td>第2種LTEデュアル又は第3種デュアル以外のもの</td></tr> <tr> <td>第2種LTEデュアル</td><td>VoLTE対応端末（VoLTEに対応した端末設備をいいます。以下同じとし、当社が別に定める端末設備を除きます。）との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第3種LTEデュアル以外のもの</td></tr> <tr> <td>第3種LTEデュアル</td><td>VoLTE対応端末（当社が別に定める端末設備に限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、別表1に定めるナンバーシェア機能に係るナンバーシェア副回線として指定することができる契約者回線に係るもの</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ 削除</p> <p>エ LTEシングルには、次の種類があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種LTEシングル</td><td>第2種LTEシングル、第3種LTEシングル又は第4種LTEシングル以外のもの</td></tr> <tr> <td>第2種LTEシングル</td><td>別表1に定めるWiMAX利用機能（タイプIIに限ります。）を利用可能な端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第4種LTEシングル以外のもの</td></tr> <tr> <td>第3種LTEシングル</td><td>別表1に定めるWiMAX利用機能（タイプIに限ります。）を利用可能な端末設</td></tr> </tbody> </table>	種類	内容	LTEデュアル	デュアル端末との間に電気通信回線を設定して通話及びデータ通信のために提供するもの	LTEシングル	データシングル端末との間に電気通信回線を設定して専らデータ通信のために提供するもの	種類	内容	第1種LTEデュアル	第2種LTEデュアル又は第3種デュアル以外のもの	第2種LTEデュアル	VoLTE対応端末（VoLTEに対応した端末設備をいいます。以下同じとし、当社が別に定める端末設備を除きます。）との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第3種LTEデュアル以外のもの	第3種LTEデュアル	VoLTE対応端末（当社が別に定める端末設備に限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、別表1に定めるナンバーシェア機能に係るナンバーシェア副回線として指定することができる契約者回線に係るもの	種類	内容	第1種LTEシングル	第2種LTEシングル、第3種LTEシングル又は第4種LTEシングル以外のもの	第2種LTEシングル	別表1に定めるWiMAX利用機能（タイプIIに限ります。）を利用可能な端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第4種LTEシングル以外のもの	第3種LTEシングル	別表1に定めるWiMAX利用機能（タイプIに限ります。）を利用可能な端末設
種類	内容																						
LTEデュアル	デュアル端末との間に電気通信回線を設定して通話及びデータ通信のために提供するもの																						
LTEシングル	データシングル端末との間に電気通信回線を設定して専らデータ通信のために提供するもの																						
種類	内容																						
第1種LTEデュアル	第2種LTEデュアル又は第3種デュアル以外のもの																						
第2種LTEデュアル	VoLTE対応端末（VoLTEに対応した端末設備をいいます。以下同じとし、当社が別に定める端末設備を除きます。）との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第3種LTEデュアル以外のもの																						
第3種LTEデュアル	VoLTE対応端末（当社が別に定める端末設備に限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、別表1に定めるナンバーシェア機能に係るナンバーシェア副回線として指定することができる契約者回線に係るもの																						
種類	内容																						
第1種LTEシングル	第2種LTEシングル、第3種LTEシングル又は第4種LTEシングル以外のもの																						
第2種LTEシングル	別表1に定めるWiMAX利用機能（タイプIIに限ります。）を利用可能な端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第4種LTEシングル以外のもの																						
第3種LTEシングル	別表1に定めるWiMAX利用機能（タイプIに限ります。）を利用可能な端末設																						

		備（CDMA2000方式に対応していない端末設備であって、当社が別に定めるものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するもの
	第4種LTEシングル	別表1に定めるWiMAX利用機能（タイプIIに限ります。）を利用可能な端末設備（CDMA2000方式に対応していない端末設備であって、当社が別に定めるものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するもの
オ 当社は、下表の左欄の契約に基づいて、同表の右欄のLTEサービスを提供します。この場合において、当社は、同表の右欄の種類のうち、そのLTE契約者から接続の請求があった端末設備に対応するLTEサービスを提供するものとします。		
LTE契約の種別		LTEサービスの種類
一般LTE契約		LTEデュアル、LTEシングル
第2種定期LTE 契約	タイプI	第1種LTEデュアル、第2種LTEデュアル又はLTEシングル
	タイプII	第1種LTEデュアル又は第2種LTEデュアル
第3種定期LTE契約		第2種LTEシングル又は第4種LTEシングル
第4種定期LTE契約		第2種LTEシングル又は第4種LTEシングル
第5種定期LTE契約		第1種LTEシングル又は第3種LTEシングル
第6種定期LTE契約		第1種LTEシングル又は第3種LTEシングル
第7種定期LTE契約		第1種LTEデュアル、第2種LTEデュアル、LTEシングル
カ LTE契約者は、LTEサービスの種類の変更（第3種LTEデュアルとの間のもの又はLTEデュアルとLTEシングルの間のものを除きます。）の請求をすることができます。		
ただし、LTEデュアルとLTEシングルの間の変更であって、当社所定の事由に該当する場合は、この限りでありません。		
キ カの請求があったときは、当社は、LTEサービスの種類の変更を伴う請求があった場合は、その変更日から変更後のLTEサービスの種類による料金を適用します。		
ク ローミングには、LTEサービスと同一の種類があります。		
ケ LTE契約者は、LTEサービスの再利用の請求を行う場合、そのLTEサービスの一時休止を行った時点で提供を受けていたものと異なる種類のLTEサービス（その時点のLTEサービスの種類がLTEデュアルの場合はLTEシングル、LTEシングルの場合はLTEデュアルとします。）の提供を受けることはできません。		

	ただし、当社所定の事由に該当する場合は、この限りであります。																										
(2) 一	一																										
(3) LTEサービスの利用月数	LTEサービスの利用月数は、そのLTEサービスに係る利用開始月からその料金月（契約解除があったときは、その契約解除日の前日を含む料金月までとします。）までの月数（一時休止日の前日を含む料金月の翌料金月から再利用開始日を含む料金月の前料金月までの月数を除きます。以下この欄において同じとします。）を通算したもの（契約変更を行った場合は、契約変更を行う前のLTE契約により提供を受けていたLTEサービスに係る利用開始月からその契約変更のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、契約移行があった場合は、契約移行を行う前の5G契約により提供を受けていた5Gサービスに係る利用開始月からその契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、それぞれこれに合算したものとします。）とします。																										
(4) LTEサービスの基本使用料の料金種別の選択等	<p>ア LTEサービスの基本使用料には、次のカテゴリー種別ごとに、次の料金種別があります。</p> <p>(ア) 第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアルに係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">カテゴリ ーⅡ</td> <td>標準プラン2</td> </tr> <tr> <td>標準プランN</td> </tr> <tr> <td>シンプルN</td> </tr> <tr> <td>カケホN</td> </tr> <tr> <td>スーパー カケホN</td> </tr> <tr> <td>ケータイプラン</td> </tr> <tr> <td>ジュニアケータイプランN</td> </tr> <tr> <td>mamorino Watch プランN</td> </tr> <tr> <td>ウォッチナンバープラン</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 第3種LTEデュアルに係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カテゴリ ーⅡ</td> <td>ナンバーシェアプラン</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 第1種LTEシングル及び第3種LTEシングルに係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">カテゴリ ーⅡ</td> <td>タブレットプランライト 4G</td> </tr> <tr> <td>タブレットプラン 20</td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ) 第2種LTEシングル及び第4種LTEシングルに係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">カテゴリ ーⅡ</td> <td>モバイルルータープラン</td> </tr> <tr> <td>ホームルータープラン</td> </tr> </tbody> </table> <p>(オ) 第3種LTEシングルに係るもの</p>	区分	基本使用料の料金種別	カテゴリ ーⅡ	標準プラン2	標準プランN	シンプルN	カケホN	スーパー カケホN	ケータイプラン	ジュニアケータイプランN	mamorino Watch プランN	ウォッチナンバープラン	区分	基本使用料の料金種別	カテゴリ ーⅡ	ナンバーシェアプラン	区分	基本使用料の料金種別	カテゴリ ーⅡ	タブレットプランライト 4G	タブレットプラン 20	区分	基本使用料の料金種別	カテゴリ ーⅡ	モバイルルータープラン	ホームルータープラン
区分	基本使用料の料金種別																										
カテゴリ ーⅡ	標準プラン2																										
	標準プランN																										
	シンプルN																										
	カケホN																										
	スーパー カケホN																										
	ケータイプラン																										
	ジュニアケータイプランN																										
	mamorino Watch プランN																										
ウォッチナンバープラン																											
区分	基本使用料の料金種別																										
カテゴリ ーⅡ	ナンバーシェアプラン																										
区分	基本使用料の料金種別																										
カテゴリ ーⅡ	タブレットプランライト 4G																										
	タブレットプラン 20																										
区分	基本使用料の料金種別																										
カテゴリ ーⅡ	モバイルルータープラン																										
	ホームルータープラン																										

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーI	Qua station プラン ds
カテゴリーII	無線LAN STICK プラン ds

イ LTE 契約者は、あらかじめカテゴリー種別及び基本使用料の料金種別を選択していただきます。

ウ LTE 契約者は、カテゴリー種別及び基本使用料の料金種別の変更の請求をすることができます。

エ LTE サービスの契約者回線について、選択又は変更の請求をすることができるカテゴリー種別及び基本使用料の料金種別は、その契約者回線に接続する端末設備等により当社が別に定めるところによります。

オ エまでの規定によるほか、ジュニアケータイプランN及びma morinowatch プランNについては、第1種LTEデュアル又は第2種LTEデュアルの契約者回線であって、そのLTE契約者（利用者登録が行われているときは、登録利用者とします。）が、その請求を行う日を含む年の翌年（請求日が1月1日から3月31日までの間である場合は、請求日を含む年とします。）の4月1日までに満13歳に満たない者である場合に限り、選択又は変更の請求をすることができます。

カ スーパーカケホ（V・a）の適用を受けている契約者回線については、その契約者回線に接続する端末設備の変更の請求を行う場合、あわせて基本使用料の料金種別の変更を行っていただけます。

キ カまでの規定によるほか、次表の左欄に定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更については、それぞれ同表の右欄に定めるデータ通信の定額制の取扱いの適用の申込みと同時にを行う場合又は同取扱いの適用を受けている場合に限り、請求することができます。

(ア) 第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアルに係るもの

区分	基本使用料の料金種別	データ通信の定額制の取扱い
カテゴリーII	標準プラン	特定データ通信段階定額制Ⅱ（新auピタットプランに限ります。）、特定データ通信定額制Ⅳ（auフラットプラン7プラスに限ります。）、特定データ通信定額制Ⅴ（auデータMAXプランに限ります。）
	標準プラン2	特定データ通信定額制Ⅴ（データMAX定額2に限ります。）
	標準プランN	特定データ通信段階定額制Ⅱ（ピタットプラン4GLTEに限ります。）、特定データ通信定

		額制IV（auフラットプラン7プラスNに限ります。）、特定データ通信定額制V（データMAX定額2及びauデータMAXプランを除きます。）
		シンプルN、カケホN、スーパーカケホN
(イ) 第1種LTEデュアルに係るもの		
区分	基本使用料の料金種別	データ通信の定額制の取扱い
カテゴリーI	LTEプラン又はオフィスケータイププラン	特定データ通信定額制
	LTEプランS	特定データ通信2段階定額制
	カケホ	特定データ通信定額制II（データ定額1を除きます。）
	スーパーカケホ	特定データ通信定額制II（データ定額2を除きます。）
	カケホ（ケータイ／V）	特定データ通信定額制II（ケータイ／V-i）（データ定額1（ケータイ／V）を除きます。） 又は特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V-i）
	スーパーカケホ（ケータイ／V）	特定データ通信定額制II（ケータイ／V-i）（データ定額2（ケータイ／V）を除きます。） 又は特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V-i）
VKプランM、VKプランS又はVKプラン	特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）	
カテゴリーII	シンプル、カケホ、スーパーカケホ	特定データ通信段階定額制、特定データ通信定額制III
(ウ) 第2種LTEデュアルに係るもの		
区分	基本使用料の料金種別	データ通信の定額制の取扱い
カテゴリーI	LTEプラン(V)又はオフィスケータイププラン(V)	特定データ通信定額制(V)
	カケホ(V)	特定データ通信定額制II(V) (データ定額1(V)を除きます。)
	スーパーカケホ(V)	特定データ通信定額制II(V) (データ定額2(V)を除きます。)
	スーパーカケホ(V-a)	特定データ通信定額制II(V) (データ定額5(V)、データ定額20(V)又はデータ定額

		30 (V) に限ります。)
	カケホ (ケータイ／V)	特定データ通信定額制Ⅱ (ケータイ／V - ii) (データ定額1 (ケータイ／V) を除きます。) 又は特定データ通信2段階定額制Ⅲ (ケータイ／V - ii)
	スーパー カケホ (ケータイ／V)	特定データ通信定額制Ⅱ (ケータイ／V - ii) (データ定額1 (ケータイ／V) 、データ定額3 (ケータイ／V) 又はデータ定額5 (ケータイ／V) に限ります。) 又は特定データ通信2段階定額制Ⅲ (ケータイ／V - ii)
	V K プランM、V K プランS又はV K プラン	特定データ通信2段階定額制 (ケータイ／V - ii)
カテゴリーⅡ	シンプル (V) 、カケホ (V) 、スーパー カケホ (V)	特定データ通信段階定額制 (V) 、特定データ通信定額制Ⅲ (V)

ク キまでの規定によるほか、次表の右欄の適用を受けている場合又は同表の右欄の適用の申出を同時にを行う場合に限り、それぞれ同表の左欄に定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更を請求することができます。

基本使用料の料金種別	適用
タブレットデータシェアプラン、タブレットプランds、LTEフラットfor DATA (m) ds、タブレットプランds (L)	(29)
Quastationプランds、無線LAN STICKプラン ds	(30)

ケ 無線LAN STICKプラン ds の適用を受けている契約者回線の契約者は、その契約者回線に接続している端末設備を、契約者の住所又は居所若しくは所定の住所に限り利用することができます。

コ 当社は、ケの規定に違反してその端末設備を移動したと当社が判断したときは、その契約者回線について、当社所定の日において、au (LTE) 通信サービスの利用を停止することがあります。

サ 基本使用料の料金種別の変更の請求があった場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

(ア) LTEデュアルに係るもの

区分	変更後の基本使用料の適用
① ②以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。

		<p>ただし、その請求が、端末設備の変更（当社が別に定めるサービス取扱所において行う、その契約者回線に接続する端末設備の変更であって、当社が別に定めるものを除きます。以下この1（適用）において同じとします。）に係る請求と同時に行われたものである場合は、その請求があつた日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。</p>
	<p>② LTEプラン及びオフィスケータイプランの間の変更、LTEプラン（V）及びオフィスケータイプラン（V）の間の変更並びにカケホ（ケータイ／V）からオフィスケータイプラン（VK）への変更（特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）又は特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用の開始又は廃止を伴わないものに限ります。）の場合</p>	<p>その請求があつた日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。</p> <p>ただし、LTE契約者から要請があり、当社の業務の遂行上支障がない場合は、その請求があつた日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。</p>
(イ) LTEシングルに係るもの		
変更後の基本使用料の適用		
<p>その請求があつた日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。</p> <p>ただし、その請求が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものである場合は、その請求があつた日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。</p>		
<p>シ LTEサービスの契約者回線について、LTEサービスの種類変更による新たな端末設備を接続する請求があつた場合、当社は、その請求があつた日を含む料金月の翌料金月から変更後のLTEサービスにおいて選択した料金種別による基本使用料を適用するものとします。</p> <p>ただし、その請求が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものである場合は、その請求があつた日から変更後のLTEサービスにおいて選択した料金種別による基本使用料を適用するものとします。</p> <p>ス アに規定するほか、LTEサービスの基本使用料には、次のカテゴリー種別ごとに、次の料金種別があります。</p> <p>ただし、今までの規定にかかわらず、この基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更の請求をすることはできません</p>		

	<p>ん。</p> <p>(ア) 第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアルに係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>基本使用料の料金種別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">カテゴリ -Ⅱ</td><td>標準プラン</td></tr> <tr><td>ケータイシンプルプラン</td></tr> <tr><td>ケータイカケホプラン</td></tr> <tr><td>VKプランS (N)</td></tr> <tr><td>VKプランM (N)</td></tr> <tr><td>VKプランE (N)</td></tr> </tbody> </table> <p>(イ) 第1種LTEデュアルに係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>基本使用料の料金種別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">カテゴリ -I</td><td>LTEプラン</td></tr> <tr><td>LTEプランS</td></tr> <tr><td>カケホ</td></tr> <tr><td>スーパーかケホ</td></tr> <tr><td>ジュニアスマートフォンプラン</td></tr> <tr><td>オフィスケータイプラン</td></tr> <tr><td>カケホ（ケータイ／V）</td></tr> <tr><td>スーパーかケホ（ケータイ／V）</td></tr> <tr><td>VKプランM</td></tr> <tr><td>VKプランS</td></tr> <tr><td>VKプラン</td></tr> <tr><td>オフィスケータイプランVK（ケータイ）</td></tr> <tr><td>カケホ</td></tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 第2種LTEデュアルに係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>基本使用料の料金種別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">カテゴリ -I</td><td>LTEプラン (V)</td></tr> <tr><td>カケホ (V)</td></tr> <tr><td>スーパーかケホ (V)</td></tr> <tr><td>スーパーかケホ (V・a)</td></tr> <tr><td>ジュニアスマートフォンプラン (V)</td></tr> <tr><td>オフィスケータイプラン (V)</td></tr> <tr><td>カケホ（ケータイ／V）</td></tr> <tr><td>スーパーかケホ（ケータイ／V）</td></tr> <tr><td>VKプランM</td></tr> <tr><td>VKプランS</td></tr> <tr><td>VKプラン</td></tr> <tr><td>オフィスケータイプラン (VK)</td></tr> <tr><td>mamorino Watchプラン</td></tr> <tr><td>カケホ (V)</td></tr> <tr><td>カケホ (V)</td></tr> </tbody> </table>	区分	基本使用料の料金種別	カテゴリ -Ⅱ	標準プラン	ケータイシンプルプラン	ケータイカケホプラン	VKプランS (N)	VKプランM (N)	VKプランE (N)	区分	基本使用料の料金種別	カテゴリ -I	LTEプラン	LTEプランS	カケホ	スーパーかケホ	ジュニアスマートフォンプラン	オフィスケータイプラン	カケホ（ケータイ／V）	スーパーかケホ（ケータイ／V）	VKプランM	VKプランS	VKプラン	オフィスケータイプランVK（ケータイ）	カケホ	区分	基本使用料の料金種別	カテゴリ -I	LTEプラン (V)	カケホ (V)	スーパーかケホ (V)	スーパーかケホ (V・a)	ジュニアスマートフォンプラン (V)	オフィスケータイプラン (V)	カケホ（ケータイ／V）	スーパーかケホ（ケータイ／V）	VKプランM	VKプランS	VKプラン	オフィスケータイプラン (VK)	mamorino Watchプラン	カケホ (V)	カケホ (V)
区分	基本使用料の料金種別																																											
カテゴリ -Ⅱ	標準プラン																																											
	ケータイシンプルプラン																																											
	ケータイカケホプラン																																											
	VKプランS (N)																																											
	VKプランM (N)																																											
	VKプランE (N)																																											
区分	基本使用料の料金種別																																											
カテゴリ -I	LTEプラン																																											
	LTEプランS																																											
	カケホ																																											
	スーパーかケホ																																											
	ジュニアスマートフォンプラン																																											
	オフィスケータイプラン																																											
	カケホ（ケータイ／V）																																											
	スーパーかケホ（ケータイ／V）																																											
	VKプランM																																											
	VKプランS																																											
	VKプラン																																											
	オフィスケータイプランVK（ケータイ）																																											
	カケホ																																											
区分	基本使用料の料金種別																																											
カテゴリ -I	LTEプラン (V)																																											
	カケホ (V)																																											
	スーパーかケホ (V)																																											
	スーパーかケホ (V・a)																																											
	ジュニアスマートフォンプラン (V)																																											
	オフィスケータイプラン (V)																																											
	カケホ（ケータイ／V）																																											
	スーパーかケホ（ケータイ／V）																																											
	VKプランM																																											
	VKプランS																																											
	VKプラン																																											
	オフィスケータイプラン (VK)																																											
	mamorino Watchプラン																																											
	カケホ (V)																																											
カケホ (V)																																												

	<table border="1"> <tr><td></td><td>スーパーカケホ（V）</td></tr> <tr><td></td><td>ジュニアケータイプラン</td></tr> </table> <p>(エ) 第1種LTEシングル及び第3種LTEシングルに係るもの</p> <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>基本使用料の料金種別</th></tr> <tr><td>カテゴリ —II</td><td>タブレットデータシェアプラン</td></tr> </table> <p>(オ) 第1種LTEシングルに係るもの</p> <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>基本使用料の料金種別</th></tr> <tr><td>カテゴリ —I</td><td>LTEフラット for DATA LTEフラット for Tab LTEフラット for DATA (m) タブレットプラン ds LTEフラット for DATA (m) ds</td></tr> </table> <p>(カ) 第2種LTEシングルに係るもの</p> <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>基本使用料の料金種別</th></tr> <tr><td>カテゴリ —I</td><td>WiMAX2+フラット for DATA WiMAX2+フラット for DATA EX WiMAX2+フラット for HOME</td></tr> </table> <p>(キ) 第3種LTEシングルに係るもの</p> <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>基本使用料の料金種別</th></tr> <tr><td>カテゴリ —I</td><td>LTEフラット for Tab (L) タブレットプラン ds (L) LTEフラット for DATA (m/L)</td></tr> </table> <p>(ク) 第4種LTEシングルに係るもの</p> <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>基本使用料の料金種別</th></tr> <tr><td>カテゴリ —I</td><td>WiMAX2+フラット for DATA (L) WiMAX2+フラット for DATA EX (L) WiMAX2+フラット for HOME (L)</td></tr> </table>		スーパーカケホ（V）		ジュニアケータイプラン	区分	基本使用料の料金種別	カテゴリ —II	タブレットデータシェアプラン	区分	基本使用料の料金種別	カテゴリ —I	LTEフラット for DATA LTEフラット for Tab LTEフラット for DATA (m) タブレットプラン ds LTEフラット for DATA (m) ds	区分	基本使用料の料金種別	カテゴリ —I	WiMAX2+フラット for DATA WiMAX2+フラット for DATA EX WiMAX2+フラット for HOME	区分	基本使用料の料金種別	カテゴリ —I	LTEフラット for Tab (L) タブレットプラン ds (L) LTEフラット for DATA (m/L)	区分	基本使用料の料金種別	カテゴリ —I	WiMAX2+フラット for DATA (L) WiMAX2+フラット for DATA EX (L) WiMAX2+フラット for HOME (L)
	スーパーカケホ（V）																								
	ジュニアケータイプラン																								
区分	基本使用料の料金種別																								
カテゴリ —II	タブレットデータシェアプラン																								
区分	基本使用料の料金種別																								
カテゴリ —I	LTEフラット for DATA LTEフラット for Tab LTEフラット for DATA (m) タブレットプラン ds LTEフラット for DATA (m) ds																								
区分	基本使用料の料金種別																								
カテゴリ —I	WiMAX2+フラット for DATA WiMAX2+フラット for DATA EX WiMAX2+フラット for HOME																								
区分	基本使用料の料金種別																								
カテゴリ —I	LTEフラット for Tab (L) タブレットプラン ds (L) LTEフラット for DATA (m/L)																								
区分	基本使用料の料金種別																								
カテゴリ —I	WiMAX2+フラット for DATA (L) WiMAX2+フラット for DATA EX (L) WiMAX2+フラット for HOME (L)																								
(4)の2 LTEモジュールの基本使用料の料金種別の選択等	<p>ア LTEモジュールの基本使用料には、次の種別があります。</p> <table border="1"> <tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr> <tr><td>LTE Low</td></tr> <tr><td>LTE Mid</td></tr> <tr><td>LTE High</td></tr> <tr><td>LTEモジュールフラット</td></tr> <tr><td>LTEモジュールダブル定額</td></tr> </table> <p>イ LTEモジュール契約者は、あらかじめ基本使用料の料金種別を選択していただきます。この場合、包括的管理の取扱いの適用を受ける契約者回線については、包括回線グループを単位として選択していただきます。</p> <p>ウ LTEモジュール契約者は、基本使用料の料金種別の変更を請求することはできません。</p>	基本使用料の料金種別	LTE Low	LTE Mid	LTE High	LTEモジュールフラット	LTEモジュールダブル定額																		
基本使用料の料金種別																									
LTE Low																									
LTE Mid																									
LTE High																									
LTEモジュールフラット																									
LTEモジュールダブル定額																									

(4)の3 ジュニアスマートフォンプラン等の選択に係るアップグレードプログラムの取扱い	<p>次表に定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更があった場合（その選択又は変更に際しての特定の端末設備（それぞれ(4)欄に定めるものをいいます。）の購入が、当社の個別信用購入あっせん契約約款又は個品割賦販売契約約款に基づく分割払い（その支払回数が36回であるものに限ります。）の方法により行われた場合に限ります。）、その契約者回線の契約者から、当社の「アップグレードプログラム（ジュニア）利用規約」に定めるアップグレードプログラム（ジュニア）の適用の申込みがあったものとみなして取り扱います。この場合において、アップグレードプログラム（ジュニア）の適用については、その利用規約に定めるところによります。</p> <table border="1" data-bbox="473 613 1441 736"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、mamori no Watch プラン</td></tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、mamori no Watch プラン		
基本使用料の料金種別					
ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、mamori no Watch プラン					
(4)の4 スーパーカケホ（V・a）の選択に係るアップグレートプログラムの取扱い	<p>次表に定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更があった場合（その選択又は変更に際しての特定の端末設備（(4)欄に定めるものをいいます。）の購入が、当社の個別信用購入あっせん契約約款又は個品割賦販売契約約款に基づく分割払い（その支払回数が24回であるものに限ります。）の方法により行われた場合に限ります。）、その契約者回線の契約者から、当社の「アップグレードプログラム（a）利用規約」に定めるアップグレードプログラム（a）の適用の申込みがあったものとみなして取り扱います。この場合において、アップグレードプログラム（a）の適用については、その利用規約に定めるところによります。</p> <table border="1" data-bbox="473 1197 1441 1298"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スーパーカケホ（V・a）</td></tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	スーパーカケホ（V・a）		
基本使用料の料金種別					
スーパーカケホ（V・a）					
(5) 第2種定期LTE契約に係る基本使用料の取扱い（2年契約、2年契約（自動更新なし））	<p>ア 第2種定期LTE契約に係る基本使用料については、そのタイプ別及び料金種別に応じて、2-1-1の(2)のア又は2-1-2の(2)のアに規定する料金額を適用します。</p> <p>イ 第2種定期LTE契約に係る基本使用料の適用は、そのタイプ別の第2種定期LTE契約に係るLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月の初日（他のタイプ別の第2種定期LTE契約からの契約変更又は第7種定期LTE契約から第2種定期LTE契約（タイプIIに限ります。）への契約変更の場合は、その契約変更日を含む料金月の初日、その他の定期LTE契約からの契約変更の場合は、契約変更日とします。）からとします。</p> <p>ウ 第2種定期LTE契約の解除があった場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="473 1825 1441 2028"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>第2種定期LTE契約に係る基本使用料の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2又は3以外により第2種定期LTE契約の解除があったとき。</td><td>その契約解除日の前日まで第2種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。</td></tr> </tbody> </table>	区分	第2種定期LTE契約に係る基本使用料の適用	1 2又は3以外により第2種定期LTE契約の解除があったとき。	その契約解除日の前日まで第2種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。
区分	第2種定期LTE契約に係る基本使用料の適用				
1 2又は3以外により第2種定期LTE契約の解除があったとき。	その契約解除日の前日まで第2種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。				

	<p>2 一般LTE契約への契約変更があったとき（3に該当するときを除きます。）</p> <p>3 一般LTE契約若しくは他のタイプ種別の第2種定期LTE契約への契約変更若しくは第2種定期LTE契約（タイプIIに限ります。）から第7種定期LTE契約への契約変更又は一般5G契約若しくは2年定期5G契約への契約移行があったとき（一般LTE契約への契約変更又は一般5G契約への契約移行については、その申出と同時に、この約款又は5G約款に定める障がい者等に係る基本使用料の割引の適用の適用の申出があったときに限ります。）。</p>	<p>その契約変更日を含む料金月の末日まで第2種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。</p> <p>その契約変更日又は契約移行日を含む料金月の前料金月の末日まで第2種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。</p>																
	<p>エ 第2種定期LTE契約（タイプIIに限ります。）への契約変更（一般LTE契約、第2種定期LTE契約（タイプIに限ります。）又は第7種定期LTE契約からのものに限ります。）があった場合であって、契約変更前のLTE契約に係る基本使用料の料金種別が次表に定めるもの以外であるとき、その契約変更日を含む料金月の初日から契約変更後の第2種定期LTE契約（タイプIIに限ります。）に係る基本使用料の料金種別の適用を開始する日の前日までの間、契約変更を行う前のLTE契約の契約種別に応じて、そのLTE契約に係る基本使用料の料金種別の料金額を適用します。</p>																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th><th colspan="2">基本使用料の料金種別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">LTE契約に係るもの</td><td rowspan="2">第1種LTEデュアル</td><td>カテゴリーI</td><td>カケホ、スーパーかケホ、カケホ（ケータイ／V）、スーパーかケホ（ケータイ／V）</td></tr> <tr><td>カテゴリーII</td><td>シンプル、カケホ、スーパーかケホ</td></tr> <tr> <td rowspan="2"></td><td rowspan="2">第2種LTEデュアル</td><td>カテゴリーI</td><td>カケホ（V）、スーパーかケホ（V）、スーパーかケホ（V・a）、カケホ（ケータイ／V）、スーパーかケホ（ケータイ／V）</td></tr> <tr><td>カテゴリーII</td><td>シンプル（V）、カケホ（V）、スーパーかケホ（V）</td></tr> </tbody> </table>		区分		基本使用料の料金種別		LTE契約に係るもの	第1種LTEデュアル	カテゴリーI	カケホ、スーパーかケホ、カケホ（ケータイ／V）、スーパーかケホ（ケータイ／V）	カテゴリーII	シンプル、カケホ、スーパーかケホ		第2種LTEデュアル	カテゴリーI	カケホ（V）、スーパーかケホ（V）、スーパーかケホ（V・a）、カケホ（ケータイ／V）、スーパーかケホ（ケータイ／V）	カテゴリーII	シンプル（V）、カケホ（V）、スーパーかケホ（V）
区分		基本使用料の料金種別																
LTE契約に係るもの	第1種LTEデュアル	カテゴリーI	カケホ、スーパーかケホ、カケホ（ケータイ／V）、スーパーかケホ（ケータイ／V）															
		カテゴリーII	シンプル、カケホ、スーパーかケホ															
	第2種LTEデュアル	カテゴリーI	カケホ（V）、スーパーかケホ（V）、スーパーかケホ（V・a）、カケホ（ケータイ／V）、スーパーかケホ（ケータイ／V）															
		カテゴリーII	シンプル（V）、カケホ（V）、スーパーかケホ（V）															
(5)の2 第3種定期LTE契	<p>ア 第3種定期LTE契約に係る基本使用料については、その料金種別に応じて、2-1-2の(2)のイに規定する料金額を適用し</p>																	

約に係る基本 使用料の取扱い	<p>ます。</p> <p>イ 第3種定期LTE契約に係る基本使用料の適用は、第3種定期LTE契約に係るLTEサービスの提供を開始した日からとします。</p> <p>ウ 第3種定期LTE契約の解除があったときは、その契約解除日の前日（他の種別のLTE契約への契約変更の場合は、その契約変更日の前日とします。）まで第3種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。</p>
(5)の3 第4種 定期LTE契 約に係る基本 使用料の取扱 い	<p>ア 第4種定期LTE契約に係る基本使用料については、その料金種別に応じて、2-1-2の(2)のウに規定する料金額を適用します。</p> <p>イ 第4種定期LTE契約に係る基本使用料の適用は、第4種定期LTE契約に係るLTEサービスの提供を開始した日からとします。</p> <p>ウ 第4種定期LTE契約の解除があったときは、その契約解除日の前日（他の種別のLTE契約への契約変更の場合は、その契約変更日の前日とします。）まで第4種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。</p>
(5)の4 第5種 定期LTE契 約に係る基本 使用料の取扱 い	<p>ア 第5種定期LTE契約に係る基本使用料については、その料金種別に応じて、2-1-2の(2)のエに規定する料金額を適用します。</p> <p>イ 第5種定期LTE契約に係る基本使用料の適用は、第5種定期LTE契約に係るLTEサービスの提供を開始した日からとします。</p> <p>ウ 第5種定期LTE契約の解除があったときは、その契約解除日の前日（他の種別のLTE契約への契約変更の場合は、その契約変更日の前日とします。）まで第5種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。</p>
(5)の5 第6種 定期LTE契 約に係る基本 使用料の取扱 い	<p>ア 第6種定期LTE契約に係る基本使用料については、その料金種別に応じて、2-1-2の(2)のオに規定する料金額を適用します。</p> <p>イ 第6種定期LTE契約に係る基本使用料の適用は、第6種定期LTE契約に係るLTEサービスの提供を開始した日からとします。</p> <p>ウ 第6種定期LTE契約の解除があったときは、その契約解除日の前日（他の種別のLTE契約への契約変更の場合は、その契約変更日の前日とします。）まで第6種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。</p>
(5)の6 第7種 定期LTE契 約に係る基本 使用料の取扱 い (2年契約N)	<p>ア 第7種定期LTE契約に係る基本使用料については、そのタイプ別及び料金種別に応じて、2-1-1の(2)のイ又は2-1-2の(2)のカに規定する料金額を適用します。</p> <p>イ 第7種定期LTE契約に係る基本使用料の適用は、第7種定期LTE契約に係るLTEサービスの提供を開始した日（一般LTE契約又は第2種定期LTE契約（タイプIIに限ります。）からの契約変更の場合は、その契約変更日を含む料金月の初日としま</p>

	<p>す。)からとします。</p> <p>ウ 第7種定期LTE契約の解除があった場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>第7種定期LTE契約に係る基本使用料の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2又は3以外により第7種定期LTE契約の解除があったとき。</td><td>その契約解除日の前日まで第7種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。</td></tr> <tr> <td>2 一般LTE契約への契約変更又は一般5G契約への契約移行があったとき(3に該当するときを除きます。)。</td><td>その契約変更日を含む料金月の末日まで第7種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。</td></tr> <tr> <td>3 一般LTE契約若しくは第2種定期LTE契約(タイプIIに限ります。)への契約変更又は一般5G契約への契約移行があったとき(一般LTE契約への契約変更又は一般5G契約への契約移行については、その申出と同時に、この約款又は5G約款に定める障がい者等に係る基本使用料の割引の適用の申出があったときに限ります。)。</td><td>その契約変更日又は契約移行日を含む料金月の前料金月の末日まで第7種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。</td></tr> </tbody> </table>	区分	第7種定期LTE契約に係る基本使用料の適用	1 2又は3以外により第7種定期LTE契約の解除があったとき。	その契約解除日の前日まで第7種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。	2 一般LTE契約への契約変更又は一般5G契約への契約移行があったとき(3に該当するときを除きます。)。	その契約変更日を含む料金月の末日まで第7種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。	3 一般LTE契約若しくは第2種定期LTE契約(タイプIIに限ります。)への契約変更又は一般5G契約への契約移行があったとき(一般LTE契約への契約変更又は一般5G契約への契約移行については、その申出と同時に、この約款又は5G約款に定める障がい者等に係る基本使用料の割引の適用の申出があったときに限ります。)。	その契約変更日又は契約移行日を含む料金月の前料金月の末日まで第7種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。
区分	第7種定期LTE契約に係る基本使用料の適用								
1 2又は3以外により第7種定期LTE契約の解除があったとき。	その契約解除日の前日まで第7種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。								
2 一般LTE契約への契約変更又は一般5G契約への契約移行があったとき(3に該当するときを除きます。)。	その契約変更日を含む料金月の末日まで第7種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。								
3 一般LTE契約若しくは第2種定期LTE契約(タイプIIに限ります。)への契約変更又は一般5G契約への契約移行があったとき(一般LTE契約への契約変更又は一般5G契約への契約移行については、その申出と同時に、この約款又は5G約款に定める障がい者等に係る基本使用料の割引の適用の申出があったときに限ります。)。	その契約変更日又は契約移行日を含む料金月の前料金月の末日まで第7種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。								
	<p>エ 第7種定期LTE契約への契約変更(一般LTE契約又は第2種定期LTE契約(タイプIIに限ります。)からのものに限ります。)又は契約移行(一般5G契約からのものに限ります。)があった場合であって、契約変更前又は契約移行前のLTE契約又は5G契約に係る基本使用料の料金種別が第7種定期LTE契約において提供していないものであるとき、その契約変更日又は契約移行日を含む料金月の初日から契約変更後又は契約移行後の第7種定期LTE契約に係る基本使用料の料金種別の適用を開始する日の前日までの間、契約変更又は契約移行を行う前のLTE契約又は5G契約の契約種別をそれぞれ第2種定期LTE契約(タイプIに限ります。)又は2年定期5G契約として、そのLTE契約又は5G契約に係る基本使用料の料金種別の料金額を適用します。</p>								
(6) 障がい者等に係る基本使用料の適用 (スマイルハート割引)	<p>ア 障がい者等に係る基本使用料の割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、その契約者が次表の適用条件のいずれかに該当する者(以下「障がい者等」といいます。)である場合に、その契約者回線に係る基本使用料について、2-1-1の(1)に規定する料金額に代えて、次表に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <p>(ア) 適用条件</p>								

	<p>① 身体障がい者（身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）</p> <p>② 知的障がい者（療育手帳制度について（昭和 48 年厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）</p> <p>③ 精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）</p> <p>④ 特定疾患患者（特定疾患治療研究事業について（昭和 48 年衛発第 242 号公衆衛生局長通知）に規定する特定疾患治療研究事業対象疾患であることについて証明書（特定疾患医療受給者証又は特定疾患登録者証をいいます。）の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）</p> <p>⑤ 指定難病患者（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 7 条第 4 項の規定により医療受給者証の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）</p>
--	---

(イ) 料金額

1 契約ごとに月額

区分	基本使用料の料金種別	料金額
		税抜額(税込額)
第 1 種 L T E デュ アル及び 第 2 種 L T E デュ アル	標準プラン	780 円 (858 円)
	標準プラン 2	780 円 (858 円)
	標準プラン N	780 円 (858 円)
	シンプル N	780 円 (858 円)
	カケホ N	2, 280 円 (2, 508 円)
	スーパーカケホ N	1, 280 円 (1, 408 円)
	ケータイプラン	780 円 (858 円)
	ケータイシンプルプラン	1, 000 円 (1, 100 円)
	ケータイカケホプラン	2, 780 円 (3, 058 円)
	V K プラン S (N)	998 円 (1, 097. 8 円)
	V K プラン M (N)	1, 620 円 (1, 782 円)
	V K プラン E (N)	980 円 (1, 078 円)
	ジュニアケータイプラン N	500 円 (550 円)
第 1 種 L T E デュ アル	m a m o r i n o W a t c h プラン N	998 円 (1, 097. 8 円)
	L T E プラン	934 円 (1, 027. 4 円)
	L T E プラン S	998 円 (1, 097. 8 円)
	カケホ	2, 500 円 (2, 750 円)
	スーパーカケホ	1, 500 円 (1, 650 円)

			ジュニアスマートフォンプラン	3,620円(3,982円)
			カケホ(ケータイ／V)	2,000円(2,200円)
			スーパーかケホ(ケータイ／V)	1,000円(1,100円)
			VKプランM	1,620円(1,782円)
			VKプランS	998円(1,097.8円)
			VKプラン	998円(1,097.8円)
	カテゴリーII		シンプル	780円(858円)
			カケホ	2,280円(2,508円)
			スーパーかケホ	1,280円(1,408円)
第2種LTEデュアル	カテゴリーI		LTEプラン(V)	934円(1,027.4円)
			カケホ(V)	2,500円(2,750円)
			スーパーかケホ(V)	1,500円(1,650円)
			スーパーかケホ(V・a)	2,190円(2,409円)
			ジュニアスマートフォンプラン(V)	3,620円(3,982円)
			カケホ(ケータイ／V)	2,000円(2,200円)
			スーパーかケホ(ケータイ／V)	1,000円(1,100円)
			VKプランM	1,620円(1,782円)
			VKプランS	998円(1,097.8円)
			VKプラン	998円(1,097.8円)
			mamorino Watchプラン	998円(1,097.8円)
	カテゴリーII		シンプル(V)	780円(858円)
			カケホ(V)	2,280円(2,508円)
			スーパーかケホ(V)	1,280円(1,408円)
			ジュニアケータイプラン	500円(550円)

イ 本割引は、LTEデュアル（第3種LTEデュアルを除きます。）の契約者回線（その契約者が、アの（ア）に定める適用条件のいずれかに該当するものに限ります。）であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

- (ア) 定期LTE契約に係るもの。
- (イ) 基本使用料の料金種別がウォッチナンバープランのもの
- (ウ) (8)の適用を受けているもの。
- (エ) 第2（通話料）1（適用）(19)又は(23)の適用を受けているもの。

ウ 本割引を選択する契約者は、あらかじめ当社所定の書面により申し出いただきます。この場合において、契約者は、その書面

	<p>の記載内容を証明する書類を提示していただきます。</p> <p>エ 当社は、ウの申出があったときは、当社又はKDDI株式会社との間で締結している他の携帯電話サービスに係る契約（その契約者名義が、申出のあった契約者回線と同一のものに限ります。）について、本割引又はau約款に定める本割引に相当する基本使用料の割引の適用を受けている場合を除き、これを承諾します。</p> <p>オ 本割引の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日からとします。</p> <p>ただし、その申出が、LTEシングルからのLTEサービスの種類の変更又は5G契約（5Gシングルに係るものに限ります。）からの契約移行と同時に行われた場合は、LTEサービスの種類の変更日又は契約移行日からとします。</p> <p>カ 本割引の適用を受けている契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 障害がい者等でなくなった場合、又はあらかじめ申し出た内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を当社に届け出ること。 (イ) 自己以外の者に不正に利用させうこと。 (ウ) その他本割引に関する取扱いを適正に運用すために必要な限りにおいて当社が執る措置に従っていただくこと。 <p>キ 当社は、本割引の適用を受けていたり契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、その適用を廃止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) LTEサービス利用権の譲渡があったとき。 (イ) 契約者の地位の承継があったとき。 (ウ) LTE契約の解除があったとき。 (エ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。 (オ) ウオッchanバープランへの基本使用料の料金種別の変更があったとき。 (カ) エの規定に適合しないことが判明したとき。 (キ) その契約者がカの規定に違反したとき。 <p>ク 本割引の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>本割引の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2又は3以外により本割引の適用を廃止したとき。</td><td>その事由が生じた日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>2 キの(ウ)、(エ)又は(オ)の</td><td>その事由が生じた日の前日まで</td></tr> </tbody> </table>	区分	本割引の適用	1 2又は3以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。	2 キの(ウ)、(エ)又は(オ)の	その事由が生じた日の前日まで
区分	本割引の適用						
1 2又は3以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。						
2 キの(ウ)、(エ)又は(オ)の	その事由が生じた日の前日まで						

	<p>規定により本割引の適用を廃止したとき（第2種定期LTE契約若しくは第7種定期LTE契約への契約変更又は2年定期5G契約への契約移行に係るものを除きます。）。</p> <p>3 契約者から本割引の適用を廃止する申出あったとき。</p>	<p>の基本使用料について、本割引の適用の対象とします。</p> <p>その申出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。</p>										
	<p>備考 区分2のうち、第56条（基本使用料等の支払義務）第1項第2号又は第3号に該当するときは、同項第2号のイ及びウ又は第3号のア及びウに定める基本使用料については、LTE契約の解除があった日を含む料金月の末日まで本割引の対象とします。</p>											
(6)の2 国内通話定額の適用を受ける契約者回線に係る基本使用料の適用	<p>国内通話定額の適用を受けている場合、2-1-1に規定する料金額((6)の適用を受けている場合は、(6)に定める料金額とします。)に次表に定める料金額を加算した額を、その契約者回線に係る基本使用料として取り扱います。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>料金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通話定額ライトの適用を受けている場合</td><td>700円(770円)</td></tr> <tr> <td>通話定額の適用を受けている場合</td><td>1,700円(1,870円)</td></tr> <tr> <td>通話定額ライト2の適用を受けている場合</td><td>800円(880円)</td></tr> <tr> <td>通話定額2の適用を受けている場合</td><td>1,800円(1,980円)</td></tr> </tbody> </table>		区分	料金額	通話定額ライトの適用を受けている場合	700円(770円)	通話定額の適用を受けている場合	1,700円(1,870円)	通話定額ライト2の適用を受けている場合	800円(880円)	通話定額2の適用を受けている場合	1,800円(1,980円)
区分	料金額											
通話定額ライトの適用を受けている場合	700円(770円)											
通話定額の適用を受けている場合	1,700円(1,870円)											
通話定額ライト2の適用を受けている場合	800円(880円)											
通話定額2の適用を受けている場合	1,800円(1,980円)											
(7) 複数回線複合割引の適用 (家族割、法人割)	<p>ア 複数回線複合割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、割引選択回線群（イに定める割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線（基本使用料の料金種別が次表に定めるものに限ります。ただし、定期LTE契約に係るもの又は(6)の適用を受けているものを除きます。）に関する基本使用料について、2-1-1の(1)に規定する料金額に0.25を乗じて得た額の割引を行うことをいいます</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>基本使用料の料金種別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種LTE デュアル</td><td>カテゴリーI</td><td>LTEプラン、LTEプランS、オフィスケータイプラン、VKプランM、VKプランS、VKプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）</td></tr> </tbody> </table>		区分	基本使用料の料金種別	第1種LTE デュアル	カテゴリーI	LTEプラン、LTEプランS、オフィスケータイプラン、VKプランM、VKプランS、VKプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）					
区分	基本使用料の料金種別											
第1種LTE デュアル	カテゴリーI	LTEプラン、LTEプランS、オフィスケータイプラン、VKプランM、VKプランS、VKプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）										

	第2種LTEデュアル	カテゴリーI	LTEプラン(V)、オフィスケータイプラン(V)、VKプランM、VKプランS、VKプラン、オフィスケータイプラン(VK)		
	イ 本割引に係る割引選択回線とは、本割引を選択する契約者回線、次表に定める割引を選択する5G契約者回線又は他網契約者回線をいいます。				
	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: right;">割引</td> </tr> <tr> <td>当社の5G約款に定める割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引又は特定割引（KDDI株式会社の5G約款に定める割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引又はLTE約款に定める複数回線複合割引をいいます。以下この(7)において同じとします。）</td> </tr> </table>			割引	当社の5G約款に定める割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引又は特定割引（KDDI株式会社の5G約款に定める割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引又はLTE約款に定める複数回線複合割引をいいます。以下この(7)において同じとします。）
割引					
当社の5G約款に定める割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引又は特定割引（KDDI株式会社の5G約款に定める割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引又はLTE約款に定める複数回線複合割引をいいます。以下この(7)において同じとします。）					
	ウ 本割引は、LTEデュアル（第3種LTEデュアルを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。				
	<p>(ア) (10)の適用を受けているもの (イ) 第2（通話料）1（適用）(27)又は(28)の適用を受けているもの</p>				
	エ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。				
	オ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出いただきます。				
	カ 当社は、オの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。				
	<p>(ア) 指定した割引選択回線群を構成する電気通信回線の数が2以上10以下でないとき。 (イ) その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 (ウ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。 (エ) 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の電気通信回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。 (オ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p>				
	キ 当社は、1の割引選択回線群を構成する契約者回線に係る契約者名義が異なる場合であっても、通信明細書の発行その他の取扱いについて、同一の契約者名義とみなして取り扱います。				
	ク 本割引の計算は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位（通則の規定により基本使用料を日割りする場合は、その日割りの期間単位とします。）で行います。				

	<p>ケ 本割引の適用の開始は、才に規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。</p> <p>コ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) LTEサービス利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(イ) 契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>(ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>(エ) LTE契約の解除があったとき。</p> <p>(オ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(カ) その他才のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>サ コの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合が生じたときは、1欄の規定によるものとします。</p>
区分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止、LTE契約の解除又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
備考 区分2のうち、第56条（基本使用料等の支払義務）第1項第2号又は第3号に該当するときは、同項第2号のイ及びウ又は第3号のア及びウに定める基本使用料については、LTE契約の解除があった日を含む料金月の末日まで本割引の対象とします。	
シ サの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用を廃止した後、本割引、(8)又は第2（通話料）1（適用）(23)の適用の申込みをしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。	
ス 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。	
セ 当社は、本割引の適用を受けている契約者が割引選択回線群を	

	<p>構成する契約者回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。</p> <p>ソ 当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限ります。）又はその目安となる金額を通知します。</p> <p>ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。</p> <p>タ 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、KDDI株式会社がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>																
(8) 契約者を単位とする基本使用料割引Iの適用 (グループディスカウント)	<p>ア 契約者を単位とする基本使用料割引I（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、割引選択回線群（(ア)に定める割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線（基本使用料の料金種別が(ウ)に定めるもの又は(7)の適用を受けているものを除きます。）に関する基本使用料について、(イ)に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>(ア) 割引選択回線</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">割引選択回線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">本割引を選択する契約者回線、当社の5G約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引Iを選択する5G契約者回線又はKDDI株式会社のau約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引I（以下この(8)欄において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 割引額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">1契約ごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その料金月の割引選択回線群を構成する電気通信回線の数 ((7)に相当する取扱いの適用を受けているものを除きます。)</td> <td>割引額</td> </tr> <tr> <td>2以上4以下の場合</td> <td>その料金月の基本使用料に0.15を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>5以上49以下の場合</td> <td>その料金月の基本使用料に0.20を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>50以上999以下の場合</td> <td>その料金月の基本使用料に0.25を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>1000以上の場合</td> <td>その料金月の基本使用料に0.28を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 基本使用料の料金種別</p>	割引選択回線		本割引を選択する契約者回線、当社の5G約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引Iを選択する5G契約者回線又はKDDI株式会社のau約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引I（以下この(8)欄において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線		1契約ごとに		その料金月の割引選択回線群を構成する電気通信回線の数 ((7)に相当する取扱いの適用を受けているものを除きます。)	割引額	2以上4以下の場合	その料金月の基本使用料に0.15を乗じて得た額	5以上49以下の場合	その料金月の基本使用料に0.20を乗じて得た額	50以上999以下の場合	その料金月の基本使用料に0.25を乗じて得た額	1000以上の場合	その料金月の基本使用料に0.28を乗じて得た額
割引選択回線																	
本割引を選択する契約者回線、当社の5G約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引Iを選択する5G契約者回線又はKDDI株式会社のau約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引I（以下この(8)欄において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線																	
1契約ごとに																	
その料金月の割引選択回線群を構成する電気通信回線の数 ((7)に相当する取扱いの適用を受けているものを除きます。)	割引額																
2以上4以下の場合	その料金月の基本使用料に0.15を乗じて得た額																
5以上49以下の場合	その料金月の基本使用料に0.20を乗じて得た額																
50以上999以下の場合	その料金月の基本使用料に0.25を乗じて得た額																
1000以上の場合	その料金月の基本使用料に0.28を乗じて得た額																

	基本使用料の料金種別
	<p>標準プラン、標準プラン2、標準プランN、シンプルN、カケホN、スーパー カケホN、ケータイ プラン、ケータイ シンプル プラン、ケータイ カケホ プラン、VK プランS (N)、VK プランM (N)、VK プランE (N)、カケホ、スーパー カケホ、シンプル、カケホ (V)、スーパー カケホ (V)、スーパー カケホ (V・a)、シンプル (V)、カケホ (ケータイ/V)、スーパー カケホ (ケータイ/V)</p>
	<p>イ 本割引は、LTE デュアル（第3種LTE デュアルを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。</p> <p>(ア) 定期LTE 契約に係るもの</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別がジュニアケータイ プランN、mamorinowatch プランN、ウォッチナンバープラン、ジュニアスマートフォン プラン、ジュニアスマートフォン プラン (V)、mamorinowatch プラン又はジュニアケータイ プランのもの</p> <p>(ウ) (6) 又は(10)の適用を受けているもの</p>
	<p>ウ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。</p>
	<p>エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出させていただきます。</p> <p>オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア) 指定した割引選択回線群を構成する電気通信回線の数が2以上でないとき。</p> <p>(イ) その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(ウ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。</p> <p>(エ) その申出のあった契約者回線が、第2（通話料）1（適用）(23)を選択する場合であって、その契約者回線と割引選択回線群を構成する他の電気通信回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引又は特定加入電話からの通話に係る通話料の割引における同一の割引選択回線群に属さないとき。</p> <p>(オ) 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の電気通信回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。</p> <p>(カ) その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるとき。</p> <p>(キ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p>

	<p>力 本割引の計算は、その契約者回線に係る基本使用料の料金種別ごとに料金月単位（通則の規定により基本使用料を日割りする場合は、その日割りの期間単位とします。）で行います。</p> <p>キ 本割引の適用は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、5G契約（本割引に相当する適用を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。）から開始します。</p> <p>ク 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) LTEサービス利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(イ) 契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>(ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>(エ) LTE契約の解除があったとき。</p> <p>(オ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(カ) その他才に列挙する規定のいずれかに該当することとなつたとき。</p> <p>ケ クの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合が生じたときは、1欄の規定によるものとします。</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>本割引の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。</td><td>その廃止日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>2 LTEサービスの利用の一時休止、LTE契約の解除又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</td><td>一時休止日、契約解除日又はLTEサービスの種類の変更日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。</td></tr> </tbody> </table>	区分	本割引の適用	1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。	2 LTEサービスの利用の一時休止、LTE契約の解除又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又はLTEサービスの種類の変更日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
区分	本割引の適用						
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。						
2 LTEサービスの利用の一時休止、LTE契約の解除又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又はLTEサービスの種類の変更日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。						
	<p>コ ケの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用の廃止（契約移行によるものを除きます。）後、本割引、(7)又は第2（通話料）1（適用）(23)の適用の申込み（5G約款に定める相当する申込みを含みます。）をしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。</p> <p>サ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じ</p>						

	<p>た場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>シ 当社は、その割引選択回線群を構成するいずれかの電気通信回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の電気通信回線について本割引の適用を廃止することがあります。</p> <p>ス 当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限ります。）又はその目安となる金額を通知します。</p> <p>ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。</p> <p>セ 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、ＫＤＤＩ株式会社がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がＫＤＤＩ株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>												
(9) 包括回線グループを単位とする基本使用料割引の適用 (シングル大口回線割引)	<p>ア 包括回線グループを単位とする基本使用料割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、あらかじめ契約者が選択した包括回線グループを構成する契約者回線に係る基本使用料について、包括回線グループを単位として次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>その料金月の包括回線グループを構成する契約者回線の数</th> <th>割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 以上 149 以下の場合</td> <td>その料金月の基本使用料に 0.10 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>150 以上 249 以下の場合</td> <td>その料金月の基本使用料に 0.15 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>250 以上 499 以下の場合</td> <td>その料金月の基本使用料に 0.20 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>500 以上 999 以下の場合</td> <td>その料金月の基本使用料に 0.30 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>1,000 以上の場合</td> <td>その料金月の基本使用料に 0.40 を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 本割引は、LTE モジュールの契約者回線であって、基本料の料金種別が次のいずれかに該当するものに限りに限り、選択することができます。</p> <p>(ア) LTE モジュールフラット</p> <p>(イ) LTE モジュールダブル定額</p> <p>ウ 当社は、本割引の適用の申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア) その契約者が、包括回線グループに係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p>	その料金月の包括回線グループを構成する契約者回線の数	割引額	50 以上 149 以下の場合	その料金月の基本使用料に 0.10 を乗じて得た額	150 以上 249 以下の場合	その料金月の基本使用料に 0.15 を乗じて得た額	250 以上 499 以下の場合	その料金月の基本使用料に 0.20 を乗じて得た額	500 以上 999 以下の場合	その料金月の基本使用料に 0.30 を乗じて得た額	1,000 以上の場合	その料金月の基本使用料に 0.40 を乗じて得た額
その料金月の包括回線グループを構成する契約者回線の数	割引額												
50 以上 149 以下の場合	その料金月の基本使用料に 0.10 を乗じて得た額												
150 以上 249 以下の場合	その料金月の基本使用料に 0.15 を乗じて得た額												
250 以上 499 以下の場合	その料金月の基本使用料に 0.20 を乗じて得た額												
500 以上 999 以下の場合	その料金月の基本使用料に 0.30 を乗じて得た額												
1,000 以上の場合	その料金月の基本使用料に 0.40 を乗じて得た額												

	<p>(イ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。</p> <p>(ウ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>エ 本割引の適用の開始は、イの規定により本割引の申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。</p> <p>オ 当社は、契約者から、本割引の適用を受けている包括回線グループを構成する全ての契約者回線について、一括して本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) LTEモジュール契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) ウの(ア)から(ウ)のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>カ オの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>本割引の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。</td><td>その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>2 LTEモジュール契約の解除があったとき。</td><td>契約解除日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。</td></tr> </tbody> </table> <p>キ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>	区分	本割引の適用	1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。	2 LTEモジュール契約の解除があったとき。	契約解除日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
区分	本割引の適用						
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。						
2 LTEモジュール契約の解除があったとき。	契約解除日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。						
(10) 契約者を単位とする金額指定割引の適用 (まるごとビジネス割引)	<p>ア 契約者を単位とする金額指定割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、(ア)に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（(イ)に定める割引選択回線により構成される回線群であって、契約者からあらかじめ(ウ)に定める指定期間及び指定金額の指定があったものをいいます。以下この欄において同じとします。）を構成するその契約者回線（LTEシングルに係るものを除きます。）に係る基本使用料について、(エ)に定める割引率を乗じて得た額（その料金月中に基本使用料の料金種別の変更があったときは、同一の基本使用料の料金種別が連続して適用されているその料金月中の期間ごとに日割り後の基本使用料の額（その期間中の基本使用料の料金種別に応じて定まる基本使用料の額をその期間中の日数に応じて日割りして得た額をいいます。）を算出し、その算出して得た日割り後の基本使用料の額のそれぞれに、その基本使用料の料金種別に応じて定まる(エ)に定める割引率を乗じて得た額を総合計して得た額とします。以下この欄において「本割引に係る基本使用料割引額」といいます。）の割引を行うことをいいます。</p> <p>(ア) 定額料</p>						
	1 割引選択回線群ごとに月額 料金額						

	税抜額 1,000 円(税込額 1,100 円)		
(イ) 割引選択回線			
	割引選択回線		
	本割引を選択する契約者回線又はKDDI株式会社のLTE約款に定める契約者を単位とする金額指定割引(以下この(10)において「特定割引」といいます。)を選択する他網契約者回線をいいます。		
(ウ) 指定期間及び指定金額			
	区分		
	指定期間	指定金額 税抜額(税込額)	
	1年	50,000 円(55,000 円)	
		300,000 円(330,000 円)	
		1,000,000 円(1,100,000 円)	
		5,000,000 円(5,500,000 円)	
		10,000,000 円(11,000,000 円)	
		30,000,000 円(33,000,000 円)	
		50,000,000 円(55,000,000 円)	
	2年	50,000 円(55,000 円)	
		300,000 円(330,000 円)	
		1,000,000 円(1,100,000 円)	
		5,000,000 円(5,500,000 円)	
		10,000,000 円(11,000,000 円)	
		30,000,000 円(33,000,000 円)	
		50,000,000 円(55,000,000 円)	
	3年	50,000 円(55,000 円)	
		300,000 円(330,000 円)	
		1,000,000 円(1,100,000 円)	
		5,000,000 円(5,500,000 円)	
		10,000,000 円(11,000,000 円)	
		30,000,000 円(33,000,000 円)	
		50,000,000 円(55,000,000 円)	
(エ) 割引率			
	基本使用料の料金種別	割引率	
	下欄以外の料金種別	50%	
	標準プラン	下欄以外の場合	60.48%
		通話定額ライトの適用を受けている場合	47.16%
		通話定額の適用を受けている場合	35.88%
	標準プランN	下欄以外の場合	14.78%
		通話定額ライトの適用を受けている場合	9.18%
		通話定額の適用を受けている場合	5.96%
	シンプルN	14.78%	
	カケホN	6.41%	
	スーパーカケホN	10.3%	

カテゴリーIのカケホ又はカケホ(V)	35.7%
カテゴリーIのスーパー・カケホ又はスーパー・カケホ(V)	46.87%
スーパー・カケホ(V・a)	38.56%
カケホ(ケータイ/V)	40.54%
スーパー・カケホ(ケータイ/V)	55.55%
シンプル又はシンプル(V)	60.48%
カテゴリーIIのカケホ又はカケホ(V)	37.68%
カテゴリーIIのスーパー・カケホ又はスーパー・カケホ(V)	50.33%

イ 本割引は、LTEサービス（第3種LTEデュアルを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

(ア) 第2種定期LTE契約又は第7種定期LTE契約に係るもの

(イ) 基本使用料の料金種別がタブレットプランライト4G、ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、VKプランS(N)、VKプランM(N)、VKプランE(N)、ジュニアケータイプランN、mamorinowatchプランN、ウォッチナンバープラン、ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン(V)、mamorinowatchプラン又はジュニアケータイプランのもの

(ウ) (6)、(7)又は(8)の適用を受けているもの

(エ) 第2（通話料）1（適用）(19)又は(23)の適用を受けているもの

(オ) 通話定額ライト2又は通話定額2の適用を受けているもの

(カ) 特定データ通信定額制V（データMAX定額2又はデータMAX定額1（データMAX4G LTE、データMAX4G LTE Netflixパック又はデータMAX4G LTE テレビパックに限ります。）に限ります。）の適用を受けているもの

ウ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出いただきます。

オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。

(イ) その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であって、指定した割引選択回線群を構成する電気通信回線の数が2以上でないとき。

(ウ) その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

	<p>るとき。</p> <p>(エ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。</p> <p>(オ) 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の電気通信回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。</p> <p>(カ) その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるとき。</p> <p>(キ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>カ 割引選択代表回線となる契約者回線に係る契約者は、(ア)に定める契約者回線群割引前月間累計額にKDDI株式会社のLTE約款に定める契約者回線群割引前月間累計額（その割引選択回線群を構成する他網契約者回線に係るものに限ります。）を加算した額（以下、この欄及び、第2（通話料）1（適用）(26)において「月間利用額」といいます。）が、契約者からあらかじめ申出のあった指定金額に満たないときは、(イ)に定める要支払額を支払っていただきます。</p> <p>ただし、本割引又はKDDI株式会社のLTE約款の規定に基づいて、その割引選択回線群が初めて構成された日（以下、この欄及び第2（通話料）1（適用）(26)において「割引選択回線群構成日」といいます。）を含む料金月については、この限りでありません。</p> <p>(ア) 契約者回線群割引前月間累計額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約者回線群割引前月間累計額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線において、その基本使用料の料金種別に応じて、その料金月に生じた次の①及び②の料金額の合計額</td> </tr> <tr> <td>① 基本使用料の額</td> </tr> <tr> <td>② 第2（通話料）1（適用）(26)のアに定める月間累計額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 要支払額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>次式により算出した額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支払額 = 未達額 × 50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上式において、未達額とは、その指定金額から月間利用額を減じて得た額とします。</p> <p>キ 本割引の計算は、料金月単位（通則の規定により基本使用料を日割りする場合は、その日割りの期間単位とします。）で行います。</p> <p>ク 本割引の適用は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日から開始します。</p> <p>ケ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該</p>	契約者回線群割引前月間累計額	その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線において、その基本使用料の料金種別に応じて、その料金月に生じた次の①及び②の料金額の合計額	① 基本使用料の額	② 第2（通話料）1（適用）(26)のアに定める月間累計額	次式により算出した額	要支払額 = 未達額 × 50%
契約者回線群割引前月間累計額							
その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線において、その基本使用料の料金種別に応じて、その料金月に生じた次の①及び②の料金額の合計額							
① 基本使用料の額							
② 第2（通話料）1（適用）(26)のアに定める月間累計額							
次式により算出した額							
要支払額 = 未達額 × 50%							

	<p>当する場合には、本割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) L T Eサービス利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(イ) 契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>(ウ) L T Eサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>(エ) L T E契約の解除があったとき。</p> <p>(オ) イの(イ)に定める基本使用料の料金種別への変更があったとき又はイの(オ)若しくは(カ)に該当することとなったとき。</p> <p>(カ) その他オのいずれか ((イ)を除きます。)に該当することとなったとき。</p> <p>コ ケの場合において、その廃止のあった契約者回線が割引選択代表回線であるときは、その割引選択回線群の中から新たに割引選択代表回線を指定していただきます。</p> <p>サ ケの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合が生じたときは、1欄の規定によるものとします。</p>
区分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日 (L T Eサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本用料について、本割引の適用の対象とします。
2 ケの(ウ)、(エ)又は(オ)により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
シ サの規定にかかわらず、本割引の適用を受けていた契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用の廃止 (契約移行に伴うものを除きます。)後、本割引、(7)、(8)若しくは(29)又は第2 (通話料) 1 (適用) (19)若しくは(23)の適用の申込み (5 G約款に定める相当する申込みを含みます。)をしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。	
ス ケの規定によるほか、当社は、割引選択回線群構成日を含む料金月から起算して、あらかじめ申出のあった指定期間が経過することとなる料金月の末日をもって、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について、本割引の適用を廃止します。	
セ 当社は、スの規定により本割引の適用を廃止したときは、その全ての契約者回線について、廃止日の翌日に、廃止前に適用を受けていたものと同じ指定期間及び指定金額を指定して、新たに本割引の適用の申出があったものとみなして取り扱います。	
	ただし、廃止日を含む料金月の翌料金月中に、契約者から新た

	<p>に本割引の適用を選択しない旨の申出があった場合は、この限りではありません。</p> <p>ソ 契約者は、アに規定する指定期間又は指定金額の変更（指定期間を変更する場合は変更前の指定期間より長期のものへの、指定金額を変更する場合は変更前の指定金額より高額のものへの変更に限ります。）を行うことができます。</p> <p>この場合において、変更後の区分は、その申出があった日を含む料金月の翌料金月から適用します。</p> <p>本割引が適用される料金月において、契約者回線又は他網契約者回線に係るLTEサービスの利用の一時中断又は利用中止があつた場合でも、ア及びカの規定を適用します。</p> <p>チ 割引選択代表回線が他網契約者回線である場合、契約者は、アの規定にかかわらず、定額料の支払いを要しません。</p> <p>ツ 割引選択代表回線となる契約者回線に係る契約者は、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。</p> <p>ただし、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、通信を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。</p> <p>テ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>ト 定額料については、日割りは行いません。</p> <p>ナ 削除</p> <p>ニ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>ヌ 当社は、その割引選択回線群を構成するいずれかの電気通信回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の電気通信回線について本割引の適用を廃止することができます。</p> <p>ネ 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、KDDI株式会社がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>
(11) 契約移行に 係るオプショ ン機能使用料 の取扱い	<p>ア 当社は、オプション機能（次表に定めるものを除きます。以下この欄において「LTEオプション機能」といいます。）の提供の請求があった場合であって、その請求が5G契約（その5G契約者について、請求のあったLTEオプション機能に相当するオプション機能（以下この欄において「5Gオプション機能」といいます。）の提供を受けているものに限ります。）からの契約移行と同</p>

	<p>時に行われたものであるとき（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。）は、契約移行のあった日を含む料金月のそのオプション機能使用料について、契約移行のあった日を含む料金月の初日（その料金月において、その5Gオプション機能の提供の開始があった場合は、その日とします。）から、そのLTEオプション機能の提供があったものとみなして取り扱います。</p> <p>割込通話機能、LTE NET機能、LTE NET for DATA機能、番号変換機能、番号変換文字メッセージ受信機能、WiMAX利用機能</p> <p>イ 契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、契約移行後の5G契約者回線について、契約移行前の契約者回線について提供を受けていたLTEオプション機能に相当する5Gオプション機能又はの提供の請求があったときは、契約移行のあった日を含む料金月のそのLTEオプション機能に係るオプション機能使用料については、当社の5G約款の規定（アに相当するものをいいます。）に定めるところによります。</p> <p>ウ 契約移行（第2種LTEデュアルに係るものに限ります。）があった場合、ア又はイの取扱いにおいて、アの表に定めるオプション機能に割込通話機能を含めないものとします。</p>
(12) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料の適用	<p>ア 当社は、海外ローミング機能について、2（料金額）に規定する国又は地域（その移動無線装置が接続されている外国事業者の無線基地局設備又は機内携帯通話システムによりその外国事業者の電気通信サービスが提供される場所をいい、以下「海外利用地域」といいます。）及び別表1（オプション機能）8欄に規定する利用形態に応じて、オプション機能使用料を適用します。</p> <p>イ アの規定によるほか、当社は、ナンバーシェア主回線に接続されている移動無線装置が海外利用地域に在圏している場合であって、その契約者回線又はその契約者回線に係るナンバーシェア副回線への通話があったときは、その着信に応答した契約者回線にかかるわらず、ナンバーシェア主回線について着信通話利用があつたものとして、その契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する海外利用地域に応じて、オプション機能使用料を適用します。</p> <p>ウ 着信通話利用に係る料金額として、2（料金額）に規定する料金額は、海外ローミング機能の利用に係るオプション機能使用料のほか、KDDI株式会社の電話サービス等契約約款に定める国際ローミング着信自動通話に係る通話料を含みます。</p>
(13) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料への定額制の適用 （世界データ）	<p>ア 当社は、エに定める利用開始登録又は利用開始の予約登録があった場合に、利用開始登録が完了した時点又は予約登録時に指定した利用開始日時から起算して、エの規定により海外定額対象回線の契約者が選択した利用日数に係る時間（利用日数に24を乗じた時間をいいます。）が経過するまでの間（以下「海外定額制選択期間」といいます。）、その契約者回線の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（海外LTE NET利用又は海外L</p>

定額)	<p>TE NET for DATA利用（別表3に規定する海外利用地域に係るものに限ります。以下「海外定額対象利用」といいます。）に係るものに限ります。）について、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する定額料を適用する取扱い（以下「海外ローミング機能定額制」といいます。）を行います。</p> <p>1 契約者回線ごとに選択した利用日数1日につき</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">区分</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">定額料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">(ア) (イ)以外の場合</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">980円</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(イ) 利用開始の予約登録を行った場合</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">690円</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 予約登録時に指定した利用開始日時を過ぎて利用を開始した場合（選択した利用日数に係る時間が経過するまでに開始した場合に限ります。）、アの規定にかかわらず、その海外定額対象利用に係る海外定額制選択期間は、利用を開始した日時から起算します。</p> <p>ウ 海外ローミング機能定額制は、海外定額対象回線（LTEサービスの契約者回線（当社が別に定めるところにより、海外ローミング機能定額制の適用拒否に係る登録が完了したもの）を除きます。）であって、第3（データ通信料）1（適用）(6)の3に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除を選択しているものをいいます。以下同じとします。）に限り、適用を受けることができます。</p> <p>エ 海外定額対象回線の契約者は、海外ローミング機能定額制の適用（海外定額制選択期間の経過後の新たな適用を含みます。）を受けるにあたり、当社が別に定める方法により、次表に定める利用日数を選択して利用開始登録又は利用開始の予約登録を行っていただきます。</p> <p>利用開始の予約登録を行う場合は、利用日数のほか、利用を開始する日時及び海外利用地域を指定していただきます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">区分</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">利用日数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">(ア) (イ)以外の場合</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">1日から8日までの各日数</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(イ) 利用開始の予約登録を行う場合</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">1日から30日までの各日数</td></tr> </tbody> </table> <p>オ 当社は、海外ローミング機能定額制の適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、その適用を廃止します。</p> <p>(ア) データ通信総量速度規制の一時解除の適用の廃止があったとき。</p> <p>(イ) 海外ローミング機能定額制の適用拒否の登録があり、その登録が完了したとき。</p> <p>カ エに定める利用開始登録又は利用開始の予約登録を行った契約者回線の契約者は、海外定額制選択期間における海外定額対象利用の有無にかかわらず又は選択した利用日数に満たない時間の海外定額対象利用であっても、アに定める定額料の支払いを要します。</p> <p>キ 海外ローミング機能定額制に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	区分	定額料	(ア) (イ)以外の場合	980円	(イ) 利用開始の予約登録を行った場合	690円	区分	利用日数	(ア) (イ)以外の場合	1日から8日までの各日数	(イ) 利用開始の予約登録を行う場合	1日から30日までの各日数
区分	定額料												
(ア) (イ)以外の場合	980円												
(イ) 利用開始の予約登録を行った場合	690円												
区分	利用日数												
(ア) (イ)以外の場合	1日から8日までの各日数												
(イ) 利用開始の予約登録を行う場合	1日から30日までの各日数												

<p>(13) の 2 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料への2段階定額制の適用 (海外ダブル定額)</p>	<p>ア 当社は、海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（海外定額対象利用 ((13)の適用を受けるものを除きます。)に係るものに限ります。以下この欄において「本料金」といいます。)について、2 (料金額) の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用する取扱い（以下「海外ローミング機能2段階定額制」といいます。）を行います。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">1 契約者回線ごとに日額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">2 (料金額) に規定する料金額により算定した本料金の1日あたりの合計額</th><th style="text-align: center;">料金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0円以上 1,980円以下の場合</td><td style="text-align: center;">2 (料金額) に規定する料金額により算定した額</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,981円以上 40,000円以下の場合</td><td style="text-align: center;">1,980円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">40,001円以上 41,000円以下の場合</td><td style="text-align: center;">2 (料金額) に規定する料金額により算定した額から 40,000円を差し引いた額に 1,980円を加算した額</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">41,001円以上の場合</td><td style="text-align: center;">2,980円</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="padding-top: 5px; border-top: none;"> 備考 この表に規定する1日とは、本邦の時刻の午前0時00分00秒から午後11時59分59秒までの間をいいます。 </td></tr> </tbody> </table> <p>イ 海外ローミング機能2段階定額制は、LTEサービス又はLTEデータプリペイドの契約者回線に限り、適用します。</p>	1 契約者回線ごとに日額		2 (料金額) に規定する料金額により算定した本料金の1日あたりの合計額	料金額	0円以上 1,980円以下の場合	2 (料金額) に規定する料金額により算定した額	1,981円以上 40,000円以下の場合	1,980円	40,001円以上 41,000円以下の場合	2 (料金額) に規定する料金額により算定した額から 40,000円を差し引いた額に 1,980円を加算した額	41,001円以上の場合	2,980円	備考 この表に規定する1日とは、本邦の時刻の午前0時00分00秒から午後11時59分59秒までの間をいいます。	
1 契約者回線ごとに日額															
2 (料金額) に規定する料金額により算定した本料金の1日あたりの合計額	料金額														
0円以上 1,980円以下の場合	2 (料金額) に規定する料金額により算定した額														
1,981円以上 40,000円以下の場合	1,980円														
40,001円以上 41,000円以下の場合	2 (料金額) に規定する料金額により算定した額から 40,000円を差し引いた額に 1,980円を加算した額														
41,001円以上の場合	2,980円														
備考 この表に規定する1日とは、本邦の時刻の午前0時00分00秒から午後11時59分59秒までの間をいいます。															
<p>(14) 特定料金種別の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料の取扱い I</p>	<p>ア 特定料金種別（第2（通話料）1（適用）(12)の2に定めるものをいいます。以下同じとします。）を選択しているLTE契約者は、その契約者回線の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（海外LTE NET利用又は海外LTE NET for DATA利用に係るものに除きます。）について、その契約者回線に係る、第2（通話料）1（適用）(12)の4に定める国際SMS送信料控除可能額から国際SMS送信料控除額を差し引いた額を上限とする額（以下「海外ローミング通話料金控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。</p> <p>イ 当社は、特定料金種別の適用を受けている契約者回線について、アの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「海外ローミング通話料金控除額」といいます。）が海外ローミング通話料金控除可能額に満たない場合は、(14)の2に規定する取扱いを行います。</p>														
<p>(14) の 2 特定料金種別の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料の取扱い II</p>	<p>特定料金種別を選択しているLTE契約者は、その契約者回線の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料 ((13)又は(13)の2の適用を受けるものを除き、海外LTE NET利用又は海外LTE NET for DATA利用に係るものに限ります。)について、その契約者回線に係る、海外ローミング通話料金控除可能額から海外ローミング通話料金控除額を差し引いた額を上限とする額（以下「海外ローミングデータ料金控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。</p>														

(15) 削除	削除						
(16) 番号変換機能に係るオプション機能使用料の適用	<p>ア 別表1（オプション機能）に規定する番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、第56条（基本使用料等の支払義務）第1項の規定にかかわらず、その番号変換機能の提供を開始した日の翌日（その番号変換機能の提供を開始した日とその契約者回線が所属するユーザグループ（同欄に規定するユーザグループをいいます。以下同じとします。）が構成された日（以下この欄において「構成日」といいます。）とが同日の場合は、その番号変換機能の提供を開始した日とします。）から起算してその番号変換機能の廃止があった日までの期間中の料金月の末日（その料金月において番号変換機能の廃止（そのユーザグループに係るユーザグループ構成回線（同欄に規定するユーザグループ構成回線をいいます。以下同じとします。）の数が0となるものに限ります。）があったときは、その廃止日（以下「ユーザグループ廃止日」といいます。）とします。）においてユーザグループ代表者（同欄に規定するユーザグループ代表者をいいます。以下同じとします。）である場合、そのユーザグループに係る番号変換機能に係るその料金月のオプション機能使用料（その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループが構成された場合又はユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が0となった場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて日割りした額とします。）について、2（料金額）に規定する料金の支払いを要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>基本使用料の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td><td>その料金月の初日（その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループが構成された場合は、その構成日の翌日）</td></tr> <tr> <td>適用終了日</td><td>その料金月の末日（その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が0となった場合は、そのユーザグループ廃止日）</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 番号変換機能に係るオプション機能使用料については、第56条（基本使用料等の支払義務）第2項の規定中、「au（LTE）通信サービスを全く利用することができない状態」を「所属するユーザグループに係る全てのユーザグループ構成回線から内線番号（別表1（オプション機能）10欄に規定する内線番号をいいます。）による通話の発信ができない状態」に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。</p>	区分	基本使用料の適用	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループが構成された場合は、その構成日の翌日）	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が0となった場合は、そのユーザグループ廃止日）
区分	基本使用料の適用						
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループが構成された場合は、その構成日の翌日）						
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が0となった場合は、そのユーザグループ廃止日）						
(17) 保留転送機能に係るオプション機能使用料の適用	<p>ア 別表1（オプション機能）に規定する保留転送機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、第56条（基本使用料等の支払義務）第1項の規定にかかわらず、その保留転送機能の提供を開始した日の翌日から起算してその保留転送機能の廃止があった日（料金月の末日以外の日にLTE契約の解除があった場合は、その契約解除日の前日）までの期間（以下この欄において「オプション機能使用料の支払いをする期間」といいます。）について、</p>						

	<p>2(料金額)に規定する料金の支払いを要します</p> <p>イ 保留転送機能に係るオプション機能使用料については、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、保留転送機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、そのオプション機能使用料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。</p> <p>ウ 当社は、オプション機能使用料の支払いを要する期間が1の料金月に満たない場合は、その提供日数に応じてオプション機能使用料を日割りします。</p>						
(18) 番号変換文字メッセージ受信機能に係るオプション機能使用料の適用	<p>ア 別表1(オプション機能)に規定する番号変換文字メッセージ受信機能に係るオプション機能使用料は、その料金月の初日に登録されているログインID(別表1(オプション機能)13欄の備考に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係るログインID利用者(そのログインIDにより特定される特定固定サービスの電気通信回線に係る契約を締結している者をいいます。以下同じとします。)に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換文字メッセージ受信機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、そのオプション機能使用料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。</p> <p>イ 当社は、通則の規定にかかわらず、そのオプション機能使用料の日割りを行いません。</p>						
(19) LTE NET機能又はLTE NET T for DATA機能に係るオプション機能使用料の適用	<p>LTE契約者(その契約者回線の基本使用料の料金種別又はLTEサービスの種類が次表の左欄に定めるものに限ります。)は、その契約者回線について、それぞれ同表の右欄に定めるオプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別又はLTEサービスの種類</th><th>オプション機能</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ジュニアケータイプランN、mamorinowatchプランN、ウォッチナンバープラン、mamorinowatchプラン、ジュニアケータイプラン、タブレットプランライト4G、タブレットプラン20、タブレットデータシェアプラン、Quastationプランds、無線LAN STICKプランds</td><td>LTE NET機能</td></tr> <tr> <td>モバイルルータープラン、ホームルータープラン、WiMAX2+フラットfor DATA、WiMAX2+フラットfor DATA EX、WiMAX2+フラットfor HOME、WiMAX2+フラットfor DATA(L)、WiMAX2+フラットfor DATA EX(L)、WiMAX2+フラットfor HOME(L)(以下「WiMAX2+</td><td>LTE NET for DATA機能</td></tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別又はLTEサービスの種類	オプション機能	ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ジュニアケータイプランN、mamorinowatchプランN、ウォッチナンバープラン、mamorinowatchプラン、ジュニアケータイプラン、タブレットプランライト4G、タブレットプラン20、タブレットデータシェアプラン、Quastationプランds、無線LAN STICKプランds	LTE NET機能	モバイルルータープラン、ホームルータープラン、WiMAX2+フラットfor DATA、WiMAX2+フラットfor DATA EX、WiMAX2+フラットfor HOME、WiMAX2+フラットfor DATA(L)、WiMAX2+フラットfor DATA EX(L)、WiMAX2+フラットfor HOME(L)(以下「WiMAX2+	LTE NET for DATA機能
基本使用料の料金種別又はLTEサービスの種類	オプション機能						
ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ジュニアケータイプランN、mamorinowatchプランN、ウォッチナンバープラン、mamorinowatchプラン、ジュニアケータイプラン、タブレットプランライト4G、タブレットプラン20、タブレットデータシェアプラン、Quastationプランds、無線LAN STICKプランds	LTE NET機能						
モバイルルータープラン、ホームルータープラン、WiMAX2+フラットfor DATA、WiMAX2+フラットfor DATA EX、WiMAX2+フラットfor HOME、WiMAX2+フラットfor DATA(L)、WiMAX2+フラットfor DATA EX(L)、WiMAX2+フラットfor HOME(L)(以下「WiMAX2+	LTE NET for DATA機能						

	<p>「フラットプラン」といいます。)</p> <p>第3種LTEデュアル</p>	LTE NET機能又はLTE NET for DATA機能															
(20) テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の適用	<p>ア 当社は、料金月の起算日以外の日に、別表1（オプション機能）に規定するテザリング利用機能の提供の開始又は廃止があった場合、通則の規定にかかわらず、そのオプション機能使用料の日割りを行いません。</p> <p>イ LTE契約者は、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている場合（特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額20又はデータ定額30に限ります。）又は特定データ通信定額制Ⅲ（V）（データ定額20（V）又はデータ定額30（V）に限ります。）の適用を受けている場合を除きます。）、その料金月のテザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th colspan="2">基本使用料の料金種別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアル</td><td>カテゴリーII</td><td>標準プラン、標準プラン2、標準プランN、ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、VKプランS（N）、VKプランM（N）、VKプランE（N）</td></tr> <tr> <td>第1種LTEデュアル</td><td>カテゴリーI</td><td>LTEプランS、カケホ、スーパー カケホ、ジュニアスマートフォンプラン、カケホ（ケータイ／V）、スーパー カケホ（ケータイ／V）、VKプランM、VKプランS、VKプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）</td></tr> <tr> <td>第2種LTEデュアル</td><td>カテゴリーI</td><td>カケホ（V）、スーパー カケホ（V）、スーパー カケホ（V・a）、ジュニアスマートフォンプラン（V）、カケホ（ケータイ／V）、スーパー カケホ（ケータイ／V）、VKプランM、VKプランS、VKプラン又はオフィスケータイプラン（VK）</td></tr> <tr> <td>第1種シングル及び第3種シングル</td><td>カテゴリーII</td><td>タブレットプランライト 4G</td></tr> </tbody> </table>	区分	基本使用料の料金種別		第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアル	カテゴリーII	標準プラン、標準プラン2、標準プランN、ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、VKプランS（N）、VKプランM（N）、VKプランE（N）	第1種LTEデュアル	カテゴリーI	LTEプランS、カケホ、スーパー カケホ、ジュニアスマートフォンプラン、カケホ（ケータイ／V）、スーパー カケホ（ケータイ／V）、VKプランM、VKプランS、VKプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）	第2種LTEデュアル	カテゴリーI	カケホ（V）、スーパー カケホ（V）、スーパー カケホ（V・a）、ジュニアスマートフォンプラン（V）、カケホ（ケータイ／V）、スーパー カケホ（ケータイ／V）、VKプランM、VKプランS、VKプラン又はオフィスケータイプラン（VK）	第1種シングル及び第3種シングル	カテゴリーII	タブレットプランライト 4G
区分	基本使用料の料金種別																
第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアル	カテゴリーII	標準プラン、標準プラン2、標準プランN、ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、VKプランS（N）、VKプランM（N）、VKプランE（N）															
第1種LTEデュアル	カテゴリーI	LTEプランS、カケホ、スーパー カケホ、ジュニアスマートフォンプラン、カケホ（ケータイ／V）、スーパー カケホ（ケータイ／V）、VKプランM、VKプランS、VKプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）															
第2種LTEデュアル	カテゴリーI	カケホ（V）、スーパー カケホ（V）、スーパー カケホ（V・a）、ジュニアスマートフォンプラン（V）、カケホ（ケータイ／V）、スーパー カケホ（ケータイ／V）、VKプランM、VKプランS、VKプラン又はオフィスケータイプラン（VK）															
第1種シングル及び第3種シングル	カテゴリーII	タブレットプランライト 4G															
(21) 削除	削除																
(22) WiMAX利用機能に係るオプション機能使用料の	<p>ア 別表1（オプション機能）に規定するWiMAX利用機能（タイプIIに限ります。）の提供を受けている契約者回線の契約者は、その契約者回線について同19欄に規定するハイスピードプラスエリアモードを選択してデータ通信（KDDI株式会社が提供す</p>																

適用	<p>るローミングに係るものを含みます。)を行った料金月において、2(料金額)に規定するハイスピードプラスエリアモードの利用に係る加算額(以下「プラスエリアモード加算額」といいます。)の支払いを要します。</p> <p>イ 当社は、通則の規定にかかわらず、プラスエリアモード加算額の日割りを行いません。</p> <p>ウ 第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線(特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引(この約款又はLTE約款に定めるものをいい、以下この欄において「特定割引」といいます。)に係る判定用回線として指定されているものに限ります。)の契約者は、アの規定にかかわらず、次表に定める期間、プラスエリアモード加算額の支払いを要しません。</p> <table border="1" data-bbox="473 691 1454 983"> <thead> <tr> <th>期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="477 691 1454 983">その第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線を判定用回線として指定した特定割引の申出を当社又はKDDI株式会社が承諾した日を含む料金月(当社が定める事由に該当する場合は、承諾した日を含む料金月の翌料金月します。)から、その特定割引の適用を廃止する事由が生じた日を含む料金月までの間</td></tr> </tbody> </table> <p>エ 契約者は、契約移行のあった日を含む料金月において、5G約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用の判定用回線(タイプIIIの判定用固定サービス(5Gシングルに限ります。)に係るものに限ります。)又は固定代替回線として指定されている場合、アの規定にかかわらず、その料金月のプラスエリアモード加算額の支払いを要しません。</p>	期間	その第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線を判定用回線として指定した特定割引の申出を当社又はKDDI株式会社が承諾した日を含む料金月(当社が定める事由に該当する場合は、承諾した日を含む料金月の翌料金月します。)から、その特定割引の適用を廃止する事由が生じた日を含む料金月までの間														
期間																	
その第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線を判定用回線として指定した特定割引の申出を当社又はKDDI株式会社が承諾した日を含む料金月(当社が定める事由に該当する場合は、承諾した日を含む料金月の翌料金月します。)から、その特定割引の適用を廃止する事由が生じた日を含む料金月までの間																	
(23) 特定のオプション機能の加入を条件とするオプション機能使用料の割引の適用(電話きほんパック、電話きほんパック(V))	<p>ア 特定のオプション機能の加入を条件とするオプション機能使用料の割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、その契約者回線について、(ア)に定めるオプション機能(以下この欄において「特定オプション機能」といいます。)の全ての提供を受けている場合に、その料金月の特定オプション機能に係るオプション機能使用料を合計した額に(イ)に定める割引率を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。</p> <p>(ア) 特定オプション機能</p> <table border="1" data-bbox="473 1567 1454 1747"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>特定オプション機能</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="477 1574 1454 1619">タイプIII</td><td data-bbox="477 1574 1454 1619">留守番伝言機能、三者通話機能、迷惑電話拒否機能</td></tr> <tr> <td data-bbox="477 1626 1454 1715">タイプIV</td><td data-bbox="477 1626 1454 1715">留守番伝言機能、三者通話機能、割込通話機能、迷惑電話拒否機能</td></tr> </tbody> </table> <p>(イ) 割引率</p> <table border="1" data-bbox="473 1754 1454 2030"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">割引率</th><th>料金額</th></tr> <tr> <th>税抜額(税込額)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="477 1843 1454 1888">タイプIII</td><td data-bbox="477 1843 1454 1888">2(料金額)に定める特定オプション機能のオプション機能使用料の合計額(以下この(23)において「特定オプション料合計」といいます。)</td><td data-bbox="1176 1843 1454 1888">300円(330円)</td></tr> <tr> <td data-bbox="477 1895 1454 1940">タイプIV</td><td data-bbox="477 1895 1454 1940"></td><td data-bbox="1176 1895 1454 1940">400円(440円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	特定オプション機能	タイプIII	留守番伝言機能、三者通話機能、迷惑電話拒否機能	タイプIV	留守番伝言機能、三者通話機能、割込通話機能、迷惑電話拒否機能	区分	割引率	料金額	税抜額(税込額)	タイプIII	2(料金額)に定める特定オプション機能のオプション機能使用料の合計額(以下この(23)において「特定オプション料合計」といいます。)	300円(330円)	タイプIV		400円(440円)
区分	特定オプション機能																
タイプIII	留守番伝言機能、三者通話機能、迷惑電話拒否機能																
タイプIV	留守番伝言機能、三者通話機能、割込通話機能、迷惑電話拒否機能																
区分	割引率	料金額															
		税抜額(税込額)															
タイプIII	2(料金額)に定める特定オプション機能のオプション機能使用料の合計額(以下この(23)において「特定オプション料合計」といいます。)	300円(330円)															
タイプIV		400円(440円)															

		額」といいます。)からそれぞれ右欄に定める額を差し引いた額を、特定オプション料合計額で除して得た値			
		<p>イ そのLTE契約が、契約移行により締結されたものである場合(契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。)であって、その契約移行のあった日を含む料金月において、契約移行前の5G契約者回線について、当社の5G約款に定める本割引に相当する割引に係る特定オプション機能(以下この(23)において「5Gオプション機能」といいます。)の提供を受けているときは、本割引の適用にあたり、その料金月において、この約款に基づく特定オプション機能(5Gオプション機能に相当するものに限ります。)の提供があつたものとして取扱います。</p> <p>この場合において、契約移行のあった日を含む料金月における、その5Gオプション機能のオプション機能使用料を、アに定めるオプション機能使用料に含めるものとします。</p> <p>ウ 本割引の計算は、料金月単位で行います。</p> <p>エ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>オ 契約移行があつた場合(契約移行のあった日を含む料金月において、第2種LTEデュアルの提供を受けている場合を除きます。)であって、契約移行後の5G契約者回線について、5G約款に定める特定のオプション機能の加入を条件とするオプション機能使用料の割引の適用を受けるときは、アからエの規定にかかわらず、契約移行のあった日を含む料金月の特定オプション機能に係るオプション機能使用料については、当社の5G約款の規定(アからエに相当するものをいいます。)に定めるところによります。</p>			
(23)の2 国内通話定額2の適用を受ける契約者回線に係るオプション機能使用料の適用		<p>ア 国内通話定額2の適用を受けている場合、その料金月の次表に定めるオプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>オプション機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>留守番伝言機能、第三者通話機能、割込通話機能、迷惑電話拒否機能</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アに定める場合のほか、国内通話定額2の適用の申出があり、その申出があつた日を含む料金月の翌料金月からその国内通話定額2を適用した場合(その申出があつた日を含む料金月に、アの表のいずれかのオプション機能の提供の請求があつた場合に限ります。)、申出があつた日を含む料金月について、アの表に定めるオプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。</p> <p>ウ 契約移行があつた場合(その契約移行のあった日を含む料金月(以下この欄において「契約移行月」といいます。)において、国内通話定額2の適用を受けている場合に限ります。)、契約移行月</p>	オプション機能	留守番伝言機能、第三者通話機能、割込通話機能、迷惑電話拒否機能	
オプション機能					
留守番伝言機能、第三者通話機能、割込通話機能、迷惑電話拒否機能					

	の対象オプション機能（当社の5G約款に定めるオプション機能（アの表に定めるものに相当するものに限ります。）をいいます。）のオプション機能使用料についても支払いを要しません。																		
(24) 特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用 (auスマートバリュー)	<p>ア 特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、割引選択回線群（割引対象回線（イに定めるものをいいます。以下この欄から(26)の3において同じとします。）及び1又は2の判定用回線（ウに定めるものをいいます。以下この欄から(26)の3において同じとします。）により構成される回線群をいいます。以下この欄から(26)の3において同じとします。）を構成する契約者回線（本割引を選択するものに限ります。）に係る基本使用料等（この約款の規定により支払いを要することとされるau（LTE）通信サービスの料金（基本使用料（LTEプラン、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、LTEプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）又はオフィスケータイプラン（VK）のものを除きます。）、オプション機能使用料（海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。）、通話料（au国際通話及び国際SMS送信に係るものを除きます。）及びデータ通信料（第3（データ通信料）1（適用）(6)の3に定める購入データ量に係るものを除きます。）に限ります。）、付随サービスに関する料金等（料金安心サービスに関する料金及びauスマートサポート接続サービス利用料に限ります。）及び当社が別に定める料金をいいます。以下この欄及び(26)の3において同じとします。）について、次表に定める額（基本使用料等の額が次表に定める額に満たない場合は、基本使用料等の額とします。）の割引を行うことをいいます。</p> <p>① ②から⑦以外の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">1 契約ごとに月額</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>割引額</th> </tr> <tr> <th></th> <th>税抜額（税込額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 本割引の適用を開始した料金月から起算して24料金月が経過するまでの各料金月</td> <td>1,410円 (1,551円)</td> </tr> <tr> <td>2 本割引の適用を開始した料金月から起算して24料金月超の各料金月</td> <td>934円 (1,027.4円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い（データ定額10、データ定額13、データ定額30、データ定額10（V）、データ定額13（V）、データ定額30（V）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）のデータ定額10（ケータイ／V）若しくはデータ定額13（ケータイ／V）に限ります。）の適用を受けている場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">1 契約ごとに月額</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>割引額</th> </tr> <tr> <th></th> <th>税抜額（税込額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 本割引の適用を開始した料金月から起算し</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	1 契約ごとに月額		区分	割引額		税抜額（税込額）	1 本割引の適用を開始した料金月から起算して24料金月が経過するまでの各料金月	1,410円 (1,551円)	2 本割引の適用を開始した料金月から起算して24料金月超の各料金月	934円 (1,027.4円)	1 契約ごとに月額		区分	割引額		税抜額（税込額）	1 本割引の適用を開始した料金月から起算し	2,000円
1 契約ごとに月額																			
区分	割引額																		
	税抜額（税込額）																		
1 本割引の適用を開始した料金月から起算して24料金月が経過するまでの各料金月	1,410円 (1,551円)																		
2 本割引の適用を開始した料金月から起算して24料金月超の各料金月	934円 (1,027.4円)																		
1 契約ごとに月額																			
区分	割引額																		
	税抜額（税込額）																		
1 本割引の適用を開始した料金月から起算し	2,000円																		

	て 24 料金月が経過するまでの各料金月	(2,200 円)
	2 本割引の適用を開始した料金月から起算して 24 料金月超の各料金月	934 円 (1,027.4 円)
(3) その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い（データ定額 2、データ定額 3、データ定額 2（V）、データ定額 3（V）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-ii）のデータ定額 2（ケータイ／V）若しくはデータ定額 3（ケータイ／V）に限ります。）の適用を受けている場合又は基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン若しくはジュニアスマートフォンプラン（V）である場合		
1 契約ごとに月額		
割引額		
税抜額 934 円（税込額 1,027.4 円）		
(4) その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い（データ定額 1、データ定額 1（V）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-ii）のデータ定額 1（ケータイ／V）に限ります。）の適用を受けている場合		
1 契約ごとに月額		
区分		
割引額		
税抜額（税込額）		
1 本割引の適用を開始した料金月から起算して 24 料金月が経過するまでの各料金月	934 円 (1,027.4 円)	
2 本割引の適用を開始した料金月から起算して 24 料金月超の各料金月	500 円 (550 円)	
(5) その料金月の末日において、特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（V）の適用を受けている場合		
1 契約ごとに月額		
第 3（データ通信料）1（適用）(3)の 12 又は(3)の 13 の規定により適用する定額料		
割引額		
税抜額（税込額）		
区分 1 又は区分 2 に定める定額料を適用する場合	500 円 (550 円)	
区分 3、区分 4 又は区分 5 に定める定額料を適用する場合	1,000 円 (1,100 円)	
備考 その料金月の末日において適用を受けている基本使用料の料金種別がシンプル又はシンプル（V）の場合、区分 1 に定める定額料を適用する場合の割引額は 0 円とします。		
(6) その料金月の末日において、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている場合		
1 契約ごとに月額		
割引額		
税抜額 500 円（税込額 550 円）		
備考 第 3（データ通信料）1（適用）(3)の 18 の規定により		

同(3)の18の区分1に定める定額料を適用する場合の割引額は0円とします。

- ⑦ その料金月の末日において、特定データ通信定額制Ⅲ、特定データ通信定額制Ⅲ(V)、特定データ通信定額制Ⅳ、特定データ通信定額制Ⅴ若しくは特定データ通信定額制Ⅵの適用を受けている場合又は基本使用料の料金種別がタブレットプラン20である場合

1 契約ごとに月額

割引額
税抜額 1,000 円(税込額 1,100 円)

イ 本割引に係る割引対象回線とは、本割引若しくは次表の左欄に定める取扱いを選択又はその適用を受けることとなる電気通信回線をいいます。

取扱い	名称
LTE 約款又は5G 約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引	スマートバリュー
この約款、LTE 約款又は5G 約款に定める特定回線群に係る基本使用料等の割引	家族割プラス
この約款若しくはLTE 約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする第2種LTE シングル等の契約者回線に係る基本使用料の減額適用	ルーター割引
この約款又はLTE 約款に定める特定サービスの判定用回線に係る契約を条件とする基本使用料等の減額適用	据置ルーター割引
この約款若しくはLTE 約款に定める固定代替回線の指定に伴うプラスエリアモード加算額の減額適用又は5G 約款に定める固定代替回線の指定に伴うプラスエリアモード加算額の減額適用	固定代替割引
UQmII 約款に定める自宅セット割	自宅セット割

備考

- 以下この(24)から(26)の3において、上欄の取扱いは、それぞれ同表の右欄に定める名称を使用します。
- その契約者回線に係る契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）である場合、「家族割プラス」を「法人割プラス」に読み替えます。以下同じとします。
- 上欄の取扱いについて、当社が提供するもののみを示す場合は「OCT」を、KDDI 株式会社が提供するものは「KDDI」を、それぞれの名称の前にを付加したものに読み替えます。以下同じとします。

ウ 本割引に係る判定用回線とは、次の規定に基づき指定された電気通信回線（判定用固定サービス（次表に定めるいずれかの種類のサービスをいいます。以下この欄から(26)の3において同じとします。）の提供を受けるための契約の申込みについて、それぞれ

	<p>判定用固定事業者（判定用固定サービスを提供する電気通信事業者をいいます。以下この欄から(26)の3において同じとします。）がその登録を完了したものに限ります。）をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>判定用固定サービス</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプI</td><td>当社が別に定めるインターネットサービス及び電話サービス（そのインターネットサービスと合わせて選択することができるものに限ります。）</td></tr> <tr> <td>タイプII</td><td>当社が別に定めるインターネットサービス、電話サービス及びテレビサービス（本割引の適用にあたり、テレビサービスに相当すると当社が認めるものを含みます。）のうちいずれか2のサービス（そのサービスは他の1のサービスと合わせて選択することができるものに限ります。以下この欄から(26)の3において同じとします。）</td></tr> <tr> <td>タイプIII</td><td>この約款若しくはLTE約款に定めるLTEシングル又は5G約款に定める5Gシングル</td></tr> <tr> <td>タイプIV</td><td>UQC約款に定めるWiMAX+5Gサービス（特定MNOのMVNOが提供する当社が別に定めるサービスを含みます。）であって、その電気通信サービスに係る電話番号がM2M等専用番号（電気通信番号規則別表第3号に定める電気通信番号に定めるものをいいます。）以外のもの</td></tr> </tbody> </table> <p>エ 本割引は、LTEサービスの契約者回線であって、次のいずれかに該当するものに限り、選択することができます。</p> <p>(ア) 特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているもの (イ) 次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けているもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>基本使用料の料金種別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LTEデュアルに係るもの</td><td>ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、VKプランS（N）、VKプランM（N）、VKプランE（N）、ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、カケホ（ケータイ／V）、スーパーカケホ（ケータイ／V）、VKプランM、VKプランS、VKプラン</td></tr> <tr> <td>LTEシングルに係るもの</td><td>タブレットプラン20、LTEフラットforTab、LTEフラットforDATA（m）、LTEフラットforTab（L）、LTEフラットforDATA（m/L）</td></tr> </tbody> </table> <p>オ 割引選択回線群は、1又は2の判定用回線につき1とします。</p> <p>カ 本割引を選択する契約者は、1の判定用回線を指定して、当社に申し出いただきます。</p> <p>キ 当社は、UQmII契約（UQmII約款に定める自宅セット割引</p>	種類	判定用固定サービス	タイプI	当社が別に定めるインターネットサービス及び電話サービス（そのインターネットサービスと合わせて選択することができるものに限ります。）	タイプII	当社が別に定めるインターネットサービス、電話サービス及びテレビサービス（本割引の適用にあたり、テレビサービスに相当すると当社が認めるものを含みます。）のうちいずれか2のサービス（そのサービスは他の1のサービスと合わせて選択することができるものに限ります。以下この欄から(26)の3において同じとします。）	タイプIII	この約款若しくはLTE約款に定めるLTEシングル又は5G約款に定める5Gシングル	タイプIV	UQC約款に定めるWiMAX+5Gサービス（特定MNOのMVNOが提供する当社が別に定めるサービスを含みます。）であって、その電気通信サービスに係る電話番号がM2M等専用番号（電気通信番号規則別表第3号に定める電気通信番号に定めるものをいいます。）以外のもの	区分	基本使用料の料金種別	LTEデュアルに係るもの	ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、VKプランS（N）、VKプランM（N）、VKプランE（N）、ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、カケホ（ケータイ／V）、スーパーカケホ（ケータイ／V）、VKプランM、VKプランS、VKプラン	LTEシングルに係るもの	タブレットプラン20、LTEフラットforTab、LTEフラットforDATA（m）、LTEフラットforTab（L）、LTEフラットforDATA（m/L）
種類	判定用固定サービス																
タイプI	当社が別に定めるインターネットサービス及び電話サービス（そのインターネットサービスと合わせて選択することができるものに限ります。）																
タイプII	当社が別に定めるインターネットサービス、電話サービス及びテレビサービス（本割引の適用にあたり、テレビサービスに相当すると当社が認めるものを含みます。）のうちいずれか2のサービス（そのサービスは他の1のサービスと合わせて選択することができるものに限ります。以下この欄から(26)の3において同じとします。）																
タイプIII	この約款若しくはLTE約款に定めるLTEシングル又は5G約款に定める5Gシングル																
タイプIV	UQC約款に定めるWiMAX+5Gサービス（特定MNOのMVNOが提供する当社が別に定めるサービスを含みます。）であって、その電気通信サービスに係る電話番号がM2M等専用番号（電気通信番号規則別表第3号に定める電気通信番号に定めるものをいいます。）以外のもの																
区分	基本使用料の料金種別																
LTEデュアルに係るもの	ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、VKプランS（N）、VKプランM（N）、VKプランE（N）、ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、カケホ（ケータイ／V）、スーパーカケホ（ケータイ／V）、VKプランM、VKプランS、VKプラン																
LTEシングルに係るもの	タブレットプラン20、LTEフラットforTab、LTEフラットforDATA（m）、LTEフラットforTab（L）、LTEフラットforDATA（m/L）																

	<p>ループに所属している電気通信回線に係るものに限ります。)から番号移行があった場合、番号移行に際し、その契約者回線について、その自宅セット割グループに係るものと同一の判定用回線又は固定代替回線(ニに定めるものをいいます。以下この欄から(26)の3において同じとします。)を指定して、力の申出があり当社が承諾したものとして取り扱います。</p> <p>ただし、自宅セット割(でんきコース)の適用を受けているUQmⅡ契約からの番号移行であって、番号移行前に当社が所定の登録を完了していないものについては、この限りではありません。</p> <p>(ク) 当社は、力の申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 申出のあった契約者回線について、(27)の適用の申出を当社が承諾しているとき。 (イ) 指定した判定用回線(タイプⅢの判定用固定サービス(LTEシングルに限ります。)に係るものに限ります。)について、据置ルーター割引の申出を当社又はKDDI株式会社が承諾していないとき。 (ウ) 指定した判定用回線(タイプⅢ又はタイプⅣの判定用固定サービスに係るものに限ります。)について、固定ルータープラン(判定用固定事業者の契約約款等に定める料金プランであって、本割引に係る当社のWEBサイトに定めるものをいいます。以下この欄から(26)の3において同じとします。)の適用を受けていないとき。 (エ) その申出により、その割引選択回線群において、タイプⅢ若しくはタイプⅣに係る判定用回線である電気通信回線及びルーター割引、据置ルーター割引若しくは固定代替割引の適用を受ける電気通信回線の数が2以上となるとき。 (オ) 指定した判定用回線が所属する割引選択回線群を構成する割引対象回線(判定用固定サービスがタイプⅢ又はタイプⅣである場合、判定用回線を含みます。)の数が11以上となるとき。 (カ) 申出のあった契約者回線に係る契約者の住所が、指定した判定用回線に係る契約者の住所と異なるとき(その契約者回線に係る契約者(満50歳以上の者に限ります。)と判定用回線に係る契約者との関係が当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)。 (キ) 申出のあった契約者回線に係る契約者名義が、指定した判定用回線に係る契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)。 (ク) 申出のあった契約者回線について、他の割引選択回線群に所属しているとき。 (ケ) その契約者以外の者(その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。 (コ) 指定した判定用回線に係る判定用固定サービスの契約の申
--	--

	<p>込みについて、判定用固定事業者が登録を完了していないとき。</p> <p>(サ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>ケ 本割引の計算は、料金月単位で行います。</p> <p>コ 本割引の適用の開始は、力の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、その申出が、5G契約（その5G契約者回線について、OCTスマートバリューの適用を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものである場合は、契約移行のあった日を含む料金月からとします。</p> <p>サ アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月において本割引を適用しません。</p> <p>(ア) その契約者回線（LTEデュアルに係るものに限ります。）について、特定データ通信定額の取扱いの適用を受けていないとき又は基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン若しくはジュニアスマートフォンプラン（V）でないとき。</p> <p>(イ) その契約者回線（LTEシングルに係るものに限ります。）について、基本使用料の料金種別がエの(イ)の表に定めるものでないとき。</p> <p>(ウ) 指定した判定用回線について、判定用固定サービスの提供を受けていないとき。</p> <p>(エ) その契約者回線について、(28)の適用を受けているとき。</p> <p>シ サの(ウ)の規定にかかわらず、その料金月の末日において、判定用固定サービスの提供を受けていない場合であっても、本割引の申出があった日を含む料金月の翌料金月から起算して6料金月の間（当社が別に定める事由に該当する場合は、6料金月を超えて当社が別に定める料金月までの間とします。）、本割引を適用します。</p> <p>ス 本割引の適用を受けたことがある契約者回線について、力の申出があった場合、アの(ア)の表に定める本割引の適用に係る経過期間については、その契約者回線について、最初に本割引の適用を開始した料金月から起算して力の申出があった日を含む料金月までの料金月数とします。</p> <p>コのただし書きに定める場合に該当するときは、アの表中「本割引の適用を開始した料金月」を「5G契約に係るその割引の適用を開始した料金月」に、シ中「本割引の申出があった日を含む料金月」を「5G契約に係るその割引の申出があった日を含む料金月」に、それぞれ読み替えて適用します。</p> <p>ソ コのただし書きに定める場合に該当するとき（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。）は、契約移行のあった日を含む料金月において、その5G契約者回線に係る基本使用料等（OCTスマートバリューの適用において規定する基本使用料等をいいます。）を、アに定める基本使用料等に含めるものとします。</p>
--	---

	<p>タ 当社は、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) 本割引の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① L T Eサービス利用権の譲渡があったとき（LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。 ② 契約者の地位の承継があったとき。 ③ LTEサービスの利用の一時休止があったとき。 ④ LTE契約の解除があったとき。 <p>(イ) 判定用回線（タイプI又はタイプIIの判定用固定サービスに係るものに限ります。）について、次のいずれかに該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 判定用固定サービス（タイプIであって、その電話サービスがKDDI株式会社のケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話である場合（そのインターネットサービスを提供する電気通信事業者が当社が別に定めるテレビサービスを提供するものである場合を除きます。）は、その判定用回線に係る電話サービスとします。）の契約の解除があったとき（次のいずれかに該当することをあらかじめ当社が確認したときを除きます。）。 <ul style="list-style-type: none"> a 居住場所の変更に伴いその契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに判定用固定サービスの契約の申込みがあり、判定用固定事業者がその登録を完了しているとき。 b その契約を解除すると同時に解除前に締結していた契約に係る電気通信回線の終端の設置場所と同一場所において新たに判定用固定サービスの契約の申込みがあり、判定用固定事業者がその登録を完了しているとき。 ② 判定用固定事業者が定める条件に該当するとき。 ③ 判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めによらない理由により、その契約の解除等があったとき。 ④ 判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めに帰すべき理由により、その契約の解除等があったとき（又はネの規定に基づき、判定用回線に代わり、固定代替回線の指定があったときを除きます。）。 <p>(ウ) 判定用回線（タイプIII又はタイプIVの判定用固定サービスに係るものに限ります。）又は固定代替回線について、当社、KDDI株式会社又は判定用固定事業者の契約約款等に定めるところにより、以下のいずれかに該当することとなったとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 判定用回線について、固定ルータープラン以外への基本使用料の料金種別の変更又は選択があったとき。 ② 固定代替回線について、固定代替ルータープラン（当社又
--	--

	<p>はKDDI株式会社のau約款に定める料金プランであって、本割引に係る当社のWEBサイトに定めるものをいいます。以下この欄から(26)の3において同じとします。)以外への料金種別の変更又は選択があったとき。</p> <p>③ サービスの利用権の譲渡があったとき(サービスの利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。)。</p> <p>④ タイプⅢの判定用固定サービスに係る契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>⑤ サービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>⑥ 契約の解除があったとき。</p> <p>(エ) その他クのいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>チ 判定用回線に代えて指定のあった固定代替回線に係る契約者の住所が、判定用固定サービスのサービス提供地域となったこと等を当社が知ったときは、当社は、そのことを固定代替回線が所属する割引選択回線群を構成するいずれかの電気通信回線の契約者に通知することがあります。</p> <p>ツ チに定める通知を受けた場合又は固定代替回線に係る契約者の住所が判定用固定サービスのサービス提供地域となったこと等を知った場合(知ることができた場合を含みます。)、その割引選択回線群を構成するいずれかの電気通信回線の契約者は、すみやかに判定用固定サービスに係る契約を申込み、その割引選択回線群の判定用回線として指定していただきます。</p> <p>テ ツの規定に基づく判定用回線の指定がない場合、当社は、その割引選択回線群を構成する契約者回線について、本割引を廃止します。</p> <p>ト タ又はテの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の2欄又は3欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄又は2欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ1欄又は2欄の規定によるものとします。</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>本割引の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2又は3以外により本割引の適用を廃止したとき。</td><td>その事由が生じた日(タの(ア)の①若しくは②又は(ウ)の③の若しくは④により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>2 契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき又はタの(ア)の③若しくは④</td><td>その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象と</td></tr> </tbody> </table>	区分	本割引の適用	1 2又は3以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日(タの(ア)の①若しくは②又は(ウ)の③の若しくは④により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。	2 契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき又はタの(ア)の③若しくは④	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象と
区分	本割引の適用						
1 2又は3以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日(タの(ア)の①若しくは②又は(ウ)の③の若しくは④により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。						
2 契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき又はタの(ア)の③若しくは④	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象と						

	(契約移行に係るもの除去します。)、(ウ)の①若しくは②(端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものに限ります。)、⑤若しくは⑥により本減額適用を廃止したとき。	します。
	3 タの(イ)の④により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月から起算し4料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。
ナ 契約者は、タの(イ)の③の規定により本割引の廃止があったときは、本割引の適用により当社が割引いた額（このただし書きに該当する場合は、OCTスマートバリューの適用により当社が割引いた額を含みます。）を支払っていただきます。 ただし、当社が別に定める場合は、この限りでありません。		
ニ その住所が判定用固定サービスの提供地域外である等により、判定用固定事業者が、指定のあった判定用回線に係る判定用固定サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置又は保守することが困難な場合、契約者は、判定用回線に代えて、特定の電気通信回線（以下この欄から(26)の3において「固定代替回線」といいます。）を指定して、本割引の適用を申し出ることができます。		
この場合において、クに定めるほか、当社は、その固定代替回線が、a u 約款に定めるところにより次の全てを満たすときに限り、その申出を承諾します。 (ア) 固定代替回線に接続する端末設備が当社が別に定めるものであること。 (イ) 基本使用料の料金種別として固定代替ルータープランを選択していること。 (ウ) その申出により、その割引選択回線群において、タイプⅢ若しくはタイプⅣに係る判定用回線である電気通信回線及びルーター割引、据置ルーター割引若しくは固定代替割引の適用を受ける電気通信回線の数が2以上とならないこと。 ヌ ニに定めるほか、判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めに帰すべき理由により、その判定用回線に係る契約の解除等があった場合であって、その判定用回線が所属していた割引選択回線群に固定代替回線（ルーター割引を選択するものに限ります。）が含まれないときは、契約者は、判定用回線に代えて、固定代替回線（ニの各号の全てを満たすものに限ります。）を指定することができます。 ネ ニ又はヌに定めるほか、判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めに帰すべき理由により、その判定用回線に係る契約の解除等があった場合であって、その判定用回線が所属していた割引選択回線群		

	<p>に固定代替回線（ルーター割引を選択するものに限ります。）が含まれるときは、当社は、その契約の解除等があった日を含む料金月から起算し5料金月の初日において、契約者から、判定用回線に代えて、固定代替回線の指定があったものとみなします。</p> <p>ノ 契約者は、本割引又はKDDIスマートバリューの適用の可否を判断するために、その契約者回線、他網契約者回線及び判定用回線に係る情報（それぞれの適用に必要な範囲に限ります。）について、当社、KDDI株式会社及び判定用固定事業者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p> <p>ハ 本割引の適用の申出があった場合、(26)の3に定める特定回線群に係る基本使用料等の割引の申出があったものとして取り扱います。</p>																													
(25) 特定サービスに係る契約を条件とする第2種LTEシングル等の契約者回線に係る基本使用料の減額適用 (auスマートバリュー(ルータ割引))	<p>ア 特定サービスに係る契約を条件とする第2種LTEシングル等の契約者回線に係る基本使用料の減額適用（以下この欄において「本減額適用」といいます。）とは、割引選択回線群を構成する契約者回線（本減額適用を選択するものであって、基本使用料の料金種別がWiMAX2+フラットプランのものに限ります。）に係る基本使用料について、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に定める料金額を適用することをいいます。</p> <p>(ア) その料金月の課金対象データの総情報量が10,485,760バイト（10メガバイト）以下の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">1契約ごとに月額 料金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">税抜額（税込額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般LTE契約に係るもの</td> <td>基本使用料の料金種別がモバイルルータープラン又はホームルータープランのもの</td> <td style="text-align: center;">542円 (596.2円)</td> </tr> <tr> <td>上欄以外のWiMAX2+フラットプランのもの</td> <td style="text-align: center;">1,372円 (1,509.2円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第2種定期LTE契約又は第7種定期LTE契約に係るもの</td> <td style="text-align: center;">372円 (409.2円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) その料金月の課金対象データの総情報量が10,485,760バイト（10メガバイト）を超える場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">1契約ごとに月額 料金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">税抜額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一般LTE契約に係るもの</td> <td style="text-align: center;"><u>2-1-2の(1)に規定する料金額</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">第2種定期LTE契約に係るもの</td> <td style="text-align: center;"><u>2-1-2の(2)のアに規定する料金額</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">第7種定期LTE契約に係るもの</td> <td style="text-align: center;"><u>2-1-2の(2)のカに規定する料金額</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 本減額適用は、第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線（一般LTE契約、第2種定期LTE契約又は第7種定期LTE契約に係るものに限ります。）に限り、選択するこ</p>	区分		1契約ごとに月額 料金額			税抜額（税込額）	一般LTE契約に係るもの	基本使用料の料金種別がモバイルルータープラン又はホームルータープランのもの	542円 (596.2円)	上欄以外のWiMAX2+フラットプランのもの	1,372円 (1,509.2円)	第2種定期LTE契約又は第7種定期LTE契約に係るもの		372円 (409.2円)	区分		1契約ごとに月額 料金額			税抜額	一般LTE契約に係るもの		<u>2-1-2の(1)に規定する料金額</u>	第2種定期LTE契約に係るもの		<u>2-1-2の(2)のアに規定する料金額</u>	第7種定期LTE契約に係るもの		<u>2-1-2の(2)のカに規定する料金額</u>
区分		1契約ごとに月額 料金額																												
		税抜額（税込額）																												
一般LTE契約に係るもの	基本使用料の料金種別がモバイルルータープラン又はホームルータープランのもの	542円 (596.2円)																												
	上欄以外のWiMAX2+フラットプランのもの	1,372円 (1,509.2円)																												
第2種定期LTE契約又は第7種定期LTE契約に係るもの		372円 (409.2円)																												
区分		1契約ごとに月額 料金額																												
		税抜額																												
一般LTE契約に係るもの		<u>2-1-2の(1)に規定する料金額</u>																												
第2種定期LTE契約に係るもの		<u>2-1-2の(2)のアに規定する料金額</u>																												
第7種定期LTE契約に係るもの		<u>2-1-2の(2)のカに規定する料金額</u>																												

	<p>とができます。</p> <p>ウ 本減額適用を選択する契約者は、1の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>エ 当社は、ウの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア) その契約者回線に接続する端末設備が当社が別に定めるものであること。</p> <p>(イ) その申出により、その割引選択回線群において、タイプⅢ若しくはタイプⅣに係る判定用回線である電気通信回線及びルーター割引、据置ルーター割引若しくは固定代替割引の適用を受ける電気通信回線の数が2以上となるとき。</p> <p>(ウ) 指定した判定用回線が所属する割引選択回線群を構成する割引対象回線（判定用固定サービスがタイプⅢ又はタイプⅣである場合、判定用回線を含みます。）の数が11以上となるとき</p> <p>(エ) 申出のあった契約者回線に係る契約者の住所が、指定した判定用回線に係る契約者の住所と異なるとき。</p> <p>(オ) 申出のあった契約者回線に係る契約者名義が、指定した判定用回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。</p> <p>(カ) 申出のあった契約者回線について、他の割引選択回線群に所属しているとき。</p> <p>(キ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。</p> <p>(ク) 指定した判定用回線に係る判定用固定サービスの契約の申し込みについて、判定用固定事業者が登録を完了していないとき。</p> <p>(ケ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>オ 本減額適用の計算は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。</p> <p>カ アに定める課金対象データの総情報量は、基本使用料の料金種別ごとに算定する、その契約者回線との間のデータ通信（KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）に係る課金対象データの総情報量とします。</p> <p>キ 本減額適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日からとします。 ただし、ウの申出を当社が承諾した日において、指定した判定用回線について、判定用固定サービスの提供を受けていない場合は、次表の右欄に規定する日からとします。</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>本減額適用の開始</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2以外のとき。</td><td>ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月から起算して5料金月の初日</td></tr> <tr> <td>2 ウの申出を当社が承諾した</td><td>判定用固定サービスの提供の開</td></tr> </tbody> </table>	区分	本減額適用の開始	1 2以外のとき。	ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月から起算して5料金月の初日	2 ウの申出を当社が承諾した	判定用固定サービスの提供の開
区分	本減額適用の開始						
1 2以外のとき。	ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月から起算して5料金月の初日						
2 ウの申出を当社が承諾した	判定用固定サービスの提供の開						

	<p>日を含む料金月から起算して4料金月の間に、判定用固定サービスの提供の開始があったとき。</p> <p>ク アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月において本減額適用を行いません。</p> <p>(ア) その契約者回線について、基本使用料の料金種別が、WiMAX 2+フラットプランでないとき。</p> <p>(イ) その契約者回線について、一般LTE契約、第2種定期LTE契約又は第7種定期LTE契約に係る基本使用料の取扱いを受けていないとき。</p> <p>(ウ) 指定した判定用回線について、判定用固定サービスの提供を受けていないとき。</p> <p>ケ その料金月において、基本使用料の料金種別としてWiMAX 2+フラットプランの選択があった場合又はそれ以外の料金種別の選択があった場合、当社は、又はクの(ア)の規定にかかわらず、WiMAX 2+フラットプランの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとにアの表に定める料金額を日割りして、本減額適用を適用します。</p> <p>コ キの表の取扱いを受ける場合、契約者は、ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月から本減額適用の開始のあった日を含む料金月の前料金月までの間、その契約者回線に係る基本使用料(WiMAX 2+フラットプランのものに限ります。)のうち次表に定める料金額(基本使用料を日割りした場合は、日割りした額とします。)及びプラスエリアモード加算額の支払いを要しません。</p> <p>ただし、その期間に、シに定める事項に該当することとなったときは、当社が別に定める日をもって、この取扱いを終了します。</p>	<p>始のあった日を含む料金月の翌料金月の初日</p>
	<p>サ 削除</p> <p>シ 当社は、契約者から本減額適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本減額適用を廃止します。</p> <p>(ア) 本減額適用の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>① LTEサービス利用権の譲渡があったとき(LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との</p>	

	<p>関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 契約者の地位の承継があったとき。 ③ L T Eサービスの利用の一時休止があったとき。 ④ L T E契約の解除があったとき。 <p>(イ) 判定用回線(タイプI又はタイプIIの判定用固定サービスに係るものに限ります。)について、次のいずれかに該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 判定用固定サービス(タイプIであって、その電話サービスがKDDI株式会社のケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話である場合(そのインターネットサービスを提供する電気通信事業者が当社が別に定めるテレビサービスを提供するものである場合を除きます。)は、その判定用回線に係る電話サービスとします。)の契約の解除があったとき(次のいずれかに該当することをあらかじめ当社が確認したときを除きます。)。 <ul style="list-style-type: none"> a 居住場所の変更に伴いその契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに判定用固定サービスの契約の申込みがあり、判定用固定事業者がその登録を完了しているとき。 b その契約を解除すると同時に解除前に締結していた契約に係る電気通信回線の終端の設置場所と同一場所において新たに判定用固定サービスの契約の申込みがあり、判定用固定事業者がその登録を完了しているとき。 ② 判定用固定事業者が定める条件に該当するとき。 ③ 判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めによらない理由により、その契約の解除等があったとき。 ④ 判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めに帰すべき理由により、その契約の解除等があったとき((24)の規定に基づき、判定用回線に代わり、固定代替回線の指定があったときを除きます。)。 <p>(ウ) その他工のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>スシの規定により、本減額適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の2欄、3欄又は4欄の左欄の規定により本減額適用を廃止した後、1欄、2欄又は3欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ1欄、2欄又は3欄の規定によるものとします。</p>				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>本減額適用の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2、3又は4以外により本減額適用を廃止したとき。</td><td>その事由が生じた日(シの(ア)の①又は②により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月</td></tr> </tbody> </table>	区分	本減額適用の適用	1 2、3又は4以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日(シの(ア)の①又は②により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月
区分	本減額適用の適用				
1 2、3又は4以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日(シの(ア)の①又は②により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月				

		の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。																		
	2 シの(ア)の④により本減額適用を廃止したとき（3に該当するときを除きます。）。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。																		
	3 契約者から本減額適用を廃止する申出があったとき又はシの(ア)の③若しくは④（契約移行に係るもの）を除きます。により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。																		
	4 シの(イ)の④により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月から起算し4料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。																		
セ 契約者は、本減額適用又はKDDIルーター割引の適用の可否を判断するために、その契約者回線、他網契約回線及び判定用回線に係る情報（それぞれの適用に必要な範囲に限ります。）について、当社、KDDI株式会社及び判定用固定事業者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。																				
(26) 固定代替回線の指定に伴うプラスエリアモード加算額の減額適用 (auスマートバリュー(ルーター割引 固定代替))	<p>ア 当社は、(24)の規定に基づき、判定用回線に代えて固定代替回線として指定のあった契約者回線について、(ア)及び(イ)に定める取扱い（以下この欄において「本減額適用」といいます。）を行います。</p> <p>(ア) その契約者回線に係るプラスエリアモード加算額について、次表に定める額（プラスエリアモード加算額が次表に定める額に満たない場合は、プラスエリアモード加算額とします。）の割引を行うこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">1 契約ごとに月額</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th></th> <th>税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割引額</td> <td>1,005円(1,105.5円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) その契約者回線（基本使用料の料金種別がWiMAX2+フラットfor DATAEX、WiMAX2+フラットfor HOME、WiMAX2+フラットfor DATAEX(L)又はWiMAX2+フラットfor HOME(L)のものに限ります。）の基本使用料について、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に定める料金額を適用すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">1 契約ごとに月額</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th></th> <th>税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般LTE契約に係るもの</td> <td>5,292円(5,821.2円)</td> </tr> <tr> <td>第2種定期LTE契約に係るもの</td> <td>4,292円(4,721.2円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 本減額適用の計算は、料金月単位で行います。</p>		1 契約ごとに月額		区分	料金額		税抜額(税込額)	割引額	1,005円(1,105.5円)	1 契約ごとに月額		区分	料金額		税抜額(税込額)	一般LTE契約に係るもの	5,292円(5,821.2円)	第2種定期LTE契約に係るもの	4,292円(4,721.2円)
1 契約ごとに月額																				
区分	料金額																			
	税抜額(税込額)																			
割引額	1,005円(1,105.5円)																			
1 契約ごとに月額																				
区分	料金額																			
	税抜額(税込額)																			
一般LTE契約に係るもの	5,292円(5,821.2円)																			
第2種定期LTE契約に係るもの	4,292円(4,721.2円)																			

ウ 本減額適用の開始は、(24)の規定に基づき、判定用回線に代えて固定代替回線として指定のあった日からとします。

エ 本減額適用を受けている契約者回線（基本使用料の料金種別がWiMAX2+フラットfor DATA又はWiMAX2+フラットfor DATA(L)のものに限ります。）の契約者は、次表に定める定額料の支払いを要します。

1 契約ごとに月額

区分	料金額
定額料	税抜額(税込額)
	96円(105.6円)

オ 本減額適用を受けている契約者回線（基本使用料の料金種別がWiMAX2+フラットfor DATA又はWiMAX2+フラットfor DATA(L)のものに限ります。）の契約者は、通信の有無にかかわらず又は1の料金月に満たない期間の利用であっても、エに定める定額料の支払いを要します。

カ エに定める定額料は、その契約者回線（基本使用料の料金種別がWiMAX2+フラットfor DATA又はWiMAX2+フラットfor DATA(L)のものに限ります。）について、本減額適用を受ける日数に応じて日割りします。

キ 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、本減額適用を廃止します。

(ア) WiMAX2+フラットプラン以外の料金種別の選択があったとき。

(イ) LTEサービス利用権の譲渡があったとき（LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。

(ウ) 契約者の地位の承継があったとき。

(エ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(オ) LTE契約の解除があったとき。

(カ) (24)のツの規定に基づき、その契約者回線が所属する割引選択回線群に係る判定用回線の指定がないとき。

(キ) (24)のツの規定に基づき、その契約者回線が所属する割引選択回線群に係る判定用回線の指定があったとき。

ク キの規定により、本減額適用を廃止した場合における取り扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本減額適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ1欄の規定によるものとします。

(ア) アの(ア)に定める取扱い

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（キの(イ)又は(ウ)により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の

		末日までのプラスエリアモード加算額について、本減額適用の対象とします。
	2 キの(ア) (端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものに限ります。)、(エ)、(オ)又は(キ)により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのプラスエリアモード加算額について、本減額適用の対象とします。
(イ) アの(イ)に定める取扱い		
区分	本減額適用の適用	
1 2又は3以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日 (キの(イ)又は(ウ)により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。	
2 キの(ア)又は(オ)により本減額適用を廃止したとき (3に該当するときを除きます。)。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。	
3 キの(エ)、(オ) (契約移行に係るものをお除きます。)又は(キ)により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。	
ケ (24)のツの規定に基づき、その契約者回線が所属する割引選択回線群に係る判定用回線の指定があり、当社が承諾したとき、当社は、その承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日に、本減額適用を受けている契約者回線について、(25)に定める減額適用の申出があったものとみなします。		
セ 契約者は、本減額適用又はKDDIルーター割引の適用の可否を判断するために、その契約者回線、他網契約回線及び判定用回線に係る情報 (それぞれの適用に必要な範囲に限ります。)について、当社、KDDI株式会社及び判定用固定事業者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。		
(26)の2 特定サービスの判定用回線に係る契約を条件とする基本使用料等の減額適用	ア 特定サービスの判定用回線に係る契約を条件とする基本使用料等の減額適用 (以下この欄において「本減額適用」といいます。)とは、割引選択回線群を構成する契約者回線 (本減額適用を選択するものに限ります。)について、(ア)及び(イ)に定める取扱いを行います。 (ア) その契約者回線に係るプラスエリアモード加算額について、次表に定める額 (プラスエリアモード加算額が次表に定める額に満たない場合は、プラスエリアモード加算額とします。)の割引を行うこと。	

1 契約ごとに月額	
区分	料金額 税抜額(税込額)
割引額	1,005 円(1,105.5 円)
(イ) その契約者回線（基本使用料の料金種別がWiMAX2+フラットfor HOME又はWiMAX2+フラットfor HOME(L)のものに限ります。）の基本使用料について、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に定める料金額を適用すること。	
1 契約ごとに月額	
区分	料金額 税抜額(税込額)
一般LTE契約に係るもの	5,292 円(5,821.2 円)
第2種定期LTE契約に係るもの	4,292 円(4,721.2 円)
イ 本減額適用は、第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線であって、次の全てを満たすものに限り、選択することができます。	
(ア) 一般LTE契約、第2種定期LTE契約又は第7種定期LTE契約に係るもの	
(イ) 基本使用料の料金種別がホームルータープラン、WiMAX2+フラットfor HOME又はWiMAX2+フラットfor HOME(L)のもの	
ウ 本減額適用を選択する契約者は、新たに構成することとなる1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。	
エ 当社は、ウの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。	
(ア) その契約者回線に接続する端末設備が当社が別に定めるものであること。	
(イ) その申出が、その契約者回線を判定用回線とする(24)、スマートバリューや自宅セット割の適用の申出と同時に行われたものでないとき。	
(ウ) (イ)に定める取扱いの適用の申出について、当社又はKDDI株式会社が承諾しないとき。	
(エ) その申出により、その割引選択回線群において、タイプIII若しくはタイプIVに係る判定用回線である電気通信回線及びルータ割引、据置ルータ割引若しくは固定代替割引の適用を受ける電気通信回線の数が2以上となるとき。	
(オ) 指定した割引選択回線群を構成する割引対象回線（判定用固定サービスがタイプIII又はタイプIVである場合、判定用回線を含みます。）の数が11以上となるとき。	
(カ) 申出のあった契約者回線に係る契約者の住所が、指定した割引選択回線群を構成する割引対象回線に係る契約者の住所と異なるとき。	
(キ) 申出のあった契約者回線に係る契約者名義が、指定した割引選択回線群を構成する割引対象回線に係る契約者名義と異なるとき。	

	<p>るとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。</p> <p>(ク) 申出のあった契約者回線について、他の割引選択回線群に所属しているとき。</p> <p>(ケ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。</p> <p>(コ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>オ 本減額適用の計算は、料金月単位で行います。</p> <p>カ 本減額適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日からとします。</p> <p>キ 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、契約者から本減額適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本減額適用を廃止します。</p> <p>(ア) ホームルータープラン、WiMAX 2+フラット for HOME又はWiMAX 2+フラット for HOME(L)以外への基本使用料の料金種別の変更又は選択があったとき。</p> <p>(イ) LTEサービス利用権の譲渡があったとき（LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。</p> <p>(ウ) 契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>(エ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>(オ) LTE契約の解除があったとき。</p> <p>(カ) その契約者回線が所属する割引選択回線群について、新たな判定用回線（タイプI又はタイプIIの判定用固定サービスに係るものに限ります。）の指定があったとき。</p> <p>(キ) その他エの各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>ク キの規定により、本減額適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の1欄、2欄又は3欄の左欄の規定により本減額適用を廃止した後、1欄又は2欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ1欄又は2欄の規定によるものとします。</p> <p>(ア) アの(ア)に定める取扱い</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>本減額適用の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2以外により本減額適用を廃止したとき。</td><td>その事由が生じた日（キの(ウ)又は(エ)により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までのプラスエリアモード加算額についてについて、本減額適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>2 キの(ア)（端末設備の変更に係る請求と同時に行われた</td><td>その事由が生じた日を含む料金月の末日までのプラスエリアモ</td></tr> </tbody> </table>	区分	本減額適用の適用	1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（キの(ウ)又は(エ)により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までのプラスエリアモード加算額についてについて、本減額適用の対象とします。	2 キの(ア)（端末設備の変更に係る請求と同時に行われた	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのプラスエリアモ
区分	本減額適用の適用						
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（キの(ウ)又は(エ)により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までのプラスエリアモード加算額についてについて、本減額適用の対象とします。						
2 キの(ア)（端末設備の変更に係る請求と同時に行われた	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのプラスエリアモ						

	<p>ものに限ります。)、(エ)、(オ)若しくは(カ)により本減額適用を廃止したとき又は契約者から本減額適用を廃止する申出があったとき。</p> <p>(イ) アの(イ)に定める取扱い</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>本減額適用の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2又は3以外により本減額適用を廃止したとき。</td><td>その事由が生じた日(LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>2 キの(ア)又は(オ)により本減額適用を廃止したとき(3に該当するときを除きます。)。</td><td>その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>3 キの(エ)、(オ)(契約移行に係るものを除きます。)若しくは(カ)により本減額適用を廃止したとき又は契約者から本減額適用を廃止する申出があったとき。</td><td>その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。</td></tr> </tbody> </table> <p>ケ キの(カ)の指定があり、当社が承諾したときは、その承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日に、本減額適用を受けている契約者回線について、(25)に定める減額適用の申出があったものとみなします。</p> <p>コ 契約者は、本減額適用又はKDDI据置ルーター割引の適用の可否を判断するために、その契約者回線、他網契約回線及び判定用回線に係る情報(それぞれの適用に必要な範囲に限ります。)について、当社、KDDI株式会社及び判定用固定事業者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p>	区分	本減額適用の適用	1 2又は3以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日(LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。	2 キの(ア)又は(オ)により本減額適用を廃止したとき(3に該当するときを除きます。)。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。	3 キの(エ)、(オ)(契約移行に係るものを除きます。)若しくは(カ)により本減額適用を廃止したとき又は契約者から本減額適用を廃止する申出があったとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。	
区分	本減額適用の適用									
1 2又は3以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日(LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。									
2 キの(ア)又は(オ)により本減額適用を廃止したとき(3に該当するときを除きます。)。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。									
3 キの(エ)、(オ)(契約移行に係るものを除きます。)若しくは(カ)により本減額適用を廃止したとき又は契約者から本減額適用を廃止する申出があったとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。									
(26)の3 特定回線群に係る基本使用料等の割引の適用 (家族割プラス／法人割プラス)	<p>ア 特定回線群に係る基本使用料等の割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、割引選択回線群を構成する契約者回線(本割引を選択するものに限ります。)に係る基本使用料等について、その契約者回線が所属する割引選択回線群に係る算定対象回線(イに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。)の数に応じて、次表に定める額(基本使用料等の額が次表に定める額に満たない場合は、基本使用料等の額とします。)の割引を行うことをいいます。</p> <p>(ア) (イ)又は(ウ)以外の場合</p>	1 契約ごとに月額								

	区分	割引額
		税抜額(税込額)
	算定対象回線の数が2の場合	500円(550円)
	算定対象回線の数が3以上の場合	1,000円(1,100円)
(イ) その料金月の末日において、特定データ通信定額制V(データMAX 4G LTE又はデータMAX 4G LTE Netflixパックに限ります。)の適用を受けている場合		
1契約ごとに月額		
	区分	割引額
		税抜額(税込額)
	算定対象回線の数が2の場合	500円(550円)
	算定対象回線の数が3以上の場合	1,000円(1,100円)
	算定対象回線の数が4以上の場合	2,020円(2,222円)
(ウ) その料金月の末日において、特定データ通信定額制V(a uデータMAXプラン Netflixflixパックに限ります。)の適用を受けている場合		
1契約ごとに月額		
	区分	割引額
		税抜額(税込額)
	算定対象回線の数が2以上の場合	1,000円(1,100円)
イ 本割引に係る算定対象回線とは、本割引又は家族割プラスを選択する契約者回線、5G契約者回線又は他網契約者回線であって、次表(LTE約款又はKDDI株式会社の5G約款に定める次表に相当するものを含みます。以下この欄において同じとします。)に定める種類の特定データ通信定額の取扱い、基本使用料の料金種別又は5Gデータ定額の取扱いの適用を受けているものをおきます。		
(ア) 契約者回線又はLTEサービスの他網契約者回線に係るもの		
特定データ通信定額の取扱い	特定データ通信定額制III、特定データ通信定額制III(V)、特定データ通信段階定額制II、特定データ通信定額制IV、特定データ通信定額制V、特定データ通信定額制VI	
基本使用料の料金種別	ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、VKプランS(N)、VKプランM(N)、VKプランE(N)、カケホ(ケータイ/V)、スーパー・カケホ(ケータイ/V)、VKプランM、VKプランS、VKプラン	
(イ) 5G契約者回線又は5Gサービスの他網契約者回線に係るもの		
5Gデータ定額の取扱い	家族割プラスに係る算定対象回線の適用条件として5G約款に定める5Gデータ定額の取扱い	
ウ 本割引は、LTEサービスの契約者回線であって、イの(ア)の		

	<p>表に定める種類の特定データ通信定額の取扱い又は基本使用料の料金種別の適用を受けているものに限り、選択することができます。</p> <p>エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を選択して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>オ 当社は、エの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア) 申出のあった契約者回線について、(27)の適用の申出を当社が承諾しているとき。</p> <p>(イ) 指定した割引選択回線群を構成する割引対象回線（判定用固定サービスがタイプIII又はタイプIVである場合、判定用回線を含みます。）の数が11以上となるとき。</p> <p>(ウ) 申出のあった契約者回線に係る契約者の住所が、指定した割引選択回線群を構成する他の割引対象回線に係る契約者の住所と異なるとき。</p> <p>(エ) 申出のあった契約者回線に係る契約者名義が指定した割引選択回線群を構成する他の割引対象回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。</p> <p>(オ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。</p> <p>(カ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>カ 本割引の計算は、料金月単位で行います。</p> <p>キ アの表に定める算定対象回線の数は、その料金月の末日における算定対象回線の数（その料金月にLTE契約若しくは5G契約の解除（それぞれ契約移行に係るものを除きます。）又はLTEサービス若しくは5Gサービスの利用の一時休止（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったものを除きます。））があった場合、その事由が生じた日における算定対象回線の数を含みます。）とします。</p> <p>ク 本割引の適用の開始は、エの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、その申出が、5GE契約（その5G契約者回線について、OCT家族割プラスの適用を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものである場合は、契約移行のあった日を含む料金月からとします。</p> <p>ケ アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月において本割引を適用しません。</p> <p>(ア) その契約者回線について、次表に定める特定データ通信定額の取扱いの適用を受けていないとき。</p>
	<p>特定データ通信定額の取扱い</p> <p>特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ、特定デ</p>

	<p>一タ通信定額制Ⅴ</p> <p>(イ) その契約者回線について、(28)の適用を受けているとき。</p> <p>コ 当社は、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) LTEサービス利用権の譲渡があったとき (LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者の関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。)。</p> <p>(イ) 契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>(ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>(エ) LTE契約の解除があったとき。</p> <p>サ コの規定により本割引の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合が生じたときは、1欄の規定によるものとします。</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>本割引の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。</td><td>その事由が生じた日 (コの(ア)又は(イ)により本割引の適用を廃止するときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>2 契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき又はLTEサービスの利用の一時休止若しくはLTE契約の解除 (契約移行に係るものを除きます。)があったとき。</td><td>その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。</td></tr> </tbody> </table> <p>シ 契約者は、本割引又はKDDI家族割プラスの適用の可否を判断するために、その契約者回線及び他網契約者回線に係る情報 (それぞれの適用に必要な範囲に限ります。)について、当社及びKDDI株式会社の間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p>	区分	本割引の適用	1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日 (コの(ア)又は(イ)により本割引の適用を廃止するときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。	2 契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき又はLTEサービスの利用の一時休止若しくはLTE契約の解除 (契約移行に係るものを除きます。)があったとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。
区分	本割引の適用						
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日 (コの(ア)又は(イ)により本割引の適用を廃止するときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。						
2 契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき又はLTEサービスの利用の一時休止若しくはLTE契約の解除 (契約移行に係るものを除きます。)があったとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。						
(27) 特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用 (auスマートバリューミネ)	<p>ア 特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引 (以下この欄において「本割引」といいます。)とは、LTEデュアルの契約者回線の契約者が、判定用回線 (イに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。)について判定用サービス (当社が別に定める電気通信サービスをいいます。以下この欄において同じとします。)の提供を受けている場合に、そのLTEデュアルの契約者回線に係る基本使用料等 (この約款の規定により支払いを要することとされるau (LTE) 通信サービスの料金 (基本使用料 (LTEプラン、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK (ケータイ) 、LTEプラン</p>						

(V)、オフィスケータイププラン(V)又はオフィスケータイプラン(VK)のものを除きます。)、オプション機能使用料(海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。)、通話料(a u国際通話及び国際SMS送信に係るものを除きます。)及びデータ通信料(第3(データ通信料)1(適用)(6)の3に定める購入データ量に係るものを除きます。)に限ります。)、付随サービスに関する料金等(料金安心サービスに関する料金及びa uスマートサポート接続サービス利用料に限ります。)及び当社が別に定める料金をいいます。以下この欄において同じとします。)について、次表に定める額(基本使用料等の額が次表に定める額に満たない場合は、基本使用料等の額とします。)の割引を行うことをいいます。

(ア) (イ)から(オ)以外の場合

1 契約ごとに月額

割引額
税抜額 934 円(税込額 1,027.4 円)

(イ) その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い(データ定額2、データ定額3、データ定額2(V)、データ定額3(V)又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)若しくは特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)のデータ定額2(ケータイ/V)若しくはデータ定額3(ケータイ/V)に限ります。)の適用を受けている場合又は基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン若しくはジュニアスマートフォンプラン(V)である場合

1 契約ごとに月額

割引額
税抜額 743 円(税込額 817.3 円)

(ウ) その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い(データ定額1、データ定額1(V)又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)若しくは特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)のデータ定額1(ケータイ/V)に限ります。)の適用を受けている場合

1 契約ごとに月額

割引額
税抜額 500 円(税込額 550 円)

(エ) その料金月の末日において、特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制(V)の適用を受けている場合

1 契約ごとに月額

第3(データ通信料)1(適用)(3)の12 又は(3)の13の規定により適用する定額料	割引額
	税抜額(税込額)
区分1又は区分2に定める定額料を適用する 場合	934 円 (1,027.4 円)
区分3、区分4又は区分5に定める定額料を 適用する場合	500 円 (550 円)
備考 その料金月の末日において適用を受けている基本使用料の	

	<p>料金種別がシンプル又はシンプル（V）の場合、区分1に定める定額料を適用する場合の割引額は0円とします。</p> <p>(才) その料金月の末日において、特定データ通信定額制Ⅲ、特定データ通信定額制Ⅲ（V）又は特定データ通信定額制VIの適用を受けている場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1 契約ごとに月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割引額 税抜額 1,000 円（税込額 1,100 円）</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 本割引に係る判定用回線とは、エの規定に基づき指定された電気通信回線（判定用事業者（判定用サービスを提供する電気通信事業者をいいます。以下この欄において同じとします。）からその判定用サービスの提供を受けているものに限ります。）をいいます。</p> <p>ウ 本割引は、LTEサービスの契約者回線であって、特定データ通信定額の取扱い（特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制IV又は特定データ通信定額制Vを除きます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けているもの又は基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン若しくはジュニアスマートフォンプラン（V）のものに限り、選択することができます。</p> <p>エ 本割引を選択する契約者は、1の割引対象回線（本割引の適用を受ける契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。）及び1の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>オ 当社は、エの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア) 割引対象回線について、(24)の適用の申出を当社が承諾しているとき。</p> <p>(イ) 指定した判定用回線が、他の契約者回線に係る本割引に係る判定用回線として指定されたものであるとき。</p> <p>(ウ) 削除</p> <p>(エ) 削除</p> <p>(オ) 指定した判定用回線に係る契約者名義が、割引対象回線に係る契約者名義と異なるとき。</p> <p>(カ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。</p> <p>(キ) 指定した判定用回線について、判定用サービスの提供を受けていないとき。</p> <p>(ク) 指定した判定用回線について、この約款又はKDDI株式会社のLTE約款の定めるところにより、LTEサービスの利用の一時休止が行われているとき。</p> <p>(ケ) 指定した判定用回線について、判定用事業者が定める事由に該当するとき。</p>	1 契約ごとに月額	割引額 税抜額 1,000 円（税込額 1,100 円）
1 契約ごとに月額			
割引額 税抜額 1,000 円（税込額 1,100 円）			

	<p>(コ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>力 本割引の計算は、料金月単位で行います。</p> <p>キ 本割引の適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ク 削除</p> <p>ケ 当社は、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、割引対象回線又は判定用回線について、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) 割引対象回線について、次のいずれかに該当することとなったとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特定データ通信定額の取扱いの適用の廃止（他の特定データ通信定額の取扱いの適用の申込みによるもの又は基本使用料の料金種別としてジュニアスマートフォンプラン若しくはジュニアスマートフォンプラン（V）を選択することによるものを除きます。）があったとき。 ② ジュニアスマートフォンプラン若しくはジュニアスマートフォンプラン（V）以外への料金種別の変更又は選択があったとき（その変更又は選択と同時に特定データ通信定額の取扱いの適用の申込みがあったときを除きます。）。 ③ LTEサービス利用権の譲渡があったとき。 ④ 契約者の地位の承継があったとき。 ⑤ LTEサービスの利用の一時休止があったとき。 ⑥ LTE契約の解除があったとき。 ⑦ その他才のいずれかに該当することとなったとき。 <p>(イ) 判定用回線について、判定用事業者が定める契約約款等に定めるところにより、次のいずれかに該当することとなったとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① WiMAX2+フラットfor DATA、WiMAX2+フラットfor DATAEX、WiMAX2+フラットfor DATA（L）又はWiMAX2+フラットfor DATAEX（L）以外の料金種別の選択があったとき。 ② 第3種定期LTE契約又は第4種定期LTE契約以外への契約変更があったとき。 ③ 判定用サービスに係る利用権の譲渡があったとき。 ④ 契約者の地位の承継があったとき。 ⑤ 判定用サービスの利用の一時休止があったとき。 ⑥ 判定用サービスの契約の解除があったとき。 ⑦ 判定用事業者が定める条件に該当することとなったとき。 ⑧ その他才のいずれかに該当することとなったとき。 <p>コ ケの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の2欄又は3欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄又は2欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ1欄又は2欄の規定によるものとします。</p>
--	--

	区分	本割引の適用		
	1 2又は3以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。		
	2 ケの(ア)の⑤又は⑥(契約移行に係るものを除きます。)に該当することとなったとき。	その事由が生じた日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。		
	3 契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき又はケの(ア)の③、④、(イ)の③若しくは④に該当することとなったとき。	本割引の適用を廃止する申出があった日又は譲渡承諾日若しくは地位の承継の届出日を含む料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。		
サ 契約者は、本割引又は特定割引の適用の可否を判断するために、その契約者回線、他網契約回線及び判定用回線に係る情報(本割引又は特定割引の適用に必要な範囲に限ります。)について、当社、KDDI株式会社、判定用事業者及び当社が別に定める電気通信事業者(当社が別に定める判定用回線を指定した本割引又は特定割引の提供に関して必要な手続きを行う者に限ります。)との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。				
(28) 特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用 (スマートバリュー for Business)	<p>ア 特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、割引選択回線等群((ア)に定める割引対象回線、(イ)に定める特定固定回線及び(ウ)に定める特定IDにより構成される回線等群をいいます。以下この欄において同じとします。)を構成する割引可能回線(その割引選択回線等群を構成する特定IDの数と同数(その割引選択回線等群を構成する割引対象回線の数がその特定IDの数より少ない場合は、その割引対象回線の数とします。)の割引対象回線をいいます。以下この欄において同じとします。)のうち、本割引を選択する契約者があらかじめ指定した契約者回線に係る(エ)に定める基本使用料等合計額について、本割引の適用期間に応じて定める(オ)の割引額(基本使用料等合計額が割引額に満たない場合は、基本使用料等合計額とします。)の割引を行うことをいいます。この場合において、割引可能回線の数がその割引選択回線等群を構成する特定固定回線の数に50を乗じて得た値(以下この欄において「割引可能上限数」といいます。)を上回るときは、その割引可能回線の数は、割引可能上限数とします。</p> <p>(ア) 割引対象回線</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">割引対象回線</td> </tr> <tr> <td>本割引を選択する契約者回線、当社の5G約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用(以下この(28)において「5G割引」といいます。)を選択する5</td> </tr> </table>		割引対象回線	本割引を選択する契約者回線、当社の5G約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用(以下この(28)において「5G割引」といいます。)を選択する5
割引対象回線				
本割引を選択する契約者回線、当社の5G約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用(以下この(28)において「5G割引」といいます。)を選択する5				

	G契約者回線又はKDDI株式会社の <u>a</u> u約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用(以下この(28)において「特定割引」といいます。)を選択する他網契約者回線	
(イ) 特定固定回線		
特定固定回線		
	特定固定サービス(次表に定める電気通信事業者が、次表に定める契約約款に規定する次表に定める電気通信サービスをいいます。以下この(28)において同じとします。)の電気通信回線(その特定固定サービスの提供を受けるための契約の申込みについて、当社又はKDDI株式会社がその登録を完了したもの(その契約内容に変更があったときは、その契約内容の変更に係る申込みについて、当社又はKDDI株式会社がその登録を完了したもの)に限ります。)であって、当社が別に定めるところにより指定したもの	
電気通信事業者	契約約款	電気通信サービス
当社	光ダイレクトサービス契約約款	一般光ダイレクトサービス
KDDI株式会社	光ダイレクトサービス契約約款	一般光ダイレクト電話サービス(当社の光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクトサービスの用に供するものを除きます。)
	ワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款	ワイドエリアバーチャルスイッチサービス(加入契約回線等(予備のモバイル回線を除きます。)を使用して行うもの(特定ワイドエリアバーチャルスイッチサービスを除きます。)に限ります。)
	パワードイーサネットサービス契約約款	パワードイーサネットサービス(加入契約回線等を使用して行うものに限ります。)
	インターネットIP電話サービス契約約款	一般インターネットIP電話サービス
東北インテリジェント通信株式会社	高速イーサネット網サービス契約約款	高速イーサネット網サービス(当社が別に定めるものを除きます。)
	おトクオフィス・ワンサービス契約約款	おトクオフィス・ワンサービス

	款	
	ワイドエリアバリューアブルイーサネットサービス契約約款	ワイドエリアバリューアブルイーサネットサービス
沖縄通信ネットワーク株式会社	専用サービス契約約款	高速イーサネット専用サービス（当社が別に定めるものを除きます。）
	高速イーサネット網サービス契約約款	高速イーサネット網サービス

(ウ) 特定 ID

特定 ID

当社若しくはKDDI 株式会社のベーシックパックに関する規約に定めるベーシックパック ID (ベーシックパックに係る料金の適用があるもののうち、同規約に定める特定 au 契約 (当社が別に定める料金種別等を選択しているものに限ります。) に係るもの を除いたものをいいます。)、当社、KDDI 株式会社、KDDI まとめてオフィス株式会社、KDDI まとめてオフィス関西株式会社、KDDI まとめてオフィス中部株式会社、KDDI まとめてオフィス東日本株式会社若しくはKDDI まとめてオフィス西日本株式会社の Office365 with KDDI 利用規約に定めるアカウント (当社が別に定めるものに限ります。) 又は当社、KDDI 株式会社、KDDI まとめてオフィス株式会社、KDDI まとめてオフィス関西株式会社、KDDI まとめてオフィス中部株式会社、KDDI まとめてオフィス東日本株式会社若しくはKDDI まとめてオフィス西日本株式会社の Google Apps for Business 等の販売に関する規約に定めるアカウント

(エ) 基本使用料等合計額

基本使用料等合計額

この約款の規定により支払いを要することとされる次の au (LTE) 通信サービスに係る料金、付随サービスに関する料金等 (料金安心サービスに関する料金及び au スマートサポート接続サービス利用料に限ります。) 及び当社が別に定める料金の合計額

- ① 基本使用料 (料金種別が LTE プラン、オフィスケータイ プラン、オフィスケータイプラン VK (ケータイ) 、LTE プラン (V) 、オフィスケータイプラン (V) 又はオフィス ケータイプラン (VK) のものを除きます。)
- ② オプション機能使用料 (海外ローミング機能、番号変換機 能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係 るものを除きます。)
- ③ 通話料 (au 国際通話及び国際 SMS 送信に係るものを除 きます。)
- ④ データ通信料 (第 3 (データ通信料) 1 (適用) (6) の 3 に定める購入データ量に係るものを除きます。)

備考 5G 契約 (本割引に相当する取扱いを受けるものに限りま

す。)からの契約移行があった日を含む料金月においては、その5G契約者回線に係る基本使用料等合計額(当社の5G約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用において規定する基本使用料等をいいます。)を、基本使用料等合計額に含めるものとします。

(才) 割引額

① ②から⑥以外の場合

1 契約ごとに月額

区分	割引額	
	税抜額(税込額)	
1 本割引の適用期間が24料金月までの各料金月	その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い(データ定額10、データ定額13、データ定額30、データ定額10(V)、データ定額13(V)、データ定額30(V)又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)のデータ定額10(ケータイ/V)若しくはデータ定額13(ケータイ/V)に限ります。)の適用を受けている場合 上欄以外の場合	2,000円 (2,200円) 1,410円 (1,551円)
2 本割引の適用期間が24料金月を超える各料金月		934円 (1,027.4円)

備考

1 5G契約(本割引に相当する取扱いを受けるものに限ります。)からの契約移行があった場合、その契約者回線に対する本割引の適用期間は、当該本割引に相当する取扱いの適用期間を通算して算定します。

2 当社は、本割引の適用期間の計算にあたり、当社が別に定める期間を本割引の適用を受けている期間とみなして取り扱います。

(注) 2に定める当社が別に定める期間とは、本割引の適用を受けている契約者回線について、ケの規定により、本割引の適用を受けない期間が生じた場合の、その期間をいいます。

② その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い(データ定額2、データ定額3、データ定額2(V)、データ定額3(V)又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)若しくは特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)のデータ定額2(ケータイ/V)若しくはデータ定額3(ケータイ/V)に限ります。)の適用を受けている場合

1 契約ごとに月額

割引額
税抜額 934円(税込額 1,027.4円)

③ その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い（データ定額Ⅰ、データ定額Ⅰ（V）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-ii）のデータ定額Ⅰ（ケータイ／V）に限ります。）の適用を受けている場合

1 契約ごとに月額

区分	割引額
	税抜額(税込額)
1 本割引の適用期間が 24 料金月までの各料金月	934 円 (1,027.4 円)
2 本割引の適用期間が 24 料金月を超える各料金月	500 円 (550 円)

④ その料金月の末日において、特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（V）の適用を受けている場合

1 契約ごとに月額

第3（データ通信料）1（適用）（3）の12又は（3）の13の規定により適用する定額料	割引額
	税抜額(税込額)
区分1又は区分2に定める定額料を適用する場合	500 円 (550 円)
区分3、区分4又は区分5に定める定額料を適用する場合	1,000 円 (1,100 円)

備考 その料金月の末日において適用を受けている基本使用料の料金種別がシンプル又はシンプル（V）の場合、区分1に定める定額料を適用する場合の割引額は0円とします。

⑤ その料金月の末日において、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている場合

1 契約ごとに月額

割引額
税抜額 500 円（税込額 550 円）

備考 第3（データ通信料）1（適用）（3）の18の規定により同（3）の18の区分1に定める定額料を適用する場合の割引額は0円とします。

⑥ その料金月の末日において、特定データ通信定額制Ⅲ、特定データ通信定額制Ⅲ（V）、特定データ通信定額制Ⅳ、特定データ通信定額制Ⅴ若しくは特定データ通信定額制Ⅵの適用を受けている場合又は基本使用料の料金種別がタブレットプラン20である場合

1 契約ごとに月額

割引額
税抜額 1,000 円（税込額 1,100 円）

イ 本割引に係る割引可能回線の数は、料金月の末日時点における特定IDの数、割引対象回線の数及び特定固定回線の数に基づき算定します。

ウ イで算定した割引可能回線の数が割引可能上限数を上回るときは、契約者があらかじめ指定した割引対象回線について、本割引

	<p>を適用します。この場合において、契約者からの指定がない場合は、当社が別に定める方法により本割引を適用する割引対象回線を定めます。</p> <p>エ 本割引は、LTEサービスの契約者回線 ((29)の適用を受けていないものに限ります。)であって、次のいずれかに該当するものに限り、選択することができます。</p> <p>(ア) 特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているもの</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別がタブレットプラン20、LTEフラットforTab、LTEフラットforDATA(m)、LTEフラットforTab(L)又はLTEフラットforDATA(m/L)のもの</p> <p>オ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線等群を指定して、当社に申し出させていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線等群を構成する申出であるときは、登録する1の割引選択回線等群について1の割引選択回線等群代表者(その割引選択回線等群を構成する割引対象回線に係る契約者(5G割引又は特定割引に係る者を含みます。)であって、割引選択回線等群の設定、変更又は廃止の手続き等を代表することができる者をいいます。以下この欄において同じとします。)を指定して、当社に申し出させていただきます。</p> <p>カ 当社は、オの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア) 申出のあった契約者回線に係る契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)でないとき。</p> <p>(イ) 申出のあった契約者回線に係る契約者名義が、指定した割引選択回線等群を構成するいずれかの他の電気通信回線又は特定IDに係る契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)。</p> <p>(ウ) 割引選択回線等群を構成する特定固定回線がないとき。</p> <p>(エ) 割引選択回線等群を構成する特定IDがないとき。</p> <p>(オ) その契約者以外の者(その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。</p> <p>(カ) 指定した割引選択回線等群に係る割引選択回線等群代表者から承諾が得られないとき。</p> <p>(キ) その契約者回線の契約者が、この約款に定める料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(ク) その申出の内容に不備があるとき。</p> <p>(ケ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>キ 本割引の計算は、料金月単位で行います。</p> <p>ク 本割引の適用は、オの申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日(その料金月において、LTE契約(本割引に相当する適用を受けるものに限ります。)からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。)から開始します。</p>
--	--

	<p>ケ アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月において本割引を適用しません。</p> <p>(ア) その契約者回線（LTEデュアルに係るものに限ります。）について、特定データ通信定額の取扱いの適用を受けていないとき。</p> <p>(イ) その契約者回線（LTEシングルに係るものに限ります。）について、基本使用料の料金種別がタブレットプラン20、LTE フラット for Tab、LTE フラット for DATA (m)、LTE フラット for Tab (L) 又はLTE フラット for DATA (m/L) でないとき。</p> <p>(ウ) 割引選択回線等群を構成する特定固定回線について、全ての特定固定サービスの提供が開始されていないとき。</p> <p>(エ) 割引選択回線等群を構成する特定IDがないとき。</p> <p>コ ケの(ウ)の規定にかかわらず、その料金月の末日において、全ての特定固定回線について、特定固定サービスの提供が開始されていない場合であっても、特定固定サービスの提供を受けるための契約の申込みについて、当社がその登録を完了した日（その契約内容に変更があったときは、その契約内容の変更に係る申込みについて、当社がその登録を完了した日とします。）を含む料金月から起算して7料金月の間（当社が別に定める事由に該当する場合は、7料金月を超えて当社が別に定める料金月までの間とします。）、本割引を適用します。</p> <p>サ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) LTEサービス利用権の譲渡があったとき（LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。</p> <p>(イ) 契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>(ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>(エ) LTE契約の解除があったとき。</p> <p>(オ) その料金月の末日において、割引選択回線等群を構成する特定固定回線がないとき。</p> <p>(カ) その料金月の末日において、割引選択回線等群を構成する特定IDがないとき。</p> <p>(キ) その他(ア)から(イ)又は(オ)から(ケ)のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>シ サの規定による本割引の適用の廃止があった場合、その事由が生じた日を含む料金月の前料金月の末日（本割引の適用の廃止が契約移行に伴うものであるときは、契約移行の前日とします。）までの基本使用料等合計額について、本割引の適用の対象とします。</p> <p>ス 本割引の提供を受けている契約者回線の契約者は、当社が別に定める方法により、所属する割引選択回線等群又は割引選択回線</p>
--	--

	<p>等群代表者の変更の請求をすることができます。この場合において、当社は、その請求の承諾について、力の規定に準じて取扱います。</p> <p>セ 割引選択回線等群代表者を変更しようとするとき又は割引選択回線等群代表者に係る割引対象回線について本割引、LTE割引若しくは特定割引の適用の廃止があったときは、その割引対象回線のうちいずれか1の契約者（LTE割引又は特定割引に係る者を含みます。）を割引選択回線等群代表者として指定していただきます。</p> <p>ソ ス又はセの場合において、変更後の割引選択回線等群は、その請求を当社が承諾した日を含む料金月の初日から、変更後の割引選択回線等群代表者は、その請求を当社が承諾した日から適用します。</p> <p>タ 契約者は、本割引、5G割引又は特定割引の適用に関する業務を行うために、契約者回線、他網契約者回線（特定固定サービスの電気通信回線を含みます。以下このタにおいて同じとします。）及び特定IDに係る情報（本割引、5G割引又は特定割引の適用に関する業務に必要な範囲のものに限ります。）について、当社、KDDI株式会社、東北インテリジェント通信株式会社及び沖縄通信ネットワーク株式会社が相互に開示し照会することを承諾していただきます。この場合において、契約者がその契約者回線、他網契約者回線又は特定IDに係る契約名義人と異なるときは、あらかじめその承諾に必要なその契約名義人の同意を得ていただきます。</p>													
(29) 複数回線の利用を条件とするLTEシングルに係る基本使用料の減額適用（スマホセット割）	<p>ア 複数回線の利用を条件とするLTEシングルに係る基本使用料の減額適用（以下この欄において「本減額適用」といいます。）とは、LTEシングルの契約者回線（次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けているものに限ります。）の契約者が、判定用回線（工に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）に係るLTE契約を締結している場合に、そのLTEシングルの契約者回線に係る基本使用料について、2（料金額）に定める料金額から、次表に定める額の割引を行うことをいいます。</p> <p style="text-align: right;">1契約ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基本使用料の料金種別</th> <th>割引額</th> </tr> <tr> <th>税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LTE フラット for Tab</td> <td>934円(1,027.4円)</td> </tr> <tr> <td>LTE フラット for DATA (m)</td> <td>934円(1,027.4円)</td> </tr> <tr> <td>LTE フラット for DATA (m) ds</td> <td>2,850円(3,135円)</td> </tr> <tr> <td>LTE フラット for Tab (L)</td> <td>934円(1,027.4円)</td> </tr> <tr> <td>LTE フラット for DATA (m/L)</td> <td>934円(1,027.4円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 本減額適用は、LTEシングルの契約者回線((24)の適用を受けていないものであって、基本使用料の料金種別がアの表に定めるもの又はタブレットデータシェアプラン、タブレットプランds若しくはタブレットプランds(L)のものに限ります。)に限り、選択することができます。</p>	基本使用料の料金種別	割引額	税抜額(税込額)	LTE フラット for Tab	934円(1,027.4円)	LTE フラット for DATA (m)	934円(1,027.4円)	LTE フラット for DATA (m) ds	2,850円(3,135円)	LTE フラット for Tab (L)	934円(1,027.4円)	LTE フラット for DATA (m/L)	934円(1,027.4円)
基本使用料の料金種別	割引額													
	税抜額(税込額)													
LTE フラット for Tab	934円(1,027.4円)													
LTE フラット for DATA (m)	934円(1,027.4円)													
LTE フラット for DATA (m) ds	2,850円(3,135円)													
LTE フラット for Tab (L)	934円(1,027.4円)													
LTE フラット for DATA (m/L)	934円(1,027.4円)													

	<p>ウ 本減額適用を選択する契約者は、1の減額対象回線（本減額適用を受ける契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。）及び1の判定用回線を指定して、当社に申し出ています。</p> <p>エ 本減額適用に係る判定用回線とは、次表に定める電気通信回線をいいます。</p>
区分	電気通信回線
区分1	この約款又はKDDI株式会社のLTE約款に定めるLTEデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ジュニアスマートフォンプラン若しくはジュニアスマートフォンプラン（V）のもの又は特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているものに限ります。）
区分2	当社又はKDDI株式会社の5G約款に定める5Gデュアルの契約者回線
オ	当社は、ウに定める申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
(ア)	指定した判定用回線が、他のLTEシングルの契約者回線に係る本減額適用に係る判定用回線又はLTE約款に定める複数回線の利用を条件とするLTEシングルに係る基本使用料の減額適用に係る判定用回線として指定されたものであるとき。
(イ)	指定した判定用回線に係る契約者名義が、減額対象回線に係る契約者名義と異なるとき。
(ウ)	判定用回線について、au約款の定めるところにより、LTEサービス又は5Gサービスの利用の一時休止が行われているとき。
(エ)	その契約者が、減額対象回線及び判定用回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
(オ)	その契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。
(カ)	その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
カ	本減額適用の計算は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。
キ	本減額適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。
ク	当社は、契約者から本減額適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、本減額適用を廃止します。
(ア)	減額対象回線又は判定用回線に係るLTE契約又は5G契約の解除があったとき。
(イ)	減額対象回線又は判定用回線に係るLTEサービス又は5Gサービスの利用の一時休止があったとき。
(ウ)	減額対象回線又は判定用回線に係るLTEサービス利用権又は5Gサービス利用権の譲渡があったとき。

	<p>(エ) 減額対象回線又は判定用回線に係る契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>(オ) 減額対象回線について、LTEデュアル、第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(カ) 減額対象回線について、アの表に定めるもの、タブレットデータシェアプラン、タブレットプランds若しくはタブレットプランds(L)以外への基本使用料の料金種別の変更又は選択があったとき。</p> <p>(キ) 判定用回線について、LTEシングル又は5GシングルへのLTEサービス又は5Gサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(ク) 判定用回線について、エに定める条件に該当しなくなったとき。</p> <p>ケ クの規定により、本減額適用を廃止した場合、その事由が生じた日（LTEサービス利用権又は5Gサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。</p> <p>コ キからケの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、その定めるところによります。</p> <p>(ア) 減額対象回線に係るLTEサービスの利用の一時休止があった後、その休止日を含む料金月においてLTEサービスの再利用を開始した場合であって、再利用を開始した後、同一料金月において本減額適用の申込みがあり当社が承諾したときは、その料金月のうちLTEサービスの利用の一時休止期間を除く期間に係る日数に応じて、アの表に規定する割引額を日割りして適用します。</p> <p>(イ) 判定用回線に係るLTEサービス又は5Gサービスの利用の一時休止があった後、その休止日を含む料金月においてLTEサービス又は5Gサービスの再利用を開始した場合であって、再利用を開始した後、同一料金月において本減額適用の申込みがあり当社が承諾したときは、その料金月について本減額適用を行います。</p> <p>(ウ) 本減額適用の申込みがあり当社が承諾した日を含む料金月においてクに定める事由が生じた場合は、本減額適用を行いません。</p> <p>サ アからコの規定にかかわらず、その減額対象回線について、(10)又は(24)の適用を受けている場合、その料金月において本減額適用を行いません。</p> <p>シ アに定める割引額は、その基本使用料の適用を受ける日数に応じて日割りします。</p> <p>ス 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>
--	--

	<p>セ 本減額適用を受けている契約者回線の契約者は、判定用回線（その判定用回線に係る減額対象回線の基本使用料の料金種別がタブレットデータシェアプラン、タブレットプランd s又はタブレットプランd s（L）のものに限ります。）について、エに定める条件に該当しないこととなる請求（LTEサービス利用権の譲渡の請求又は契約者の地位の承継の届出を含みます。）を行う場合、その請求に先立ち、その減額対象回線について、基本使用料の料金種別の変更（タブレットデータシェアプラン、タブレットプランd s又はタブレットプランd s（L）以外への変更に限ります。）を請求していただきます。</p> <p>ソ 判定用回線として他網契約者回線を指定する契約者は、当社が本減額適用の適用の可否を判断するために、その契約者回線及び他網契約者回線に係る情報（本減額適用の適用の可否を判断するために必要な範囲に限ります。）について、KDDI株式会社との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p>						
(30) 特定のLTEデュアルの契約者回線との回線群の構成	<p>ア 特定のLTEデュアルの契約者回線との回線群の構成（以下この欄において「本取扱い」といいます。）とは、判定用回線（ウに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）と対象回線（エに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）による回線群（以下この欄において「特定回線群」といいます。）を構成することをいいます。</p> <p>イ 本取扱いを選択する契約者は、1の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>ウ 本取扱いに係る判定用回線とは、次表に定める電気通信回線をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>電気通信回線</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1</td><td>この約款又はKDDI株式会社のLTE約款に定めるLTEデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がケータイプラン若しくはジュニアスマートフォンプラン（V）のもの又は特定データ通信定額の取扱い（特定データ通信定額制II（ケータイ／V-i）又は特定データ通信定額制II（ケータイ／V-ii）を除きます。）の適用を受けているものに限ります。）</td></tr> <tr> <td>区分2</td><td>当社又はKDDI株式会社の5G約款に定める5Gデュアルの契約者回線</td></tr> </tbody> </table> <p>エ 本取扱いに係る対象回線とは、以下の各号に定める電気通信回線をいいます。</p> <p>（ア）LTEシングルの契約者回線（基本使用料の料金種別がQuastationプランd s又は無線LAN STICKプランd sのものに限ります。）</p> <p>（イ）KDDI株式会社のLTE約款に定めるLTEシングルの他網契約者回線（同契約約款に定める基本使用料の料金種別がQuastationプランd s又は、無線LAN STICKプランd sのものに限ります。）</p>	区分	電気通信回線	区分1	この約款又はKDDI株式会社のLTE約款に定めるLTEデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がケータイプラン若しくはジュニアスマートフォンプラン（V）のもの又は特定データ通信定額の取扱い（特定データ通信定額制II（ケータイ／V-i）又は特定データ通信定額制II（ケータイ／V-ii）を除きます。）の適用を受けているものに限ります。）	区分2	当社又はKDDI株式会社の5G約款に定める5Gデュアルの契約者回線
区分	電気通信回線						
区分1	この約款又はKDDI株式会社のLTE約款に定めるLTEデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がケータイプラン若しくはジュニアスマートフォンプラン（V）のもの又は特定データ通信定額の取扱い（特定データ通信定額制II（ケータイ／V-i）又は特定データ通信定額制II（ケータイ／V-ii）を除きます。）の適用を受けているものに限ります。）						
区分2	当社又はKDDI株式会社の5G約款に定める5Gデュアルの契約者回線						

	<p>オ 当社は、イの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア) 指定した判定用回線が所属する特定回線群を構成する対象回線が6以上となるとき。</p> <p>(イ) 指定した判定用回線が、他の特定回線群に係る判定用回線として指定されたものであるとき。</p> <p>(ウ) 指定した判定用回線が、KDDI株式会社のLTE約款に定める特定のLTEデュアルの契約者回線との回線群の構成に係る回線群の判定用回線として指定されたものであるとき。</p> <p>(エ) 指定した判定用回線に係る契約者名義が、対象回線に係る契約者名義と異なるとき。</p> <p>(オ) 判定用回線について、この約款、当社の5G約款又はKDDI株式会社のLTE約款若しくは5G約款の定めるところにより、LTEサービス又は5Gサービスの利用の一時休止が行われているとき。</p> <p>(カ) その契約者が、判定用回線及び対象回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(キ) その契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。</p> <p>(ク) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>カ 本取扱いの開始は、イの申出を当社が承諾した日からとします。</p> <p>キ 当社は、次のいずれかに該当する場合は、その対象回線について本取扱いを廃止します。</p> <p>(ア) その対象回線に係るLTE契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) その対象回線に係るLTE契約について、Quastationプランds又は無線LANSTICKプランds以外の基本使用料の料金種別を選択することとなる請求等があったとき。</p> <p>(ウ) その対象回線が所属する特定回線群の判定用回線について、ウに定める条件に該当しなくなったとき。</p> <p>ク 本取扱いを受けている契約者回線の契約者は、判定用回線について、ウに定める条件に該当しないこととなる請求(LTEサービス利用権又は5Gサービス利用権の譲渡の請求又は契約者の地位の承継の届出を含みます。)を行う場合、その請求に先立ち、その判定用回線が所属する特定回線群を構成する全ての対象回線について、その対象回線に接続する端末設備の変更若しくはLTEサービス若しくは5Gサービスの利用の一時休止の請求又はLTE契約又は5G契約の解除の通知を行っていただきます。</p> <p>ケ 判定用回線として他網契約者回線を指定する契約者は、当社が本取扱いの適用の可否を判断するために、その契約者回線及び他網契約者回線に係る情報(本取扱いの適用の可否を判断するために必要な範囲に限ります。)について、KDDI株式会社との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p>
(31) 料金の支払	ア 当社は、(ア)に定める適用条件の全てを満たす契約者回線に係

<p>方法を条件とする基本使用料の割引の適用 (au PAYカードお支払い割)</p>	<p>る基本使用料について、(イ)に定める額(通則に規定により基本使用料を日割りした場合は、その日数に応じて日割りした額とします。)の割引(以下この欄において「本割引」といいます。)を行います。</p> <p>(ア) 適用条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ① その料金月の末日において指定されているau(LTE)通信サービスの料金その他の債務の支払方法が、au PAYカードによるものであること。 ② 次表に定める特定データ通信定額の取扱い又は基本使用料の料金種別の適用を受けていること。 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="473 579 743 653">特定データ通信定額の取扱い</td><td data-bbox="743 579 1449 653">データMAX定額2、ピタットプラン 4G LTE</td></tr> <tr> <td data-bbox="473 653 743 900">基本使用料の料金種別</td><td data-bbox="743 653 1449 900">ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、VKプランS(N)、VKプランM(N)、VKプランE(N)、ジュニアケータイプランN、mamorino WatchプランN、タブレットプラン20、モバイルルータープラン、ホームルータープラン</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ③ (6)に定める障がい者等に係る基本使用料の適用を受けていないこと。 ④ その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認める者を含みます。)でないこと。 <p>(イ) 割引額</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ②以外の場合 <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="473 1208 1449 1260">割引額</td></tr> <tr> <td data-bbox="473 1260 1449 1282">税抜額 170 円(税込額 187 円)</td></tr> </table> <p>② データMAX定額2の適用を受けている場合</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="473 1356 1449 1408">割引額</td></tr> <tr> <td data-bbox="473 1408 1449 1430">税抜額 100 円(税込額 110 円)</td></tr> </table> <p>イ 本割引の計算は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。</p> <p>ウ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>エ 本割引の適用を受ける場合の第7種定期LTE契約に係る基本使用料については、その料金種別に応じて、2-1-1の(2)のイ又は2-1-2の(2)のカに規定する料金額に代えて、それぞれ2-1-1の(1)又は2-1-2の(1)に規定する料金額を適用します。</p> <p>オ au PAYカードによる支払いに関する手続き及び提供条件等については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(32) 特定金融商品契約を条件とする減額等</p> <p>ア 当社は、特定金融商品契約(当社の金融サービスセット割利用規約に定める対象金融商品契約をいいます。以下同じとします。)の契約者から指定があった場合、その指定のあった契約者回線に</p>	特定データ通信定額の取扱い	データMAX定額2、ピタットプラン 4G LTE	基本使用料の料金種別	ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、VKプランS(N)、VKプランM(N)、VKプランE(N)、ジュニアケータイプランN、mamorino WatchプランN、タブレットプラン20、モバイルルータープラン、ホームルータープラン	割引額	税抜額 170 円(税込額 187 円)	割引額	税抜額 100 円(税込額 110 円)
特定データ通信定額の取扱い	データMAX定額2、ピタットプラン 4G LTE								
基本使用料の料金種別	ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、VKプランS(N)、VKプランM(N)、VKプランE(N)、ジュニアケータイプランN、mamorino WatchプランN、タブレットプラン20、モバイルルータープラン、ホームルータープラン								
割引額									
税抜額 170 円(税込額 187 円)									
割引額									
税抜額 100 円(税込額 110 円)									

適用 (金融サービスセット割)	<p>係るau(LET)通信サービスに係る料金について、当社が別に定めるところにより、減額(以下この欄において「本減額適用」といいます。)を行います。</p> <p>イ 本減額適用に係る提供条件は、当社の金融サービスセット割利用規約に定めるところによります。</p> <p>ウ 契約者は、本減額適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報(本減額適用に必要な範囲に限ります。)について、KDDI株式会社との間で相互に開示し照会すること、及びこれを利用することを承諾していただきます。</p>
--------------------	---

2 料金額

2-1 基本使用料

2-1-1 LTEデュアルに係るもの

(1) 一般LTE契約に係るもの

区分		基本使用料の料金種別	1契約ごとに月額 料金額 税抜額(税込額)
第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアル	カテゴリーII	標準プラン	2,480円(2,728円)
		標準プラン2	1,080円(1,188円)
		標準プランN	1,150円(1,265円)
		シンプルN	1,150円(1,265円)
		カケホN	2,650円(2,915円)
		スーパー カケホN	1,650円(1,815円)
		ケータイプラン	1,150円(1,265円)
		ケータイ シンプル プラン	1,370円(1,507円)
		ケータイ カケホ プラン	3,150円(3,465円)
		VKプランS(N)	1,168円(1,284.8円)
		VKプランM(N)	1,790円(1,969円)
		VKプランE(N)	1,150円(1,265円)
		ジュニア ケータイ プランN	670円(737円)
		mamorino Watch プランN	1,168円(1,284.8円)
		ウォッチナンバープラン	350円(385円)
第1種LTEデュアル	カテゴリーI	LTEプラン	1,868円(2,054.8円)
		LTEプランS	1,996円(2,195.6円)
		カケホ	4,200円(4,620円)
		スーパー カケホ	3,200円(3,520円)
		ジュニア スマートフォン プラン	4,620円(5,082円)
		オフィス ケータイ プラン	1,600円(1,760円)
		カケホ(ケータイ/V)	3,700円(4,070円)
		スーパー カケホ(ケータイ/V)	2,700円(2,970円)
		VKプランM	3,240円(3,564円)
		VKプランS	1,996円(2,195.6円)
		VKプラン	1,996円(2,195.6円)
		オフィス ケータイ プラン VK (ケータイ)	1,600円(1,760円)
		カケホ - II	2,480円(2,728円)
		カケホ	3,980円(4,378円)
		スーパー カケホ	2,980円(3,278円)
第2種LTEデュ	カテゴリ	LTEプラン(V)	1,868円(2,054.8円)

アル	— I	カケホ (V)	4,200 円 (4,620 円)
		スーパー カケホ (V)	3,200 円 (3,520 円)
		スーパー カケホ (V・a)	3,890 円 (4,279 円)
		ジュニアスマートフォンプラン (V)	4,620 円 (5,082 円)
		オフィス ケータイ プラン (V)	1,600 円 (1,760 円)
		カケホ (ケータイ/V)	3,700 円 (4,070 円)
		スーパー カケホ (ケータイ/V)	2,700 円 (2,970 円)
		VK プラン M	3,240 円 (3,564 円)
		VK プラン S	1,996 円 (2,195.6 円)
		VK プラン	1,996 円 (2,195.6 円)
		オフィス ケータイ プラン (VK)	1,600 円 (1,760 円)
		mamorino Watch プラン	1,996 円 (2,195.6 円)
	カテゴリ — II	シンプル (V)	2,480 円 (2,728 円)
		カケホ (V)	3,980 円 (4,378 円)
		スーパー カケホ (V)	2,980 円 (3,278 円)
		ジュニア ケータイ プラン	1,500 円 (1,650 円)
第3種 LTE デュアル	カテゴリ — II	ナンバーシェア プラン	300 円 (330 円)

(2) 定期LTE契約に係るもの

ア 第2種定期LTE契約に係るもの

(ア) タイプIに係るもの

区分		基本使用料の料金種別	1契約ごとに月額
			料金額
第1種 LTE デュアル及び第2種 LTE デュアル	カテゴリ — II	標準 プラン	980 円 (1,078 円)
第1種 LTE デュアル	カテゴリ — I	LTE プラン	934 円 (1,027.4 円)
		LTE プラン S	998 円 (1,097.8 円)
		カケホ	2,700 円 (2,970 円)
		スーパー カケホ	1,700 円 (1,870 円)
		ジュニアスマートフォン プラン	3,620 円 (3,982 円)
		オフィス ケータイ プラン	800 円 (880 円)
		カケホ (ケータイ/V)	2,200 円 (2,420 円)
		スーパー カケホ (ケータイ/V)	1,200 円 (1,320 円)
		VK プラン M	1,620 円 (1,782 円)

		VKプランS	998円(1,097.8円)
		VKプラン	998円(1,097.8円)
		オフィスケータイプランVK (ケータイ)	800円(880円)
第2種LTEデュアル	カテゴリーⅡ	シンプル	980円(1,078円)
		カケホ	2,480円(2,728円)
		スーパーカケホ	1,480円(1,628円)
		LTEプラン(V)	934円(1,027.4円)
	カテゴリーI	カケホ(V)	2,700円(2,970円)
		スーパーカケホ(V)	1,700円(1,870円)
		スーパーカケホ(V・a)	2,390円(2,629円)
		ジュニアスマートフォンプラン (V)	3,620円(3,982円)
		オフィスケータイプラン(V)	800円(880円)
		カケホ(ケータイ/V)	2,200円(2,420円)
		スーパーカケホ(ケータイ/ V)	1,200円(1,320円)
		VKプランM	1,620円(1,782円)
		VKプランS	998円(1,097.8円)
		VKプラン	998円(1,097.8円)
		オフィスケータイプラン(V K)	800円(880円)
		mamorino Watch プラン	998円(1,097.8円)
		シンプル(V)	980円(1,078円)
	カテゴリーⅡ	カケホ(V)	2,480円(2,728円)
		スーパーカケホ(V)	1,480円(1,628円)
		ジュニアケータイプラン	500円(550円)

(イ) タイプⅡに係るもの

区分		基本使用料の料金種別	1契約ごとに月額
			料金額
第1種LTEデュアル	カテゴリーI	カケホ	3,000円(3,300円)
		スーパーカケホ	2,000円(2,200円)
		カケホ(ケータイ/V)	2,500円(2,750円)
		スーパーカケホ(ケータイ/ V)	1,500円(1,650円)
	カテゴリーⅡ	シンプル	1,280円(1,408円)
		カケホ	2,780円(3,058円)
		スーパーカケホ	1,780円(1,958円)
第2種LTEデュアル	カテゴリーI	カケホ(V)	3,000円(3,300円)
		スーパーカケホ(V)	2,000円(2,200円)
		スーパーカケホ(V・a)	2,690円(2,959円)

		カケホ（ケータイ／V）	2,500円(2,750円)
		スーパー カケホ（ケータイ／V）	1,500円(1,650円)
カテゴリ —Ⅱ	シンプル（V）	1,280円(1,408円)	
	カケホ（V）	2,780円(3,058円)	
	スーパー カケホ（V）	1,780円(1,958円)	

イ 第7種定期LTE契約に係るもの

1 契約ごとに月額

区分	基本使用料の料金種別	料金額
		税抜額(税込額)
第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアル	カテゴリ —Ⅱ	標準プラン2
		980円(1,078円)
		標準プランN
		980円(1,078円)
		シンプルN
		980円(1,078円)
		カケホN
		2,480円(2,728円)
		スーパー カケホN
		1,480円(1,628円)
		ケータイ シンプル プラン
		1,200円(1,320円)
		ケータイ カケホ プラン
		2,980円(3,278円)
		VKプランS(N)
		998円(1,097.8円)
		VKプランM(N)
		1,620円(1,782円)
		VKプランE(N)
		980円(1,078円)
		ジュニア ケータイ プランN
		500円(550円)
		mamorino Watch プランN
		998円(1,097.8円)

2-1-2 LTEシングルに係るもの

(1) 一般LTE契約に係るもの

1 契約ごとに月額

区分	基本使用料の料金種別	料金額
		税抜額(税込額)
第1種LTEシングル及び第3種LTEシングル	カテゴリ —Ⅱ	タブレット プラン 20
		5,670円(6,237円)
		タブレット データ シェア プラン
		1,170円(1,287円)
		タブレット プラン ライト 4G
		1,000円(1,100円)
第2種LTEシングル及び第4種LTEシングル	カテゴリ —Ⅱ	モバイル ルーター プラン
		4,462円(4,908.2円)
		ホーム ルーター プラン
		4,462円(4,908.2円)
第1種LTEシングル	カテゴリ —I	LTE フラット f o r DA TA
		6,700円(7,370円)
		LTE フラット f o r Ta b
		6,700円(7,370円)
		LTE フラット f o r DA TA (m)
		6,700円(7,370円)

		L T E フラット f o r D A T A (m) d s	6,700 円(7,370 円)
第2種L T Eシングル	カテゴリ ーI	W i M A X 2 + フラット f o r D A T A	5,196 円(5,715.6 円)
		W i M A X 2 + フラット f o r D A T A E X	5,880 円(6,468 円)
		W i M A X 2 + フラット f o r H O M E	5,880 円(6,468 円)
第3種L T Eシングル	カテゴリ ーI	L T E フラット f o r T a b (L)	6,700 円(7,370 円)
		L T E フラット f o r D A T A (m/L)	6,700 円(7,370 円)
		Q u a s t a t i o n プラン d s	300 円(330 円)
	カテゴリ ーII	無線 L A N S T I C K プラン d s	500 円(550 円)
第4種L T Eシングル	カテゴリ ーI	W i M A X 2 + フラット f o r D A T A (L)	5,196 円(5,715.6 円)
		W i M A X 2 + フラット f o r D A T A E X (L)	5,880 円(6,468 円)
		W i M A X 2 + フラット f o r H O M E (L)	5,880 円(6,468 円)

(2) 定期L T E契約に係るもの

ア 第2種定期L T E契約に係るもの

(ア) タイプIに係るもの

区分		基本使用料の料金種別	1 契約ごとに月額
			料金額
第1種L T Eシングル	カテゴリ ーI	L T E フラット f o r D A T A	5,700 円(6,270 円)
		L T E フラット f o r T a b	5,700 円(6,270 円)
		L T E フラット f o r D A T A (m)	5,700 円(6,270 円)
		L T E フラット f o r D A T A (m) d s	5,700 円(6,270 円)
第2種L T Eシングル	カテゴリ ーI	W i M A X 2 + フラット f o r D A T A	4,196 円(4,615.6 円)
		W i M A X 2 + フラット f o r D A T A E X	4,880 円(5,368 円)
		W i M A X 2 + フラット f o	4,880 円(5,368 円)

		r HOME	
第3種LTEシングル	カテゴリ—I	LTEフラット for Tab (L)	5,700円(6,270円)
		LTEフラット for DATA (m/L)	5,700円(6,270円)
第4種LTEシングル	カテゴリ—I	WiMAX2+フラット for DATA (L)	4,196円(4,615.6円)
		WiMAX2+フラット for DATA EX (L)	4,880円(5,368円)
		WiMAX2+フラット for HOME (L)	4,880円(5,368円)

イ 第3種定期LTE契約に係るもの

1契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
			税抜額(税込額)
第2種LTEシングル	カテゴリ—I	WiMAX2+フラット for DATA	4,196円(4,615.6円)
		WiMAX2+フラット for DATA EX	4,880円(5,368円)
第4種LTEシングル	カテゴリ—I	WiMAX2+フラット for DATA (L)	4,196円(4,615.6円)
		WiMAX2+フラット for DATA EX (L)	4,880円(5,368円)

ウ 第4種定期LTE契約に係るもの

1契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
			税抜額(税込額)
第2種LTEシングル	カテゴリ—I	WiMAX2+フラット for DATA	4,196円(4,615.6円)
第4種LTEシングル	カテゴリ—I	WiMAX2+フラット for DATA (L)	4,196円(4,615.6円)

エ 第5種定期LTE契約に係るもの

1契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
			税抜額(税込額)
第1種LTEシングル	カテゴリ—I	タブレットプランds	2,500円(2,750円)
第3種LTEシングル	カテゴリ—I	タブレットプランds (L)	2,500円(2,750円)

オ 第6種定期LTE契約に係るもの

1 契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
			税抜額(税込額)
第1種LTEシングル	カテゴリーI	タブレットプランd s	1,700円(1,870円)
第3種LTEシングル	カテゴリーI	タブレットプランd s (L)	1,700円(1,870円)

カ 第7種定期LTE契約に係るもの

1 契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
			税抜額(税込額)
第1種LTEシングル及び第3種LTEデュアル	カテゴリーII	タブレットプラン20	5,500円(6,050円)
		タブレットデータシェアプラン	1,000円(1,100)円
第2種LTEシングル及び第4種LTEデュアル	カテゴリーII	モバイルルータープラン	4,292円(4,721.2円)
		ホームルータープラン	4,292円(4,721.2円)

2-1-3 LTEモジュールに係るもの

(1) 一般LTEモジュール契約に係るもの

1 契約ごとに月額

基本使用料の料金種別	料金額
	税抜額(税込額)
LTE Low	400円(440円)
LTE Mid	500円(550円)
LTE High	600円(660円)
LTEモジュールフラット	6,700円(7,370円)
LTEモジュールダブル定額	800円(880円)

2-2 オプション機能使用料

2-2-1 2-2-2以外のもの

(1) LTEサービスに係るもの

各単位ごとに月額			
区分	単位	料金額 税抜額(税込額)	
留守番伝言機能 (お留守番サービスEX)	1契約ごとに	300円(330円)	
三者通話機能 (三者通話サービス)	1契約ごとに	200円(220円)	
割込通話機能 (割込通話サービス)	第2種LTEデュアルに係るもの	1契約ごとに	200円(220円)
迷惑電話拒否機能 (迷惑電話撃退サービス)	1契約ごとに	100円(110円)	
番号変換機能 (KDDI ビジネスコールダイレクト)	1契約ごとに	2,000円(2,200円)	
保留転送機能	1契約ごとに	300円(330円)	
番号変換文字メッセージ受信機能	1契約ごとに	300円(330円)	
LTE NET機能	1契約ごとに	300円(330円)	
LTE NET for DATA機能	タイプII	1契約ごとに	500円(550円)
テザリング利用機能	1契約ごとに	500円(550円)	
WiMAX利用機能			
ハイスピードプラスエリアモードの 利用に係る加算額	1契約ごとに	1,005円(1,105.5円)	
ナンバーシェア機能	1契約ごとに	50円(55円)	

(2) LTEモジュールに係るもの

各単位ごとに月額			
区分	単位	料金額 税抜額(税込額)	
LTE NET機能	1契約ごとに	300円(330円)	
LTE NET for DATA機能	タイプII	1契約ごとに	500円(550円)

2-2-2 海外ローミング機能

(1) (2)又は(3)以外のもの

外国事業者の電気通信サービスに係る1の利用につき利用時間1分までごとに

海外利用地域	区分及び料金額			
	国内通話利用	国際通話利用		着信通話利用
		日本着信	日本着信以外	
アジア 1	70 円	175 円	265 円	145 円
アジア 2	75 円	175 円	265 円	155 円
アジア 3	70 円	175 円	265 円	155 円
アジア 4	75 円	175 円	265 円	80 円
アジア 5	70 円	260 円	280 円	155 円
アジア 6	95 円	280 円	280 円	180 円
アジア 7	80 円	280 円	280 円	160 円
アジア 8	70 円	195 円	280 円	80 円
アジア 9	80 円	280 円	280 円	80 円
アジア 10	75 円	380 円	380 円	80 円
アジア 11	80 円	380 円	380 円	140 円
アジア 12	70 円	180 円	280 円	180 円
アジア 13	80 円	180 円	280 円	180 円
アジア 14	80 円	380 円	380 円	180 円
アジア 15	80 円	300 円	300 円	220 円
アジア 16	80 円	180 円	280 円	140 円
アジア 17	80 円	250 円	280 円	140 円
アジア 18	70 円	260 円	280 円	140 円
アジア 19	80 円	280 円	280 円	140 円
アジア 20	80 円	180 円	280 円	110 円
アジア 21	50 円	125 円	265 円	70 円
アジア 22	180 円	480 円	480 円	230 円
オセアニア 1	80 円	180 円	280 円	80 円
オセアニア 2	120 円	140 円	210 円	165 円
オセアニア 3	80 円	140 円	210 円	130 円
オセアニア 4	80 円	280 円	280 円	80 円
オセアニア 5	480 円	880 円	880 円	560 円
オセアニア 6	130 円	580 円	580 円	210 円
オセアニア 7	180 円	380 円	380 円	270 円
アメリカ 1	120 円	140 円	210 円	165 円
アメリカ 2	70 円	230 円	280 円	180 円
アメリカ 3	80 円	380 円	380 円	190 円
アメリカ 4	120 円	140 円	210 円	165 円
アメリカ 5	130 円	250 円	280 円	190 円
アメリカ 6	155 円	250 円	280 円	190 円
アメリカ 7	80 円	250 円	280 円	100 円
アメリカ 8	80 円	180 円	280 円	190 円

アメリカ9	80円	280円	280円	190円
アメリカ10	155円	330円	330円	190円
アメリカ11	80円	280円	280円	140円
アメリカ12	130円	330円	330円	140円
アメリカ13	70円	230円	280円	140円
アメリカ14	80円	180円	280円	140円
アメリカ15	130円	380円	380円	270円
アメリカ16	80円	280円	280円	100円
アメリカ17	200円	500円	500円	270円
ヨーロッパ1	80円	180円	280円	110円
ヨーロッパ2	80円	280円	280円	110円
ヨーロッパ3	100円	250円	280円	110円
ヨーロッパ4	100円	280円	280円	140円
ヨーロッパ5	100円	380円	380円	140円
ヨーロッパ6	80円	280円	280円	140円
ヨーロッパ7	80円	380円	380円	110円
ヨーロッパ8	80円	380円	380円	180円
ヨーロッパ9	100円	450円	450円	180円
アフリカ1	80円	280円	280円	160円
アフリカ2	80円	180円	280円	160円
アフリカ3	80円	380円	380円	160円
アフリカ4	80円	280円	280円	180円
アフリカ5	100円	280円	280円	180円
アフリカ6	100円	380円	380円	180円
アフリカ7	130円	380円	380円	160円
アフリカ8	180円	480円	480円	160円
アフリカ9	80円	480円	480円	160円
船舶	650円	650円	650円	800円
備考 各海外利用地域の区分における海外利用地域については、別表2に定めるところによります。				

(2) 海外SMS利用に係るもの

1送信ごとに

送信文字数	料金額
70文字まで (半角英数字のみの場合 160文字まで)	100円
71文字から 134文字まで (半角英数字のみの場合 161文字から 306文字まで)	200円
135文字から 201文字まで (半角英数字のみの場合 307文字から 459文字まで)	300円
202文字から 268文字まで (半角英数字のみの場合 460文字から 612文字まで)	400円
269文字から 335文字まで (半角英数字のみの場合 613文字から 765文字まで)	500円

336 文字から 402 文字まで (半角英数字のみの場合 766 文字から 918 文字まで)	600 円
403 文字から 469 文字まで (半角英数字のみの場合 919 文字から 1,071 文字まで)	700 円
470 文字から 536 文字まで (半角英数字のみの場合 1,072 文字から 1,224 文字まで)	800 円
537 文字から 603 文字まで (半角英数字のみの場合 1,225 文字から 1,377 文字まで)	900 円
604 文字から 670 文字まで (半角英数字のみの場合 1,378 文字から 1,530 文字まで)	1,000 円

(3) 海外LTE NET 利用又は海外LTE NET for DATA 利用に係るもの

料金額
1 課金対象データごとに 1.6 円

第2 通話料

1 適用

通話料の適用については、第57条（通話料及びデータ通信料の支払義務）及び第94条（電話番号案内接続に係る通話料の支払い義務等）によるほか、次のとおりとします。

通話料の適用															
(1) 削除	削除														
(2) 削除	削除														
(3) 削除	削除														
(4) au国際通話に係る通話料の適用	au国際通話に関する料金については、その通話の相手先に応じて、2-1-3に規定する料金額を適用します。														
(4)の2 au国際通話に係る通話料の定額適用 (au国際通話定額)	<p>ア au国際通話に係る通話料の定額適用（以下「au国際通話定額」といいます。）とは、(ア)に定める定額料を支払った場合に、その契約者回線((イ)に定める種類の特定データ通信定額の取扱い又は基本使用料の料金種別（以下この欄において「対象データ通信定額等」といいます。）の適用を受けているものに限ります。）からのau国際通話（別表5に定める地域（以下「au国際通話定額地域」といいます。）への通話に限ります。以下この欄において同じとします。）に関する料金（KDDI株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）について、2-1-3に規定する料金額に代えて、au国際通話等合算回数（イに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）に応じて、(ウ)に定める料金額を適用する取扱いをいいます。</p> <p>(ア) 定額料</p> <p>① ②以外の場合</p> <table> <thead> <tr> <th colspan="2">1 契約者回線ごとに月額</th></tr> <tr> <th>区分</th><th>料金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額料</td><td>980円</td></tr> </tbody> </table> <p>② その料金月において、対象データ通信定額（データ定額1、データ定額2、データ定額3、データ定額1（V）、データ定額2（V）、データ定額3（V）、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）、若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-ii）のデータ定額1（ケータイ/V）、データ定額2（ケータイ/V）若しくはデータ定額3（ケータイ/V）又はケータイプラン若しくはケータイカケホプランに限ります。）の適用を受けている場合</p> <table> <thead> <tr> <th colspan="2">1 契約者回線ごとに月額</th></tr> <tr> <th>区分</th><th>料金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額料</td><td>1,480円</td></tr> </tbody> </table> <p>(イ) 特定データ通信定額の取扱い等</p> <table> <thead> <tr> <th>特定データ通信定額の取扱い</th><th>特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（V）、特定データ通信定額制Ⅱ</th></tr> </thead> </table>	1 契約者回線ごとに月額		区分	料金額	定額料	980円	1 契約者回線ごとに月額		区分	料金額	定額料	1,480円	特定データ通信定額の取扱い	特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（V）、特定データ通信定額制Ⅱ
1 契約者回線ごとに月額															
区分	料金額														
定額料	980円														
1 契約者回線ごとに月額															
区分	料金額														
定額料	1,480円														
特定データ通信定額の取扱い	特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（V）、特定データ通信定額制Ⅱ														

	(ケータイ／V - i)、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ／V - ii)、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)、特定データ通信定額制Ⅲ、特定データ通信定額制Ⅳ、特定データ通信定額制Ⅴ、特定データ通信定額制Ⅵ
基本使用料の料金種別	ケータイプラン、ケータイカケホプラン

(ウ) 適用額

- ① その契約者回線からのau国際通話等合算回数が50回以内のものであるau国際通話に係るもの。

区分		料金額
通話料	ア イ以外の部分	0円
	イ 別記15の規定により測定した通話時間がそのau国際通話を開始した時点から15分を超える部分	30秒までごとに20円

- ② その契約者回線からのau国際通話等合算回数が51回以上のものであるau国際通話に係るもの。

区分		料金額
通話料	定額通話料	1のau国際通話ごとに300円
	上欄に定める定額通話料のほか	
	ア イ以外の部分	0円
	イ 別記15の規定により測定した通話時間がそのau国際通話を開始した時点から15分を超える部分	30秒までごとに20円

イ au国際通話等合算回数とは、その料金月における、その契約者回線からのau国際通話の回数及び特定携帯国際自動通話(KDDI株式会社の電話サービス等契約約款に定める特定携帯国際自動通話定額地域への通話に限ります。以下この欄において同じとします。)をいいます。以下この欄において同じとします。)の回数を合算したものをおきます。

ウ 5G契約からの契約移行があった場合は、契約移行のあった日を含む料金月において契約移行前の5G契約者回線からのau国際通話の回数及び特定携帯国際自動通話の回数を、イに定める回数に含めます。

エ au国際通話定額は、LTEデュアルの契約者回線であって、次の全てを満たすものに限り、選択することができます。

(ア) 対象データ通信定額等の適用を受けていること。

(イ) au国際通話利用規制の適用を受けていないこと。

オ au国際通話定額を選択する契約者は、当社に申し出でていただ

	<p>きます。</p> <p>カ a u 国際通話定額の適用の開始は、才の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>キ 当社は、a u 国際通話定額の適用を受けている契約者回線について、契約者から a u 国際通話定額の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、a u 国際通話定額の適用を廃止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) LTE 契約の解除があったとき。 (イ) LTE サービスの利用の一時休止があったとき。 (ウ) LTE シングルへの LTE サービスの種類の変更があったとき。 (エ) 対象データ通信定額等の適用の廃止（他の対象データ通信定額等の適用の申込みによるものを除きます。）があったとき。 <p>ク キの規定により、a u 国際通話定額の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>a u 国際通話定額の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 又は 3 以外により a u 国際通話定額を廃止したとき。</td><td>その事由が生じた日を含む料金月の末日までの a u 国際通話に関する料金について、a u 国際通話定額の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>2 キの(ア)、(イ)又は(ウ)により a u 国際通話定額を廃止したとき（3に該当するときを除きます。）。</td><td>その事由が生じた日までの a u 国際通話に関する料金について、a u 国際通話定額の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>3 キの(ア)（5G 契約（5G デュアルに係るものに限ります。）への契約移行に係るものに限ります。）又は(エ)により a u 国際通話定額を廃止したとき。</td><td>その事由が生じた日の前日までの a u 国際通話に関する料金について、a u 国際通話定額の適用の対象とします。</td></tr> </tbody> </table>	区分	a u 国際通話定額の適用	1 2 又は 3 以外により a u 国際通話定額を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの a u 国際通話に関する料金について、a u 国際通話定額の適用の対象とします。	2 キの(ア)、(イ)又は(ウ)により a u 国際通話定額を廃止したとき（3に該当するときを除きます。）。	その事由が生じた日までの a u 国際通話に関する料金について、a u 国際通話定額の適用の対象とします。	3 キの(ア)（5G 契約（5G デュアルに係るものに限ります。）への契約移行に係るものに限ります。）又は(エ)により a u 国際通話定額を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの a u 国際通話に関する料金について、a u 国際通話定額の適用の対象とします。
区分	a u 国際通話定額の適用								
1 2 又は 3 以外により a u 国際通話定額を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの a u 国際通話に関する料金について、a u 国際通話定額の適用の対象とします。								
2 キの(ア)、(イ)又は(ウ)により a u 国際通話定額を廃止したとき（3に該当するときを除きます。）。	その事由が生じた日までの a u 国際通話に関する料金について、a u 国際通話定額の適用の対象とします。								
3 キの(ア)（5G 契約（5G デュアルに係るものに限ります。）への契約移行に係るものに限ります。）又は(エ)により a u 国際通話定額を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの a u 国際通話に関する料金について、a u 国際通話定額の適用の対象とします。								
	<p>ケ 料金月の起算日以外の日に、対象データ通信定額等の種類の変更等（アの(ア)の①に該当する種類と②に該当する種類の間のものに限ります。）があった場合、アの規定にかかわらず、その変更等があった日を含む料金月については、アの(ア)の①に定める定額料を適用します。</p> <p>コ 定額料については、日割りを行いません。</p> <p>サ 当社は、a u 国際通話定額の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、a u 国際通話定額並びにこの約款に定める通話料の減額適用及び割引適用（当社が別に定めるものを除きます。）の取扱いを行わないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 第 42 条（利用停止）第 1 項第 14 号及び第 15 号に該当するとき。 (イ) 第 80 条（利用に係る契約者の義務）第 1 項第 2 号及び第 3 								

	<p>号に該当するとき。</p> <p>(ウ) その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。</p> <p>(エ) 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を現に得ているとき又はその恐れがあるとき。</p> <p>(オ) その契約者からスに定める協力を得られないとき。</p> <p>(カ) その契約者回線からのau国際通話及び特定携帯国際自動通話が、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（通話に係るものに限ります。）を利用するための電気通信番号（当社が別に定めるものに限ります。）をダイヤルして行われたものであるとき。</p> <p>(キ) その契約者回線からのau国際通話及び特定携帯国際自動通話が、特定の電気通信事業者の電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するものであるとき。</p> <p>(ク) その他当社の業務の遂行上支障が生じるおそれがあるとき。</p> <p>シ 当社は、au国際通話定額の適用を受けていたり、サに定めるいずれかに該当すると当社が判断した場合、その判断を行った日を含む料金月の前料金月の末日に遡ってau国際通話定額の適用を廃止できるものとします。この場合において、この場合において、当社が別に定めるまでの間、契約者はau国際通話定額の適用を申し出ことができないものとします。</p> <p>ス 当社は、サに定める事由の有無を判断するために必要な調査等を行う場合があります。この場合において、契約者は、その調査等に協力していただきます。</p> <p>セ 契約者は、当社がスに定める調査等を行うにあたり、その契約者回線に係る通話の情報等（調査等に必要な範囲に限ります。）を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきます。</p>
(5) ローミングの通話料の適用	<p>ア ローミング（KDDI株式会社のLTE約款に規定するLTEデュアルの提供を受けているものに限ります。）の契約者回線から行った通話については、KDDI株式会社のLTE約款料金表に規定する各料金種別の料金額と同額を適用します。</p> <p>イ ローミング（KDDI株式会社のLTE約款に規定するLTEモジュールの提供を受けているものに限ります。）の契約者回線から行ったSMS送信については、KDDI株式会社のLTE約款料金表に規定するLTEモジュールに関する料金額と同額を適用します。</p>
(6) SMS機能を利用した通信に係る通話料の適用	<p>ア SMS送信に関する料金については、SMS送信を通話とみなして2-1-1-3又は2-2-1に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、次のいずれかのSMS送信については、2-1-1-3に規定する料金額の支払いを要しません。</p> <p>（ア） 第1（基本使用料等）1（適用）(7)に規定する割引選択</p>

	<p>回線群を構成する契約者回線からその割引を受けるために契約者が選択した割引選択回線群を構成する他の電気通信回線へのSMS送信</p> <p>(イ) (20)に規定する特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用を受けている契約者回線からその割引を受けるために契約者が指定した特定電話番号に係る電気通信回線へのSMS送信 (特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用を受けている契約者回線について、LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があった日において行われたものを除きます。)</p> <p>(ウ) 次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から当社又はKDDI株式会社が提供する携帯電話サービス若しくはSORACOMAirforセルラー通信サービス(当社又はKDDI株式会社のSORACOMAirforセルラー通信サービス契約約款に定めるSORACOMAirforセルラー通信サービスをいいます。以下同じとします。)の電気通信回線へのSMS送信</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>mamorinowatchプランN、LTEプラン、LTEプランS、ジュニアスマートフォンプラン、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)、LTEプラン(V)、ジュニアスマートフォンプラン(V)、オフィスケータイプラン(V)、VKプラン、オフィスケータイプラン(VK)、mamorinowatchプラン</td></tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	mamorinowatchプランN、LTEプラン、LTEプランS、ジュニアスマートフォンプラン、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)、LTEプラン(V)、ジュニアスマートフォンプラン(V)、オフィスケータイプラン(V)、VKプラン、オフィスケータイプラン(VK)、mamorinowatchプラン		
基本使用料の料金種別					
mamorinowatchプランN、LTEプラン、LTEプランS、ジュニアスマートフォンプラン、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)、LTEプラン(V)、ジュニアスマートフォンプラン(V)、オフィスケータイプラン(V)、VKプラン、オフィスケータイプラン(VK)、mamorinowatchプラン					
(7) 番号変換機能を利用して行われた通話に係る通話料の適用	<p>ア 番号変換機能を利用して行われた通話(保留転送機能を利用して行われた通話又は番号変換文字メッセージ送信機能を利用して行われた文字メッセージ送信を含みます。以下同じとします。)に関する料金(KDDI株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)については、2(料金額)の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約者回線ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>料金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額料</td><td>税抜額 900 円(税込額 990 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、番号変換機能を利用した通話の有無にかかわらず、その番号変換機能の提供を開始した日の翌日から起算してその番号変換機能の廃止があった日(料金月の末日以外の日にLTE契約の解除があった場合は、その契約解除日の前日)までの期間(以下この欄において「定額料の支払いを要する期間」といいます。)について、アに規定する定額料の支払いを要します。</p> <p>ただし、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日(定額料の支払いを要する期間の部分に限ります。)にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用でき</p>	区分	料金額	定額料	税抜額 900 円(税込額 990 円)
区分	料金額				
定額料	税抜額 900 円(税込額 990 円)				

	<p>ない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合は、この限りでありません。</p> <p>ウ アに規定する定額料については、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その定額料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。</p> <p>エ 当社は、定額料の支払いを要する期間が1の料金月に満たない場合は、アに定める定額料をその提供日数に応じて日割りします。</p>		
(8) 削除	削除		
(9) 契約移行に 係る定額料の 取扱い	<p>ア 当社は、次表に定める通話料の取扱い（以下この欄において「LTE通話料割引」といいます。）の申出があった場合であって、その申出が5G契約（その5G契約者回線について、請求のあったLTE通話料割引に相当する通話料の取扱い（以下この欄において「5G通話料割引」といいます。）の提供を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものであるとき（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。）は、契約移行のあった日を含む料金月のLTE通話料割引に係る定額料について、契約移行のあった日を含む料金月の初日（その料金月において、その5G通話料割引の適用の開始があった場合は、その日とします。）から、そのLTE通話料割引の適用の開始があったものとみなして取り扱います。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">通話料の取扱い</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">(7) 番号変換機能を利用して行われた通話に係る通話料の適用、 (19) 特定電話番号への通話料の月極割引の適用、(20) 特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用、(27) 特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用、(28) 第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、契約移行後の5G契約者回線について、契約移行前の契約者回線について適用を受けていたLTE通話料割引に相当する5G通話料割引の申出があったときは、契約移行のあった日を含む料金月のそのLTE通話料割引に係る定額料については、当社の5G約款の規定（アに相当するものをいいます。）に定めるところによります。</p>	通話料の取扱い	(7) 番号変換機能を利用して行われた通話に係る通話料の適用、 (19) 特定電話番号への通話料の月極割引の適用、(20) 特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用、(27) 特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用、(28) 第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用
通話料の取扱い			
(7) 番号変換機能を利用して行われた通話に係る通話料の適用、 (19) 特定電話番号への通話料の月極割引の適用、(20) 特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用、(27) 特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用、(28) 第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用			
(10) LTEプラン等の契約者回線に係る通話料の適用	次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線の契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、同表右欄に定める時間帯におけるその契約者回線から当社又はKDDI株式会社が提供する携帯電話サービスの電気通信回線への通話（SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）の支払いを要しません。。		

	基本使用料の料金種別	支払いを要しない時間帯
	m a m o r i n o W a t c h プランN、L T E プラン、ジュニアスマートフォンプラン、L T E プラン（V）、ジュニアスマートフォンプラン（V）、VK プラン、m a m o r i n o W a t c h プラン	午前1時から午後9時までの間
(10) の 2 カケホ等の契約者回線に係る通話料の適用	<p>ア 次表の左欄に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線の契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線からの通話 ((17)の適用を受けた通話（同欄のアの(イ)に定めるものに限ります。）、(21)の適用を受けた通話（同欄のアの表の(ウ)及び(エ)に定めるものに限ります。）、(27)若しくは(28)のアの(ア)の適用を受けた通話、SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話、au国際通話、株式会社NTTドコモが提供するワイドスター通信サービス（同社のワイドスター通信サービス契約約款に定めるものをいいます。以下同じとします。）の電気通信回線への通話及びその他当社が別に定めるものを除きます。以下このア及び(10)の3のアにおいて「定額対象通話」といいます。)に関する料金（KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。以下このアにおいて同じとします。）の次表の右欄に定める部分について、その支払いを要しません。</p>	
	基本使用料の料金種別	支払いを要しない料金
	カケホN、ケータイカケホプラン、カケホ、カケホ（V）、カケホ（ケータイ／V）	その契約者回線からの定額対象通話に関する料金
	スーパー カケホN、スーパー カケホ、スーパー カケホ（V）、スーパー カケホ（V・a）、スーパー カケホ（ケータイ／V）	(ア) (イ)以外の通話 その契約者回線からの定額対象通話に関する料金（別記15の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から5分以内の部分に係るものに限ります。） (イ) 当社が別に定める電気通信番号を使用して行う通話 その契約者回線からの定額対象通話に関する料金
	イ アの規定にかかわらず、次に定める通話については、その通話に関する料金の支払いを要する場合があります。	

	<p>(ア) その契約者回線からの当社が別に定める協定事業者の電気通信回線への通話</p> <p>(イ) その契約者回線からの通話（ＳＭＳ送信、番号変換機能を利用して行われた通話、au国際通話、株式会社NTTドコモが提供するワイドスター通信サービスの電気通信回線への通話及びその他当社が別に定めるものを除きます。）であって、別記15の規定により測定した、その通話に係る1料金月の累計通話時間が744時間を超えた部分</p> <p>ウ イの(イ)の適用において、1の通話について、その通話時間に1秒未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>エ 当社は、アに定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、アに定める取扱い並びにこの約款に定める通話料の減額適用及び割引適用（当社が別に定めるものを除きます。）の取扱いを行わないものとします。</p> <p>(ア) 第42条（利用停止）第1項第14号及び第15号に該当するとき。</p> <p>(イ) 第80条（利用に係る契約者の義務）第1項第2号及び第3号に該当するとき。</p> <p>(ウ) その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。</p> <p>(エ) 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を現に得ているとき又はその恐れがあるとき。</p> <p>(オ) その契約者から力に定める協力を得られないとき。</p> <p>(カ) その契約者回線からの通話が、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（通話に係るものに限ります。）を利用するための電気通信番号（当社が別に定めるものに限ります。）をダイヤルして行われたものであるとき。</p> <p>(キ) その契約者回線からの通話が、特定の電気通信事業者の電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するものであるとき。</p> <p>(ク) その他当社の業務の遂行上支障が生じるおそれがあるとき。</p> <p>オ 当社は、アに定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線について、エに定めるいずれかに該当すると当社が判断した場合、その判断を行った日を含む料金月の初日に遡って又は当社所定の日において、当社が別に定める基本使用料の料金種別への変更を行うことができるものとします。この場合において、当社が別に定めるまでの間、契約者はその料金種別の変更を請求することができないものとします。</p> <p>カ 当社は、イの規定を適用するため又はエに定める事由の有無を判断するために必要な調査等を行う場合があります。この場合において、契約者は、その調査等に協力していただきます。</p>
--	---

	<p>キ 契約者は、当社が力に定める調査等を行うにあたり、その契約者回線に係る通話の情報等（調査等に必要な範囲に限ります。）を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきます。</p>																							
(10) の 3 標準プラン等の契約者回線に係る通話料の適用（通話定額サービス）	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申出により、その契約者回線からの定額対象通話に関する料金（KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。以下このアにおいて同じとします。）の次表の右欄に定める部分について、その支払いを要しないこととする取扱い（以下「国内通話定額」といいます。）を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th colspan="2">支払いを要しない料金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通話定額ライト、通話定額ライト2</td><td>(ア) (イ)以外の通話</td><td>その契約者回線からの定額対象通話に関する料金（別記15の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から5分以内の部分に係るものに限ります。）</td></tr> <tr> <td></td><td>(イ) 当社が別に定める電気通信番号を使用して行う通話</td><td>その契約者回線からの定額対象通話に関する料金</td></tr> <tr> <td>通話定額、通話定額2</td><td>その契約者回線からの定額対象通話に関する料金</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>イ 国内通話定額には次表に定める種類があり、国内通話定額を選択する契約者は、そのいずれかを選択して、当社に申し出いただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内通話定額1</td><td>通話定額ライト 通話定額</td></tr> <tr> <td>国内通話定額2</td><td>通話定額ライト2 通話定額2</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ 国内通話定額は、LTEデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といいます。）に限ります。）に限り、選択することができます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>基本使用料の料金種別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内通話定額1</td><td>標準プラン、標準プランN（auフラットプラン7プラスN、auデータMAXプランPro又はauデータMAXプランNetflexパックの適用を受けるものに限ります。）</td></tr> <tr> <td>国内通話定額2</td><td>標準プラン2、標準プランN（上欄に定めるものを除きます。）、ケータイプラン、ケータイシンプルプラン</td></tr> </tbody> </table> <p>エ 国内通話定額の適用の開始は、イの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p>	区分	支払いを要しない料金		通話定額ライト、通話定額ライト2	(ア) (イ)以外の通話	その契約者回線からの定額対象通話に関する料金（別記15の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から5分以内の部分に係るものに限ります。）		(イ) 当社が別に定める電気通信番号を使用して行う通話	その契約者回線からの定額対象通話に関する料金	通話定額、通話定額2	その契約者回線からの定額対象通話に関する料金		種類	国内通話定額1	通話定額ライト 通話定額	国内通話定額2	通話定額ライト2 通話定額2	種類	基本使用料の料金種別	国内通話定額1	標準プラン、標準プランN（auフラットプラン7プラスN、auデータMAXプランPro又はauデータMAXプランNetflexパックの適用を受けるものに限ります。）	国内通話定額2	標準プラン2、標準プランN（上欄に定めるものを除きます。）、ケータイプラン、ケータイシンプルプラン
区分	支払いを要しない料金																							
通話定額ライト、通話定額ライト2	(ア) (イ)以外の通話	その契約者回線からの定額対象通話に関する料金（別記15の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から5分以内の部分に係るものに限ります。）																						
	(イ) 当社が別に定める電気通信番号を使用して行う通話	その契約者回線からの定額対象通話に関する料金																						
通話定額、通話定額2	その契約者回線からの定額対象通話に関する料金																							
種類																								
国内通話定額1	通話定額ライト 通話定額																							
国内通話定額2	通話定額ライト2 通話定額2																							
種類	基本使用料の料金種別																							
国内通話定額1	標準プラン、標準プランN（auフラットプラン7プラスN、auデータMAXプランPro又はauデータMAXプランNetflexパックの適用を受けるものに限ります。）																							
国内通話定額2	標準プラン2、標準プランN（上欄に定めるものを除きます。）、ケータイプラン、ケータイシンプルプラン																							

	<p>ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>国内通話定額の適用の開始</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 国内通話定額の申出が、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。</td><td>そのLTEサービスの提供を開始した日</td></tr> <tr> <td>2 国内通話定額の申出が、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。</td><td>そのLTEサービスの再利用を開始した日</td></tr> <tr> <td>3 国内通話定額の申出が、LTEサービスの種類の変更(LTEデュアルへの変更又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間の変更に限ります。)に係る請求と同時に行われたとき。</td><td>その変更後のLTEサービスの提供を開始した日</td></tr> <tr> <td>4 国内通話定額の申出が、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき。</td><td>料金種別の変更があった日</td></tr> <tr> <td>5 国内通話定額の申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。</td><td>その申出を当社が承諾した日</td></tr> </tbody> </table> <p>オ LTE契約者は、国内通話定額の種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の国内通話定額の取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>変更後の国内通話定額の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) (イ)以外の場合</td><td>その請求があった日を含む料金月の翌料金月から通話について、変更後の国内通話定額を適用します。</td></tr> <tr> <td>(イ) 端末設備の変更に係る請求又はLTEサービスの種類の変更(第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間のものに限ります。)と同時に行われたものである場合</td><td>その請求があった日からの通話について、変更後の国内通話定額を適用します。</td></tr> </tbody> </table> <p>カ 当社は、国内通話定額の適用を受けている契約者回線について、契約者から国内通話定額の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、国内通話定額の適用を廃止します。</p> <p>(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>(イ) LTE契約の解除があったとき。</p>	区分	国内通話定額の適用の開始	1 国内通話定額の申出が、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日	2 国内通話定額の申出が、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日	3 国内通話定額の申出が、LTEサービスの種類の変更(LTEデュアルへの変更又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間の変更に限ります。)に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日	4 国内通話定額の申出が、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日	5 国内通話定額の申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出を当社が承諾した日	区分	変更後の国内通話定額の適用	(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月から通話について、変更後の国内通話定額を適用します。	(イ) 端末設備の変更に係る請求又はLTEサービスの種類の変更(第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間のものに限ります。)と同時に行われたものである場合	その請求があった日からの通話について、変更後の国内通話定額を適用します。
区分	国内通話定額の適用の開始																		
1 国内通話定額の申出が、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日																		
2 国内通話定額の申出が、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日																		
3 国内通話定額の申出が、LTEサービスの種類の変更(LTEデュアルへの変更又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間の変更に限ります。)に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日																		
4 国内通話定額の申出が、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日																		
5 国内通話定額の申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出を当社が承諾した日																		
区分	変更後の国内通話定額の適用																		
(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月から通話について、変更後の国内通話定額を適用します。																		
(イ) 端末設備の変更に係る請求又はLTEサービスの種類の変更(第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間のものに限ります。)と同時に行われたものである場合	その請求があった日からの通話について、変更後の国内通話定額を適用します。																		

	<p>(ウ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(エ) 対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。</p> <p>キ カの規定により、国内通話定額の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>国内通話定額の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2から4以外により国内通話定額の適用を廃止したとき。</td><td>その廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。</td><td>その一時休止日又は契約解除日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>3 LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。</td><td>そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>4 国内通話定額の適用を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間のLTEサービスの種類の変更と同時に行われたとき。</td><td>その申出があった日の前日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。</td></tr> </tbody> </table>	区分	国内通話定額の適用	1 2から4以外により国内通話定額の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。	2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。	3 LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。	4 国内通話定額の適用を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間のLTEサービスの種類の変更と同時に行われたとき。	その申出があった日の前日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。
区分	国内通話定額の適用										
1 2から4以外により国内通話定額の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。										
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。										
3 LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。										
4 国内通話定額の適用を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間のLTEサービスの種類の変更と同時に行われたとき。	その申出があった日の前日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。										
	<p>ク アの規定にかかわらず、次に定める通話については、その通話に関する料金の支払いを要する場合があります。</p> <p>(ア) その契約者回線から当社が別に定める協定事業者の電気通信回線への通話</p> <p>(イ) その契約者回線からの通話（SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話、au国際通話、株式会社NTTドコモが提供するワイドスター通信サービスの電気通信回線への通話及びその他当社が別に定めるものを除きます。）であって、別記15の規定により測定した、その通話に係る1料金月の累計通話時間が744時間を超えた部分</p> <p>ケ クの(イ)の適用において、1の通話について、その通話時間に1秒未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>コ 当社は、国内通話定額の適用を受けている契約者回線について、(10)の2のエの各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、国内通話定額の適用並びにこの約款に定める通話料の減額適用及び割引適用（当社が別に定めるものを除きます。）の取扱いを行わないものとします。</p>										

	<p>サ 当社は、国内通話定額の適用を受けている契約者回線について、(10)の2のエの各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、その判断を行った日を含む料金月の初日に遡って又は当社所定の日において、国内通話定額の適用を廃止することができるものとします。この場合において、当社が別に定めるまでの間、契約者は国内通話定額の適用を申し出ること及び(10)の2のアに定めるものへの基本使用料の料金種別の変更の請求ができないものとします。</p> <p>シ 当社は、クの規定を適用するため又は(10)の2のエの各号に定める事由の有無を判断するために必要な調査等を行う場合があります。この場合において、契約者は、その調査等に協力していただきます。</p> <p>ス 契約者は、当社がシに定める調査等を行うにあたりその契約者回線に係る通話の情報等（調査等に必要な範囲に限ります。）を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきます。</p>		
(10)の4 オフィスケータイプラン等の契約者回線に係る通話料の適用	<p>基本使用料の料金種別がオフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、オフィスケータイプラン（V）又はオフィスケータイプラン（VK）の契約者回線の契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に定める電気通信回線への通話（SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話及びau国際通話を除きます。）に関する料金（KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）の支払いを要しません。</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">支払いを要しない通話先の電気通信回線</td></tr> <tr> <td> <p>ア 当社又はKDDI株式会社がau約款、povo約款若しくはUQm約款に基づき提供する携帯電話サービスに係る電気通信回線</p> <p>イ 他網契約者回線（当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス若しくは光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクトサービス若しくはauオフィスナンバーサービス又はKDDI株式会社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービスI、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくはauオフィスナンバーサービス（それぞれ当社の光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクトサービス又はauオフィスナンバーサービスの用に供するものを除きます。）、インターネットIP電話サービス契約約款に定める一般インターネットIP電話サービス、WebexCallIningサービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、インターネット接続サービス契約約款に定めるIP電話サービスI、FTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービス若しくはマンションプラス電話</p> </td></tr> </table>	支払いを要しない通話先の電気通信回線	<p>ア 当社又はKDDI株式会社がau約款、povo約款若しくはUQm約款に基づき提供する携帯電話サービスに係る電気通信回線</p> <p>イ 他網契約者回線（当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス若しくは光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクトサービス若しくはauオフィスナンバーサービス又はKDDI株式会社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービスI、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくはauオフィスナンバーサービス（それぞれ当社の光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクトサービス又はauオフィスナンバーサービスの用に供するものを除きます。）、インターネットIP電話サービス契約約款に定める一般インターネットIP電話サービス、WebexCallIningサービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、インターネット接続サービス契約約款に定めるIP電話サービスI、FTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービス若しくはマンションプラス電話</p>
支払いを要しない通話先の電気通信回線			
<p>ア 当社又はKDDI株式会社がau約款、povo約款若しくはUQm約款に基づき提供する携帯電話サービスに係る電気通信回線</p> <p>イ 他網契約者回線（当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス若しくは光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクトサービス若しくはauオフィスナンバーサービス又はKDDI株式会社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービスI、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくはauオフィスナンバーサービス（それぞれ当社の光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクトサービス又はauオフィスナンバーサービスの用に供するものを除きます。）、インターネットIP電話サービス契約約款に定める一般インターネットIP電話サービス、WebexCallIningサービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、インターネット接続サービス契約約款に定めるIP電話サービスI、FTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービス若しくはマンションプラス電話</p>			

	のものに限ります。)																
(11) 定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線に係る通話料の適用I (au通話定額24)	<p>ア 基本使用料の料金種別がLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線の契約者は、次表に定める定額料を支払った場合、2(料金額)の規定にかかわらず、その契約者回線から当社又はKDDI株式会社が提供する携帯電話サービスの電気通信回線への通話(SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金(KDDI株式会社が提供するローミングに係るものも含みます。)の支払いを要しません。</p> <p style="text-align: right;">1 契約者回線ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">定額料</td> <td style="text-align: center;">税抜額 477 円(税込額 524.7 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アに定める料金の取扱い(以下この欄において「本取扱い」といいます。)は、LTEデュアルの契約者回線(基本使用料の料金種別がLTEプラン又はLTEプラン(V)のものに限ります。)であって、(20)の適用を受けていないものに限り、選択することができます。</p> <p>ウ 本取扱いを選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。</p> <p>エ 本取扱いの適用の開始は、ウに定める申出を当社が承諾した日とします。</p> <p>ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">本取扱いの適用の開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき</td> <td style="text-align: center;">そのLTEサービスの提供を開始した日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき</td> <td style="text-align: center;">そのLTEサービスの再利用を開始した日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 本取扱いの申出が、LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき</td> <td style="text-align: center;">その変更後のLTEサービスの提供を開始した日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 本取扱いの申出が、LTEプラン又はLTEプラン(V)への基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき</td> <td style="text-align: center;">その基本使用料の料金種別の変更日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 1から4以外の場合であって、その申出日を含む料金月の翌料金月から本取扱いの適用を受けたい旨の要請があったとき</td> <td style="text-align: center;">本取扱いの申出日を含む料金月の翌料金月の初日</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額	定額料	税抜額 477 円(税込額 524.7 円)	区分	本取扱いの適用の開始	1 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき	そのLTEサービスの提供を開始した日	2 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき	そのLTEサービスの再利用を開始した日	3 本取扱いの申出が、LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日	4 本取扱いの申出が、LTEプラン又はLTEプラン(V)への基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき	その基本使用料の料金種別の変更日	5 1から4以外の場合であって、その申出日を含む料金月の翌料金月から本取扱いの適用を受けたい旨の要請があったとき	本取扱いの申出日を含む料金月の翌料金月の初日
区分	料金額																
定額料	税抜額 477 円(税込額 524.7 円)																
区分	本取扱いの適用の開始																
1 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき	そのLTEサービスの提供を開始した日																
2 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき	そのLTEサービスの再利用を開始した日																
3 本取扱いの申出が、LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日																
4 本取扱いの申出が、LTEプラン又はLTEプラン(V)への基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき	その基本使用料の料金種別の変更日																
5 1から4以外の場合であって、その申出日を含む料金月の翌料金月から本取扱いの適用を受けたい旨の要請があったとき	本取扱いの申出日を含む料金月の翌料金月の初日																

	<p>オ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。</p> <p>(ア) LTEサービスの利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(イ) 契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>(ウ) LTEサービスの一時休止があったとき。</p> <p>(エ) LTE契約の解除があったとき。</p> <p>(オ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(カ) LTEプラン又はLTEプラン(V)以外への料金種別の変更(LTEプランとLTEプラン(V)の間の変更を含みます。以下この欄において同じとします。)があったとき。</p> <p>カ オの既定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>本取扱いの適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。</td><td>その事由が生じた日の前日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>2 オの(ウ)、(エ)(5G契約(5Gデュアルに係るものに限ります。)への契約移行に係るものをお除きます。)又は(オ)により本取扱いの適用を廃止したとき。</td><td>その事由が生じた日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。</td></tr> </tbody> </table>	区分	本取扱いの適用	1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。	2 オの(ウ)、(エ)(5G契約(5Gデュアルに係るものに限ります。)への契約移行に係るものをお除きます。)又は(オ)により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。
区分	本取扱いの適用						
1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。						
2 オの(ウ)、(エ)(5G契約(5Gデュアルに係るものに限ります。)への契約移行に係るものをお除きます。)又は(オ)により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。						
	<p>キ エの規定により本取扱いの適用を開始した場合若しくはオの規定により本取扱いの適用を廃止した場合又は(12)の適用を開始若しくは廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>起算日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td><td>その料金月の初日(その料金月において、エの規定により本取扱いの適用を開始した場合又は(12)の適用を開始若しくは廃止した場合は、本取扱いの適用を開始した日又は(12)の適用を開始若しくは廃止した日)</td></tr> <tr> <td>適用終了日</td><td>その料金月の末日(その料金月において、オの規定により本取扱いの適用を廃止した場合又は(12)の適用を開始若しくは廃止した場合は、その事由が生じた日の前日又は(12)の適用を開始若しくは廃止した日の前日)</td></tr> </tbody> </table> <p>ク キの表の適用開始日から適用終了日までの期間中、本取扱い及び(12)の適用を受けている期間については、アに規定する定額料及び(12)に規定する定額料を合算して日割りを行います。</p>	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、エの規定により本取扱いの適用を開始した場合又は(12)の適用を開始若しくは廃止した場合は、本取扱いの適用を開始した日又は(12)の適用を開始若しくは廃止した日)	適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、オの規定により本取扱いの適用を廃止した場合又は(12)の適用を開始若しくは廃止した場合は、その事由が生じた日の前日又は(12)の適用を開始若しくは廃止した日の前日)
区分	起算日						
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、エの規定により本取扱いの適用を開始した場合又は(12)の適用を開始若しくは廃止した場合は、本取扱いの適用を開始した日又は(12)の適用を開始若しくは廃止した日)						
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、オの規定により本取扱いの適用を廃止した場合又は(12)の適用を開始若しくは廃止した場合は、その事由が生じた日の前日又は(12)の適用を開始若しくは廃止した日の前日)						
(12) 定額料の支	ア 定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の						

<p>払いによるLTEプラン又はLTEプラン（V）の契約者回線に係る通話料の適用Ⅱ (通話ワイド 24)</p>	<p>契約者回線に係る通話料の適用Ⅱ（以下この欄において「本取扱い」といいます。）とは、(ア)に定める定額料を支払った場合に、その契約者回線からの通話に関する料金について、2-1-1-1に定める料金額に代えて、(イ)に定める料金額を適用する取扱いをいいます。</p> <p>(ア) 定額料</p> <p style="text-align: right;">1 契約者回線ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="470 444 1449 534"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>料金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額料</td><td>税抜額 934 円(税込額 1,027.4 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(イ) 適用額</p> <table border="1" data-bbox="470 579 1449 669"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>料金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通話料</td><td>30秒までごとに税抜額 10 円(税込額 11 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 本取扱いは、LTEデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がLTEプラン又はLTEプラン（V）のものに限ります。）に限り、選択することができます。</p> <p>ウ 本取扱いを選択する契約者は、当社に申し出させていただきます。</p> <p>エ 本取扱いの適用の開始は、ウに定める申出を当社が承諾した日とします。</p> <p>ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。</p> <table border="1" data-bbox="470 983 1449 1915"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>本取扱いの適用の開始</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき</td><td>そのLTEサービスの提供を開始した日</td></tr> <tr> <td>2 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき</td><td>そのLTEサービスの再利用を開始した日</td></tr> <tr> <td>3 本取扱いの申出が、LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき</td><td>その変更後のLTEサービスの提供を開始した日</td></tr> <tr> <td>4 本取扱いの申出が、LTEプラン又はLTEプラン（V）への基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき</td><td>その基本使用料の料金種別の変更日</td></tr> <tr> <td>5 1から4以外の場合であつて、その申出日を含む料金月の翌料金月から本取扱いの適用を受けたい旨の要請があつたとき</td><td>本取扱いの申出日を含む料金月の翌料金月の初日</td></tr> </tbody> </table> <p>オ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。</p>	区分	料金額	定額料	税抜額 934 円(税込額 1,027.4 円)	区分	料金額	通話料	30秒までごとに税抜額 10 円(税込額 11 円)	区分	本取扱いの適用の開始	1 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき	そのLTEサービスの提供を開始した日	2 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき	そのLTEサービスの再利用を開始した日	3 本取扱いの申出が、LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日	4 本取扱いの申出が、LTEプラン又はLTEプラン（V）への基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき	その基本使用料の料金種別の変更日	5 1から4以外の場合であつて、その申出日を含む料金月の翌料金月から本取扱いの適用を受けたい旨の要請があつたとき	本取扱いの申出日を含む料金月の翌料金月の初日
区分	料金額																				
定額料	税抜額 934 円(税込額 1,027.4 円)																				
区分	料金額																				
通話料	30秒までごとに税抜額 10 円(税込額 11 円)																				
区分	本取扱いの適用の開始																				
1 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき	そのLTEサービスの提供を開始した日																				
2 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき	そのLTEサービスの再利用を開始した日																				
3 本取扱いの申出が、LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日																				
4 本取扱いの申出が、LTEプラン又はLTEプラン（V）への基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき	その基本使用料の料金種別の変更日																				
5 1から4以外の場合であつて、その申出日を含む料金月の翌料金月から本取扱いの適用を受けたい旨の要請があつたとき	本取扱いの申出日を含む料金月の翌料金月の初日																				

	<p>(ア) LTEサービスの利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(イ) 契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>(ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>(エ) LTE契約の解除があったとき。</p> <p>(オ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(カ) LTEプラン又はLTEプラン(V)以外への料金種別の変更(LTEプランとLTEプラン(V)の間の変更を含みます。以下この欄において同じとします。)があったとき。</p> <p>カ オの既定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>本取扱いの適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。</td><td>その事由が生じた日の前日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>2 オの(ウ)、(エ)(5G契約(5Gデュアルに係るものに限ります。)への契約移行に係るものをお除きます。)又は(オ)により本取扱いの適用を廃止したとき。</td><td>その事由が生じた日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。</td></tr> </tbody> </table>	区分	本取扱いの適用	1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。	2 オの(ウ)、(エ)(5G契約(5Gデュアルに係るものに限ります。)への契約移行に係るものをお除きます。)又は(オ)により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。
区分	本取扱いの適用						
1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。						
2 オの(ウ)、(エ)(5G契約(5Gデュアルに係るものに限ります。)への契約移行に係るものをお除きます。)又は(オ)により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。						
	<p>キ エの規定により本取扱いの適用を開始した場合若しくはオの規定により本取扱いの適用を廃止した場合又は(11)の適用を開始若しくは廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>起算日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td><td>その料金月の初日(その料金月において、エの規定により本取扱いの適用を開始した場合又は(11)の適用を開始若しくは廃止した場合は、本取扱いの適用を開始した日又は(11)の適用を開始若しくは廃止した日)</td></tr> <tr> <td>適用終了日</td><td>その料金月の末日(その料金月において、オの規定により本取扱いの適用を廃止した場合又は(11)の適用を開始若しくは廃止した場合は、その事由が生じた日の前日又は(11)の適用を開始若しくは廃止した日の前日)</td></tr> </tbody> </table> <p>ク キの表の適用開始日から適用終了日までの期間中、本取扱い及び(11)の適用を受けている期間については、アに規定する定額料及び(11)に規定する定額料を合算して日割りを行います。</p>	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、エの規定により本取扱いの適用を開始した場合又は(11)の適用を開始若しくは廃止した場合は、本取扱いの適用を開始した日又は(11)の適用を開始若しくは廃止した日)	適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、オの規定により本取扱いの適用を廃止した場合又は(11)の適用を開始若しくは廃止した場合は、その事由が生じた日の前日又は(11)の適用を開始若しくは廃止した日の前日)
区分	起算日						
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、エの規定により本取扱いの適用を開始した場合又は(11)の適用を開始若しくは廃止した場合は、本取扱いの適用を開始した日又は(11)の適用を開始若しくは廃止した日)						
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、オの規定により本取扱いの適用を廃止した場合又は(11)の適用を開始若しくは廃止した場合は、その事由が生じた日の前日又は(11)の適用を開始若しくは廃止した日の前日)						
(12)の2 基本使用料の料金種別による通話料の減額適用	<p>ア 次表に定める基本使用料の料金種別(以下「特定料金種別」といいます。)を選択しているLTE契約者は、その契約者回線からの通話(国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話及びa</p>						

	<p>u 国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金 (KDDI 株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、(27)に定める定額対象部分及び(28)に定める定額対象部分を除きます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額 ((17)、(18)、(19)、(20)、(21)、(27)又は(28)のアの(ア)の適用による場合は、適用した後の額とします。)のうち、同表の右欄に定める料金額の支払いを要しません。</p>												
	1 契約ごとに月額												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>基本使用料の料金種別</th><th>支払いを要しない額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 種 L T E デュアル 及び 第 2 種 L T E デュアル</td><td>V K プラン S (N) V K プラン M (N)</td><td>0 円から税抜額 1,100 円 (税込額 1,210 円)までの部分 0 円から税抜額 2,600 円 (税込額 2,860 円)までの部分</td></tr> <tr> <td>第 1 種 L T E デュアル</td><td>L T E プラン S V K プラン S V K プラン M</td><td>0 円から税抜額 1,100 円 (税込額 1,210 円)までの部分 0 円から税抜額 1,100 円 (税込額 1,210 円)までの部分 0 円から税抜額 2,600 円 (税込額 2,860 円)までの部分</td></tr> <tr> <td>第 2 種 L T E デュアル</td><td>V K プラン S V K プラン M</td><td>0 円から税抜額 1,100 円 (税込額 1,210 円)までの部分 0 円から税抜額 2,600 円 (税込額 2,860 円)までの部分</td></tr> </tbody> </table>	区分	基本使用料の料金種別	支払いを要しない額	第 1 種 L T E デュアル 及び 第 2 種 L T E デュアル	V K プラン S (N) V K プラン M (N)	0 円から税抜額 1,100 円 (税込額 1,210 円)までの部分 0 円から税抜額 2,600 円 (税込額 2,860 円)までの部分	第 1 種 L T E デュアル	L T E プラン S V K プラン S V K プラン M	0 円から税抜額 1,100 円 (税込額 1,210 円)までの部分 0 円から税抜額 1,100 円 (税込額 1,210 円)までの部分 0 円から税抜額 2,600 円 (税込額 2,860 円)までの部分	第 2 種 L T E デュアル	V K プラン S V K プラン M	0 円から税抜額 1,100 円 (税込額 1,210 円)までの部分 0 円から税抜額 2,600 円 (税込額 2,860 円)までの部分
区分	基本使用料の料金種別	支払いを要しない額											
第 1 種 L T E デュアル 及び 第 2 種 L T E デュアル	V K プラン S (N) V K プラン M (N)	0 円から税抜額 1,100 円 (税込額 1,210 円)までの部分 0 円から税抜額 2,600 円 (税込額 2,860 円)までの部分											
第 1 種 L T E デュアル	L T E プラン S V K プラン S V K プラン M	0 円から税抜額 1,100 円 (税込額 1,210 円)までの部分 0 円から税抜額 1,100 円 (税込額 1,210 円)までの部分 0 円から税抜額 2,600 円 (税込額 2,860 円)までの部分											
第 2 種 L T E デュアル	V K プラン S V K プラン M	0 円から税抜額 1,100 円 (税込額 1,210 円)までの部分 0 円から税抜額 2,600 円 (税込額 2,860 円)までの部分											
(12) の 3 特定料金種別の a u 国際通話に係る通話料の取扱い	<p>イ 通話に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。</p> <p>ウ 当社は、基本使用料の料金種別ごとに、その料金月におけるアに定める基本使用料の支払いを要する日数が 1 の料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、アに定める支払いを要しない額 (以下「控除可能額」といいます。) を日割りします。</p> <p>エ ウの規定により日割りした額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>オ 当社は、特定料金種別の適用を受けている契約者回線について、アからエの規定により支払いを要しないこととされた料金額 (以下「通話料控除額」といいます。) が控除可能額に満たない場合は、(12)の 3 及び KDDI 株式会社の電話サービス等契約約款に定める特定料金種別の特定携帯国際自動通話に係る通話料の取扱いを行います。</p> <p>ア 特定料金種別を選択している L T E 契約者は、その契約者回線からの a u 国際通話に関する料金 (KDDI 株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、 a u 国際通話定額に係る定額料、 a u 国際通話定額地域への通話料及び定額通話料を除きます。以下この欄において同じとします。) の月間累計額のうち、次表に規</p>												

	<p>定する料金額（以下「<u>a u</u>国際通話料控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">支払いを要しない額</td></tr> <tr> <td> <p>その契約者回線に係る控除可能額から通話料控除額を差し引いた額に<u>a u</u>国際通話充当比率を乗じて得た額を上限とする額。</p> <p>この場合において、<u>a u</u>国際通話充当比率は、その契約者回線からの<u>a u</u>国際通話に関する料金の月間累計額を、その契約者回線からの<u>a u</u>国際通話に関する料金の月間累計額とKDDI株式会社の電話サービス等契約約款に定める特定携帯国際自動通話に関する料金（同契約約款に定める<u>a u</u>国際通話定額に係る<u>a u</u>国際通話定額地域への通話料及び定額通話料を除きます。）の月間累積通話等料金の額を合算した額で除して得た値とします。以下この(12)の3)において同じとします。</p> </td></tr> </table> <p>イ <u>a u</u>国際通話に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。</p> <p>ウ 当社は、特定料金種別の適用を受けている契約者回線について、アからイの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「<u>a u</u>国際通話料控除額」といいます。）とKDDI株式会社の電話サービス等契約約款に定める特定携帯国際自動通話料控除額を合算した額（以下「国際通話料控除額」といいます。）が、<u>a u</u>国際通話料控除可能額と同契約約款に定める特定携帯国際自動通話料控除可能額を合算した額（以下「国際通話料控除可能額」といいます。）に満たない場合は、(12)の4に規定する取扱いを行います。</p>	支払いを要しない額	<p>その契約者回線に係る控除可能額から通話料控除額を差し引いた額に<u>a u</u>国際通話充当比率を乗じて得た額を上限とする額。</p> <p>この場合において、<u>a u</u>国際通話充当比率は、その契約者回線からの<u>a u</u>国際通話に関する料金の月間累計額を、その契約者回線からの<u>a u</u>国際通話に関する料金の月間累計額とKDDI株式会社の電話サービス等契約約款に定める特定携帯国際自動通話に関する料金（同契約約款に定める<u>a u</u>国際通話定額に係る<u>a u</u>国際通話定額地域への通話料及び定額通話料を除きます。）の月間累積通話等料金の額を合算した額で除して得た値とします。以下この(12)の3)において同じとします。</p>
支払いを要しない額			
<p>その契約者回線に係る控除可能額から通話料控除額を差し引いた額に<u>a u</u>国際通話充当比率を乗じて得た額を上限とする額。</p> <p>この場合において、<u>a u</u>国際通話充当比率は、その契約者回線からの<u>a u</u>国際通話に関する料金の月間累計額を、その契約者回線からの<u>a u</u>国際通話に関する料金の月間累計額とKDDI株式会社の電話サービス等契約約款に定める特定携帯国際自動通話に関する料金（同契約約款に定める<u>a u</u>国際通話定額に係る<u>a u</u>国際通話定額地域への通話料及び定額通話料を除きます。）の月間累積通話等料金の額を合算した額で除して得た値とします。以下この(12)の3)において同じとします。</p>			
(12) の 4 特定料金種別の国際SMS送信に係る通話料の取扱い	<p>ア 特定料金種別を選択しているLTE契約者は、その契約者回線からの国際SMS送信に関する料金（KDDI株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額のうち、国際通話料控除可能額から国際通話料控除額を差し引いた額を上限とする額（以下「国際SMS送信料控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。</p> <p>イ 国際SMS送信に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。</p> <p>ウ 当社は、特定料金種別の適用を受けている契約者回線について、アからイの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「国際SMS送信料控除額」といいます。）が国際SMS送信料控除可能額に満たない場合は、第1（基本使用料等）1（適用）(14)に規定する取扱いを行います。</p>		
(13) 削除	削除		
(14) 削除	削除		
(15) 削除	削除		
(16) 削除	削除		
(17) 割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引	<p>ア 割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、第1（基本使用料等）1（適用）(7)に規定する割引選択回線群を構成する契約者回線からその割引を受けるために契約者が指定した割引選択回線</p>		

<p>割引の適用 (家族割、法人割)</p>	<p>群を構成する他の電気通信回線への通話 ((20)の適用を受けた通話、SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金 (KDDI株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額 ((10)、(10)の4、(11)、(12)、(27)又は(28)のアの(ア)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、次表に規定する額の割引を行うことをいたします。</p> <p>ただし、(ア)の場合において、(10)の2、(10)の3又は(19)の適用の対象となる通話については、この規定にかかわらず、それぞれ(10)の2、(10)の3又は(19)に定めるところによります。</p> <p>(ア) (イ)以外の場合</p> <table border="1" data-bbox="473 691 1448 781"> <thead> <tr> <th>割引額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額</td></tr> </tbody> </table> <p>(イ) 次のいずれかに該当する契約者回線からの通話の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 基本使用料の料金種別が標準プラン2、標準プランN、シンプルN、カケホN、スーパー カケホN、ケータイ プラン、ケータイ シンプル プラン、ケータイ カケホ プラン、VKプランS (N)、VKプランM (N)、VKプランE (N)、ジュニアケータイ プランN、mamori no Watch プランN又はウォッチナンバー プランのもの ② 第2種定期LTE契約に係るもの ③ 第1 (基本使用料等) 1 (適用) (6)の適用を受けているもの <table border="1" data-bbox="473 1197 1448 1286"> <thead> <tr> <th>割引額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その通話に関する料金の月間累計額</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>ウ 本割引の適用の開始及び廃止については、第1 (基本使用料等) 1 (適用) (7)に規定する複数回線複合割引の適用の開始及び廃止の場合に準じて取り扱います。</p> <p>ただし、同(7)のサの表の区分2の規定により本割引の適用を廃止する場合は、その事由が生じた日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</p> <p>エ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>	割引額	その通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額	割引額	その通話に関する料金の月間累計額
割引額					
その通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額					
割引額					
その通話に関する料金の月間累計額					
<p>(18) 障がい者等に係る通話料の月極割引の適用 (スマイルハート割引)</p>	<p>ア 障がい者等に係る通話料の月極割引 (以下この欄において「本割引」といいます。)とは、第1 (基本使用料等) 1 (適用) (6)の適用を受けている契約者回線からの通話 ((10)の2、(10)の3及び(20)の適用を受けた通話、(21)の適用を受けた通話 (同欄のアに規定する区分(ウ)に係るものに限ります。)、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、国際SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話並びにau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金 (KDDI株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、電話番号案内</p>				

	<p>料を除きます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額((10)、(11)又は(12)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>ただし、本割引のほか(6)のイの(ア)又は(17)のアの(イ)の規定に該当する通話の取扱いについては、この規定にかかわらず、それぞれ(6)のイ又は(17)に定めるところによります。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>割引額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 当社又はKDDI株式会社が提供する携帯電話サービス若しくはSORACOMAir for セルラー通信サービス、加入電話サービス又はIP電話サービスの電気通信回線への通話(当社が別に定めるものに限ります。)</td><td>左欄の通話に関する料金の月間累計額に0.50を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>2 1以外の通話</td><td>左欄の通話に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 ウ 本割引の適用の開始及び廃止については、第1(基本使用料等)1(適用)(6)の適用の開始及び廃止の場合に準じて取り扱います。</p> <p>ただし、同(6)のクの表の区分2の規定により本割引の適用を廃止する場合は、その事由が生じた日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</p> <p>エ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>	区分	割引額	1 当社又はKDDI株式会社が提供する携帯電話サービス若しくはSORACOMAir for セルラー通信サービス、加入電話サービス又はIP電話サービスの電気通信回線への通話(当社が別に定めるものに限ります。)	左欄の通話に関する料金の月間累計額に0.50を乗じて得た額	2 1以外の通話	左欄の通話に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額
区分	割引額						
1 当社又はKDDI株式会社が提供する携帯電話サービス若しくはSORACOMAir for セルラー通信サービス、加入電話サービス又はIP電話サービスの電気通信回線への通話(当社が別に定めるものに限ります。)	左欄の通話に関する料金の月間累計額に0.50を乗じて得た額						
2 1以外の通話	左欄の通話に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額						
(19) 特定電話番号への通話料の月極割引の適用 (指定割)	<p>ア 特定電話番号への通話料の月極割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、特定電話番号(契約者があらかじめ指定した当社若しくはKDDI株式会社が提供する携帯電話サービス又は加入電話事業者若しくはIP電話事業者が提供する電気通信サービスの電話番号(当社が別に定めるものに限ります。)をいいます。以下この欄において同じとします。)に係る電気通信回線への通話((21)の適用を受けた通話(同欄のアに規定する区分(ウ)に係るものに限ります。)、(27)に規定する定額対象通話、(28)に規定する定額対象通話、SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金(KDDI株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額((10)、(11)、(12)、(27)又は(28)のアの(ア)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>ただし、(17)のアの(イ)の適用の対象となる通話については、</p>						

	<p>この規定にかかわらず、(17)に定めるところによります。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定額料</th><th colspan="2">割引額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td><td>1 (17) のアの (ア) の適用の 対象となる通 話</td><td>左欄の通話に関する料金の 月間累計額に 0.60 を乗じて 得た額</td></tr> <tr> <td></td><td>2 1 以外の通 話</td><td>特定電話番号に係る電気通 信回線への通話（左欄の通 話に限ります。）に関する料 金の月間累計額に 0.50 を乗 じて得た額</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 特定電話番号の数は、1 の契約について 3 以内とします。</p> <p>ウ 削除</p> <p>エ 特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金の月間 累計は、料金月単位で行います。</p> <p>オ 本割引の適用を開始する場合は、その申込日（契約者回線の提 供を開始するときは、その提供開始日とします。）を含む料金月の 翌料金月以降の通話に関する料金について、本割引の適用の対象 とします。</p> <p>カ 削除</p> <p>キ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約 者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該 当する場合には、本割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) LTE サービス利用権の譲渡があつたとき。</p> <p>(イ) 契約者の地位の承継があつたとき。</p> <p>(ウ) LTE サービスの利用の一時休止があつたとき。</p> <p>(エ) LTE 契約の解除があつたとき。</p> <p>(オ) LTE シングルへの LTE サービスの種類の変更があつた とき。</p> <p>(カ) 次表に定めるもの以外への基本使用料の料金種別の変更が あつたとき。</p>			定額料	割引額		税抜額 300 円 (税込額 330 円)	1 (17) のアの (ア) の適用の 対象となる通 話	左欄の通話に関する料金の 月間累計額に 0.60 を乗じて 得た額		2 1 以外の通 話	特定電話番号に係る電気通 信回線への通話（左欄の通 話に限ります。）に関する料 金の月間累計額に 0.50 を乗 じて得た額
定額料	割引額											
税抜額 300 円 (税込額 330 円)	1 (17) のアの (ア) の適用の 対象となる通 話	左欄の通話に関する料金の 月間累計額に 0.60 を乗じて 得た額										
	2 1 以外の通 話	特定電話番号に係る電気通 信回線への通話（左欄の通 話に限ります。）に関する料 金の月間累計額に 0.50 を乗 じて得た額										
	<p style="text-align: center;">基本使用料の料金種別</p> <p>VK プラン S (N) 、VK プラン M (N) 、VK プラン E (N) 、mamorino Watch プラン N 、LTE プラン、 LTE プラン S 、ジュニアスマートフォンプラン、VK プラン M 、VK プラン S 、VK プラン、LTE プラン (V) 、ジュニア スマートフォンプラン (V) 、mamorino Watch プ ラン</p> <p>ク キの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いに ついては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の 1 棚の左欄の規定に より本割引の適用を廃止した後、2 棚、3 棚又は 4 棚の左欄に該 当する場合が生じたときは、2 棚、3 棚又は 4 棚の規定によるも のとします。</p>											

区分	本割引の適用
1 2から4以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
2 キの(ウ)、(エ)又は(オ)により本割引の適用を廃止したとき（3に該当するときを除きます。）。	その事由が生じた日までの特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
3 キの(エ)（5G契約（5Gデュアルに係るものに限ります。）への契約移行に係るもの）を除きます。又は(カ)により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日（オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、オフィスケータイプラン（V）又はオフィスケータイプラン（VK）への変更の場合は、加入電話事業者又はIP電話事業者が提供する電気通信サービスの電話番号（当社が別に定めるものに限ります。）への通話（オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、オフィスケータイプラン（V）又はオフィスケータイプラン（VK）が適用されるものを除きます。）に関する料金については、その料金月の末日とします。）までの特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
4 キの(ア)又は(イ)により本割引の適用を廃止したとき。	その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日を含む料金月の前料金月の末日までの特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
ケ 本割引を選択している契約者がその特定電話番号を変更した場合には、変更前の特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降、本割引の適用の対象とします。	
コ 本割引を選択した契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。 ただし、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、	

	<p>全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、この限りではありません。</p> <p>サ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>シ 定額料については、日割りは行いません。</p> <p>ス 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>セ 契約者は、本割引の適用を新たに申し込むことはできません。</p>				
(20) 特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用 (指定通話定額)	<p>ア 特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱ(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、特定電話番号(契約者があらかじめ指定した当社又はKDDI株式会社が提供する携帯電話サービスの電話番号をいいます。以下この欄において同じとします。)に係る電気通信回線への通話(SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話及びa u国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金(KDDI株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額((10)、(11)又は(12)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定額料</th> <th>割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税抜額 372 円 (税込額 409.2 円)</td> <td>特定電話番号に係る契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金の月間累計額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 特定電話番号の数は、1の契約について3以内とします。</p> <p>ウ 削除</p> <p>エ 特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>オ 本割引の適用を開始する場合は、その申込日(契約者回線の提供を開始するときは、その提供開始日とします。)を含む料金月の翌料金月以降の通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</p> <p>カ 削除</p> <p>キ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) LTEサービス利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(イ) 契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>(ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>(エ) LTE契約の解除があったとき。</p> <p>(オ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(カ) 次表に定めるもの以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。</p>	定額料	割引額	税抜額 372 円 (税込額 409.2 円)	特定電話番号に係る契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金の月間累計額
定額料	割引額				
税抜額 372 円 (税込額 409.2 円)	特定電話番号に係る契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金の月間累計額				

基本使用料の料金種別	
VKプランS（N）、VKプランM（N）、VKプランE（N）、mamorinoWatchプランN、LTEプラン、LTEプランS、ジュニアスマートフォンプラン、VKプランM、VKプランS、VKプラン、LTEプラン（V）、ジュニアスマートフォンプラン（V）、mamorino Watchプラン	
ク キの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。	
この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、2欄又は3欄の左欄に該当する場合が生じたときは、2欄又は3欄の規定によるものとします。	
区分	本割引の適用
1 2から4以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
2 キの(ウ)、(エ)、(オ)又は(カ)により本割引の適用を廃止したとき（3に該当するときを除きます。）。	その事由が生じた日までの特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
3 キの(エ)（5G契約（5Gデュアルに係るものに限りません。）への契約移行に係るものを除きます。）により本割引の適用を廃止したとき	その事由が生じた日の前日までの特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
4 キの(ア)又は(イ)により本割引の適用を廃止したとき。	その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日を含む料金月の前料金月の末日までの特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
ケ 本割引を選択している契約者がその特定電話番号を変更した場合には、変更前の特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降、本割引の適用の対象とします。	
コ 本割引を選択した契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。	

	<p>ただし、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。</p> <p>サ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>シ 定額料については、日割りは行いません。</p> <p>ス 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>セ 契約者は、本割引の適用を新たに申し込むことはできません。</p>				
(21) 自宅加入電話への通話料の月極割引の適用 (a u → 自宅割)	<p>ア 自宅加入電話への通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、自宅加入電話番号（LTE契約者の住所又は居所において利用される加入電話サービス又はIP電話サービスの電話番号であって、その料金月の当社が別に定める日において、当社に登録されているものをいいます。以下この欄において同じとします。）に係る他網契約者回線について、前料金月の末日（次表の(工)については、その料金月の開始時とします。）において、同表の左欄のいずれかに該当する場合に、その自宅加入電話番号に係る他網契約者回線への通話（(18)、(19)若しくは(23)の適用を受けた通話、(27)に規定する定額対象通話、(28)に規定する定額対象通話又は番号変換機能を利用して行われた通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（KDDI株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額に同表の右欄に規定する割引率を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。</p> <p>ただし、次表の(ア)の場合において、(10)の2及び(10)の3の適用の対象となる通話については、この規定にかかわらず、それぞれ(10)の2及び(10)の3に定めるところによります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款又は総合ディジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおける電話会社固定の区分により、次の各号のいずれかの通話等区分で当社の事業者識別番号が指定されている場合であって、(エ)以外のとき。 ① 市内通話、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話 ② 市内通話、県内市外通話及び県間市外通話 ③ 県内市外通話、県間市外通話及び国際通話 ④ 市内通信、県内市外通信、県間市外通信及び国際通信 ⑤ 市内通信、県内市外通信及び県間市外通信 </td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	割引率	(ア) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款又は総合ディジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおける電話会社固定の区分により、次の各号のいずれかの通話等区分で当社の事業者識別番号が指定されている場合であって、(エ)以外のとき。 ① 市内通話、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話 ② 市内通話、県内市外通話及び県間市外通話 ③ 県内市外通話、県間市外通話及び国際通話 ④ 市内通信、県内市外通信、県間市外通信及び国際通信 ⑤ 市内通信、県内市外通信及び県間市外通信	50%
区分	割引率				
(ア) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款又は総合ディジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおける電話会社固定の区分により、次の各号のいずれかの通話等区分で当社の事業者識別番号が指定されている場合であって、(エ)以外のとき。 ① 市内通話、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話 ② 市内通話、県内市外通話及び県間市外通話 ③ 県内市外通話、県間市外通話及び国際通話 ④ 市内通信、県内市外通信、県間市外通信及び国際通信 ⑤ 市内通信、県内市外通信及び県間市外通信	50%				

	<p>⑥ 県内市外通信、県間市外通信及び国際通信</p> <p>(イ) 削除</p> <p>(ウ) 当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス、KDDI株式会社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、インターネット接続サービス契約約款に定めIP電話サービスI、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービス若しくはマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話又は協定事業者の電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の他網契約者回線であるとき。</p> <p>(エ) KDDI株式会社の電話サービス等契約約款に定める特定選択料金制サービスVIの適用を受けている他網契約者回線であるとき。</p>	削除
	<p>イ アの規定に関わらず、次に該当する契約者回線については、本割引の適用を行いません。</p> <p>(ア) 第1（基本使用料等）1（適用）(10)の適用を受けているもの。</p> <p>(イ) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるもの。</p> <p>ウ 本割引の適用を受けている契約者回線について、自宅加入電話番号に係る他網契約者回線の変更があった場合、その変更があった時点から変更後の区分に応じた割引率を適用します。</p> <p>エ 自宅加入電話番号に係る他網契約者回線への通話に関する料金の月間累計は、アの表に規定する区分ごとに、料金月単位で行います。</p> <p>オ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>	
(22) 削除	削除	
(23) 契約者を単位とする通話料の月極割引の適用 (コールワイド)	<p>ア 契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、(ア)に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（(イ)に定める割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線（(10)の2、(10)の3、(19)若しくは(20)の適用を受けているもの又は第1（基本使用料等）1（適用）(7)の適用を受けているものを除きます。以下(イ)及び(ウ)において同じとします。）からの通話（国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話及びa u国際通話を除きます。以下この欄において</p>	

同じとします。)に関する料金 (KDDI 株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、(11)若しくは (12)に規定する定額料又は(27)に規定する定額対象部分を除きます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額 ((10)、(10)の 4、(11)、(12)、(12)の 2 又は(27)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、(ウ)に規定する割引率を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。

(ア) 定額料

1 割引選択回線群ごとに月額

料金額
税抜額 3,000 円(税込額 3,300 円)

(イ) 割引選択回線

割引選択回線

本割引を選択する契約者回線、当社の 5G 約款に定める契約者を単位とする通話料の月極割引 (以下この(23)において「5G 割引」といいます。)を選択する 5G 契約者回線又は KDDI 株式会社の au 約款に定める契約者を単位とする通話料の月極割引 (以下この(23)において「特定割引」といいます。)を選択する他網契約者回線

(ウ) 割引率

その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額の合計額 (その割引選択回線群に 5G 契約者回線又は他網契約者回線が含まれる場合は、5G 割引の規定に基づく 5G 契約者回線に係る月間累計額及び特定割引の規定に基づく他網契約者回線に係る月額累計額を加算した額とします。)

割引率

税抜額 20 万円未満の場合 (税込額 22 万円未満の場合)	15%
税抜額 20 万円以上税抜額 100 万円未満の場合 (税込額 22 万円以上税込額 110 万円未満の場合)	20%
税抜額 100 万円以上税抜額 300 万円未満の場合 (税込額 110 万円以上税込額 330 万円未満の場合)	25%
税抜額 300 万円以上税抜額 500 万円未満の場合 (税込額 330 万円以上税込額 550 万円未満の場合)	28%
税抜額 500 万円以上の場合 (税込額 550 万円以上の場合)	30%

イ 本割引は、LTE デュアル (第 3 種 LTE デュアルを除きます。) の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

(ア) 定期 LTE 契約に係るもの

(イ) 基本使用料の料金種別がジュニアケータイプラン N、mamorinowatch プラン N、ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン (V)、mamorinowatch プラン又はジュニアケータイプランのもの

	<p>(ウ) 第1（基本使用料等）1（適用）(6)又は(10)の適用を受けているもの</p> <p>ウ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。</p> <p>エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して当社に申し出ていただきます。</p> <p>オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア) その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(イ) その申出のあった契約者回線が、第1（基本使用料等）1（適用）(8)を選択する場合であって、その契約者回線と割引選択回線群を構成する他の電気通信回線が、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Iにおける同一の割引選択回線群に属さないとき。</p> <p>(ウ) 削除</p> <p>(エ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。</p> <p>(オ) 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の電気通信回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。</p> <p>(カ) その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるとき。</p> <p>(キ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>カ 本割引の計算は、料金月単位で行います。</p> <p>キ 本割引の適用を開始する場合は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、5G契約約（本割引に相当する適用を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。）以降の通話に関する料金（その契約移行があった日以降その料金月において、新たに契約移行があったときは、その新たに契約移行があった日の前日までのものに限ります。）について、本割引の適用の対象とします。</p> <p>ク 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) LTEサービス利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(イ) 契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>(ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>(エ) LTE契約の解除があったとき。</p> <p>(オ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p>
--	--

	<p>とき。</p> <p>(力) その他才に列挙する規定のいずれかに該当することとなつたとき。</p> <p>ケ クの場合において、その廃止のあった契約者回線が割引選択代表回線であるときは、その割引選択回線群の中から新たに割引選択代表回線を指定していただきます。</p> <p>コ クの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合が生じたときは、1欄の規定によるものとします。</p>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>本割引の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。</td><td>その廃止日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>2 LTEサービスの利用の一時休止、LTE契約の解除又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</td><td>一時休止日、契約解除日又はLTEサービスの種類の変更日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>備考</td><td>その料金月において、5G契約（5G割引の適用に係るものに限ります。）への契約移行があったときは、その料金月における本割引と5G割引の計算をあわせて行い、その合計額を請求することができるものとします。</td></tr> </tbody> </table>	区分	本割引の適用	1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。	2 LTEサービスの利用の一時休止、LTE契約の解除又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又はLTEサービスの種類の変更日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。	備考	その料金月において、5G契約（5G割引の適用に係るものに限ります。）への契約移行があったときは、その料金月における本割引と5G割引の計算をあわせて行い、その合計額を請求することができるものとします。
区分	本割引の適用								
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。								
2 LTEサービスの利用の一時休止、LTE契約の解除又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又はLTEサービスの種類の変更日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。								
備考	その料金月において、5G契約（5G割引の適用に係るものに限ります。）への契約移行があったときは、その料金月における本割引と5G割引の計算をあわせて行い、その合計額を請求することができるものとします。								
	<p>サ コの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用の廃止（契約移行に伴うものを除きます。）後、本割引又は第1（基本使用料等）の(7)若しくは(8)の適用の申込み（5G約款に定める相当する申込みを含みます。）をしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</p> <p>シ 割引選択代表回線が5G契約者回線又は他網契約者回線である場合は、アの規定にかかわらず、定額料の支払いを要しません。</p> <p>ス 割引選択代表回線となる契約者回線に係る契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。</p> <p>ただし、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、通話を全く利用できない状態（その契約に係る電気</p>								

	<p>通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、この限りではありません。</p> <p>セ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>ソ 定額料については、日割りは行いません。</p> <p>タ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>チ 当社は、その割引選択回線群を構成するいずれかの電気通信回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の電気通信回線について本割引の適用を廃止することがあります。</p> <p>ツ 当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額(当社が指定する期間内の料金月に係るものに限ります。)又はその目安となる金額を通知します。</p> <p>ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。</p> <p>テ 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、KDDI株式会社がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報(特定割引の適用に必要な範囲に限ります。)を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>
(24) 削除	削除
(25) 削除	削除
(26) 契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている契約者回線に係る通話料の月極割引の適用 (まるごとビジネス割引)	<p>ア 当社は、第1(基本使用料等)1(適用)(10)に規定する契約者を単位とする金額指定割引の適用期間中、同(10)に規定する割引選択回線群を構成するその契約者回線(基本使用料の料金種別がLTEシングルに係るもの)を除きます。)からの通話((10)の2又は(10)の3の適用を受けた通話、国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金(KDDI株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、(11)若しくは(12)に規定する定額料又は(27)に規定する定額対象部分を除きます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額((10)、(10)の4、(11)、(12)、(12)の2、(20)又は(27)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、その月間累計額に次表に定める割引率を乗じて得た額(その料金月中に基本使用料の料金種別の変更があったときは、同一の基本使用料の料金種別が連続して適用されているその料金月中の期間ごとに通話に関する料金を合計し、その合計して得た額のそれぞれに、その基本使用料の料金種別に応じて定まる次表に定める割引</p>

	<p>率を乗じて得た額を総合計して得た額とします。以下この欄において「本割引に係る通話料割引額」といいます。)の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">割引率</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">20%</td></tr> </table> <p>備考 その料金月の末日（その契約者回線に係るLTE契約の解除（契約変更又は契約移行に係るもの除きます。）があったときは、その解除のあった日）におけるその基本使用料の料金種別がオフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、オフィスケータイプラン（V）又はオフィスケータイプラン（VK）以外のものである場合の割引率は、0%とします。</p>	割引率	20%		
割引率					
20%					
(27) 特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用（ビジネス通話定額）	<p>イ その割引選択回線群に係る月間利用額が、契約者からあらかじめ申出のあった指定金額に満たない場合の取扱いについては、第1（基本使用料等）1（適用）(10)に定めるところによります。</p> <p>ウ 削除</p> <p>エ 上記のほか、本割引に係る通話料割引額の計算等、本割引の適用については、第1（基本使用料等）1（適用）(10)の規定に準じて取り扱います。)</p> <p>ア 当社は、LTE契約者からの申込みにより、特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用 ((ア)に規定する定額料を支払った場合に、(イ)に規定する定額対象回線群を構成するその契約者回線から行われる、(エ)に規定する定額対象電話番号への通話 ((20)の適用を受けた通話、国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において「定額対象通話」といいます。)に関する料金 (KDDI株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、(11)又は(12)に規定する定額料を除きます。)の月間累計額 ((10)、(10)の4、(11)又は(12)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、2（料金額）の規定にかかわらず、(ア)に規定する額の割引を行う取扱いをいいます。以下この欄において「本定額適用」といいます。)を行います。</p> <p>ただし、その料金月の末日における定額対象電話番号の数が2に満たない場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア) 定額料及び割引額</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">定額料</th> <th style="text-align: center;">割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> <td style="text-align: center;">定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金 (別記15の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から90分以内の部分 (カケホN、ケータイカケホプラン、カケホ、カケホ(V)若しくはカケホ(ケータイ/V)又は標準プラン、標準プラン2、標準プランN、ケータイプラン若しくはケータイシン</td> </tr> </tbody> </table>	定額料	割引額	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金 (別記15の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から90分以内の部分 (カケホN、ケータイカケホプラン、カケホ、カケホ(V)若しくはカケホ(ケータイ/V)又は標準プラン、標準プラン2、標準プランN、ケータイプラン若しくはケータイシン
定額料	割引額				
税抜額 300 円 (税込額 330 円)	定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金 (別記15の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から90分以内の部分 (カケホN、ケータイカケホプラン、カケホ、カケホ(V)若しくはカケホ(ケータイ/V)又は標準プラン、標準プラン2、標準プランN、ケータイプラン若しくはケータイシン				

	<p>プルプラン（それぞれ国内通話定額のうち通話定額又は通話定額2の適用を受けるものに限ります。）に係る基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から行った通話については、その通話を開始した時点から90分を超える部分を含みます。）に係るものに限ります。以下の（27）において「定額対象部分」とします。）の月間累計額</p>						
	<p>備考 その料金月の末日（その契約者回線に係るLTE契約の解除（契約変更又は契約移行に係るものを除きます。）があったときは、その解除のあった日）における基本使用料の料金種別がカケホN、ケータイカケホプラン、カケホ、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、カケホ（V）、オフィスケータイプラン（V）、カケホ（ケータイ/V）若しくはオフィスケータイプラン（VK）又は標準プラン、標準プラン2、標準プランN、ケータイプラン若しくはケータイシンプルプラン（それぞれ国内通話定額のうち通話定額又は通話定額2の適用を受けるものに限ります。）である場合の定額料の額は、0円とし、VKプランS（N）、VKプランM（N）、VKプランE（N）、ウォッヂナンバープラン、LTEプランS、VKプランM若しくはVKプランS又は標準プラン、標準プラン2、標準プランN、ケータイプラン若しくはケータイシンプルプラン（それぞれ国内通話定額の適用を受けるものを除きます。）である場合の定額料の額は、税抜額900円（税込額990円）とします。</p>						
	<p>(イ) 定額対象回線群</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定額対象回線群</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>以下の電気通信回線により構成される回線群</td> </tr> <tr> <td>① 本定額適用を選択する契約者回線</td> </tr> <tr> <td>② 当社の5G約款に定める特定の契者回線等への通話に対する定額料の適用（以下この（27）において「5G定額適用」といいます。）を選択する5G契約者回線</td> </tr> <tr> <td>③ KDDI株式会社のau約款に定める特定の契者回線等への通話に対する定額料の適用（以下この（27）において「特定定額適用」といいます。）を選択する他網契約者回線</td> </tr> <tr> <td>④ クの規定に基づき電話番号が登録された（ウ）に定める特定サービスの電気通信回線</td> </tr> </tbody> </table>	定額対象回線群	以下の電気通信回線により構成される回線群	① 本定額適用を選択する契約者回線	② 当社の5G約款に定める特定の契者回線等への通話に対する定額料の適用（以下この（27）において「5G定額適用」といいます。）を選択する5G契約者回線	③ KDDI株式会社のau約款に定める特定の契者回線等への通話に対する定額料の適用（以下この（27）において「特定定額適用」といいます。）を選択する他網契約者回線	④ クの規定に基づき電話番号が登録された（ウ）に定める特定サービスの電気通信回線
定額対象回線群							
以下の電気通信回線により構成される回線群							
① 本定額適用を選択する契約者回線							
② 当社の5G約款に定める特定の契者回線等への通話に対する定額料の適用（以下この（27）において「5G定額適用」といいます。）を選択する5G契約者回線							
③ KDDI株式会社のau約款に定める特定の契者回線等への通話に対する定額料の適用（以下この（27）において「特定定額適用」といいます。）を選択する他網契約者回線							
④ クの規定に基づき電話番号が登録された（ウ）に定める特定サービスの電気通信回線							
	<p>(ウ) 特定サービス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定サービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス若しくは光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクトサービス若しくはauオフィスナンバーサービス又はKDDI株式会社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービスI、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくはauオフィスナンバーサービス</td> </tr> </tbody> </table>	特定サービス	当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス若しくは光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクトサービス若しくはauオフィスナンバーサービス又はKDDI株式会社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービスI、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくはauオフィスナンバーサービス				
特定サービス							
当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス若しくは光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクトサービス若しくはauオフィスナンバーサービス又はKDDI株式会社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービスI、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくはauオフィスナンバーサービス							

	<p>(それぞれ当社の光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクトサービス又はauオフィスナンバーサービスの用に供するものを除きます。)、イントラネットIP電話サービス契約約款に定める一般イントラネットIP電話サービス、Webex Callingサービス契約約款に定めるWebex Callingサービス、クラウドコーリングサービス契約約款に定めるクラウドコーリングサービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、インターネット接続サービス契約約款に定めるIP電話サービスI、FTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービス若しくはマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話であって、サービスが現に提供されているもの</p>		
	<p>(エ) 定額対象電話番号</p>		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>定額対象電話番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ① その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他の契約者回線に係る電話番号 ② その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する5G契約者回線に係る電話番号 ③ その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他網契約者回線に係る電話番号 ④ その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する特定サービスの電気通信回線に係る電話番号（当社が別に定める方法により登録されるものに限ります。） </td></tr> </tbody> </table>	定額対象電話番号	① その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他の契約者回線に係る電話番号 ② その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する5G契約者回線に係る電話番号 ③ その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他網契約者回線に係る電話番号 ④ その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する特定サービスの電気通信回線に係る電話番号（当社が別に定める方法により登録されるものに限ります。）
定額対象電話番号			
① その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他の契約者回線に係る電話番号 ② その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する5G契約者回線に係る電話番号 ③ その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他網契約者回線に係る電話番号 ④ その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する特定サービスの電気通信回線に係る電話番号（当社が別に定める方法により登録されるものに限ります。）			
	<p>イ 本定額適用は、LTEデュアル（第3種LTEデュアルを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。</p> <p>(ア) 基本使用料の料金種別がジュニアケータイプランN、mamorinowatchプランN、ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン(V)、mamorinowatchプラン又はジュニアケータイプランのもの</p> <p>(イ) 第1（基本使用料等）1（適用）(7)の適用を受けているもの</p> <p>(ウ) (28)の適用を受けているもの</p> <p>ウ 定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。</p> <p>エ 本定額適用を選択する契約者は、1の定額対象回線群を指定して当社に申し出でいただきます。</p> <p>この場合において、当社が必要と認めたときは、当社が別に定める方法により本定額適用の利用態様を申告していただきます。</p> <p>オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。</p>		

	<p>(ア) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認め るものを含みます。）でないとき。</p> <p>(イ) その申出が新たに定額対象回線群を構成する申出であつて、その定額対象回線群に係る定額対象電話番号の数が2以上 でないとき。</p> <p>(ウ) その契約者が、定額対象回線群を構成する契約者回線に係 る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあ るとき。</p> <p>(エ) その申出のあった契約者回線が(23)又は第1（基本使用料 等）1（適用）(8)を選択する場合であつて、その契約者回線 並びに定額対象回線群を構成する他の契約者回線、5G契約者 回線及び他網契約者回線が、契約者を単位とする通話料の月極 割引、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者 を単位とする基本使用料割引Iにおける同一の割引選択回線群 に属さないとき。</p> <p>(オ) (エ)に定める場合において、その定額対象回線群が属する 契約者を単位とする通話料の月極割引、特定加入電話からの通 話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引 Iに係る割引選択回線群において、定額対象回線群の数と(28) に定める定額対象回線群の数を合算した合計が、当社が別に定 める数を超えるとき。</p> <p>(カ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関 係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を 除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社 が認めるとき。</p> <p>(キ) その契約者回線に係る契約者名義が、その定額対象回線群 を構成する他の電気通信回線に係る契約者名義と異なるとき （当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。</p> <p>(ク) その契約者がエの規定により申告した本定額適用の利用態 様により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生 じると当社が判断したとき。</p> <p>(ケ) その定額対象回線群に係る定額対象電話番号の数が1001以 上となるとき。</p> <p>(コ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p>
力	<p>本定額適用を受ける契約者は、特定サービスの電気通信回線に 係る電話番号を定額対象電話番号として登録することができます。</p> <p>この場合、その契約者は、定額対象回線群を構成する5G契約 者回線又は他網契約者回線が代表回線として指定されている場 合を除き、定額対象回線群を構成する契約者回線のうちいずれか1 の契約者回線を、代表回線として指定していただきます。</p>
キ	<p>力の規定に基づき、特定サービスの電気通信回線に係る電話番 号を定額対象電話番号として登録しようとする契約者は、当社が 別に定める方法により申し出ていただきます。</p>
ク	<p>当社は、キに規定する申出があったときは、その申出に係る特</p>

	<p>定サービスの電気通信回線の契約者名義が、その定額対象回線群を構成する契約者回線、5G契約者回線又は他網契約者回線の契約者名義と同一の場合に限り、承諾します。</p> <p>ケ 本定額適用を受けるLTE契約者は、工の規定により申し出た内容に変更が生じるときは、工の規定に準じてあらかじめ当社に申し出て当社の承諾を得るものとします。この場合、当社はその申出を才の規定に準じて取扱います。</p> <p>コ 本定額適用の計算は、料金月単位で行います。</p> <p>サ 当社は、工に規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、5G契約（本割引に相当する適用を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。）以降の通話に関する料金（その契約移行があった日以降その料金月において、新たに契約移行があったときは、その新たに契約移行があった日の前日までのものに限ります。）について、本定額適用の対象とします。</p> <p>シ 当社は、本定額適用を受けている契約者回線について、契約者から本定額適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本定額適用を廃止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) LTEサービス利用権の譲渡があったとき。 (イ) 契約者の地位の承継があったとき。 (ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。 (エ) LTE契約の解除があったとき。 (オ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。 (カ) その他才のいずれか（(イ)を除きます。）に該当することとなったとき。 <p>ス シの場合において、その廃止のあった契約者回線が代表回線であるとき、又はシに相当する当社の5G約款又はKDDI株式会社のau約款の規定に基づき、その定額対象回線群を構成する5G契約者回線又は他網契約者回線（代表回線のものに限ります。）について、5G定額適用又は特定定額適用の廃止があったときは、その定額対象回線群を構成するいずれか1の契約者回線を新たに代表回線として指定していただきます。</p> <p>ただし、5G定額適用に係る当社の5G約款又は特定定額適用に係るKDDI株式会社のau約款の規定に基づき、その定額対象回線群を構成するいずれか1の5G契約者回線又は他網契約者回線が代表回線として指定される場合は、この限りでありません。</p> <p>セ シの規定により本定額適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本定額適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合が生じたときは、1欄の規定によるものとします。</p>		
	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>定額制の適用</td> </tr> </table>	区分	定額制の適用
区分	定額制の適用		

	<p>1 2以外により本定額適用を廃止したとき。</p>	その廃止日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本定額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの定額対象通話に関する料金について、本定額適用の対象とします。
	<p>2 LTEサービスの利用の一時休止、LTE契約の解除又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p>	一時休止日、契約解除日又はLTEサービスの種類の変更日までの通話に関する料金について、本定額適用の対象とします。
<p>ソ 本定額適用を受けている契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。</p> <p>ただし、その定額対象回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、通話を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りでありません。</p> <p>タ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>チ アに規定する定額料については、日割りは行いません。</p> <p>ツ 当社は、特定の契約者回線からの定額対象通話がエの規定により契約者が申告した本定額適用の利用態様から著しく乖離する態様で発生する等により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると判断した場合は、その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について、本定額適用を廃止することができます。</p> <p>この場合において、当社はそのことをあらかじめ契約者に通知します。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。</p> <p>テ 当社は、その定額対象回線群を構成するいずれかの契約者回線、5G契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線、5G契約者回線及び他網契約者回線について本定額適用を廃止することができます。</p> <p>ト 契約者は、定額対象回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、KDDI株式会社がその定額対象回線群を構成する他網契約者回線について特定定額適用の可否等を判断するために必要な範囲で、その定額対象回線群を構成する契約者回線及び特定サ</p>		

	サービスの電気通信回線に係る情報（利用状況その他の情報を含みます。）を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。								
(28) 第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用（法人通話・パケット割）	<p>ア 第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、第2種定期LTE契約者からの申込みにより、(ア)に規定する定額料を支払った場合に、その契約者回線からの通話に関する料金について、(ア)から(イ)の取扱いを行うことをいいます。</p> <p>(ア) 定額対象回線群 (①に定める定額対象回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。)を構成する契約者回線から行われる、③に定める定額対象電話番号への通話 ((20)の適用を受けた通話、国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話及びau国際通話を除きます。以下この欄及び(29)において「定額対象通話」といいます。)に関する料金 (KDDI株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、(11)又は(12)に規定する定額料を除きます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額 ((10)、(10)の4、(11)又は(12)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、2(料金額)の規定にかかわらず、次表に規定する額の割引を行う取扱い</p> <p style="text-align: right;">1契約ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定額料</th> <th>割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税抜額 900円</td> <td>定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金（別記15の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から90分以内の部分（カケホ、カケホ（V）、カケホ（ケータイ／V）又は標準プラン（通話定額の適用を受けるものに限ります。）に係る基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から行った通話については、その通話を開始した時点から90分を超える部分を含みます。）に係るものに限ります。以下この(28)及び(29)において「定額対象部分」とします。）の月間累計額</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 定額対象回線</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定額対象回線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本割引を選択する契約者回線、KDDI株式会社のLTE約款に定める第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用（以下この(28)及び(29)において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線又はクの規定に基づき電話番号が登録された②に定める特定サービスの電気通信回線</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 特定サービス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定サービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス若しくは光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレク</td> </tr> </tbody> </table>	定額料	割引額	税抜額 900円	定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金（別記15の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から90分以内の部分（カケホ、カケホ（V）、カケホ（ケータイ／V）又は標準プラン（通話定額の適用を受けるものに限ります。）に係る基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から行った通話については、その通話を開始した時点から90分を超える部分を含みます。）に係るものに限ります。以下この(28)及び(29)において「定額対象部分」とします。）の月間累計額	定額対象回線	本割引を選択する契約者回線、KDDI株式会社のLTE約款に定める第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用（以下この(28)及び(29)において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線又はクの規定に基づき電話番号が登録された②に定める特定サービスの電気通信回線	特定サービス	当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス若しくは光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレク
定額料	割引額								
税抜額 900円	定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金（別記15の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から90分以内の部分（カケホ、カケホ（V）、カケホ（ケータイ／V）又は標準プラン（通話定額の適用を受けるものに限ります。）に係る基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から行った通話については、その通話を開始した時点から90分を超える部分を含みます。）に係るものに限ります。以下この(28)及び(29)において「定額対象部分」とします。）の月間累計額								
定額対象回線									
本割引を選択する契約者回線、KDDI株式会社のLTE約款に定める第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用（以下この(28)及び(29)において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線又はクの規定に基づき電話番号が登録された②に定める特定サービスの電気通信回線									
特定サービス									
当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス若しくは光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレク									

	<p>トサービス若しくはauオフィスナンバーサービス又はKDDI株式会社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービスI、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくはauオフィスナンバーサービス（それぞれ当社の光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクトサービス又はauオフィスナンバーサービスの用に供するものを除きます。）、インターネットIP電話サービス契約約款に定める一般インターネットIP電話サービス、Webex Callingサービス契約約款に定めるWebex Callingサービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、インターネット接続サービス契約約款に定めるIP電話サービスI、FTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービス若しくはマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話であって、サービスが現に提供されているもの</p>
	<p>③ 定額対象電話番号</p> <p>1 その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他の契約者回線に係る電話番号</p> <p>2 その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他網契約者回線に係る電話番号</p> <p>3 その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する特定サービスの電気通信回線に係る電話番号（当社が別に定める方法により登録されるものに限ります。）</p> <p>(イ) 定額対象回線群を構成する契約者回線からの通話 ((10)の2又は(10)の3の適用を受けた通話、国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金 (KDDI株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、(11)又は(12)に規定する定額料を除きます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額 ((ア)、(10)、(10)の4、(11)、(12)、(12)の2、(19)、(20)、(21)又は(29)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)に0.20を乗じて得た額の割引を行う取扱い</p> <p>イ 本割引は、LTEデュアル（第3種LTEデュアルを除きます。）の契約者回線（第2種定期LTE契約に係るものに限ります。）であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。</p> <p>(ア) 基本使用料の料金種別がウォッチナンバープラン、ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン(V)、mamori no Watchプラン又はジュニアケー</p>

	<p>タイプランのもの</p> <p>(イ) 第1(基本使用料等)1(適用)(7)又は(10)の適用を受けているもの</p> <p>(ウ) (27)の適用を受けているもの</p> <p>ウ 定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。</p> <p>エ 本割引を選択する契約者は、1の定額対象回線群を指定して当社に申し出ていただきます。</p> <p>この場合において、当社が必要と認めたときは、当社が別に定める方法により、本割引の利用態様を申告していただきます。</p> <p>オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア) その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)でないとき。</p> <p>(イ) その申出が新たに定額対象回線群を構成する申出であって、その定額対象回線群に係る定額対象電話番号(アの③の表の4のものを除きます。)の数が2以上でないとき。</p> <p>(ウ) その契約者が、定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(エ) その申出のあった契約者回線が(23)又は第1(基本使用料等)1(適用)(8)を選択する場合であって、その契約者回線並びに定額対象回線群を構成する他の契約者回線及び他網契約者回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Iにおける同一の割引選択回線群に属さないとき。</p> <p>(オ) (エ)に定める場合において、その定額対象回線群が属する契約者を単位とする通話料の月極割引、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Iに係る割引選択回線群において、定額対象回線群の数と(27)に定める定額対象回線群の数を合算した合計が、当社が別に定める数を超えるとき。</p> <p>(カ) その契約者以外の者(その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。</p> <p>(キ) その契約者回線に係る契約者名義が、その定額対象回線群を構成する他の電気通信回線に係る契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)。</p> <p>(ク) その契約者がエの規定により申告した本割引の利用態様により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると当社が判断したとき。</p> <p>(ケ) その定額対象回線群に係る定額対象電話番号の数が1001以上となるとき。</p> <p>(コ) その申出が新たに定額対象回線群を構成する申出であると</p>
--	--

	<p>き。</p> <p>(サ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>カ 本割引の適用を受ける契約者は、特定サービスの電気通信回線に係る電話番号を定額対象電話番号として登録することができます。この場合、その契約者は、定額対象回線群を構成する他網契約者回線が代表回線として指定されている場合を除き、定額対象回線群を構成する契約者回線のうちいずれか1の契約者回線を、代表回線として指定していただきます。</p> <p>キ カの規定に基づき、特定サービスの電気通信回線に係る電話番号を定額対象電話番号として登録しようとする契約者は、当社が別に定める方法により申し出いただきます。</p> <p>ク 当社は、キに規定する申出があったときは、その申出に係る特定サービスの電気通信回線の契約者名義が、その定額対象回線群を構成する契約者回線又は他網契約者回線の契約者名義と同一の場合に限り、承諾します。</p> <p>ケ 本割引の適用を受ける契約者は、エの規定により申し出た内容に変更が生じるときは、エの規定に準じてあらかじめ当社に申し出で当社の承諾を得るものとします。この場合、当社はその申出をオの規定に準じて取扱います。</p> <p>コ 本割引の計算は、料金月単位で行います。</p> <p>サ 当社は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日以降の通話に関する料金（その契約移行があった日以降その料金月において、新たに契約移行があったときは、その新たに契約移行があった日の前日までのものに限ります。）について、本割引の対象とします。</p> <p>シ 当社は、本割引の適用を受けていたり契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) LTEサービス利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(イ) 契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>(ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>(エ) LTE契約の解除があったとき。</p> <p>(オ) 一般LTE契約又は他の種別の定期LTE契約への契約変更があったとき。</p> <p>(カ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(キ) その他オのいずれか((イ)を除きます。)に該当することになったとき。</p> <p>ス シの場合において、その廃止のあった契約者回線が代表回線であるとき、又はシに相当するLTE約款の規定に基づき、その定額対象回線群を構成する他網契約者回線（代表回線のものに限ります。）について、特定割引の適用の廃止があったときは、その定額対象回線群を構成するいずれか1の契約者回線を新たに代表回線として指定していただきます。</p> <p>ただし、特定割引に係るKDDI株式会社のLTE約款の規定</p>
--	--

	<p>に基づき、その定額対象回線群を構成するいずれか1の他網契約者回線が代表回線として指定される場合は、この限りでありません。</p> <p>セ シの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合が生じたときは、1欄の規定によるものとします。</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>本割引の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。</td><td>その廃止日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>2 LTEサービスの利用の一時休止、LTE契約の解除、一般LTE契約若しくは他の種別の定期LTE契約への契約変更又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</td><td>一時休止日、契約解除日、契約変更日又はLTEサービスの種類の変更日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</td></tr> </tbody> </table>	区分	本割引の適用	1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。	2 LTEサービスの利用の一時休止、LTE契約の解除、一般LTE契約若しくは他の種別の定期LTE契約への契約変更又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日、契約変更日又はLTEサービスの種類の変更日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
区分	本割引の適用						
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。						
2 LTEサービスの利用の一時休止、LTE契約の解除、一般LTE契約若しくは他の種別の定期LTE契約への契約変更又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日、契約変更日又はLTEサービスの種類の変更日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。						
	<p>ソ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>タ 本割引の適用を受けている契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。</p> <p>ただし、その定額対象回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、通話を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りでありません。</p> <p>チ アに規定する定額料については、日割りは行いません。</p> <p>ツ 当社は、その契約者回線が属する定額対象回線群に係る定額対象電話番号（アの③の表の4に係るもの）を除きます。以下このツにおいて「控除対象電話番号」といいます。）の数に応じて、アに規定する定額料について、次表に規定する額を控除します。</p>						
1 契約ごとに月額							
その料金月の末日における控除対象電話番号の数	控除額						
1以上30以下の場合	アに規定する定額料の額						
31以上の場合	アに規定する定額料の料金額に30を						

	<p style="text-align: right;">乗じて得た額を、その料金月の末日における控除対象電話番号の数で除して得た額</p>			
	<p>テ アに規定する割引額及びツに規定する控除額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>ト 当社は、特定の契約者回線からの定額対象通話がエの規定により契約者が申告した本割引の利用態様から著しく乖離する態様で発生する等により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると判断した場合は、その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について、本割引の適用を廃止することがあります。</p> <p>この場合において、当社はそのことをあらかじめ契約者に通知します。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。</p> <p>ナ 当社は、その定額対象回線群を構成するいずれかの契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線及び他網契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。</p> <p>ニ 契約者は、定額対象回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、KDDI株式会社がその定額対象回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために必要な範囲で、その定額対象回線群を構成する契約者回線及び特定サービスの電気通信回線に係る情報（利用状況その他の情報を含みます。）を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>			
(29) 第2種定期LTE契約に係る通話料の適用 (法人通話・パケット割)	<p>ア 当社は、(28)に規定する定額対象回線群を構成する契約者回線（この取扱いの適用を選択しているものに限ります。以下この欄において同じとします。）からの通話（(10)の2又は(10)の3の適用を受けた通話、国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（KDDI株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、(11)又は(12)に規定する定額料を除きます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(10)、(10)の4、(11)、(12)、(12)の2、(19)、(20)、(21)又は(28)のアの(ア)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する額を控除する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を行います。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">1の契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額に、充当比率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。）。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">この場合において、充当比率は、その定額対象回線群を構成する</td> </tr> </tbody> </table>	控除額	1の契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額に、充当比率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。）。	この場合において、充当比率は、その定額対象回線群を構成する
控除額				
1の契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額に、充当比率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。）。				
この場合において、充当比率は、その定額対象回線群を構成する				

	<p>特定割引の規定に基づく他網契約者回線に係る全ての充当可能額の合計額を、月間通話累計額（その定額対象回線群を構成する契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額をいいます。）に特定割引の規定に定める全ての月間通話累計額及び月間パケット累計額を加算した額で除して得た値（1を超える場合は、1とします。）とします。</p> <p>イ 本取扱いは、(28)の適用を受けている契約者回線（基本使用料の料金種別が次表に定めるものを除きます。）に限り、選択することができます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LTEプランS、VKプランM、VKプランS、VKプラン、カケホ（ケータイ／V）又はスーパーカケホ（ケータイ／V）</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ 本取扱いを選択する契約者は、当社に申し出させていただきます。</p> <p>エ 当社は、ウに規定する申出があったときは、その申出のあった契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他の契約者回線、他網契約者回線及び特定サービスの電気通信回線について、本取扱いの適用を受けている場合に限り、これを承諾します。</p> <p>オ 本取扱いの適用を開始する場合は、イに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日以降の通話に関する料金（その契約移行があった日以降その料金月において、新たに契約移行があったときは、その新たに契約移行があった日の前日までのものに限ります。）について、本取扱いの適用の対象とします。</p> <p>カ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。</p> <p>(ア) (28)の適用の廃止があったとき。</p> <p>(イ) イに定める基本使用料の料金種別への変更があったとき。</p> <p>キ カの規定により本取扱いの適用を廃止した場合、その通話料については、次表のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>本取扱いの適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2又は3以外により本取扱いの適用を廃止したとき。</td><td>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>2 (28)の適用の廃止により本取扱いの適用を廃止したとき。</td><td>(28)のセの規定によりその通話料が第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用の対象とされる日まで、本取扱いの適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>3 カの(イ)の規定により本取扱いの適用を廃止したとき。</td><td>料金種別の変更があった日の前日（当社が別に定める事由に該当する場合は、別に定める日とします。）まで、本取扱いの適用の対象とします。</td></tr> </tbody> </table> <p>ク 通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>(30) 電話番号案内接続に係る通話料の取扱</p> <p>ア 当社は、第1（基本使用料等）1（適用）(6)の適用を受けている契約者回線からの通話（電話番号案内接続に係るものに限ります。）については、2（料金額）に規定する電話番号案内料及び</p>	基本使用料の料金種別	LTEプランS、VKプランM、VKプランS、VKプラン、カケホ（ケータイ／V）又はスーパーカケホ（ケータイ／V）	区分	本取扱いの適用	1 2又は3以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。	2 (28)の適用の廃止により本取扱いの適用を廃止したとき。	(28)のセの規定によりその通話料が第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用の対象とされる日まで、本取扱いの適用の対象とします。	3 カの(イ)の規定により本取扱いの適用を廃止したとき。	料金種別の変更があった日の前日（当社が別に定める事由に該当する場合は、別に定める日とします。）まで、本取扱いの適用の対象とします。
基本使用料の料金種別											
LTEプランS、VKプランM、VKプランS、VKプラン、カケホ（ケータイ／V）又はスーパーカケホ（ケータイ／V）											
区分	本取扱いの適用										
1 2又は3以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。										
2 (28)の適用の廃止により本取扱いの適用を廃止したとき。	(28)のセの規定によりその通話料が第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用の対象とされる日まで、本取扱いの適用の対象とします。										
3 カの(イ)の規定により本取扱いの適用を廃止したとき。	料金種別の変更があった日の前日（当社が別に定める事由に該当する場合は、別に定める日とします。）まで、本取扱いの適用の対象とします。										

い	<p>通話料の支払いを免除します。</p> <p>イ アの規定によるほか、電話番号案内料、通話料の支払い免除者の取扱い及び支払いを要しない場合並びにその他の提供条件については、電話番号案内事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。</p>
(31) 通話料の減免	<p>次の通話については、その料金の支払いを要しません。</p> <p>ア 電気通信番号規則別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号を用いた通話</p> <p>イ 当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行うサービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話</p> <p>ウ 協定事業者に係る電気通信設備の修理の請求等のために協定事業者の事業所に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話</p>

2 料金額

2-1 LTEサービスに係るもの

2-1-1 通常通話に係るもの

2-1-1-1 2-1-1-2から2-1-1-3以外のもの

(1) (2)から(4)以外のもの

ア イ以外のもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額 20円(税込額 22円)

イ ワイドスター通信サービス（第2種ワイドスターに限ります。）の電気通信回線への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額 50円(税込額 55円)

(2) 基本使用料の料金種別がLTEプラン、LTEプランS、ジュニアスマートフォンプラン、LTEプラン(V)、ジュニアスマートフォンプラン(V)、VKプランM、VKプランS、VKプラン又はmamori nowatchプランのもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額 20円(税込額 22円)

(3) 基本使用料の料金種別がオフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)、オフィスケータイプラン(V)又はオフィスケータイプラン(VK)のもの

ア イ以外のもの

区分	料金額
通話料	1分までごとに税抜額 50円(税込額 55円)

イ 加入電話サービス又はIP電話サービスに係る他網契約者回線（当社が別に定める電気通信設備を含みます。）への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	3分までごとに税抜額 10円(税込額 11円)

(4) 基本使用料の料金種別がナンバーシェアプランのもの

別表1（オプション機能）20欄（ナンバーシェア機能）に定めるとおりとします。

2-1-1-2 電話番号案内接続に係るもの

区分	料金額
電話番号案内料	1 の電話番号の案内ごとに税抜額 200 円(税込額 220 円)
通話料	2-1-1 に規定する各料金種別の料金額と同額

2-1-1-3 SMS機能に係るもの

(1) (2)以外のもの

区分	料金額 1送信ごとに
通話料	
送信文字数	税抜額(税込額)
70 文字まで (半角英数字のみの場合 160 文字まで)	3 円 (3.3 円)
71 文字から 134 文字まで (半角英数字のみの場合 161 文字から 306 文字まで)	6 円 (6.6 円)
135 文字から 201 文字まで (半角英数字のみの場合 307 文字から 459 文字まで)	9 円 (9.9 円)
202 文字から 268 文字まで (半角英数字のみの場合 460 文字から 612 文字まで)	12 円 (13.2 円)
269 文字から 335 文字まで (半角英数字のみの場合 613 文字から 765 文字まで)	15 円 (16.5 円)
336 文字から 402 文字まで (半角英数字のみの場合 766 文字から 918 文字まで)	18 円 (19.8 円)
403 文字から 469 文字まで (半角英数字のみの場合 919 文字から 1,071 文字まで)	21 円 (23.1 円)
470 文字から 536 文字まで (半角英数字のみの場合 1,072 文字から 1,224 文字まで)	24 円 (26.4 円)
537 文字から 603 文字まで (半角英数字のみの場合 1,225 文字から 1,377 文字まで)	27 円 (29.7 円)
604 文字から 670 文字まで (半角英数字のみの場合 1,378 文字から 1,530 文字まで)	30 円 (33 円)

(2) 国際SMS送信に係るもの

区分	料金額 1送信ごとに
通話料	
送信文字数	
70 文字まで (半角英数字のみの場合 160 文字まで)	100 円
71 文字から 134 文字まで (半角英数字のみの場合 161 文字から 306 文字まで)	200 円
135 文字から 201 文字まで (半角英数字のみの場合 307 文字から 459 文字まで)	300 円

202 文字から 268 文字まで (半角英数字のみの場合 460 文字から 612 文字まで)	400 円
269 文字から 335 文字まで (半角英数字のみの場合 613 文字から 765 文字まで)	500 円
336 文字から 402 文字まで (半角英数字のみの場合 766 文字から 918 文字まで)	600 円
403 文字から 469 文字まで (半角英数字のみの場合 919 文字から 1,071 文字まで)	700 円
470 文字から 536 文字まで (半角英数字のみの場合 1,072 文字から 1,224 文字まで)	800 円
537 文字から 603 文字まで (半角英数字のみの場合 1,225 文字から 1,377 文字まで)	900 円
604 文字から 670 文字まで (半角英数字のみの場合 1,378 文字から 1,530 文字まで)	1,000 円

2-1-2 削除

2-1-3 au国際通話に係るもの

(1) (2)以外のもの

区分	料金額
通話料 通話先区分	30秒までごとに次の料金額
通話先区分1	20円
通話先区分2	55円
通話先区分3	65円
通話先区分4	85円
通話先区分5	95円

備考 各通話先区分における地域については、別表4（au国際通話の通話先地域）に定めるところによります。

(2) 特定衛星携帯電話等に係るもの

区分	料金額
通話料 通話先区分	1分までごとに次の料金額
特定衛星携帯電話1（スラーヤ）	275円
特定衛星携帯電話2（イリジウム）	380円
インマルサットサービス（その通話の相手先が 64kbit/s の Audio/Speech モード以外の場合）	260円
インマルサットサービス（その通話の相手先が 64kbit/s の Audio/Speech モードの場合）	840円

2-2 L T Eモジュールに係るもの

2-2-1 S M S機能に係るもの

1送信ごとに

区分 通話料	料金額
送信文字数	税抜額(税込額)
70 文字まで (半角英数字のみの場合 160 文字まで)	3 円 (3. 3 円)
71 文字から 134 文字まで (半角英数字のみの場合 161 文字から 306 文字まで)	6 円 (6. 6 円)
135 文字から 201 文字まで (半角英数字のみの場合 307 文字から 459 文字まで)	9 円 (9. 9 円)
202 文字から 268 文字まで (半角英数字のみの場合 460 文字から 612 文字まで)	12 円 (13. 2 円)
269 文字から 335 文字まで (半角英数字のみの場合 613 文字から 765 文字まで)	15 円 (16. 5 円)
336 文字から 402 文字まで (半角英数字のみの場合 766 文字から 918 文字まで)	18 円 (19. 8 円)
403 文字から 469 文字まで (半角英数字のみの場合 919 文字から 1, 071 文字まで)	21 円 (23. 1 円)
470 文字から 536 文字まで (半角英数字のみの場合 1, 072 文字から 1, 224 文字まで)	24 円 (26. 4 円)
537 文字から 603 文字まで (半角英数字のみの場合 1, 225 文字から 1, 377 文字まで)	27 円 (29. 7 円)
604 文字から 670 文字まで (半角英数字のみの場合 1, 378 文字から 1, 530 文字まで)	30 円 (33 円)

第3 データ通信料

1 適用

データ通信料の適用については、第57条（通話料及びデータ通信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

データ通信料の適用																									
(1) データ通信料の適用	データ通信料の適用は、1料金月の課金対象データの総情報量について1,024バイトまでごとに1の課金対象データとし、2(料金額)に規定する料金額を適用します。																								
(2) ローミングのデータ通信料の適用	ローミング(KDDI株式会社のLTE約款に規定するLTEサービス又はLTEモジュールの提供を受けているものに限ります。)の契約者回線に係るデータ通信については、KDDI株式会社のLTE約款料金表に規定する各料金種別の料金額と同額を適用します。																								
(3) 特定のデータ通信への定額制の適用 (LTEフラット)	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申込みにより、そのLTEサービス(第1種LTEデュアルに限ります。)の契約者回線との間のデータ通信(KDDI株式会社が提供するローミングに係るものも含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。)について、次表に規定する定額料(コの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)を適用する取扱い(以下「特定データ通信定額制」といいます。)を行います。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">1 契約ごとに月額</th></tr> <tr> <th>区分</th><th>料金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額料</td><td>税抜額5,700円(税込額6,270円)</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 特定データ通信定額制は、第1種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの(以下この欄において「対象プラン」といいます。)に限り、選択することができます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本使用料の料金種別</th></tr> <tr> <td colspan="2">LTEプラン、オフィスケータイプラン</td></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ウ 削除</td><td></td></tr> <tr> <td>エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。</td><td></td></tr> <tr> <td>オ 特定データ通信定額制の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</td><td></td></tr> <tr> <td>ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。</td><td></td></tr> <tr> <th>区分</th><th>特定データ通信定額制の適用の開始</th></tr> <tr> <td>1 特定データ通信定額制の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。</td><td>そのLTEサービスの提供を開始した日</td></tr> <tr> <td>2 特定データ通信定額制の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再</td><td>そのLTEサービスの再利用を開始</td></tr> </tbody> </table>	1 契約ごとに月額		区分	料金額	定額料	税抜額5,700円(税込額6,270円)	基本使用料の料金種別		LTEプラン、オフィスケータイプラン		ウ 削除		エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。		オ 特定データ通信定額制の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。		ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。		区分	特定データ通信定額制の適用の開始	1 特定データ通信定額制の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日	2 特定データ通信定額制の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再	そのLTEサービスの再利用を開始
1 契約ごとに月額																									
区分	料金額																								
定額料	税抜額5,700円(税込額6,270円)																								
基本使用料の料金種別																									
LTEプラン、オフィスケータイプラン																									
ウ 削除																									
エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。																									
オ 特定データ通信定額制の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。																									
ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。																									
区分	特定データ通信定額制の適用の開始																								
1 特定データ通信定額制の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日																								
2 特定データ通信定額制の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再	そのLTEサービスの再利用を開始																								

	利用の請求と同時に行われたとき。	した日
3	特定データ通信定額制の申込みが、第1種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4	特定データ通信定額制の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
5	特定データ通信定額制の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
カ 特定データ通信定額制の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時にを行う場合に限り、特定データ通信定額制の適用の廃止を申し出ることができます。		
キ 当社は、特定データ通信定額制の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制の適用を廃止します。		
(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。		
(イ) LTE契約の解除があったとき。		
(ウ) 第2種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。		
(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。		
ク キの規定により、特定データ通信定額制の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。		
この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。		
区分	特定データ通信定額制の適用	
1 2から4以外により特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制の適用の対象とします。	
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制の適用の対象とします。	
3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又対象プラン以外への料金種別の変更があったと	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制の適用の対象としま	

	<p>き。</p> <p>4 特定データ通信定額制を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。</p>	す。						
	<p>ヶ 特定データ通信定額制を選択した契約者は、サに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。</p> <p>コ オの表の規定により特定データ通信定額制の適用を開始した場合又はクの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3若しくは区分4の規定により特定データ通信定額制の適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。</p>							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>起算日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td><td>その料金月の初日（その料金月において、オの表の規定により特定データ通信定額制の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）</td></tr> <tr> <td>適用終了日</td><td>その料金月の末日（その料金月において、クの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）</td></tr> </tbody> </table>	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、オの表の規定により特定データ通信定額制の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、クの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）	
区分	起算日							
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、オの表の規定により特定データ通信定額制の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）							
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、クの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）							
	<p>サ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>シ アからサの規定にかかわらず、特定データ通信定額制の適用を新たに申し込むことはできません。</p>							
(3)の2 特定のデータ通信への定額制の適用(Ⅴ) (LTEフラット(Ⅴ))	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申込みにより、そのLTEサービス（第2種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（KDDI株式会社が提供するローミングに係るもの）を含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（コの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信定額制(Ⅴ)」といいます。）を行います。</p>	1 契約ごとに月額						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>料金額</th></tr> </thead> </table>	区分	料金額					
区分	料金額							

	定額料	税抜額 5,700 円(税込額 6,270 円)										
イ 特定データ通信定額制（V）は、第2種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といいます。）に限り、選択することができます。												
基本使用料の料金種別												
LTEプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）												
ウ 削除												
エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。												
オ 特定データ通信定額制（V）の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">区分</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">特定データ通信定額制（V）の適用の開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">1 特定データ通信定額制（V）の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。</td> <td style="padding: 5px;">そのLTEサービスの提供を開始した日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 特定データ通信定額制（V）の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。</td> <td style="padding: 5px;">そのLTEサービスの再利用を開始した日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3 特定データ通信定額制（V）の申込みが、LTEデュアルへの第2種LTEデュアルの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。</td> <td style="padding: 5px;">その変更後のLTEサービスの提供を開始した日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">4 特定データ通信定額制（V）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき。</td> <td style="padding: 5px;">料金種別の変更があった日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">5 特定データ通信定額制（V）の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。</td> <td style="padding: 5px;">その申込みを当社が承諾した日</td> </tr> </tbody> </table>	区分	特定データ通信定額制（V）の適用の開始	1 特定データ通信定額制（V）の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日	2 特定データ通信定額制（V）の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日	3 特定データ通信定額制（V）の申込みが、LTEデュアルへの第2種LTEデュアルの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日	4 特定データ通信定額制（V）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日	5 特定データ通信定額制（V）の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
区分	特定データ通信定額制（V）の適用の開始											
1 特定データ通信定額制（V）の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日											
2 特定データ通信定額制（V）の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日											
3 特定データ通信定額制（V）の申込みが、LTEデュアルへの第2種LTEデュアルの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日											
4 特定データ通信定額制（V）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日											
5 特定データ通信定額制（V）の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日											
カ 特定データ通信定額制（V）の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時にを行う場合に限り、特定データ通信定額制（V）の適用の廃止を申し出ることができます。												
キ 当社は、特定データ通信定額制（V）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制（V）を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制（V）の適用を廃止します。 (ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。												

- (イ) LTE契約の解除があったとき。
- (ウ) 第1種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

ク キの規定により、特定データ通信定額制（V）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制（V）の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信定額制（V）の適用
1 2から4以外により特定データ通信定額制（V）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制（V）の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制（V）の適用の対象とします。
3 第1種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制（V）の適用の対象とします。
4 特定データ通信定額制（V）を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制（V）の適用の対象とします。

ケ 特定データ通信定額制（V）を選択した契約者は、サに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

コ オの表の規定により特定データ通信定額制（V）の適用を開始した場合又はクの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3若しくは区分4の規定により特定データ通信定額制の適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、オの表の規定により特定データ通信定額制（V）の

		適用を開始した場合は、その適用を開始した日)
	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、クの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制（V）を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）
(3)の3 特定のデータ通信への定額制の適用Ⅱ (データ定額)	サ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。 この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 シ アからサの規定にかかわらず、特定データ通信定額制（V）の適用を新たに申し込むことはできません。	
	ア 当社は、LTE契約者からの申込みにより、そのLTEサービス（第1種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（サの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信定額制Ⅱ」といいます。）を行います。 この場合において、特定データ通信定額制Ⅱには次表に定める種類があり、LTE契約者は、そのいずれかを選択していただきます。	1 契約ごとに月額

種類	定額料
	税抜額(税込額)
データ定額1	2,900円(3,190円)
データ定額2	3,500円(3,850円)
データ定額3	4,200円(4,620円)
データ定額5	5,000円(5,500円)
データ定額8	6,700円(7,370円)
データ定額10	8,000円(8,800円)
データ定額13	9,800円(10,780円)
データ定額20	6,000円(6,600円)
データ定額30	8,000円(8,800円)

イ 特定データ通信定額制Ⅱは、第1種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といいます。）に限り、選択す

ることができます。

ただし、データ定額1は、スーパーカケホの契約者回線、データ定額2は、カケホの契約者回線に限り、選択することができます。

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーI	カケホ、スーパーカケホ

ウ 削除

エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 特定データ通信定額制Ⅱの適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅱの適用の開始
1 特定データ通信定額制Ⅱの申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信定額制Ⅱの申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信定額制Ⅱの申込みが、第1種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 特定データ通信定額制Ⅱの申込みが、対象プランホへの基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のものを除きます。)に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信定額制Ⅱの申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日

カ LTE契約者は、特定データ通信定額制Ⅱの種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制Ⅱの取扱いについては、次表のとおりとします。

ただし、基本使用料の料金種別がカケホの契約者回線のLTE契約者は、データ定額1への変更、スーパーカケホの契約者回線のLTE契約者は、データ定額2への変更を請求することはできません。

区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅱの適用
(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱを適用します。
(イ) 端末設備の変更	その請求があった日からのデータ通信

	に係る請求と同時に 行われたものである 場合	について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱを適用します。										
	キ 特定データ通信定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信定額制Ⅱの適用の廃止を申し出ることができます。											
	ク 当社は、特定データ通信定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Ⅱを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Ⅱを廃止します。											
	(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。											
	(イ) LTE契約の解除があったとき。											
	(ウ) 第2種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。											
	(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。											
	ケ クの規定により、特定データ通信定額制Ⅱの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。											
	この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅱの適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>特定データ通信定額制Ⅱの適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅱの適用を廃止したとき。</td><td>その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。</td><td>その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</td><td>そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>4 特定データ通信定額制Ⅱを廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。</td><td>その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とします。</td></tr> </tbody> </table>		区分	特定データ通信定額制Ⅱの適用	1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅱの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とします。	2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とします。	3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とします。	4 特定データ通信定額制Ⅱを廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とします。
区分	特定データ通信定額制Ⅱの適用											
1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅱの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とします。											
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とします。											
3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とします。											
4 特定データ通信定額制Ⅱを廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とします。											
	コ 特定データ通信定額制Ⅱを選択した契約者は、シに規定する											

	<p>場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。</p> <p>サ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。</p> <p>(ア) オの表の規定により特定データ通信定額制Ⅱの適用を開始したとき。</p> <p>(イ) カの規定により特定データ通信定額制Ⅱの種類を変更したとき。</p> <p>(ウ) ケの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制Ⅱの適用を廃止したとき。</p> <p>(エ) 特定データ通信定額制Ⅱの適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>起算日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td><td>その料金月の初日（その料金月において、サの（ア）、（イ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅱの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅱの適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）</td></tr> <tr> <td>適用終了日</td><td>その料金月の末日（その料金月において、サの（イ）、（ウ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅱの適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）</td></tr> </tbody> </table>	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、サの（ア）、（イ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅱの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅱの適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、サの（イ）、（ウ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅱの適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）
区分	起算日						
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、サの（ア）、（イ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅱの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅱの適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）						
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、サの（イ）、（ウ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅱの適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）						
	<p>シ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>ス アからシの規定にかかわらず、特定データ通信定額制Ⅱの適用の申込み又はその種類の変更を請求することはできません。</p>						
(3)の4 特定のデータ通信への定額制の適用Ⅱ (V) (データ定額 (V))	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申込みにより、そのLTEサービス（第2種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（KDDI株式会社が提供するローミングに係るもの）を含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（サの規定により定額料を日</p>						

割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)を適用する取扱い(以下「特定データ通信定額制Ⅱ(V)」といいます。)を行います。

この場合において、特定データ通信定額制Ⅱ(V)には次表に定める種類があり、LTE契約者は、そのいずれかを選択していただきます。

1 契約ごとに月額

種類	定額料
	税抜額(税込額)
データ定額1 (V)	2,900円(3,190円)
データ定額2 (V)	3,500円(3,850円)
データ定額3 (V)	4,200円(4,620円)
データ定額5 (V)	5,000円(5,500円)
データ定額8 (V)	6,700円(7,370円)
データ定額10 (V)	8,000円(8,800円)
データ定額13 (V)	9,800円(10,780円)
データ定額20 (V)	6,000円(6,600円)
データ定額30 (V)	8,000円(8,800円)

イ 特定データ通信定額制Ⅱ(V)は、第2種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの(以下この欄において「対象プラン」といいます。)に限り、選択することができます。

ただし、データ定額1(V)は、スーパー カケホ(V)の契約者回線、データ定額2(V)は、カケホ(V)の契約者回線、データ定額3(V)は、カケホ(V)又はスーパー カケホ(V)の契約者回線に限り、選択することができます。

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーI	カケホ(V)、スーパー カケホ(V)、スーパー カケホ(V・a)

ウ 削除

エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 特定データ通信定額制Ⅱ(V)の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅱ(V)の適用の開始
1 特定データ通信定額制Ⅱ(V)の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信定額制Ⅱ(V)の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたと	そのLTEサービスの再利用を開始した日

	<p>き。</p> <p>3 特定データ通信定額制Ⅱ（V）の申込みが、第2種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。</p> <p>4 特定データ通信定額制Ⅱ（V）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものを除きます。）に係る請求と同時に行われたとき。</p> <p>5 特定データ通信定額制Ⅱ（V）の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。</p>	<p>その変更後のLTEサービスの提供を開始した日</p> <p>料金種別の変更があつた日</p> <p>その申込みを当社が承諾した日</p>						
<p>カ LTE契約者は、特定データ通信定額制Ⅱ（V）の種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（V）の取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>ただし、基本使用料の料金種別がカケホ（V）の契約者回線のLTE契約者は、データ定額1（V）への変更、スーパー カケホ（V）の契約者回線のLTE契約者は、データ定額2（V）への変更、スーパー カケホ（V・a）の契約者回線のLTE契約者は、データ定額1（V）、データ定額2（V）及びデータ定額3（V）への変更を請求することはできません。</p>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（V）の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) (イ)以外の場合</td><td>その請求があつた日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（V）を適用します。</td></tr> <tr> <td>(イ) 端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものである場合</td><td>その請求があつた日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（V）を適用します。</td></tr> </tbody> </table>	区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（V）の適用	(ア) (イ)以外の場合	その請求があつた日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（V）を適用します。	(イ) 端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものである場合	その請求があつた日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（V）を適用します。	
区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（V）の適用							
(ア) (イ)以外の場合	その請求があつた日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（V）を適用します。							
(イ) 端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものである場合	その請求があつた日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（V）を適用します。							
<p>キ 特定データ通信定額制Ⅱ（V）の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に使う場合に限り、特定データ通信定額制Ⅱ（V）の適用の廃止を申し出ることができます。</p> <p>ク 当社は、特定データ通信定額制Ⅱ（V）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Ⅱ（V）を廃止する申出があつた場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Ⅱ（V）を廃止します。</p> <p>(ア) LTEサービスの利用の一時休止があつたとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行つたときを除きます。）。</p>								

- (イ) LTE契約の解除があったとき。
- (ウ) 第1種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

ケ クの規定により、特定データ通信定額制Ⅱ（V）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（V）の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅱ（V）の適用
1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅱ（V）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（V）の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（V）の適用の対象とします。
3 第1種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（V）の適用の対象とします。
4 特定データ通信定額制Ⅱ（V）を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（V）の適用の対象とします。

コ 特定データ通信定額制Ⅱ（V）を選択した契約者は、シに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

サ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。

(ア) オの表の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（V）の適用を開始したとき。

(イ) カの規定により特定データ通信定額制Ⅱ（V）の種類を変更したとき。

	<p>(ウ) ケの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制II（V）の適用を廃止したとき。</p> <p>(エ) 特定データ通信定額制II（V）の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>起算日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td><td>その料金月の初日（その料金月において、サの（ア）、（イ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制II（V）の適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制II（V）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）</td></tr> <tr> <td>適用終了日</td><td>その料金月の末日（その料金月において、サの（イ）、（ウ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制II（V）の適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）</td></tr> </tbody> </table>	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、サの（ア）、（イ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制II（V）の適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制II（V）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、サの（イ）、（ウ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制II（V）の適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）
区分	起算日						
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、サの（ア）、（イ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制II（V）の適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制II（V）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）						
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、サの（イ）、（ウ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制II（V）の適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）						
	<p>シ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>ス アからシの規定にかかわらず、特定データ通信定額制II（V）の適用の申込み又はその種類の変更を請求することはできません。</p>						
(3)の5 特定のデータ通信への定額制の適用II (ケータイ/V-i) (データ定額 (ケータイ/V))							
<p>ア 当社は、LTE契約者からの申込みにより、そのLTEサービス（第1種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（KDDI株式会社が提供するローミングに係るものも含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（サの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信定額制II（ケータイ/V-i）」といいます。）を行います。</p> <p>この場合において、特定データ通信定額制II（ケータイ/V-i）には次表に定める種類があり、LTE契約者は、そのいずれかを選択していただきます。</p>							
1 契約ごとに月額							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>定額料</th></tr> </thead> </table>		種類	定額料				
種類	定額料						

		税抜額(税込額)
データ定額1（ケータイ／V）	2,900円(3,190円)	
データ定額2（ケータイ／V）	3,500円(3,850円)	
データ定額3（ケータイ／V）	4,200円(4,620円)	
データ定額5（ケータイ／V）	5,000円(5,500円)	
イ 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）は、第1種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」とい、特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V - i）の適用を受けている契約者回線を除きます。）に限り、選択することができます（対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものを除きます。）に係る請求と同様に適用されます）。		
ただし、データ定額1（ケータイ／V）は、スーパーカケホ（ケータイ／V）の契約者回線、データ定額2（ケータイ／V）は、カケホ（ケータイ／V）の契約者回線に限り、選択することができます。		
	基本使用料の料金種別	
ウ 削除	カケホ（ケータイ／V）、スーパーカケホ（ケータイ／V）	
エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。		
オ 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。		
ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。		
区分	特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の適用の開始	
1 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日	
2 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日	
3 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の申込みが、第1種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日	
4 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものを除きます。）に係る請求と同様に適用されます。	料金種別の変更があった日	

	<p>時に行われたとき。</p> <p>5 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。</p>	その申込みを当社が承諾した日
カ LTE契約者は、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の取扱いについては、次表のとおりとします。		
ただし、基本使用料の料金種別がカケホ（ケータイ／V）の契約者回線のLTE契約者は、データ定額1（ケータイ／V）への変更、スーパー カケホ（ケータイ／V）の契約者回線のLTE契約者は、データ定額2（ケータイ／V）への変更を請求することはできません。		
	区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の適用
(ア) (イ)以外の場合		その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）を適用します。
(イ) 端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものである場合		その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）を適用します。
キ 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の適用の廃止を申し出ることができます。		
ク 当社は、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）を廃止します。		
(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。		
(イ) LTE契約の解除があったとき。		
(ウ) 第2種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。		
(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。		
(オ) 特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V-i）の適用の申込みがあったとき。		
ケ クの規定により、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。		

	<p>この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。</p>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の適用を廃止したとき。</td><td>その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。</td><td>その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</td><td>そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>4 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）を廃止する申出又は特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。</td><td>その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の適用の対象とします。</td></tr> </tbody> </table>	区分	特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の適用	1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の適用の対象とします。	2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の適用の対象とします。	3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の適用の対象とします。	4 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）を廃止する申出又は特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の適用の対象とします。
区分	特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の適用										
1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の適用の対象とします。										
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の適用の対象とします。										
3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の適用の対象とします。										
4 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）を廃止する申出又は特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の適用の対象とします。										
	<p>コ 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）を選択した契約者は、シに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。</p>										
	<p>サ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。</p> <p>(ア) オの表の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の適用を開始したとき。</p> <p>(イ) カの規定により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の種類を変更したとき。</p> <p>(ウ) ケの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3若しくは区分4の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）の適用</p>										

	<p>を廃止したとき。</p> <p>(エ) 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>起算日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td><td>その料金月の初日（その料金月において、サの(ア)、(イ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）</td></tr> <tr> <td>適用終了日</td><td>その料金月の末日（その料金月において、サの(イ)、(ウ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）</td></tr> </tbody> </table>	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、サの(ア)、(イ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、サの(イ)、(ウ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）
区分	起算日						
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、サの(ア)、(イ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）						
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、サの(イ)、(ウ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）						
	<p>シ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>ス シまでの規定にかかわらず、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の適用を新たに申込むこと又はその種類の変更を請求することはできません。</p>						
(3)の6 特定のデータ通信への定額制の適用Ⅱ（ケータイ／V - ii） (データ定額（ケータイ／V）)	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申込みにより、そのLTEサービス（第2種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（KDDI株式会社が提供するローミングに係るものも含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（サの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）」といいます。）を行います。</p> <p>この場合において、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）には次表に定める種類があり、LTE契約者は、そのいずれかを選択していただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">1 契約ごとに月額</th></tr> <tr> <th>種類</th><th>定額料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>税抜額(税込額)</td></tr> </tbody> </table>	1 契約ごとに月額		種類	定額料		税抜額(税込額)
1 契約ごとに月額							
種類	定額料						
	税抜額(税込額)						

データ定額1（ケータイ／V）	2,900円(3,190円)
データ定額2（ケータイ／V）	3,500円(3,850円)
データ定額3（ケータイ／V）	4,200円(4,620円)
データ定額5（ケータイ／V）	5,000円(5,500円)
データ定額8（ケータイ／V）	6,700円(7,370円)
データ定額10（ケータイ／V）	8,000円(8,800円)
データ定額13（ケータイ／V）	9,800円(10,780円)

イ 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）は、第2種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」とい、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）又は特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V - ii）の適用を受けている契約者回線を除きます。）に限り、選択することができます。

ただし、データ定額1（ケータイ／V）は、スーパーカケホ（ケータイ／V）の契約者回線、データ定額2（ケータイ／V）は、カケホ（ケータイ／V）の契約者回線に限り、選択することができます。

基本使用料の料金種別
カケホ（ケータイ／V）、スーパーカケホ（ケータイ／V）

ウ 削除

エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用の開始
1 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の申込みが、第2種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の申込みが、対象プランへの基	料金種別の変更があった日

	<p>本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものを除きます。）に係る請求と同時に行われたとき。</p> <p>5 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の申込みが、端末設備の変更に係る請求購入と同時に行われたとき。</p>	
	<p>カ LTE 契約者は、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>ただし、基本使用料の料金種別がカケホ（ケータイ／V）の契約者回線のLTE契約者は、データ定額1（ケータイ／V）への変更、スーパー カケホ（ケータイ／V）の契約者回線のLTE契約者は、データ定額2（ケータイ／V）への変更を請求することはできません。</p>	<p>その申込みを当社が承諾した日</p>
<p>キ 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に使う場合に限り、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用の廃止を申し出ることができます。</p> <p>ク 当社は、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）を廃止します。</p> <p>(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。</p> <p>(イ) LTE契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 第1種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</p> <p>(オ) 特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V - ii）の適用の申込みがあったとき。</p> <p>ケ クの規定により、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用を受ける場合に限り、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用の廃止を申し出ることができます。</p>		

	<p>ii) の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。</p>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用を廃止したとき。</td><td>その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。</td><td>その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>3 第1種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</td><td>そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>4 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）を廃止する申出又は特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。</td><td>その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。</td></tr> </tbody> </table>	区分	特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用	1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。	2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。	3 第1種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。	4 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）を廃止する申出又は特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。
区分	特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用										
1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。										
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。										
3 第1種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。										
4 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）を廃止する申出又は特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。										
	<p>コ 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）を選択した契約者は、シに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。</p> <p>サ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。</p> <p>(ア) オの表の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用を開始したとき。</p> <p>(イ) カの規定により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の種類を変更したとき。</p> <p>(ウ) ケの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るも</p>										

	<p>のに限ります。)に限ります。)、区分3若しくは区分4の規定により特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用を廃止したとき。</p> <p>(エ) 特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のものに限ります。)があったとき。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>起算日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td><td>その料金月の初日(その料金月において、サの(ア)、(イ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)</td></tr> <tr> <td>適用終了日</td><td>その料金月の末日(その料金月において、サの(イ)、(ウ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)</td></tr> </tbody> </table> <p>シ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>ス シまでの規定にかかわらず、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用を新たに申込むこと又はその種類の変更を請求することはできません。</p>	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、サの(ア)、(イ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)	適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、サの(イ)、(ウ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)
区分	起算日						
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、サの(ア)、(イ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)						
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、サの(イ)、(ウ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)						
(3)の7 特定のデータ通信への2段階定額制の適用 (LTEダブル定額)	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申出により、(ア)に定める定額料を支払った場合に、そのLTEサービス(第1種LTEデュアルに限ります。)の契約者回線との間のデータ通信(KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。)について、2(料金額)の規定に代えて、(イ)に定める適用額により算定した額(以下この欄において「算定額」といいます。)から、(ア)に定める控除可能額(ケの規定により控除可能額を日割りした場合は、その額とし、算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。)を差し引いた額(その額が(ア)に定める上限定額料(ケの規定により上限定額料を日割りした場合は、その額とします。)以上となる場合は、上限定額料をその額とします。)を</p>						

適用する取扱い（以下「特定データ通信2段階定額制」を行います。）

（ア） 定額料、控除可能額及び上限定額料

1 契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額(税込額)
定額料	500 円(550 円)
控除可能額	205 円(225.5 円)
上限定額料	3,700 円(4,070 円)

（イ） 適用額

1 課金対象データごとに

区分	料金額
	税抜額(税込額)
適用額	0.02 円(0.022 円)

イ 特定データ通信2段階定額制は、第1種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といいます。）に限り、選択することができます。

基本使用料の料金種別
LTEプランS

ウ 削除

エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 特定データ通信2段階定額制の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信2段階定額制の適用の開始
1 特定データ通信2段階定額制の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信2段階定額制の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信2段階定額制の申込みが、第1種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 特定データ通信2段階定額制の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日

	<p>5 特定データ通信2段階定額制の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。</p>	その申込みを当社が承諾した日										
	<p>力 当社は、特定データ通信2段階定額制の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信2段階定額制を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信2段階定額制の適用を廃止します。</p> <p>(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。</p> <p>(イ) LTE契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 第2種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</p>											
	<p>キ 力の規定により、特定データ通信2段階定額制の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信2段階定額制の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。</p>											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>特定データ通信2段階定額制の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2から4以外により特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。</td><td>その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。</td><td>その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</td><td>そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>4 特定データ通信2段階定額制を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。</td><td>その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制の適用の対象とします。</td></tr> </tbody> </table>		区分	特定データ通信2段階定額制の適用	1 2から4以外により特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制の適用の対象とします。	2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制の適用の対象とします。	3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制の適用の対象とします。	4 特定データ通信2段階定額制を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制の適用の対象とします。
区分	特定データ通信2段階定額制の適用											
1 2から4以外により特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制の適用の対象とします。											
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制の適用の対象とします。											
3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制の適用の対象とします。											
4 特定データ通信2段階定額制を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制の適用の対象とします。											
	<p>ク 特定データ通信2段階定額制を選択した契約者は、サに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料及び上限定額料の支払いを要します。</p> <p>ケ オの表の規定により特定データ通信2段階定額制の適用を開</p>											

	<p>始した場合又はキの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3若しくは区分4の規定により特定データ通信2段階定額制の適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料、控除可能額及び上限定額料の日割りを行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>起算日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td><td>その料金月の初日（その料金月において、オの表の規定により特定データ通信2段階定額制の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）</td></tr> <tr> <td>適用終了日</td><td>その料金月の末日（その料金月において、キの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3又は区分4の規定により特定データ通信2段階定額制を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）</td></tr> </tbody> </table> <p>コ 控除可能額の日割り計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>サ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>シ サまでの規定にかかわらず、特定データ通信2段階定額制の適用を新たに申込むことはできません。</p> <p>ス サまでの規定にかかわらず、特定データ通信2段階定額制の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に使う場合に限り、特定データ通信2段階定額制の適用の廃止を申し出ることができます。</p>	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、オの表の規定により特定データ通信2段階定額制の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、キの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3又は区分4の規定により特定データ通信2段階定額制を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）
区分	起算日						
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、オの表の規定により特定データ通信2段階定額制の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）						
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、キの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3又は区分4の規定により特定データ通信2段階定額制を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）						
(3)の8 特定のデータ通信への2段階定額制の適用（ケータイ／V-i）（ダブル定額（ケータイ／V））	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申出により、（ア）に定める定額料を支払った場合に、そのLTEサービス（第1種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、2（料金額）の規定に代えて、（イ）に定める適用額により算定した額（以下この欄において「算定額」といいます。）から、（ア）に定める控除可能額（ケの規定により控除可能額を日割りした場合は、その額とし、算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。）を差し引いた額（その額が（ア）に定める上限定額</p>						

料（ケの規定により上限定額料を日割りした場合は、その額とします。）以上となる場合は、上限定額料をその額とします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）」を行います。

（ア） 定額料、控除可能額及び上限定額料

1 契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額(税込額)
定額料	500 円(550 円)
控除可能額	205 円(225.5 円)
上限定額料	3,700 円(4,070 円)

（イ） 適用額

1 課金対象データごとに

区分	料金額
	税抜額(税込額)
適用額	0.02 円(0.022 円)

イ 特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）は、第1種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といいます。）に限り、選択することができます。

基本使用料の料金種別
VKプランM、VKプランS、VKプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）

ウ 削除

エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）の適用の開始
1 特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）の申込みが、第1種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日

	<p>更に係る請求と同時に行われたとき。</p> <p>4 特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき。</p> <p>5 特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。</p>	<p>料金種別の変更があった日</p>								
	<p>力 当社は、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）の適用を廃止します。</p> <p>(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。</p> <p>(イ) LTE契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 第2種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</p>	<p>その申込みを当社が承諾した日</p>								
キ	力の規定により、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。									
	この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2から4以外により特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）の適用を廃止したとき。</td><td>その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。</td><td>その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への</td><td>そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通</td></tr> </tbody> </table>		区分	特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）の適用	1 2から4以外により特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）の適用の対象とします。	2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）の適用の対象とします。	3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通
区分	特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）の適用									
1 2から4以外により特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）の適用の対象とします。									
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）の適用の対象とします。									
3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通									

	<p>料金種別の変更があったとき。</p> <p>4 特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。</p>	<p>信2段階定額制（ケータイ／V-i）の適用の対象とします。</p> <p>その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）の適用の対象とします。</p>						
	<p>ク 特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）を選択した契約者は、サに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料及び上限定額料の支払いを要します。</p> <p>ケ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料、控除可能額及び上限定額料の日割りを行います。</p> <p>(ア) オの表の規定により特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）の適用を開始したとき。</p> <p>(イ) キの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3若しくは区分4の規定により特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）の適用を廃止したとき。</p> <p>(ウ) 特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。</p>							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>起算日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td><td>その料金月の初日（その料金月において、ケの（ア）又は（ウ）に該当することとなったときは、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）</td></tr> <tr> <td>適用終了日</td><td>その料金月の末日（その料金月において、ケの（イ）又は（ウ）に該当することとなったときは、キの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）</td></tr> </tbody> </table>	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、ケの（ア）又は（ウ）に該当することとなったときは、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、ケの（イ）又は（ウ）に該当することとなったときは、キの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）	
区分	起算日							
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、ケの（ア）又は（ウ）に該当することとなったときは、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-i）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）							
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、ケの（イ）又は（ウ）に該当することとなったときは、キの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）							
	<p>コ 控除可能額の日割り計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>サ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p>							

	<p>シ サまでの規定にかかわらず、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - i）の適用を新たに申込むことはできません。</p> <p>ス サまでの規定にかかわらず、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - i）の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に使う場合に限り、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - i）の適用の廃止を申し出ることができます。</p>																				
(3)の9 特定のデータ通信への2段階定額制の適用（ケータイ／V - ii） (ダブル定額（ケータイ／V）)	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申出により、(ア)に定める定額料を支払った場合に、そのLTEサービス（第2種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、2（料金額）の規定に代えて、(イ)に定める適用額により算定した額（以下この欄において「算定額」といいます。）から、(ア)に定める控除可能額（コの規定により控除可能額を日割りした場合は、その額とし、算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。）を差し引いた額（その額が(ア)に定める上限定額料（コの規定により上限定額料を日割りした場合は、その額とします。）以上となる場合は、上限定額料をその額とします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）」を行います。</p> <p>(ア) 定額料、控除可能額及び上限定額料</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">1 契約ごとに月額</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th>税抜額（税込額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額料</td> <td>500 円 (550 円)</td> </tr> <tr> <td>控除可能額</td> <td>205 円 (225.5 円)</td> </tr> <tr> <td>上限定額料</td> <td>3,700 円 (4,070 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 適用額</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">1 課金対象データごとに</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th>税抜額（税込額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>0.02 円 (0.022 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）は、第2種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といいます。）に限り、選択することができます。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>VKプランM、VKプランS、VKプラン、オフィスケータイプラン（VK）</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 削除</p> <p>エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>オ 特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用の</p>	1 契約ごとに月額		区分	料金額	税抜額（税込額）	定額料	500 円 (550 円)	控除可能額	205 円 (225.5 円)	上限定額料	3,700 円 (4,070 円)	1 課金対象データごとに		区分	料金額	税抜額（税込額）	適用額	0.02 円 (0.022 円)	基本使用料の料金種別	VKプランM、VKプランS、VKプラン、オフィスケータイプラン（VK）
1 契約ごとに月額																					
区分	料金額																				
	税抜額（税込額）																				
定額料	500 円 (550 円)																				
控除可能額	205 円 (225.5 円)																				
上限定額料	3,700 円 (4,070 円)																				
1 課金対象データごとに																					
区分	料金額																				
	税抜額（税込額）																				
適用額	0.02 円 (0.022 円)																				
基本使用料の料金種別																					
VKプランM、VKプランS、VKプラン、オフィスケータイプラン（VK）																					

	<p>開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用の開始</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。</td><td>そのLTEサービスの提供を開始した日</td></tr> <tr> <td>2 特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。</td><td>そのLTEサービスの再利用を開始した日</td></tr> <tr> <td>3 特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の申込みが、第2種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。</td><td>その変更後のLTEサービスの提供を開始した日</td></tr> <tr> <td>4 特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき。</td><td>料金種別の変更があった日</td></tr> <tr> <td>5 特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。</td><td>その申込みを当社が承諾した日</td></tr> </tbody> </table>	区分	特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用の開始	1 特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日	2 特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日	3 特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の申込みが、第2種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日	4 特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日	5 特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
区分	特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用の開始												
1 特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日												
2 特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日												
3 特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の申込みが、第2種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日												
4 特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日												
5 特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日												
カ	特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用を受けている契約者回線（基本使用料の料金種別がカケホ（ケータイ／V）のものに限ります。）の契約者は、カケホ（ケータイ／V）以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に使う場合に限り、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用の廃止を申し出ることができます。												
キ	<p>当社は、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用を廃止します。</p> <p>(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。</p> <p>(イ) LTE契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 第1種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p>												

	<p>(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</p> <p>(オ) 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）又は特定データ通信2段階定額制乙（ケータイ／V - ii）の適用の申込みがあったとき。</p> <p>ク キの規定により、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。</p>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2から4以外により特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用を廃止したとき。</td><td>その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>2 LTEサービスの利用の一時休止又LTE契約の解除があったとき。</td><td>その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>3 第1種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</td><td>そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>4 特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）を廃止する申出又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）若しくは特定データ通信2段階定額制乙（ケータイ／V - ii）の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。</td><td>その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。</td></tr> </tbody> </table>	区分	特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用	1 2から4以外により特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。	2 LTEサービスの利用の一時休止又LTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。	3 第1種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。	4 特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）を廃止する申出又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）若しくは特定データ通信2段階定額制乙（ケータイ／V - ii）の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。
区分	特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用										
1 2から4以外により特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。										
2 LTEサービスの利用の一時休止又LTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。										
3 第1種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。										
4 特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）を廃止する申出又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）若しくは特定データ通信2段階定額制乙（ケータイ／V - ii）の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。										
	<p>ケ 特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）を選択した契約者は、シに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料及び上限定額料の支払いを要します。</p>										

	<p>コ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料、控除可能額及び上限定額料の日割りを行います。</p> <p>(ア) オの表の規定により特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用を開始したとき。</p> <p>(イ) クの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3若しくは区分4の規定により特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用を廃止したとき。</p> <p>(ウ) 特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更（カケホ（ケータイ／V）からオフィスケータイプラン（VK）への変更を除く、対象プランの間のものに限ります。）があったとき。</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>起算日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td><td>その料金月の初日（その料金月において、コの（ア）又は（ウ）に該当することとなったときは、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）</td></tr> <tr> <td>適用終了日</td><td>その料金月の末日（その料金月において、コの（イ）又は（ウ）に該当することとなったときは、は、クの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）</td></tr> </tbody> </table>	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、コの（ア）又は（ウ）に該当することとなったときは、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、コの（イ）又は（ウ）に該当することとなったときは、は、クの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）
区分	起算日						
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、コの（ア）又は（ウ）に該当することとなったときは、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）						
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、コの（イ）又は（ウ）に該当することとなったときは、は、クの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）						
	<p>サ 控除可能額の日割り計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>シ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>ス シまでの規定にかかわらず、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用を新たに申込むことはできません。</p> <p>セ シまでの規定にかかわらず、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用を受けていた契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に使う場合に限り、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用の廃止を申し出ることができます。</p>						
(3)の10 特定のデータ通信への2段階定額制の適	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申出により、そのLTEサービス（第1種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（KDDI株式会社が提供するローミングに係るも</p>						

<p>用 Z (ケータイ／V - i) (ダブル定額 Z (ケータイ／V))</p>	<p>のを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。)について、2 (料金額) の規定に代えて、(イ)に定める適用額により算定した額 (以下この欄において「算定額」といいます。)から、(ア)に定める控除可能額 (コの規定により控除可能額を日割りした場合は、その額とし、算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。)を差し引いた額 (その額が(ア)に定める上限定額料 (コの規定により上限定額料を日割りした場合は、その額とします。)以上となる場合は、上限定額料をその額とします。)を適用する取扱い (以下「特定データ通信 2 段階定額制 Z (ケータイ／V - i)」を行います。</p> <p>(ア) 控除可能額及び上限定額料</p>
	1 契約ごとに月額
区分	料金額 税抜額(税込額)
控除可能額	15 円(16.5 円)
上限定額料	4,200 円(4,620 円)
	(イ) 適用額
	1 課金対象データごとに
区分	料金額 税抜額(税込額)
適用額	0.03 円(0.033 円)
	イ 特定データ通信 2 段階定額制 Z (ケータイ／V - i) は、第 1 種 L T E デュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの (以下この欄において「対象プラン」といい、特定データ通信定額制 II (ケータイ／V - i) の適用を受けているものを除きます。)に限り、選択することができます。
	基本使用料の料金種別
	カケホ (ケータイ／V) 、スーパー カケホ (ケータイ／V)
	ウ 削除
	エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。
	オ 特定データ通信 2 段階定額制 Z (ケータイ／V - i) の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。
	ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。
区分	特定データ通信 2 段階定額制 Z (ケータイ／V - i) の適用の開始
1 特定データ通信 2 段階定額制 Z (ケータイ／V - i) の申込みが、その契約者回線に係る L T E 契約の申込みと同時に行われたとき。	その L T E サービスの提供を開始した日

	2 特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V-i）の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
	3 特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V-i）の申込みが、第1種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
	4 特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V-i）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものを除きます。）に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
	5 特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V-i）の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
カ 特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V-i）の適用を受けている契約者回線の契約者は、カケホ（ケータイ／V）又はスーパーカケホ（ケータイ／V）以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に使う場合に限り、特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V-i）の適用の廃止を申し出ることができます。		
キ 当社は、特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V-i）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V-i）を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V-i）を廃止します。		
(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。		
(イ) LTE契約の解除があったとき。		
(ウ) 第2種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。		
(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。		
(オ) 特定データ通信定額制II（ケータイ／V-i）の適用の申込みがあったとき。		
ク キの規定により、特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V-i）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。		
この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V-i）の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。		

	区分	特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V-i）の適用
1	2から4以外により特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V-i）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V-i）の適用の対象とします。
2	LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V-i）の適用の対象とします。
3	第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V-i）の適用の対象とします。
4	特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V-i）を廃止する申出又は特定データ通信定額制II（ケータイ／V-i）の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V-i）の適用の対象とします。
ケ 特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V-i）を選択した契約者は、1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する上限定額料の支払いを要します。		
コ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する、控除可能額及び上限定額料の日割りを行います。		
(ア) オの表の規定により特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V-i）の適用を開始したとき。		
(イ) クの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3若しくは区分4の規定により特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V-i）の適用を廃止したとき。		
(ウ) 特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V-i）の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。		
	区分	起算日

	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、コの（ア）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V-i）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）																
	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、コの（イ）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれクの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）																
サ 指除可能額の日割り計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。																		
シ サまでの規定にかかわらず、特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V-i）の適用を新たに申込むことはできません。																		
(3)の11 特定のデータ通信への2段階定額制の適用Z（ケータイ／V-ii） (ダブル定額Z（ケータイ／V))	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申出により、そのLTEサービス（第2種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、2（料金額）の規定に代えて、（イ）に定める適用額により算定した額（以下この欄において「算定額」といいます。）から、（ア）に定める指除可能額（コの規定により指除可能額を日割りした場合は、その額とし、算定額が指除可能額に満たない場合は、算定額とします。）を差し引いた額（その額が（ア）に定める上限額料（コの規定により上限額料を日割りした場合は、その額とします。）以上となる場合は、上限額料をその額とします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V-ii）」を行います。</p> <p>（ア） 指除可能額及び上限額料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">1 契約ごとに月額</th></tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center; width: 30%;">区分</th> <th style="text-align: center;">料金額</th></tr> <tr> <th style="text-align: center;">税抜額（税込額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">控除可能額</td> <td style="text-align: center;">15円(16.5円)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">上限額料</td> <td style="text-align: center;">4,200円(4,620円)</td></tr> </tbody> </table> <p>（イ） 適用額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">1 課金対象データごとに</th></tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center; width: 30%;">区分</th> <th style="text-align: center;">料金額</th></tr> <tr> <th style="text-align: center;">税抜額（税込額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">適用額</td> <td style="text-align: center;">0.03円(0.033円)</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V-ii）は、第2種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といい、特定データ通信定額制II（ケータイ／V-ii）又は特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V-ii）の適用を受け</p>		1 契約ごとに月額		区分	料金額	税抜額（税込額）	控除可能額	15円(16.5円)	上限額料	4,200円(4,620円)	1 課金対象データごとに		区分	料金額	税抜額（税込額）	適用額	0.03円(0.033円)
1 契約ごとに月額																		
区分	料金額																	
	税抜額（税込額）																	
控除可能額	15円(16.5円)																	
上限額料	4,200円(4,620円)																	
1 課金対象データごとに																		
区分	料金額																	
	税抜額（税込額）																	
適用額	0.03円(0.033円)																	

ているものを除きます。)に限り、選択することができます。

基本使用料の料金種別

カケホ(ケータイ/V)、スーパー カケホ(ケータイ/V)

ウ 削除

エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V - ii)の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V - ii)の適用の開始
1 特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V - ii)の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V - ii)の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V - ii)の申込みが、第2種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V - ii)の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のものを除きます。)に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V - ii)の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日

カ 特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V - ii)の適用を受けている契約者回線の契約者は、カケホ(ケータイ/V)又はスーパー カケホ(ケータイ/V)以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V - ii)の適用の廃止を申し出ることができます。

キ 当社は、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V - ii)の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V - ii)を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V - ii)を廃止しま

	<p>す。</p> <p>(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。</p> <p>(イ) LTE契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 第1種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</p> <p>(オ) 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用の申込みがあったとき。</p> <p>ク キの規定により、特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V - ii）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V - ii）の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。</p>
区分	特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V - ii）の適用
1 2から4以外により特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V - ii）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。
3 第1種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。
4 特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V - ii）を廃止する申出又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われ	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。

	<p>たとき。</p> <p>ケ 特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V - ii）を選択した契約者は、1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する上限定額料の支払いを要します。</p> <p>コ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する、控除可能額及び上限定額料の日割りを行います。</p> <p>(ア) オの表の規定により特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V - ii）の適用を開始したとき。</p> <p>(イ) クの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3若しくは区分4の規定により特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V - ii）の適用を廃止したとき。</p> <p>(ウ) 特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V - ii）の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>起算日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td><td>その料金月の初日（その料金月において、コの(ア)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V - ii）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）</td></tr> <tr> <td>適用終了日</td><td>その料金月の末日（その料金月において、コの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれクの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）</td></tr> </tbody> </table>	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、コの(ア)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V - ii）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、コの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれクの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）
区分	起算日						
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、コの(ア)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V - ii）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）						
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、コの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれクの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）						
(3)の12 特定のデータ通信への段階定額制の適用 (auピタットプラン)	<p>サ 控除可能額の日割り計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>シ サまでの規定にかかわらず、特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V - ii）の適用を新たに申込むことはできません。</p> <p>ア 当社は、LTE契約者からの申出により、そのLTEサービス（第1種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（KDDI株式会社が提供するローミングに係るもの及び海外定額対象回線に係る海外定額対象利用を含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄、(3)の13、(3)の18、(5)、(6)、(6)の2及び(6)の3において同じとします。）について、基本使用料の料金種別ごとに、そのデータ通信に係る1料金月の課金対象データの総情報量（以下「累計課金対象データ量」といいます。）に応じて、次表に規定する定額料（スの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信段階定額</p>						

制」といいます。)を行います。

1 契約ごとに月額

区分	累計課金対象データ量	定額料
		税抜額(税込額)
区分 1	1,073,741,824 バイト (1 ギガバイト) 以下の場合	1,700 円 (1,870 円)
区分 2	1,073,741,824 バイト (1 ギガバイト) を超え 2,147,483,648 バイト (2 ギガバイト) 以下の場合	2,700 円 (2,970 円)
区分 3	2,147,483,648 バイト (2 ギガバイト) を超え 3,221,225,472 バイト (3 ギガバイト) 以下の場合	3,700 円 (4,070 円)
区分 4	3,221,225,472 バイト (3 ギガバイト) を超え 5,368,709,120 バイト (5 ギガバイト) 以下の場合	4,700 円 (5,170 円)
区分 5	5,368,709,120 バイト (5 ギガバイト) を超えた場合	5,700 円 (6,270 円)

イ 特定データ通信段階定額制は、第 1 種 LTE デュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの(以下この欄において「対象プラン」といい、特定データ通信定額制Ⅲの適用を受けている契約者回線を除きます。)に限り、選択することができます。

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパーカケホ

ウ 削除

エ データ通信料の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。

オ 特定データ通信段階定額制の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信段階定額制の適用の開始
1 特定データ通信段階定額制の申込みが、その契約者回線に係る LTE 契約の申込みと同時に行われたとき。	その LTE サービスの提供を開始した日
2 特定データ通信段階定額制の申込みが、その契約者回線に係る LTE サービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	その LTE サービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信段階定額制の申込みが、第 1 種 LTE デュアルへの LTE サービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後の LTE サービスの提供を開始した日

	<p>4 特定データ通信段階定額制の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものを除きます。）に係る請求と同時に行われたとき。</p> <p>5 特定データ通信段階定額制の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。</p>	料金種別の変更があった日 その申込みを当社が承諾した日	
カ 特定データ通信段階定額制の適用を受けている契約者回線について、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量がアの表の区分1から区分4に定めるそれぞれのデータ量の最大値を超えたときに、購入残等データ量((6)の2に定める前月からの繰越データ量又は(6)の3に定める購入残データ量をいいます。以下この欄、(3)の13及び(3)の18において同じとします。)を有する場合、アの表を次のとおり読み替えて、特定データ通信段階定額制を適用します。			
1 契約ごとに月額			
	区分	累計課金対象データ量	定額料 税抜額(税込額)
	区分1	1,073,741,824 バイト (1ギガバイト) に購入残等データ量を合算したデータ量以下の場合	1,700 円 (1,870 円)
	区分2	区分1のデータ量の最大値を超える区分1のデータ量の最大値に1,073,741,824 バイト (1ギガバイト) を合算したデータ量以下の場合	2,700 円 (2,970 円)
	区分3	区分2のデータ量の最大値を超える区分2のデータ量の最大値に1,073,741,824 バイト (1ギガバイト) を合算したデータ量以下の場合	3,700 円 (4,070 円)
	区分4	区分3のデータ量の最大値を超える区分3のデータ量の最大値に2,147,483,648 バイト (2ギガバイト) を合算したデータ量以下の場合	4,700 円 (5,170 円)
	区分5	区分4のデータ量の最大値を超えた場合	5,700 円 (6,270 円)
備考 区分2から区分4については、それぞれの区分に定めるデータ量の最大値を超えた時点で購入残データ量を有する場合、そのデータ量を合算した値を最大値とします。			
キ 特定データ通信段階定額制の適用を受けている契約者回線について、(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用を受ける場合、同(14)の規定によるほか、ア又はカの表の区分1から区分5に定めるデータ量の最大値及び最小値((14)の適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量を超える部分に限ります。)を、そのデータ量共有回線群を			

	<p>構成する他の契約者回線、5G契約者回線及び他網契約者回線に係る総量速度規制データ量を合算したデータ量を加算した値にそれぞれ読み替えて、特定データ通信段階定額制を適用します。</p> <p>ク 特定データ通信段階定額制の適用を受けている契約者回線について、(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用の廃止があった場合、廃止があった時点のその契約者回線に係る累計課金対象データ量は、廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る定額料と同額の定額料に係るアの表の区分の次の区分に定めるデータ量の最小値として取り扱います。</p> <p>ただし、LTE契約の解除による廃止の場合、廃止があった時点のその契約者回線に係る累計課金対象データ量は、廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る定額料と同額の定額料に係るアの表の区分に定めるデータ量の最小値として取り扱います。</p> <p>ケ LTEサービスの提供を受けている契約者回線について、料金月の起算日以外の日に(ア)から(ウ)に該当した場合、アの表の区分1から区分5に定めるデータ量の最大値及び最小値をそれぞれ次のとおり読み替えて、特定データ通信段階定額制を適用します。</p> <p>(ア) 特定データ通信段階定額制の適用の開始があったとき ((イ)に該当するときを除きます。)</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える値</th><th>読み替え後の値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値</td><td>特定データ段階定額制の適用を開始する前の料金種別等に係る総量速度規制データ量（その値が1,073,741,824バイト（1ギガバイト）未満の場合は、1ギガバイトとします。）から、特定データ通信段階定額制の適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量((5)、(5)の2、(6)、(6)の2又は(6)の3の取扱いを受けるものを除きます。)を差し引いた値（その値が0バイト以下の場合は、0バイトとします。）</td></tr> <tr> <td>区分2から区分4に定めるデータ量の最大値及び区分3から区分5に定めるデータ量の最小値</td><td>それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1,073,741,824バイト（1ギガバイト）を差し引いた値を加算した値</td></tr> </tbody> </table>	読み替える値	読み替え後の値	区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	特定データ段階定額制の適用を開始する前の料金種別等に係る総量速度規制データ量（その値が1,073,741,824バイト（1ギガバイト）未満の場合は、1ギガバイトとします。）から、特定データ通信段階定額制の適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量((5)、(5)の2、(6)、(6)の2又は(6)の3の取扱いを受けるものを除きます。)を差し引いた値（その値が0バイト以下の場合は、0バイトとします。）	区分2から区分4に定めるデータ量の最大値及び区分3から区分5に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1,073,741,824バイト（1ギガバイト）を差し引いた値を加算した値
読み替える値	読み替え後の値						
区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	特定データ段階定額制の適用を開始する前の料金種別等に係る総量速度規制データ量（その値が1,073,741,824バイト（1ギガバイト）未満の場合は、1ギガバイトとします。）から、特定データ通信段階定額制の適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量((5)、(5)の2、(6)、(6)の2又は(6)の3の取扱いを受けるものを除きます。)を差し引いた値（その値が0バイト以下の場合は、0バイトとします。）						
区分2から区分4に定めるデータ量の最大値及び区分3から区分5に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1,073,741,824バイト（1ギガバイト）を差し引いた値を加算した値						
	<p>(イ) 特定データ通信段階定額制の適用の開始があったとき (その申込みが特定データ通信段階定額制Ⅱの廃止の申出と同時に行われたときに限ります。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える値</th><th>読み替え後の値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1に定めるデ</td><td>特定データ通信段階定額制の適用を開始し</td></tr> </tbody> </table>	読み替える値	読み替え後の値	区分1に定めるデ	特定データ通信段階定額制の適用を開始し		
読み替える値	読み替え後の値						
区分1に定めるデ	特定データ通信段階定額制の適用を開始し						

	データ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	た時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。）に係る、(3)の18のアの表の区分に定めるデータ量の最大値（変更前利用データ量が4,294,967,296 バイト（4ギガバイト）を超える場合は、7,516,192,768 バイト（7ギガバイト）とします。）から、変更前利用データ量を差し引いた値
	区分2から区分4に定めるデータ量の最大値及び区分3から区分5に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）を差し引いた値を加算した値

(ウ) 特定データ通信段階定額制の適用を受けている場合であって、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。

読み替える値	読み替え後の値
変更後の料金種別に係る、区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	料金種別の変更があった時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。）に係る、アの表の区分に定めるデータ量の最大値（変更前利用データ量が5,368,709,120 バイト（5ギガバイト）を超える場合は、21,474,836,480 バイト（20ギガバイト）とします。）から、変更前利用データ量を差し引いた値
変更後の料金種別に係る、区分2から区分4に定めるデータ量の最大値及び区分3から区分5に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）を差し引いた値を加算した値

コ 特定データ通信段階定額制の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に使う場合に限り、特定データ通信段階定額制の適用の廃止を申し出ることができます。

サ 当社は、特定データ通信段階定額制の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信段階定額制を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信段階定額制を廃止します。

(ア) L T E サービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きま

	<p>す。)。</p> <p>(イ) LTE 契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 第2種 LTE デュアル又は LTE シングルへの LTE サービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</p> <p>(オ) 特定データ通信定額制Ⅲの適用の申込みがあったとき。</p> <p>シ サの規定により、特定データ通信段階定額制の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信段階定額制の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。</p>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>特定データ通信段階定額制の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2から4以外により特定データ通信段階定額制の適用を廃止したとき。</td> <td>その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制の適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td>2 LTE サービスの利用の一時休止又は LTE 契約の解除があったとき。</td> <td>その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制の適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td>3 第2種 LTE デュアル若しくは LTE シングルへの LTE サービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</td> <td>そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制の適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td>4 特定データ通信段階定額制を廃止する申出又は特定データ通信定額制Ⅲの適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。</td> <td>その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制の適用の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ス 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。</p> <p>(ア) シの表の規定により特定データ通信段階定額制の適用を開始したとき。</p> <p>(イ) シの表の区分2 (LTE 契約の解除 (契約移行に係るものに限ります。)に限ります。)、区分3又は区分4の規定により特定データ通信段階定額制の適用を廃止したとき。</p> <p>(ウ) 特定データ通信段階定額制の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更 (対象プランの間のものに限ります。) があったとき。</p>	区分	特定データ通信段階定額制の適用	1 2から4以外により特定データ通信段階定額制の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制の適用の対象とします。	2 LTE サービスの利用の一時休止又は LTE 契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制の適用の対象とします。	3 第2種 LTE デュアル若しくは LTE シングルへの LTE サービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制の適用の対象とします。	4 特定データ通信段階定額制を廃止する申出又は特定データ通信定額制Ⅲの適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制の適用の対象とします。
区分	特定データ通信段階定額制の適用										
1 2から4以外により特定データ通信段階定額制の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制の適用の対象とします。										
2 LTE サービスの利用の一時休止又は LTE 契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制の適用の対象とします。										
3 第2種 LTE デュアル若しくは LTE シングルへの LTE サービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制の適用の対象とします。										
4 特定データ通信段階定額制を廃止する申出又は特定データ通信定額制Ⅲの適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制の適用の対象とします。										

	区分	起算日																									
	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、スの（ア）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信段階定額制の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）																									
	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、スの（イ）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれサの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）																									
セ アからスの規定にかかわらず、特定データ通信段階定額制の適用を新たに申し込むことはできません。																											
(3)の13 特定のデータ通信への段階定額制の適用（V） (auピタットプラン(V))	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申出により、そのLTEサービス（第2種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信について、基本使用料の料金種別ごとに、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量に応じて、次表に規定する定額料（スの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信段階定額制（V）」といいます。）を行います。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">累計課金対象データ量</th> <th>定額料</th> </tr> <tr> <th>税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1</td> <td>1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）以下の場合</td> <td>1,700円 (1,870円)</td> </tr> <tr> <td>区分2</td> <td>1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）を超え 2,147,483,648 バイト（2ギガバイト）以下の場合</td> <td>2,700円 (2,970円)</td> </tr> <tr> <td>区分3</td> <td>2,147,483,648 バイト（2ギガバイト）を超え 3,221,225,472 バイト（3ギガバイト）以下の場合</td> <td>3,700円 (4,070円)</td> </tr> <tr> <td>区分4</td> <td>3,221,225,472 バイト（3ギガバイト）を超え 5,368,709,120 バイト（5ギガバイト）以下の場合</td> <td>4,700円 (5,170円)</td> </tr> <tr> <td>区分5</td> <td>5,368,709,120 バイト（5ギガバイト）を超えた場合</td> <td>5,700円 (6,270円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 特定データ通信段階定額制は、第2種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といい、特定データ通信定額制Ⅲ（V）の適用を受けている契約者回線を除きます。）に限り、選択することができます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カテゴリーⅡ</td> <td>シンプル、カケホ、スーパー・カケホ</td> </tr> <tr> <td>ウ 削除</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	累計課金対象データ量	定額料	税抜額(税込額)	区分1	1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）以下の場合	1,700円 (1,870円)	区分2	1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）を超え 2,147,483,648 バイト（2ギガバイト）以下の場合	2,700円 (2,970円)	区分3	2,147,483,648 バイト（2ギガバイト）を超え 3,221,225,472 バイト（3ギガバイト）以下の場合	3,700円 (4,070円)	区分4	3,221,225,472 バイト（3ギガバイト）を超え 5,368,709,120 バイト（5ギガバイト）以下の場合	4,700円 (5,170円)	区分5	5,368,709,120 バイト（5ギガバイト）を超えた場合	5,700円 (6,270円)	区分	基本使用料の料金種別	カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパー・カケホ	ウ 削除	
区分	累計課金対象データ量	定額料																									
		税抜額(税込額)																									
区分1	1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）以下の場合	1,700円 (1,870円)																									
区分2	1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）を超え 2,147,483,648 バイト（2ギガバイト）以下の場合	2,700円 (2,970円)																									
区分3	2,147,483,648 バイト（2ギガバイト）を超え 3,221,225,472 バイト（3ギガバイト）以下の場合	3,700円 (4,070円)																									
区分4	3,221,225,472 バイト（3ギガバイト）を超え 5,368,709,120 バイト（5ギガバイト）以下の場合	4,700円 (5,170円)																									
区分5	5,368,709,120 バイト（5ギガバイト）を超えた場合	5,700円 (6,270円)																									
区分	基本使用料の料金種別																										
カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパー・カケホ																										
ウ 削除																											

	<p>エ データ通信料の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。</p> <p>オ 特定データ通信段階定額制（V）の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。</p>															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>特定データ通信段階定額制（V）の適用の開始</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 特定データ通信段階定額制（V）の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。</td><td>そのLTEサービスの提供を開始した日</td></tr> <tr> <td>2 特定データ通信段階定額制（V）の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。</td><td>そのLTEサービスの再利用を開始した日</td></tr> <tr> <td>3 特定データ通信段階定額制（V）の申込みが、第2種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。</td><td>その変更後のLTEサービスの提供を開始した日</td></tr> <tr> <td>4 特定データ通信段階定額制（V）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものを除きます。）に係る請求と同時に行われたとき。</td><td>料金種別の変更があった日</td></tr> <tr> <td>5 特定データ通信段階定額制（V）の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。</td><td>その申込みを当社が承諾した日</td></tr> </tbody> </table>	区分	特定データ通信段階定額制（V）の適用の開始	1 特定データ通信段階定額制（V）の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日	2 特定データ通信段階定額制（V）の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日	3 特定データ通信段階定額制（V）の申込みが、第2種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日	4 特定データ通信段階定額制（V）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものを除きます。）に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日	5 特定データ通信段階定額制（V）の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日			
区分	特定データ通信段階定額制（V）の適用の開始															
1 特定データ通信段階定額制（V）の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日															
2 特定データ通信段階定額制（V）の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日															
3 特定データ通信段階定額制（V）の申込みが、第2種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日															
4 特定データ通信段階定額制（V）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものを除きます。）に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日															
5 特定データ通信段階定額制（V）の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日															
	<p>カ 特定データ通信段階定額制（V）の適用を受けている契約者回線について、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量がアの表の区分1から区分4に定めるそれぞれのデータ量の最大値を超えたときに、購入残等データ量を有する場合、アの表を次のとおり読み替えて、特定データ通信段階定額制（V）を適用します。</p>															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">1 契約ごとに月額</th></tr> <tr> <th>区分</th><th>累計課金対象データ量</th><th>定額料 税抜額(税込額)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1</td><td>1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）に購入残等データ量を合算したデータ量以下の場合</td><td>1,700円 (1,870円)</td></tr> <tr> <td>区分2</td><td>区分1のデータ量の最大値を超え区分1のデータ量の最大値に1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合</td><td>2,700円 (2,970円)</td></tr> <tr> <td>区分3</td><td>区分2のデータ量の最大値を超え区分2のデータ量の最大値以下の場合</td><td>3,700円</td></tr> </tbody> </table>	1 契約ごとに月額			区分	累計課金対象データ量	定額料 税抜額(税込額)	区分1	1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）に購入残等データ量を合算したデータ量以下の場合	1,700円 (1,870円)	区分2	区分1のデータ量の最大値を超え区分1のデータ量の最大値に1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合	2,700円 (2,970円)	区分3	区分2のデータ量の最大値を超え区分2のデータ量の最大値以下の場合	3,700円
1 契約ごとに月額																
区分	累計課金対象データ量	定額料 税抜額(税込額)														
区分1	1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）に購入残等データ量を合算したデータ量以下の場合	1,700円 (1,870円)														
区分2	区分1のデータ量の最大値を超え区分1のデータ量の最大値に1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合	2,700円 (2,970円)														
区分3	区分2のデータ量の最大値を超え区分2のデータ量の最大値以下の場合	3,700円														

	分2のデータ量の最大値に 1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合	(4,070円)
区分4	区分3のデータ量の最大値を超えた場合 分3のデータ量の最大値に 2,147,483,648 バイト（2ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合	4,700円 (5,170円)
区分5	区分4のデータ量の最大値を超えた場合	5,700円 (6,270円)

備考 区分2から区分4については、それぞれの区分に定めるデータ量の最大値を超えた時点で購入残データ量を有する場合、そのデータ量を合算した値を最大値とします。

キ 特定データ通信段階定額制（V）の適用を受けている契約者回線について、(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用を受ける場合、同(14)の規定によるほか、又はアの表の区分1から区分5に定めるデータ量の最大値及び最小値((14)の適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量を超える部分に限ります。)を、そのデータ量共有回線群を構成する他の契約者回線、5G契約者回線及び他網契約者回線に係る総量速度規制データ量を合算したデータ量を加算した値にそれ読み替えて、特定データ通信段階定額制（V）を適用します。

ク 特定データ通信段階定額制（V）の適用を受けている契約者回線について、(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用の廃止があった場合、廃止があった時点のその契約者回線に係る累計課金対象データ量は、廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る定額料と同額の定額料に係るアの表の区分の次の区分に定めるデータ量の最小値として取り扱います。

ただし、LTE契約の解除による廃止の場合、廃止があった時点のその契約者回線に係る累計課金対象データ量は、廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る定額料と同額の定額料に係るアの表の区分に定めるデータ量の最小値として取り扱います。

ケ LTEサービスの提供を受けている契約者回線について、料金月の起算日以外の日に(ア)又は(イ)に該当した場合、アの表の区分1から区分5に定めるデータ量の最大値及び最小値をそれ次のとおり読み替えて、特定データ通信段階定額制（V）を適用します。

(ア) 特定データ通信段階定額制（V）の適用の開始があったとき ((イ)に該当するときを除きます。)。

読み替える値	読み替え後の値
区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	特定データ段階定額制（V）の適用を開始する前の料金種別等に係る総量速度規制データ量（その値が1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）未満の場合は、1ギガバ

		イトとします。)から、特定データ通信段階定額制(Ⅴ)の適用を開始した時点までに行つたデータ通信に係る累計課金対象データ量((5)、(5)の2、(6)、(6)の2又は(6)の3の取扱いを受けるものを除きます。)を差し引いた値(その値が0バイト以下の場合は、0バイトとします。)
	区分2から区分4に定めるデータ量の最大値及び区分3から区分5に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1,073,741,824バイト(1ギガバイト)を差し引いた値を加算した値
(イ) 特定データ通信段階定額制(Ⅴ)の適用の開始があったとき(その申込みが特定データ通信段階定額制Ⅱの廃止の申出と同時に行われたときに限ります。)。		
読み替える値		読み替え後の値
区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値		特定データ通信段階定額制(Ⅴ)の適用を開始した時点までに行つたデータ通信に係る累計課金対象データ量(以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。)に係る、(3)の18のアの表の区分に定めるデータ量の最大値(変更前利用データ量が4,294,967,296バイト(4ギガバイト)を超える場合は、7,516,192,768バイト(7ギガバイト)とします。)から、変更前利用データ量を差し引いた値
区分2から区分4に定めるデータ量の最大値及び区分3から区分5に定めるデータ量の最小値		それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1,073,741,824バイト(1ギガバイト)を差し引いた値を加算した値
(ウ) 特定データ通信段階定額制(Ⅴ)の適用を受けている場合であって、基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のものに限ります。)があったとき。		
読み替える値		読み替え後の値
変更後の料金種別に係る、区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値		料金種別の変更があった時点までに行つたデータ通信に係る累計課金対象データ量(以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。)に係る、アの表の区分に定めるデータ量の最大値(変更前利用データ量が5,368,709,120バイト(5ギガバイト)を超える場合は、21,474,836,480バイト(20ギガバイト)とします。)から、変更

		前利用データ量を差し引いた値
	変更後の料金種別に係る、区分2から区分4に定めるデータ量の最大値及び区分3から区分5に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）を差し引いた値を加算した値
コ 特定データ通信段階定額制（V）の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に使う場合に限り、特定データ通信段階定額制（V）の適用の廃止を申し出ることができます。		
サ 当社は、特定データ通信段階定額制（V）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信段階定額制（V）を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信段階定額制（V）を廃止します。		
(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。		
(イ) LTE契約の解除があったとき。		
(ウ) 第1種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。		
(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。		
(オ) 特定データ通信定額制Ⅲ（V）の適用の申込みがあったとき。		
シ サの規定により、特定データ通信段階定額制（V）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。		
この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信段階定額制（V）の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。		
区分	特定データ通信段階定額制（V）の適用	
1 2から4以外により特定データ通信段階定額制（V）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制（V）の適用の対象とします。	
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制（V）の適用の対象とします。	
3 第1種LTEデュアル若しくはLTEシングルへの	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更	

	<p>LTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</p> <p>4 特定データ通信段階定額制（V）を廃止する申出又は特定データ通信定額制Ⅲ（V）の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。</p>	<p>日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制（V）の適用の対象とします。</p> <p>その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制（V）の適用の対象とします。</p>						
	<p>ス 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。</p> <p>(ア) シの表の規定により特定データ通信段階定額制（V）の適用を開始したとき。</p> <p>(イ) シの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3又は区分4の規定により特定データ通信段階定額制（V）の適用を廃止したとき。</p> <p>(ウ) 特定データ通信段階定額制（V）の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>起算日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td><td>その料金月の初日（その料金月において、スの（ア）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信段階定額制（V）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）</td></tr> <tr> <td>適用終了日</td><td>その料金月の末日（その料金月において、スの（イ）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれサの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）</td></tr> </tbody> </table>	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、スの（ア）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信段階定額制（V）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、スの（イ）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれサの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）
区分	起算日							
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、スの（ア）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信段階定額制（V）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）							
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、スの（イ）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれサの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）							
	<p>セ アからスの規定にかかわらず、特定データ通信段階定額制（V）の適用を新たに申し込むことはできません。</p>							
(3)の14 特定のデータ通信への定額制の適用 (auフラットプラン)	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申出により、そのLTEサービス（第1種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（KDDI株式会社が提供するローミングに係るもの）を含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（サの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信定額制Ⅲ」といいます。）を行います。</p> <p>この場合において、特定データ通信定額制Ⅲには次表に定め</p>							

る種類があり、LTE契約者は、そのいずれかを選択していただきます。

1 契約ごとに月額

種類	定額料
	税抜額(税込額)
a u フラットプラン 20	4,720 円(5,192 円)
a u フラットプラン 30	6,720 円(7,392 円)

イ 特定データ通信定額制Ⅲは、第1種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といい、特定データ通信段階定額制の適用を受けている契約者回線を除きます。）に限り、選択することができます。

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパー カケホ

ウ 削除

エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 特定データ通信定額制Ⅲの適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	データ通信定額制Ⅲの適用の開始
1 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、第1種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものを除きます。）に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日

カ LTE契約者は、特定データ通信定額制Ⅲの種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制Ⅲの取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅲの適用
----	--------------------

	(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅲを適用します。							
	(イ) 端末設備の購入と同時に行われたものである場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅲを適用します。							
キ 特定データ通信定額制Ⅲの適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時にを行う場合に限り、特定データ通信定額制Ⅲの適用の廃止を申し出ることができます。									
ク 当社は、特定データ通信定額制Ⅲの適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Ⅲを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Ⅲを廃止します。									
(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。									
(イ) LTE契約の解除があったとき。									
(ウ) 第2種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。									
(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。									
(オ) 特定データ通信段階定額制の適用の申込みがあったとき。									
ケ クの規定により、特定データ通信定額制Ⅲの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。									
この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅲの適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>特定データ通信定額制Ⅲの適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅲの適用を廃止したとき。</td> <td>その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲの適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td>2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。</td> <td>その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲの適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td>3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</td> <td>そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲの適用の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table>		区分	特定データ通信定額制Ⅲの適用	1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅲの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲの適用の対象とします。	2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲの適用の対象とします。	3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲの適用の対象とします。
区分	特定データ通信定額制Ⅲの適用								
1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅲの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲの適用の対象とします。								
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲの適用の対象とします。								
3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲの適用の対象とします。								

	<p>4 特定データ通信定額制Ⅲを廃止する申出又は特定データ通信段階定額制の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。</p>	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲの適用の対象とします。						
	<p>コ 特定データ通信定額制Ⅲを選択した契約者は、スに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。</p>							
	<p>サ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。</p>							
	<p>(ア) オの表の規定により特定データ通信定額制Ⅲの適用を開始したとき。</p>							
	<p>(イ) カの規定により特定データ通信定額制Ⅲの種類を変更したとき。</p>							
	<p>(ウ) ケの表の区分2(LTE契約の解除(契約移行に係るものに限ります。)に限ります。)、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制Ⅱの適用を廃止したとき。</p>							
	<p>(エ) 特定データ通信定額制Ⅲの適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のものに限ります。)があったとき。</p>							
	<p>(オ) 特定データ通信定額制Ⅲの適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、Netflixパックの適用を開始又は廃止したとき。</p>							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>起算日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td><td>その料金月の初日(その料金月において、サの(ア)、(イ)、(エ)又は(オ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅲの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅲの適用開始日、基本使用料の料金種別の変更日又はNetflixパックの適用開始日若しくは適用終了日の翌日とします。)</td></tr> <tr> <td>適用終了日</td><td>その料金月の末日(その料金月において、サの(イ)、(ウ)、(エ)又は(オ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅲの適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日、基本使用料の料金種別の変更日の前日又はNetflixパックの適用開始日の前日若しくは適用終了日とします。)</td></tr> </tbody> </table>		区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、サの(ア)、(イ)、(エ)又は(オ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅲの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅲの適用開始日、基本使用料の料金種別の変更日又はNetflixパックの適用開始日若しくは適用終了日の翌日とします。)	適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、サの(イ)、(ウ)、(エ)又は(オ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅲの適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日、基本使用料の料金種別の変更日の前日又はNetflixパックの適用開始日の前日若しくは適用終了日とします。)
区分	起算日							
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、サの(ア)、(イ)、(エ)又は(オ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅲの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅲの適用開始日、基本使用料の料金種別の変更日又はNetflixパックの適用開始日若しくは適用終了日の翌日とします。)							
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、サの(イ)、(ウ)、(エ)又は(オ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅲの適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日、基本使用料の料金種別の変更日の前日又はNetflixパックの適用開始日の前日若しくは適用終了日とします。)							
	<p>シ サの表の適用開始日から適用終了日までの期間中、Netflixパックの適用を受けている期間については、アに定める定額料及びNetflixパックに係る定額料を合算して日割り計算を行います。</p>							

	<p>ス 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>セ スまでの規定にかかわらず、特定データ通信定額制Ⅲの適用を新たに申込むこと又はその種類の変更を請求することはできません。</p>															
(3)の15 特定のデータ通信への定額制の適用(V) (auフラットプラン(V))	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申出により、そのLTEサービス（第2種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（KDDI株式会社が提供するローミングに係るもの）を含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（サの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信定額制Ⅲ(V)」といいます。）を行います。</p> <p>この場合において、特定データ通信定額制Ⅲ(V)には次表に定める種類があり、LTE契約者は、そのいずれかを選択していただきます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th>定額料</th> </tr> <tr> <th>税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>auフラットプラン20(V)</td> <td>4,720円(5,192円)</td> </tr> <tr> <td>auフラットプラン30(V)</td> <td>6,720円(7,392円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 特定データ通信定額制Ⅲ(V)は、第2種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といい、特定データ通信段階定額制(V)の適用を受けている契約者回線を除きます。）に限り、選択することができます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カテゴリーII</td> <td>シンプル(V)、カケホ(V)、スーパーカケホ(V)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 削除</p> <p>エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>オ 特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>データ通信定額制Ⅲ(V)の適用の開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 特定データ通信定額制Ⅲ(V)の申</td> <td>そのLTEサービス</td> </tr> </tbody> </table>	種類	定額料	税抜額(税込額)	auフラットプラン20(V)	4,720円(5,192円)	auフラットプラン30(V)	6,720円(7,392円)	区分	基本使用料の料金種別	カテゴリーII	シンプル(V)、カケホ(V)、スーパーカケホ(V)	区分	データ通信定額制Ⅲ(V)の適用の開始	1 特定データ通信定額制Ⅲ(V)の申	そのLTEサービス
種類	定額料															
	税抜額(税込額)															
auフラットプラン20(V)	4,720円(5,192円)															
auフラットプラン30(V)	6,720円(7,392円)															
区分	基本使用料の料金種別															
カテゴリーII	シンプル(V)、カケホ(V)、スーパーカケホ(V)															
区分	データ通信定額制Ⅲ(V)の適用の開始															
1 特定データ通信定額制Ⅲ(V)の申	そのLTEサービス															

	込みが、その契約者回線に係るLTE 契約の申込みと同時に行われたとき。	の提供を開始した日
2	特定データ通信定額制Ⅲ（V）の申 込みが、その契約者回線に係るLTE サービスの再利用の請求と同時に行わ れたとき。	そのLTEサービス の再利用を開始した 日
3	特定データ通信定額制Ⅲ（V）の申 込みが、第1種LTEデュアルへのLT Eサービスの種類の変更に係る請求 と同時に行われたとき。	その変更後LT Eサービスの提供を開 始した日
4	特定データ通信定額制Ⅲ（V）の申 込みが、対象プランへの基本使用料の 料金種別の変更（対象プランの間のも のを除きます。）に係る請求と同時に行 われたとき。	料金種別の変更があ った日
5	特定データ通信定額制Ⅲ（V）の申 込みが、端末設備の購入と同時に行わ れたとき。	その申込みを当社が 承諾した日

カ LTE契約者は、特定データ通信定額制Ⅲ（V）の種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制Ⅲ（V）の取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅲ（V） の適用
(ア) (イ)以外の場 合	その請求があった日を含む料金月の翌料 金月からのデータ通信について、変更後 の特定データ通信定額制Ⅲ（V）を適用 します。
(イ) 端末設備の購 入と同時に行われ たものである場合	その請求があった日からのデータ通信に について、変更後の特定データ通信定額制 Ⅲ（V）を適用します。

キ 特定データ通信定額制Ⅲ（V）の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信定額制Ⅲ（V）の適用の廃止を申し出ることができます。

ク 当社は、特定データ通信定額制Ⅲ（V）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Ⅲ（V）を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Ⅲ（V）を廃止します。

- (ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。
- (イ) LTE契約の解除があったとき。
- (ウ) 第1種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサ

	<p>ービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</p> <p>(オ) 特定データ通信段階定額制（V）の適用の申込みがあったとき。</p> <p>ケ ケの規定により、特定データ通信定額制Ⅲ（V）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅲ（V）の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。</p>
区分	特定データ通信定額制Ⅲ（V）の適用
1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅲ（V）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲ（V）の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲ（V）の適用の対象とします。
3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲ（V）の適用の対象とします。
4 特定データ通信定額制Ⅲ（V）を廃止する申出又は特定データ通信段階定額制（V）の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲ（V）の適用の対象とします。
コ 特定データ通信定額制Ⅲ（V）を選択した契約者は、スに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。	
サ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。	
(ア) オの表の規定により特定データ通信定額制Ⅲ（V）の適用を開始したとき。	
(イ) カの規定により特定データ通信定額制Ⅲ（V）の種類を変更したとき。	
(ウ) ケの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るも	

	<p>のに限ります。)に限ります。)、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制Ⅱ(Ⅴ)の適用を廃止したとき。</p> <p>(エ) 特定データ通信定額制Ⅲ(Ⅴ)の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のものに限ります。)があったとき。</p> <p>(オ) 特定データ通信定額制Ⅲ(Ⅴ)の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、Netflixパック(Ⅴ)の適用を開始又は廃止したとき。</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>起算日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td><td>その料金月の初日(その料金月において、サの(ア)、(イ)、(エ)又は(オ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅲ(Ⅴ)の適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅲ(Ⅴ)の適用開始日、基本使用料の料金種別の変更日又はNetflixパック(Ⅴ)の適用開始日若しくは適用終了日の翌日とします。)</td></tr> <tr> <td>適用終了日</td><td>その料金月の末日(その料金月において、サの(イ)、(ウ)、(エ)又は(オ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅲ(Ⅴ)の適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日、基本使用料の料金種別の変更日の前日又はNetflixパック(Ⅴ)の適用開始日の前日若しくは適用終了日とします。)</td></tr> </tbody> </table>	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、サの(ア)、(イ)、(エ)又は(オ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅲ(Ⅴ)の適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅲ(Ⅴ)の適用開始日、基本使用料の料金種別の変更日又はNetflixパック(Ⅴ)の適用開始日若しくは適用終了日の翌日とします。)	適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、サの(イ)、(ウ)、(エ)又は(オ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅲ(Ⅴ)の適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日、基本使用料の料金種別の変更日の前日又はNetflixパック(Ⅴ)の適用開始日の前日若しくは適用終了日とします。)
区分	起算日						
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、サの(ア)、(イ)、(エ)又は(オ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅲ(Ⅴ)の適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅲ(Ⅴ)の適用開始日、基本使用料の料金種別の変更日又はNetflixパック(Ⅴ)の適用開始日若しくは適用終了日の翌日とします。)						
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、サの(イ)、(ウ)、(エ)又は(オ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅲ(Ⅴ)の適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日、基本使用料の料金種別の変更日の前日又はNetflixパック(Ⅴ)の適用開始日の前日若しくは適用終了日とします。)						
	<p>シ サの表の適用開始日から適用終了日までの期間中、Netflixflixパック(Ⅴ)の適用を受けている期間については、アに定める定額料及びNetflixflixパック(Ⅴ)に係る定額料を合算して日割り計算を行います。</p> <p>ス 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>セ スまでの規定にかかわらず、特定データ通信定額制Ⅲ(Ⅴ)の適用を新たに申込むこと又はその種類の変更を請求することはできません。</p>						
(3)の16 特定データ通信定額制Ⅲに係る特定コンテンツパック適用	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申出により、(ア)に定める定額料(コの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)を支払った場合に、その契約者回線について、(イ)に定める取扱い(以下この欄にお</p>						

用 (Netfli xパック)	<p>いて「本取扱い」といいます。)を行います。</p> <p>(ア) 定額料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: right;"> <thead> <tr> <th colspan="2">1 契約ごとに月額</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額料</td> <td>税抜額 1,150 円(税込額 1,265 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 取扱い</p> <p>① その契約者回線に係る総量速度規制データ量に次表に定める加算データ量を加算すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>加算データ量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,368,709,120 バイト (5 ギガバイト)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② Netflix 株式会社が提供するNetflix サービスを所定の月額料金で利用できること。</p> <p>③ TELASA 株式会社が提供する TELASA (見放題プランに限ります。以下この欄において同じとします。) を所定の月額料金で利用できること。</p> <p>イ 本取扱いは、第 1 種 LTE デュアルの契約者回線であって、特定データ通信定額制Ⅲ (au フラットプラン 20 に限ります。以下この欄において「au フラットプラン 20」といいます。) の適用を受けているものに限り、選択することができます。</p> <p>ウ 本取扱いを選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。</p> <p>エ 当社は、ウの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア) その契約者回線について、au フラットプラン 20 の適用を受けていないとき (その申出と同時に au フラットプラン 20 の適用の申込みがあったときを除きます。)。</p> <p>(イ) その契約者回線の契約者が、この約款に定める料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(ウ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>オ 本取扱いの適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>本取扱いの適用の開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTE 契約の申込みと同時に行われたとき。</td> <td>その LTE サービスの提供を開始した日</td> </tr> <tr> <td>2 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTE サービスの再利用の請求と同時に行われたとき。</td> <td>その LTE サービスの再利用を開始した日</td> </tr> <tr> <td>3 本取扱いの申出が、第 1 種 LTE デュアルへの LTE サービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。</td> <td>その変更後の LTE サービスの提供を開始した日</td> </tr> <tr> <td>4 本取扱いの申出が、au フラットプラン</td> <td>特定データ通信定</td> </tr> </tbody> </table>	1 契約ごとに月額		区分	料金額	定額料	税抜額 1,150 円(税込額 1,265 円)	加算データ量	5,368,709,120 バイト (5 ギガバイト)	区分	本取扱いの適用の開始	1 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTE 契約の申込みと同時に行われたとき。	その LTE サービスの提供を開始した日	2 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTE サービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	その LTE サービスの再利用を開始した日	3 本取扱いの申出が、第 1 種 LTE デュアルへの LTE サービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後の LTE サービスの提供を開始した日	4 本取扱いの申出が、au フラットプラン	特定データ通信定
1 契約ごとに月額																			
区分	料金額																		
定額料	税抜額 1,150 円(税込額 1,265 円)																		
加算データ量																			
5,368,709,120 バイト (5 ギガバイト)																			
区分	本取扱いの適用の開始																		
1 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTE 契約の申込みと同時に行われたとき。	その LTE サービスの提供を開始した日																		
2 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTE サービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	その LTE サービスの再利用を開始した日																		
3 本取扱いの申出が、第 1 種 LTE デュアルへの LTE サービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後の LTE サービスの提供を開始した日																		
4 本取扱いの申出が、au フラットプラン	特定データ通信定																		

	ン20への特定データ通信定額制Ⅲの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。 5 本取扱いの申出が、端末設備の購入と同時に行われたとき。	額制Ⅲの種類の変更があった日 その申出を当社が承諾した日
カ アの(イ)の②及び③の取扱いについては、イの申出のほか、当社が別に定める方法により手続きを行うことで、適用を受けることができます。		
キ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。		
(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。		
(イ) LTE契約の解除があったとき。		
(ウ) 第2種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。		
(エ) auフラットプラン20以外への特定データ通信定額制Ⅲの種類の変更があったとき。		
(オ) 特定データ通信段階定額制の適用の申込みがあったとき。		
ク キの規定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。		
この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により本取扱いの適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。		
区分	本取扱いの適用	
1 2から4以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日まで、本取扱いを適用します。	
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日まで、本取扱いを適用します。	
3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又はauフラットプラン20以外への特定データ通信定額制Ⅲの種類の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は特定データ通信定額制Ⅲの種類の変更日の前日まで、本取扱いを適用します。	
4 特定データ通信定額制Ⅲを廃止する申出又は特定データ通信段階定額制の適用	その申出又は申込みがあった日の前日まで、本取扱いを適用します。	

	<p>の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。</p> <p>ケ 本取扱いを選択した契約者は、コに定める場合を除き、通信の有無、Netfrixサービス若しくはTELASAの利用の有無又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに定める定額料の支払いを要します。</p> <p>コ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める定額料の日割りを行います。</p> <p>(ア) オの表の規定により本取扱いの適用を開始したとき。</p> <p>(イ) クの表の区分2(LTE契約の解除(契約移行に係るものに限ります。)に限ります。)、区分3又は区分4により本取扱いの適用を廃止したとき。</p> <p>(ウ) 本取扱いの適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更(特定データ通信定額制Ⅲに係る対象プランの間のものに限ります。)があったとき。</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>起算日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td><td>その料金月の初日(その料金月において、コの(ア)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれ本取扱いの適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)</td></tr> <tr> <td>適用終了日</td><td>その料金月の末日(その料金月において、コの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれクの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)</td></tr> </tbody> </table> <p>サ コの表の適用開始日から適用終了日までの期間中、アに定める定額料及び(3)の14に定めるauフラットプラン20に係る定額料を合算して日割り計算を行います。</p> <p>シ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、その契約者は、アに定める定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>ス 契約者は、Netfrix株式会社及びTELASA株式会社がNetfrixサービス及びTELASAについて所定の月額料金での利用の可否を判断するため及びその利用状況を当社が確認するために、その契約者回線に係る情報並びにNetfrixサービス及びTELASAに係る契約情報を、当社、KDDI株式会社、Netfrix株式会社及びTELASA</p>	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、コの(ア)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれ本取扱いの適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)	適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、コの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれクの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)
区分	起算日						
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、コの(ア)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれ本取扱いの適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)						
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、コの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれクの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)						

	<p>株式会社との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p> <p>セ 本取扱いに関するその他の提供条件並びに本取扱いの適用を受ける場合のNetflixサービス及びTELASAに関する提供条件等については、それぞれ当社、Netflixi株式会社及びTELASA株式会社が別に定めるところによります。</p> <p>ソ セまでの規定にかかわらず、本取扱いの適用を新たに申込むこと又はその適用を廃止する申出を行うことはできません。</p>							
(3)の17 特定データ通信定額制Ⅲ (V) に係る特定コンテンツパック適用 (V) (Netflixi パック (V))	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申出により、(ア)に定める定額料(コの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)を支払った場合に、その契約者回線について、(イ)に定める取扱い(以下この欄において「本取扱い」といいます。)を行います。</p> <p>(ア) 定額料</p> <table style="width: 100%; text-align: right;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 契約ごとに月額</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額料</td> <td>税抜額 1,150 円(税込額 1,265 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 取扱い</p> <p>① その契約者回線に係る総量速度規制データ量に次表に定める加算データ量を加算すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 100%;">加算データ量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,368,709,120 バイト (5ギガバイト)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② Netflixi株式会社が提供するNetflixiサービスを所定の月額料金で利用できること。</p> <p>③ TELASA株式会社が提供するTELASA(見放題プランに限ります。以下この欄において同じとします。)を所定の月額料金で利用できること。</p> <p>イ 本取扱いは、第2種LTEデュアルの契約者回線であって、特定データ通信定額制Ⅲ(V)(auフラットプラン20(V)に限ります。以下この欄において「auフラットプラン20(V)」といいます。)の適用を受けているものに限り、選択することができます。</p> <p>ウ 本取扱いを選択する契約者は、当社に申し出いただきます。</p> <p>エ 当社は、ウの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア) その契約者回線について、auフラットプラン20(V)の適用を受けていないとき(その申出と同時にauフラットプラン20(V)の適用の申込みがあったときを除きます。)。</p> <p>(イ) その契約者回線の契約者が、この約款に定める料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(ウ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>オ 本取扱いの適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p>	1 契約ごとに月額	区分	料金額	定額料	税抜額 1,150 円(税込額 1,265 円)	加算データ量	5,368,709,120 バイト (5ギガバイト)
1 契約ごとに月額								
区分	料金額							
定額料	税抜額 1,150 円(税込額 1,265 円)							
加算データ量								
5,368,709,120 バイト (5ギガバイト)								

	<p>ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>本取扱いの適用の開始</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。</td><td>そのLTEサービスの提供を開始した日</td></tr> <tr> <td>2 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。</td><td>そのLTEサービスの再利用を開始した日</td></tr> <tr> <td>3 本取扱いの申出が、第2種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。</td><td>その変更後のLTEサービスの提供を開始した日</td></tr> <tr> <td>4 本取扱いの申出が、auフラットプラン20(V)への特定データ通信定額制Ⅲ(V)の種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。</td><td>特定データ通信定額制Ⅲ(V)の種類の変更があった日</td></tr> <tr> <td>5 本取扱いの申出が、端末設備の購入と同時に行われたとき。</td><td>その申出を当社が承諾した日</td></tr> </tbody> </table> <p>カ アの(イ)の②及び③の取扱いについては、イの申出のほか、当社が別に定める方法により手続きを行うことで、適用を受けることができます。</p> <p>キ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。 (イ) LTE契約の解除があったとき。 (ウ) 第1種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。 (エ) auフラットプラン20(V)以外への特定データ通信定額制Ⅲ(V)の種類の変更があったとき。 (オ) 特定データ通信段階定額制(V)の適用の申込みがあったとき。 <p>ク キの規定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により本取扱いの適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>本取扱いの適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2から4以外により本取扱いの適用を廃止したと</td><td>その廃止日を含む料金月の末日まで、本取扱いを適用しま</td></tr> </tbody> </table>	区分	本取扱いの適用の開始	1 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日	2 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日	3 本取扱いの申出が、第2種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日	4 本取扱いの申出が、auフラットプラン20(V)への特定データ通信定額制Ⅲ(V)の種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	特定データ通信定額制Ⅲ(V)の種類の変更があった日	5 本取扱いの申出が、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申出を当社が承諾した日	区分	本取扱いの適用	1 2から4以外により本取扱いの適用を廃止したと	その廃止日を含む料金月の末日まで、本取扱いを適用しま
区分	本取扱いの適用の開始																
1 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日																
2 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日																
3 本取扱いの申出が、第2種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日																
4 本取扱いの申出が、auフラットプラン20(V)への特定データ通信定額制Ⅲ(V)の種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	特定データ通信定額制Ⅲ(V)の種類の変更があった日																
5 本取扱いの申出が、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申出を当社が承諾した日																
区分	本取扱いの適用																
1 2から4以外により本取扱いの適用を廃止したと	その廃止日を含む料金月の末日まで、本取扱いを適用しま																

	き。	す。						
2	LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日まで、本取扱いを適用します。						
3	第1種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又はauフラットプラン20(Ⅴ)以外への特定データ通信定額制Ⅲ(Ⅴ)の種類の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は特定データ通信定額制Ⅲ(Ⅴ)の種類の変更日の前日まで、本取扱いを適用します。						
4	特定データ通信定額制Ⅲ(Ⅴ)を廃止する申出又は特定データ通信段階定額制(Ⅴ)の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日まで、本取扱いを適用します。						
ヶ 本取扱いを選択した契約者は、コに定める場合を除き、通信の有無、Netfliixサービス若しくはTELASAの利用の有無又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに定める定額料の支払いを要します。								
コ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める定額料の日割りを行います。								
(ア) オの表の規定により本取扱いの適用を開始したとき。								
(イ) クの表の区分2(LTE契約の解除(契約移行に係るものに限ります。)に限ります。)、区分3又は区分4により本取扱いの適用を廃止したとき。								
(ウ) 本取扱いの適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更(特定データ通信定額制Ⅲ(Ⅴ)に係る対象プランの間のものに限ります。)があったとき。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>起算日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td><td>その料金月の初日(その料金月において、コの(ア)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれ本取扱いの適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)</td></tr> <tr> <td>適用終了日</td><td>その料金月の末日(その料金月において、コの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれクの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)</td></tr> </tbody> </table>		区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、コの(ア)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれ本取扱いの適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)	適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、コの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれクの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)	
区分	起算日							
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、コの(ア)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれ本取扱いの適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)							
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、コの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれクの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)							
サ コの表の適用開始日から適用終了日までの期間中、アに定める定額料及び(3)の15に定めるauフラットプラン20(Ⅴ)に係る定額料を合算して日割り計算を行います。								

	<p>シ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに定める定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>ス 契約者は、Netflix株式会社及びTELASA株式会社がNetflixサービス及びTELASAについて所定の月額料金での利用の可否を判断するため及びその利用状況を当社が確認するために、その契約者回線に係る情報並びにNetflixサービス及びTELASAに係る契約情報を、当社、KDDI株式会社、Netflix株式会社及びTELASA株式会社との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p> <p>セ 本取扱いに関するその他の提供条件並びに本取扱いの適用を受ける場合のNetflixサービス及びTELASAに関する提供条件等については、それぞれ当社、Netflix株式会社及びTELASA株式会社が別に定めるところによります。</p> <p>ソ セまでの規定にかかわらず、本取扱いの適用を新たに申込むこと又はその適用を廃止する申出を行うことはできません。</p>																	
(3)の18 特定のデータ通信への段階定額制の適用 (新auピタットプラン)	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申出により、そのLTEデュアルの契約者回線との間のデータ通信について、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量に応じて、(ア)に規定する定額料（スの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信段階定額制Ⅱ」といいます。）を行います。</p> <p>この場合において、特定データ通信段階定額制Ⅱには(イ)に定める種類があり、LTE契約者は、基本使用料の料金種別に応じて、そのいずれかを選択していただきます。</p> <p>(ア) 定額料</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">1契約ごとに月額</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">累計課金対象データ量</th> <th>定額料</th> </tr> <tr> <th>税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1</td> <td>1,073,741,824 バイト (1ギガバイト) 以下の場合</td> <td>1,700円 (1,870円)</td> </tr> <tr> <td>区分2</td> <td>1,073,741,824 バイト (1ギガバイト) を超え 4,294,967,296 バイト (4ギガバイト) 以下の場合</td> <td>3,200円 (3,520円)</td> </tr> <tr> <td>区分3</td> <td>4,294,967,296 バイト (4ギガバイト) を超えた場合</td> <td>4,700円 (5,170円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 特定データ通信段階定額制Ⅱの種類</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種類</th> </tr> </thead> </table>	1契約ごとに月額			区分	累計課金対象データ量	定額料	税抜額(税込額)	区分1	1,073,741,824 バイト (1ギガバイト) 以下の場合	1,700円 (1,870円)	区分2	1,073,741,824 バイト (1ギガバイト) を超え 4,294,967,296 バイト (4ギガバイト) 以下の場合	3,200円 (3,520円)	区分3	4,294,967,296 バイト (4ギガバイト) を超えた場合	4,700円 (5,170円)	種類
1契約ごとに月額																		
区分	累計課金対象データ量	定額料																
		税抜額(税込額)																
区分1	1,073,741,824 バイト (1ギガバイト) 以下の場合	1,700円 (1,870円)																
区分2	1,073,741,824 バイト (1ギガバイト) を超え 4,294,967,296 バイト (4ギガバイト) 以下の場合	3,200円 (3,520円)																
区分3	4,294,967,296 バイト (4ギガバイト) を超えた場合	4,700円 (5,170円)																
種類																		

	<p>ピタットプラン 4G LTE</p> <p>新auピタットプラン</p> <p>イ 特定データ通信段階定額制Ⅱは、LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」とい、特定データ通信定額制Ⅳ又は特定データ通信定額制Ⅴの適用を受けている契約者回線を除きます。）に限り、選択することができます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>基本使用料の料金種別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ピタットプラン 4G LTE</td><td>標準プランN</td></tr> <tr> <td>新auピタットプラン</td><td>標準プラン</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ データ通信料の月間累計は、特定データ通信段階定額制Ⅱの種類ごと、基本使用料の料金種別ごと並びに国内通話定額の適用の有無及び適用を受ける場合はその種類ごとに、料金月単位で行います。</p> <p>エ 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の開始</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 特定データ通信段階定額制Ⅱの申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。</td><td>そのLTEサービスの提供を開始した日</td></tr> <tr> <td>2 特定データ通信段階定額制Ⅱの申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。</td><td>そのLTEサービスの再利用を開始した日</td></tr> <tr> <td>3 特定データ通信段階定額制Ⅱの申込みが、LTEサービスの種類の変更（LTEデュアルへの変更又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間の変更に限ります。）に係る請求と同時に行われたとき。</td><td>その変更後のLTEサービスの提供を開始した日</td></tr> <tr> <td>4 特定データ通信段階定額制Ⅱの申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものを除きます。）に係る請求と同時に行われたとき。</td><td>料金種別の変更があった日</td></tr> <tr> <td>5 特定データ通信段階定額制Ⅱの申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。</td><td>その申込みを当社が承諾した日</td></tr> </tbody> </table> <p>オ LTE契約者は、特定データ通信段階定額制Ⅱの種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信段階定額制Ⅱの取扱いについては、次表のとおりとし</p>	種類	基本使用料の料金種別	ピタットプラン 4G LTE	標準プランN	新auピタットプラン	標準プラン	区分	特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の開始	1 特定データ通信段階定額制Ⅱの申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日	2 特定データ通信段階定額制Ⅱの申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日	3 特定データ通信段階定額制Ⅱの申込みが、LTEサービスの種類の変更（LTEデュアルへの変更又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間の変更に限ります。）に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日	4 特定データ通信段階定額制Ⅱの申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものを除きます。）に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日	5 特定データ通信段階定額制Ⅱの申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
種類	基本使用料の料金種別																		
ピタットプラン 4G LTE	標準プランN																		
新auピタットプラン	標準プラン																		
区分	特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の開始																		
1 特定データ通信段階定額制Ⅱの申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日																		
2 特定データ通信段階定額制Ⅱの申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日																		
3 特定データ通信段階定額制Ⅱの申込みが、LTEサービスの種類の変更（LTEデュアルへの変更又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間の変更に限ります。）に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日																		
4 特定データ通信段階定額制Ⅱの申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものを除きます。）に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日																		
5 特定データ通信段階定額制Ⅱの申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日																		

	ます。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>変更後の特定データ通信段階定額制Ⅱの適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) (イ)以外の場合</td><td>その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信段階定額制Ⅱを適用します。</td></tr> <tr> <td>(イ) 端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものである場合</td><td>その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信段階定額制Ⅱを適用します。</td></tr> </tbody> </table>	区分	変更後の特定データ通信段階定額制Ⅱの適用	(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信段階定額制Ⅱを適用します。	(イ) 端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものである場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信段階定額制Ⅱを適用します。							
区分	変更後の特定データ通信段階定額制Ⅱの適用													
(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信段階定額制Ⅱを適用します。													
(イ) 端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものである場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信段階定額制Ⅱを適用します。													
	<p>カ 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線について、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量がアの表の区分1から区分2に定めるそれぞれのデータ量の最大値を超えたときに、購入残等データ量を有する場合、アの表を次とおり読み替えて、特定データ通信段階定額制Ⅱを適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">累計課金対象データ量</th><th>定額料</th></tr> <tr> <th>税抜額(税込額)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1</td><td>1,073,741,824 バイト (1ギガバイト) に購入残等データ量を合算したデータ量以下の場合</td><td>1,700円 (1,870円)</td></tr> <tr> <td>区分2</td><td>区分1のデータ量の最大値を超える区分1のデータ量の最大値に3,221,225,472 バイト (3ギガバイト) を合算したデータ量以下の場合</td><td>3,200円 (3,520円)</td></tr> <tr> <td>区分3</td><td>区分2のデータ量の最大値を超えた場合</td><td>4,700円 (5,170円)</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 区分2については、その区分に定めるデータ量の最大値を超えた時点で購入残等データ量を有する場合、そのデータ量を合算した値を最大値とします。</p>	区分	累計課金対象データ量	定額料	税抜額(税込額)	区分1	1,073,741,824 バイト (1ギガバイト) に購入残等データ量を合算したデータ量以下の場合	1,700円 (1,870円)	区分2	区分1のデータ量の最大値を超える区分1のデータ量の最大値に3,221,225,472 バイト (3ギガバイト) を合算したデータ量以下の場合	3,200円 (3,520円)	区分3	区分2のデータ量の最大値を超えた場合	4,700円 (5,170円)
区分	累計課金対象データ量			定額料										
		税抜額(税込額)												
区分1	1,073,741,824 バイト (1ギガバイト) に購入残等データ量を合算したデータ量以下の場合	1,700円 (1,870円)												
区分2	区分1のデータ量の最大値を超える区分1のデータ量の最大値に3,221,225,472 バイト (3ギガバイト) を合算したデータ量以下の場合	3,200円 (3,520円)												
区分3	区分2のデータ量の最大値を超えた場合	4,700円 (5,170円)												
	<p>キ 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線について、(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用を受ける場合、同(14)の規定によるほか、ア又はカの表の区分1から区分3に定めるデータ量の最大値及び最小値((14)の適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量を超える部分に限ります。)を、そのデータ量共有回線群を構成する他の契約者回線、5G契約者回線及び他網契約者回線に係る総量速度規制データ量を合算したデータ量を加算した値にそれぞれ読み替えて、特定データ通信段階定額制Ⅱを適用します。</p> <p>ク 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線について、(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用の廃止があった場合、廃止があった時点のその契約者回線に係る</p>													

	<p>累計課金対象データ量は、廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る定額料と同額の定額料に係るアの表の区分の次の区分に定めるデータ量の最小値として取り扱います。</p> <p>ただし、LTE契約の解除による廃止の場合、廃止があった時点のその契約者回線に係る累計課金対象データ量は、廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る定額料と同額の定額料に係るアの表の区分に定めるデータ量の最小値として取り扱います。</p> <p>ケ LTEサービスの提供を受けている契約者回線について、料金月の起算日以外の日に(ア)から(カ)に該当した場合、アの表の区分1から区分3に定めるデータ量の最大値及び最小値をそれぞれ次のとおり読み替えて、特定データ通信段階定額制Ⅱを適用します。</p> <p>(ア) 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の開始があったとき ((イ)、(オ)又は(カ)に該当するときを除きます。)。</p>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える値</th><th>読み替え後の値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値</td><td>特定データ段階定額制Ⅱの適用を開始する前の基本使用料の料金種別等に係る総量速度規制データ量（その値が1,073,741,824バイト（1ギガバイト）未満の場合は、1ギガバイトとします。）から、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（(5)、(5)の2、(6)、(6)の2又は(6)の3の取扱いを受けるものを除きます。）を差し引いた値（その値が0バイト以下の場合は、0バイトとします。）</td></tr> <tr> <td>区分2に定めるデータ量の最大値及び区分3に定めるデータ量の最小値</td><td>それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1,073,741,824バイト（1ギガバイト）を差し引いた値を加算した値</td></tr> </tbody> </table> <p>(イ) 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の開始があったとき (その申込みが特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（V）の廃止の申出と同時に行われたときに限ります。)。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える値</th><th>読み替え後の値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値</td><td>特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。）に係る、(3)の12のア又は(3)の13のアの表の区分に定めるデータ量の最大値（変更前利用データ量が5,368,709,120バイト（5ギガバイト）を超える場合は、21,474,836,480バイト（20ギガバイト）と</td></tr> </tbody> </table>	読み替える値	読み替え後の値	区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	特定データ段階定額制Ⅱの適用を開始する前の基本使用料の料金種別等に係る総量速度規制データ量（その値が1,073,741,824バイト（1ギガバイト）未満の場合は、1ギガバイトとします。）から、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（(5)、(5)の2、(6)、(6)の2又は(6)の3の取扱いを受けるものを除きます。）を差し引いた値（その値が0バイト以下の場合は、0バイトとします。）	区分2に定めるデータ量の最大値及び区分3に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1,073,741,824バイト（1ギガバイト）を差し引いた値を加算した値	読み替える値	読み替え後の値	区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。）に係る、(3)の12のア又は(3)の13のアの表の区分に定めるデータ量の最大値（変更前利用データ量が5,368,709,120バイト（5ギガバイト）を超える場合は、21,474,836,480バイト（20ギガバイト）と
読み替える値	読み替え後の値										
区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	特定データ段階定額制Ⅱの適用を開始する前の基本使用料の料金種別等に係る総量速度規制データ量（その値が1,073,741,824バイト（1ギガバイト）未満の場合は、1ギガバイトとします。）から、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（(5)、(5)の2、(6)、(6)の2又は(6)の3の取扱いを受けるものを除きます。）を差し引いた値（その値が0バイト以下の場合は、0バイトとします。）										
区分2に定めるデータ量の最大値及び区分3に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1,073,741,824バイト（1ギガバイト）を差し引いた値を加算した値										
読み替える値	読み替え後の値										
区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。）に係る、(3)の12のア又は(3)の13のアの表の区分に定めるデータ量の最大値（変更前利用データ量が5,368,709,120バイト（5ギガバイト）を超える場合は、21,474,836,480バイト（20ギガバイト）と										

		します。)から、変更前利用データ量を差し引いた値
	区分 2 に定めるデータ量の最大値及び区分 3 に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から 1,073,741,824 バイト (1 ギガバイト) を差し引いた値を加算した値
(ウ) 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている場合であって、国内通話定額の種類変更等があったとき。		
	読み替える値	読み替え後の値
	国内通話定額の種類変更等後の特定データ通信段階定額制Ⅱに係る、区分 1 に定めるデータ量の最大値及び区分 2 に定めるデータ量の最小値	国内通話定額の種類変更等があった時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量 (以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。) に係る、アの表の区分に定めるデータ量の最大値 (変更前利用データ量が 4,294,967,296 バイト (4 ギガバイト) を超える場合は、7,516,192,768 バイト (7 ギガバイト) とします。) から、変更前利用データ量を差し引いた値
	国内通話定額の種類変更等後の特定データ通信段階定額制Ⅱに係る、区分 2 に定めるデータ量の最大値及び区分 3 に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から 1,073,741,824 バイト (1 ギガバイト) を差し引いた値を加算した値
(エ) 特定データ通信段階定額制Ⅱの種類の変更があったとき。		
	読み替える値	読み替え後の値
	変更後の特定データ通信段階定額制Ⅱに係る、区分 1 に定めるデータ量の最大値及び区分 2 に定めるデータ量の最小値	種類の変更があった時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量 (以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。) に係る、アの表の区分に定めるデータ量の最大値 (変更前利用データ量が 4,294,967,296 バイト (4 ギガバイト) を超える場合は、7,516,192,768 バイト (7 ギガバイト) とします。) から、変更前利用データ量を差し引いた値
	変更後の特定データ通信段階定額制Ⅱに係る、区分 2 に定めるデータ量の最大値及び区分 3 に定めるデータ	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から 1,073,741,824 バイト (1 ギガバイト) を差し引いた値を加算した値

	量の最小値	
	(才) 契約移行と同時に特定データ通信定額制Ⅱの適用の開始があったとき（契約移行のあった日において、契約移行前の5G契約者回線について、5G約款に定めるピタット定額の適用を受けていたときに限ります。）	
	読み替える値	読み替え後の値
	区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を開始した時点までに5G契約者回線との間で行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（5G約款に定めるピタット定額に係るもの）をいいます。以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。）に係る、5G約款に定めるピタット定額のデータ通信料に関する規定（この(3)の18のアに相当する規定をいいます。）の表の区分に定めるデータ量の最大値（変更前利用データ量が4,294,967,296バイト（4ギガバイト）を超える場合は、7,516,192,768バイト（7ギガバイト）とします。）から、変更前利用データ量を差し引いた値
	区分2に定めるデータ量の最大値及び区分3に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1,073,741,824バイト（1ギガバイト）を差し引いた値を加算した値
	(力) 契約移行と同時に特定データ通信定額制Ⅱの適用の開始があったとき ((才)に該当するときを除きます。)	
	読み替える値	読み替え後の値
	区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	特定データ段階定額制Ⅱの適用を開始する前の5Gサービスの基本使用料の料金種別等に係る総量速度規制データ量（その値が1,073,741,824バイト（1ギガバイト）未満の場合は、1ギガバイトとします。）から、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を開始した時点までに5G契約者回線との間で行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（5G約款に定める次表の取扱いを受けるものを除きます。）を差し引いた値（その値が0バイト以下の場合は、0バイトとします。） データ通信総量速度規制、データ通信利用の制限の廃止に係る取扱い、総量速度規制データ量の繰越適用又はデータ通信総量速度規制の一時解除
	区分2に定めるデ	それぞれの読み替える前の値に、上欄によ

	<p>一タ量の最大値及び区分3に定めるデータ量の最小値</p> <p>り算定した読み替え後の値から1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を差し引いた値を加算した値</p>										
	<p>コ 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に使う場合に限り、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の廃止を申し出ることができます。</p> <p>サ 当社は、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信段階定額制Ⅱを廃止します。</p> <p>(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき(その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。)</p> <p>(イ) LTE契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</p> <p>(オ) 特定データ通信定額制IV又は特定データ通信定額制Vの適用の申込みがあったとき。</p> <p>シ サの規定により、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。</p>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>特定データ通信段階定額制Ⅱの適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2から4以外により特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を廃止したとき。</td><td>その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。</td><td>その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>3 LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</td><td>そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>4 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を廃止する申出又は特定データ通信定額制</td><td>その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段</td></tr> </tbody> </table>	区分	特定データ通信段階定額制Ⅱの適用	1 2から4以外により特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の対象とします。	2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の対象とします。	3 LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の対象とします。	4 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を廃止する申出又は特定データ通信定額制	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段
区分	特定データ通信段階定額制Ⅱの適用										
1 2から4以外により特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の対象とします。										
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の対象とします。										
3 LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の対象とします。										
4 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を廃止する申出又は特定データ通信定額制	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段										

	<p>IV若しくは特定データ通信定額制Ⅴの適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間のLTEサービスの種類の変更と同時に行われたとき。</p> <p>ス 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。</p> <p>(ア) エの表の規定により特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を開始したとき。</p> <p>(イ) オの規定により特定データ通信段階定額制Ⅱの種類を変更したとき。</p> <p>(ウ) シの表の区分2(LTE契約の解除(契約移行に係るものに限ります。)に限ります。)、区分3又は区分4の規定により特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を廃止したとき。</p> <p>(エ) 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に国内通話定額の種類変更等があったとき。</p>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>起算日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td><td>その料金月の初日(その料金月において、スの(ア)、(イ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信段階定額制Ⅱの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信段階定額制Ⅱの適用開始又は国内通話定額の種類変更等日とします。)</td></tr> <tr> <td>適用終了日</td><td>その料金月の末日(その料金月において、スの(イ)、(ウ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信段階定額制Ⅱの適用終了日の前日、シの表のその事由が生じた日の前日又は国内通話定額の種類変更等日の前日とします。)</td></tr> </tbody> </table> <p>セ スまでの規定にかかわらず、次表に定める種類の特定データ通信段階定額制Ⅱの適用又は同種類への変更を新たに申し込むことはできません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新auピタットプラン</td></tr> </tbody> </table>	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、スの(ア)、(イ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信段階定額制Ⅱの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信段階定額制Ⅱの適用開始又は国内通話定額の種類変更等日とします。)	適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、スの(イ)、(ウ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信段階定額制Ⅱの適用終了日の前日、シの表のその事由が生じた日の前日又は国内通話定額の種類変更等日の前日とします。)	種類	新auピタットプラン
区分	起算日								
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、スの(ア)、(イ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信段階定額制Ⅱの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信段階定額制Ⅱの適用開始又は国内通話定額の種類変更等日とします。)								
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、スの(イ)、(ウ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信段階定額制Ⅱの適用終了日の前日、シの表のその事由が生じた日の前日又は国内通話定額の種類変更等日の前日とします。)								
種類									
新auピタットプラン									
(3)の19 特定のデータ通信への定額額制の適用 (auフラットプランプラス)	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申出により、そのLTEデュアルの契約者回線との間のデータ通信(KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。)について、次表に規定する定額料(ケの</p>								

規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)を適用する取扱い(以下「特定データ通信定額制IV」といいます。)を行います。

この場合において、特定データ通信定額制IVには次表に定める種類があり、LTE契約者は、基本使用料の料金種別に応じて、そのいずれかを選択していただきます。

1 契約ごとに月額

種類	定額料
	税抜額(税込額)
a u フラットプラン7プラスN	4,200円(4,620円)
a u フラットプラン7プラス	4,200円(4,620円)

イ 特定データ通信段階定額制IIは、LTEデュアルの契約者回線であって、次の全てを満たすものに限り、選択することができます。

(ア) 基本使用料の料金種別が次表に定めるもの(以下この欄において「対象プラン」といいます。)であること。

種類	基本使用料の料金種別
a u フラットプラン7プラスN	標準プランN
a u フラットプラン7プラス	標準プラン

(イ) 特定データ通信段階定額制II又は特定データ通信定額制Vの適用を受けていないこと。

(ウ) LTE NET for DATA機能の提供を受けていないこと。

(エ) 通信識別機能の適用について、承諾していること。

ウ データ通信料の月間累計は、特定データ通信定額制IVの種類ごと、基本使用料の料金種別ごと並びに国内通話定額の適用の有無及び適用を受ける場合はその種類ごとに、料金月単位で行います。

エ 特定データ通信定額制IVの適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信定額制IVの適用の開始
1 特定データ通信定額制IVの申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信定額制IVの申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信定額制IVの申込みが、LTEサービスの種類の変更(LTEデュアルへの変更又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間の変更に	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日

	限ります。)に係る請求と同時に行われたとき。						
	4 特定データ通信定額制IVの申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のものを除きます。)に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があつた日					
	5 特定データ通信定額制IVの申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日					
オ LTE契約者は、特定データ通信定額制IVの種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制IVの取扱いについては、次表のとおりとします。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>変更後の特定データ通信定額制IVの適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) (イ)以外の場合</td><td>その請求があつた日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制IVを適用します。</td></tr> <tr> <td>(イ) 端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものである場合</td><td>その請求があつた日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制IVを適用します。</td></tr> </tbody> </table>		区分	変更後の特定データ通信定額制IVの適用	(ア) (イ)以外の場合	その請求があつた日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制IVを適用します。	(イ) 端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものである場合	その請求があつた日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制IVを適用します。
区分	変更後の特定データ通信定額制IVの適用						
(ア) (イ)以外の場合	その請求があつた日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制IVを適用します。						
(イ) 端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものである場合	その請求があつた日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制IVを適用します。						
カ 特定データ通信定額制IVの適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に使う場合に限り、特定データ通信定額制IVの適用の廃止を申し出ることができます。							
キ 当社は、特定データ通信定額制IVの適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制IVの適用を廃止する申出があつた場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制IVを廃止します。							
(ア) LTEサービスの利用の一時休止があつたとき(その一時休止日を含む料金月において再利用を行つたときを除きます。)							
(イ) LTE契約の解除があつたとき。							
(ウ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があつたとき。							
(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があつたとき。							
(オ) 特定データ通信段階定額制II又は特定データ通信定額制Vの適用の申込みがあつたとき。							
ク キの規定により、特定データ通信定額制IVの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。							
この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制IVの適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。							

	区分	特定データ通信定額制IVの適用
1	2から4以外により特定データ通信定額制IVの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制IVの適用の対象とします。
2	LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制IVの適用の対象とします。
3	LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制IVの適用の対象とします。
4	特定データ通信定額制IVの適用を廃止する申出又は特定データ通信段階定額制II若しくは特定データ通信定額制Vの適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間のLTEサービスの種類の変更と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制IVの適用の対象とします。
ケ	特定データ通信定額制IVを選択した契約者は、サに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。	
コ	次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。 (ア) エの表の規定により特定データ通信定額制IVの適用を開始したとき。 (イ) オの規定により特定データ通信定額制IVの種類を変更したとき。 (ウ) クの表の区分2(LTE契約の解除(契約移行に係るものに限ります。)に限ります。)、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制IVの適用を廃止したとき。 (エ) 特定データ通信定額制IVの適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に国内通話定額の種類変更等があったとき。	
	区分	起算日

	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、コの(ア)、(イ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制IVの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制IVの適用開始又は国内通話定額の種類変更等日とします。）																
	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、コの(イ)、(ウ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制IVの適用終了日、クの表のその事由が生じた日の前日又は国内通話定額の種類変更等日の前日とします。）																
サ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。																		
この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。																		
シ サまでの規定にかかわらず、特定データ通信定額制IVの適用又はその種類の変更を新たに申し込むことはできません。																		
(3)の20 特定のデータ通信への定額額制の適用 (データMAXプラン)	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申出により、そのLTEデュアルの契約者回線との間のデータ通信（KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（コの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信定額制V」といいます。）を行います。</p> <p>この場合において、特定データ通信定額制Vには次表に定める種類があり、LTE契約者は、基本使用料の料金種別に応じて、そのいずれかを選択していただきます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">1 契約ごとに月額</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>定額料</th> </tr> <tr> <th></th> <th>税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使い放題MAX 4G</td> <td>5,200円(5,720円)</td> </tr> <tr> <td>使い放題MAX 4G Netflixパック</td> <td>6,200円(6,820円)</td> </tr> <tr> <td>使い放題MAX 4G Netflixパック(P)</td> <td>6,200円(6,820円)</td> </tr> <tr> <td>使い放題MAX 4G DAZNパック</td> <td>6,200円(6,820円)</td> </tr> <tr> <td>使い放題MAX 4G テレビパック</td> <td>6,900円(7,590円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 特定データ通信段階定額制IIは、LTEデュアルの契約者回線であって、次の全てを満たすものに限り、選択することができます。</p>		1 契約ごとに月額		種類	定額料		税抜額(税込額)	使い放題MAX 4G	5,200円(5,720円)	使い放題MAX 4G Netflixパック	6,200円(6,820円)	使い放題MAX 4G Netflixパック(P)	6,200円(6,820円)	使い放題MAX 4G DAZNパック	6,200円(6,820円)	使い放題MAX 4G テレビパック	6,900円(7,590円)
1 契約ごとに月額																		
種類	定額料																	
	税抜額(税込額)																	
使い放題MAX 4G	5,200円(5,720円)																	
使い放題MAX 4G Netflixパック	6,200円(6,820円)																	
使い放題MAX 4G Netflixパック(P)	6,200円(6,820円)																	
使い放題MAX 4G DAZNパック	6,200円(6,820円)																	
使い放題MAX 4G テレビパック	6,900円(7,590円)																	

	<p>きます。</p> <p>(ア) 基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といいます。）であること。</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>基本使用料の料金種別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下欄以外のもの（以下「データMAX 定額2」といいます。）</td><td>標準プラン2</td></tr> <tr> <td>データMAX 4G LTE、データMAX 4G LTE Netflixパック、データMAX 4G LTE テレビパック、auデータMAX プランPro、auデータMAX プラン Netflixパック</td><td>標準プランN</td></tr> <tr> <td>auデータMAX プラン</td><td>標準プラン</td></tr> </tbody> </table>	種類	基本使用料の料金種別	下欄以外のもの（以下「データMAX 定額2」といいます。）	標準プラン2	データMAX 4G LTE、データMAX 4G LTE Netflixパック、データMAX 4G LTE テレビパック、auデータMAX プランPro、auデータMAX プラン Netflixパック	標準プランN	auデータMAX プラン	標準プラン				
種類	基本使用料の料金種別												
下欄以外のもの（以下「データMAX 定額2」といいます。）	標準プラン2												
データMAX 4G LTE、データMAX 4G LTE Netflixパック、データMAX 4G LTE テレビパック、auデータMAX プランPro、auデータMAX プラン Netflixパック	標準プランN												
auデータMAX プラン	標準プラン												
	<p>(イ) 特定データ通信段階定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けていないこと。</p> <p>(ウ) LTE NET for DATA機能の提供を受けていないこと。</p> <p>(エ) 通信識別機能の適用について、承諾していること。</p>												
ウ	データ通信料の月間累計は、特定データ通信定額制Vの種類ごと、基本使用料の料金種別ごと並びに国内通話定額の適用の有無及び適用を受ける場合はその種類ごとに、料金月単位で行います。												
エ	<p>特定データ通信定額制Vの適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>特定データ通信定額制Vの適用の開始</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 特定データ通信定額制Vの申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。</td><td>そのLTEサービスの提供を開始した日</td></tr> <tr> <td>2 特定データ通信定額制Vの申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。</td><td>そのLTEサービスの再利用を開始した日</td></tr> <tr> <td>3 特定データ通信定額制Vの申込みが、LTEサービスの種類の変更（LTEデュアルへの変更又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間の変更に限ります。）に係る請求と同時に行われたとき。</td><td>その変更後のLTEサービスの提供を開始した日</td></tr> <tr> <td>4 特定データ通信定額制Vの申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき。</td><td>料金種別の変更があった日</td></tr> <tr> <td>5 特定データ通信定額制Vの申込みが、</td><td>その申込みを当社</td></tr> </tbody> </table>	区分	特定データ通信定額制Vの適用の開始	1 特定データ通信定額制Vの申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日	2 特定データ通信定額制Vの申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日	3 特定データ通信定額制Vの申込みが、LTEサービスの種類の変更（LTEデュアルへの変更又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間の変更に限ります。）に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日	4 特定データ通信定額制Vの申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日	5 特定データ通信定額制Vの申込みが、	その申込みを当社
区分	特定データ通信定額制Vの適用の開始												
1 特定データ通信定額制Vの申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日												
2 特定データ通信定額制Vの申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日												
3 特定データ通信定額制Vの申込みが、LTEサービスの種類の変更（LTEデュアルへの変更又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間の変更に限ります。）に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日												
4 特定データ通信定額制Vの申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日												
5 特定データ通信定額制Vの申込みが、	その申込みを当社												

	端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	が承諾した日
オ LTE契約者は、特定データ通信定額制Vの種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制の取扱いについては、次表のとおりとします。		
	区分	変更後の特定データ通信定額制Vの適用
(ア) (イ)以外の場合		その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Vを適用します。
(イ) 端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものである場合		その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Vを適用します。
カ 特定データ通信定額制Vの適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に使う場合に限り、特定データ通信定額制Vの適用の廃止を申し出ることができます。		
キ 当社は、特定データ通信定額制Vの適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Vの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Vを廃止します。		
(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。		
(イ) LTE契約の解除があったとき。		
(ウ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。		
(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。		
(オ) 特定データ通信段階定額制II又は特定データ通信定額制IVの適用の申込みがあったとき。		
ク キの規定により、特定データ通信定額制Vの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。		
この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Vの適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。		
	区分	特定データ通信定額制Vの適用
1 2から4以外により特定データ通信定額制Vの適用を廃止したとき。		その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Vの適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の		その一時休止日又は契約解除

	一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Vの適用の対象とします。						
	3 LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Vの適用の対象とします。						
	4 特定データ通信定額制Vの適用を廃止する申出又は特定データ通信段階定額制II若しくは特定データ通信定額制IVの適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間のLTEサービスの種類の変更と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Vの適用の対象とします。						
ケ 特定データ通信定額制Vを選択した契約者は、ソに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。								
コ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。 (ア) エの表の規定により特定データ通信定額制IVの適用を開始したとき。 (イ) オの規定により特定データ通信定額制Vの種類を変更したとき。 (ウ) クの表の区分2(LTE契約の解除(契約移行に係るものに限ります。)に限ります。)、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制Vの適用を廃止したとき。 (エ) 特定データ通信定額制IVの適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に国内通話定額の種類変更等があったとき。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>起算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td> <td>その料金月の初日(その料金月において、コの(ア)、(イ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Vの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Vの適用開始又は国内通話定額の種類変更等日とします。)</td> </tr> <tr> <td>適用終了日</td> <td>その料金月の末日(その料金月において、コの</td> </tr> </tbody> </table>			区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、コの(ア)、(イ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Vの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Vの適用開始又は国内通話定額の種類変更等日とします。)	適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、コの
区分	起算日							
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、コの(ア)、(イ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Vの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Vの適用開始又は国内通話定額の種類変更等日とします。)							
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、コの							

(イ)、(ウ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Vの適用終了日、クの表のその事由が生じた日の前日又は国内通話定額の種類変更等日の前日とします。)

サ 当社は、データMAX定額（データMAX定額2又はデータMAX定額1（データMAX 4G LTE、データMAX 4G LTE Netflexパック及びデータMAX 4G LTE テレビパックをいいます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）の適用を受けている契約者回線との間のデータ通信に関する料金について、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量が次表に定める値以下である場合、同表に定める額（以下この欄において「割引額」といい、コの規定により定額料を日割りした場合は、その日数に応じて割引額を日割りした額とします。）の割引（以下「小容量利用割引」といいます。）を行います。

(ア) データMAX定額2の適用を受けている場合

累計課金対象データ量	割引額
	税抜額(税込額)
3,221,225,472 バイト（3ギガバイト）	1,500 円(1,650 円)

(イ) データMAX定額1の適用を受けている場合

累計課金対象データ量	割引額
	税抜額(税込額)
2,147,483,648 バイト（2ギガバイト）	1,480 円(1,628 円)

シ データMAX定額の種類の変更があった場合又は契約移行があった場合（契約移行のあった日を含む料金月において、5G 約款に定めるデータMAX定額の適用を受けている場合に限ります。）、種類の変更前の契約者回線又は契約移行前の5G契約者回線との間のデータ通信に係る累計課金対象データ量を、サに定める累課金対象データ量に合算します。

ス 小容量利用割引の割引額の日割り計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

セ 小容量利用割引は、その料金月のau（LTE）通信サービスの料金から減算することにより行います。

ソ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。

この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

タ アの表に規定するほか、特定データ通信定額制Vには、次表に定める種類があります。

	<p>ただし、ソまでの規定にかかわらず、この種類の特定データ通信定額制Vの適用又は同種類への変更を申し込むことはできません。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>定額料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>税抜額(税込額)</td></tr> <tr> <td>データMAX 4G LTE</td><td>6,200円(6,820円)</td></tr> <tr> <td>データMAX 4G LTE Net flixパック</td><td>7,200円(7,920円)</td></tr> <tr> <td>データMAX 4G LTE テレビパック</td><td>7,900円(8,690円)</td></tr> <tr> <td>auデータMAXプランPro</td><td>6,200円(6,820円)</td></tr> <tr> <td>auデータMAXプランNetflixパック</td><td>6,600円(7,260円)</td></tr> <tr> <td>auデータMAXプラン</td><td>7,700円(8,470円)</td></tr> </tbody> </table>	種類	定額料		税抜額(税込額)	データMAX 4G LTE	6,200円(6,820円)	データMAX 4G LTE Net flixパック	7,200円(7,920円)	データMAX 4G LTE テレビパック	7,900円(8,690円)	auデータMAXプランPro	6,200円(6,820円)	auデータMAXプランNetflixパック	6,600円(7,260円)	auデータMAXプラン	7,700円(8,470円)
種類	定額料																
	税抜額(税込額)																
データMAX 4G LTE	6,200円(6,820円)																
データMAX 4G LTE Net flixパック	7,200円(7,920円)																
データMAX 4G LTE テレビパック	7,900円(8,690円)																
auデータMAXプランPro	6,200円(6,820円)																
auデータMAXプランNetflixパック	6,600円(7,260円)																
auデータMAXプラン	7,700円(8,470円)																
(3)の21 特定のデータ通信への定額額制の適用 (auフラットプランN)	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申出により、そのLTEデュアルの契約者回線との間のデータ通信(KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。)について、次表に規定する定額料(ケの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)を適用する取扱い(以下「特定データ通信定額制VI」といいます。)を行います。</p> <p>この場合において、特定データ通信定額制VIには次表に定める種類があり、LTE契約者は、基本使用料の料金種別に応じて、そのいずれかを選択していただきます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>定額料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>税抜額(税込額)</td></tr> <tr> <td>auフラットプラン20N</td><td>4,720円(5,192円)</td></tr> <tr> <td>auフラットプラン25 Net flixパックN</td><td>5,870円(6,457円)</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 特定データ通信定額制VIは、LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの(以下この欄において「対象プラン」といいます。)に限り、選択することができます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンプルN、カケホN、スーパーカケホN</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ データ通信料の月間累計は、特定データ通信定額制VIの種類ごと、基本使用料の料金種別ごと並びに国内通話定額の適用の有無及び適用を受ける場合はその種類ごとに、料金月単位で行います。</p> <p>エ 特定データ通信定額制VIの適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p>	種類	定額料		税抜額(税込額)	auフラットプラン20N	4,720円(5,192円)	auフラットプラン25 Net flixパックN	5,870円(6,457円)	基本使用料の料金種別	シンプルN、カケホN、スーパーカケホN						
種類	定額料																
	税抜額(税込額)																
auフラットプラン20N	4,720円(5,192円)																
auフラットプラン25 Net flixパックN	5,870円(6,457円)																
基本使用料の料金種別																	
シンプルN、カケホN、スーパーカケホN																	

	<p>ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>特定データ通信定額制VIの適用の開始</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 特定データ通信定額制VIの申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。</td><td>そのLTEサービスの提供を開始した日</td></tr> <tr> <td>2 特定データ通信定額制VIの申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。</td><td>そのLTEサービスの再利用を開始した日</td></tr> <tr> <td>3 特定データ通信定額制VIの申込みが、LTEサービスの種類の変更(LTEデュアルへの変更又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間の変更に限ります。)に係る請求と同時に行われたとき。</td><td>その変更後のLTEサービスの提供を開始した日</td></tr> <tr> <td>4 特定データ通信定額制VIの申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のものを除きます。)に係る請求と同時に行われたとき。</td><td>料金種別の変更があった日</td></tr> <tr> <td>5 特定データ通信定額制VIの申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。</td><td>その申込みを当社が承諾した日</td></tr> </tbody> </table>	区分	特定データ通信定額制VIの適用の開始	1 特定データ通信定額制VIの申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日	2 特定データ通信定額制VIの申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日	3 特定データ通信定額制VIの申込みが、LTEサービスの種類の変更(LTEデュアルへの変更又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間の変更に限ります。)に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日	4 特定データ通信定額制VIの申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のものを除きます。)に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日	5 特定データ通信定額制VIの申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
区分	特定データ通信定額制VIの適用の開始												
1 特定データ通信定額制VIの申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日												
2 特定データ通信定額制VIの申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日												
3 特定データ通信定額制VIの申込みが、LTEサービスの種類の変更(LTEデュアルへの変更又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間の変更に限ります。)に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日												
4 特定データ通信定額制VIの申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のものを除きます。)に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日												
5 特定データ通信定額制VIの申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日												
オ	LTE契約者は、特定データ通信定額制VIの種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制VIの取扱いについては、次表のとおりとします。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>変更後の特定データ通信定額制VIの適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) (イ)以外の場合</td><td>その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制VIを適用します。</td></tr> <tr> <td>(イ) 端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものである場合</td><td>その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制VIを適用します。</td></tr> </tbody> </table>	区分	変更後の特定データ通信定額制VIの適用	(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制VIを適用します。	(イ) 端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものである場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制VIを適用します。						
区分	変更後の特定データ通信定額制VIの適用												
(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制VIを適用します。												
(イ) 端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものである場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制VIを適用します。												
カ	特定データ通信定額制VIの適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信定額制VIの適用の廃止を申し出ることができます。												
キ	当社は、特定データ通信定額制VIの適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制VIの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制VIを廃止します。												

	<p>(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。</p> <p>(イ) LTE契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</p> <p>ク キの規定により、特定データ通信定額制VIの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制VIの適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。</p>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>特定データ通信定額制VIの適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2から4以外により特定データ通信定額制VIの適用を廃止したとき。</td> <td>その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制VIの適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td>2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。</td> <td>その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制VIの適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td>3 LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</td> <td>そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制VIの適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td>4 特定データ通信定額制VIの適用を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間のLTEサービスの種類の変更と同時に行われたとき。</td> <td>その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制VIの適用の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ケ 特定データ通信定額制VIを選択した契約者は、サに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。</p> <p>コ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。</p> <p>(ア) エの表の規定により特定データ通信定額制VIの適用を開</p>	区分	特定データ通信定額制VIの適用	1 2から4以外により特定データ通信定額制VIの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制VIの適用の対象とします。	2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制VIの適用の対象とします。	3 LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制VIの適用の対象とします。	4 特定データ通信定額制VIの適用を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間のLTEサービスの種類の変更と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制VIの適用の対象とします。
区分	特定データ通信定額制VIの適用										
1 2から4以外により特定データ通信定額制VIの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制VIの適用の対象とします。										
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制VIの適用の対象とします。										
3 LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制VIの適用の対象とします。										
4 特定データ通信定額制VIの適用を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間のLTEサービスの種類の変更と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制VIの適用の対象とします。										

	<p>始したとき。</p> <p>(イ) オの規定により特定データ通信定額制VIの種類を変更したとき。</p> <p>(ウ) クの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制VIの適用を廃止したとき。</p> <p>(エ) 特定データ通信定額制VIの適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に基本使用料の料金種別の変更（対象プラン間のものに限ります。）があったとき</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>起算日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td><td>その料金月の初日（その料金月において、コの（ア）、（イ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制VIの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制VIの適用開始又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）</td></tr> <tr> <td>適用終了日</td><td>その料金月の末日（その料金月において、コの（イ）、（ウ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制VIの適用終了日、クの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）</td></tr> </tbody> </table>	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、コの（ア）、（イ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制VIの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制VIの適用開始又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、コの（イ）、（ウ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制VIの適用終了日、クの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）
区分	起算日						
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、コの（ア）、（イ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制VIの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制VIの適用開始又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）						
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、コの（イ）、（ウ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制VIの適用終了日、クの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）						
	<p>サ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>シ サまでの規定にかかわらず、特定データ通信定額制VIの適用又はその種類の変更を新たに申し込むことはできません。</p>						
(3)の22 特定のデータ通信への2段階定額制の適用 (ダブル定額N(ケータイ))	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申出により、（ア）に定める定額料を支払った場合に、そのLTEサービス（第1種LTEデュアル又は第2種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、2（料金額）の規定に代えて、（イ）に定める適用額により算定した額（以下この欄において「算定額」といいます。）から、（ア）に定める控除可能額（ケの規定により控除可能額を日割りした場合は、その額とし、算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。）を差し引いた額（その額が（ア）に定める上限定額料（クの規定により上限定額料を日割りした場合は、その額とします。）以上となる場合は、上限定額料</p>						

をその額とします。)を適用する取扱い(以下「特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)」を行います。

(ア) 定額料、控除可能額及び上限定額料

1 契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額(税込額)
定額料	500円(550円)
控除可能額	205円(225.5円)
上限定額料	3,700円(4,070円)

(イ) 適用額

1 課金対象データごとに

区分	料金額
	税抜額(税込額)
適用額	0.02円(0.022円)

イ 特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)は、LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの(以下この欄において「対象プラン」といいます。)に限り、選択することができます。

基本使用料の料金種別
VKプランS(N)、VKプランM(N)

ウ データ通信料の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。

エ 特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用の開始
1 特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の申込みが、LTEサービスの種類の変更(LTEデュアルへの変更又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間の変更に限ります。)に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日

	<p>4 特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものを除きます。）に係る請求と同時に行われたとき。</p> <p>5 特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ）の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。</p>	料金種別の変更があつた日 その申込みを当社が承諾した日						
	<p>オ 特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ）の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ）の適用の廃止を申し出ることができます。</p> <p>カ 当社は、特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ）を廃止する申出があつた場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ）の適用を廃止します。</p> <p>(ア) LTEサービスの利用の一時休止があつたとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行つたときを除きます。）。</p> <p>(イ) LTE契約の解除があつたとき。</p> <p>(ウ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があつたとき。</p> <p>(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があつたとき。</p>							
	<p>キ カの規定により、特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ）の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。</p>							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ）の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2から4以外により特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ）の適用を廃止したとき。</td><td>その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ）の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があつたとき。</td><td>その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ）の適用の対象とします。</td></tr> </tbody> </table>	区分	特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ）の適用	1 2から4以外により特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ）の適用の対象とします。	2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があつたとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ）の適用の対象とします。	
区分	特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ）の適用							
1 2から4以外により特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ）の適用の対象とします。							
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があつたとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ）の適用の対象とします。							

	<p>3 LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</p>	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制II（ケータイ）の適用の対象とします。						
	<p>4 特定データ通信2段階定額制II（ケータイ）の適用を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間のLTEサービスの種類の変更と同時に行われたとき。</p>	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制II（ケータイ）の適用の対象とします。						
ク 特定データ通信2段階定額制II（ケータイ）を選択した契約者は、サに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料及び上限定額料の支払いを要します。								
ケ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料、控除可能額及び上限定額料の日割りを行います。								
<p>(ア) エの表の規定により特定データ通信2段階定額制II（ケータイ）の適用を開始したとき。</p> <p>(イ) キの表の区分2（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3又は区分4の規定により特定データ通信2段階定額制II（ケータイ）の適用を廃止したとき。</p> <p>(ウ) 特定データ通信2段階定額制II（ケータイ）の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に基本使用料の料金種別の変更（対象プラン間のものに限ります。）があったとき。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>起算日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td><td>その料金月の初日（その料金月において、ケの(ア)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信2段階定額制II（ケータイ）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）</td></tr> <tr> <td>適用終了日</td><td>その料金月の末日（その料金月において、ケの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれキの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）</td></tr> </tbody> </table> <p>コ 控除可能額の日割り計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>サ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日に</p>			区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、ケの(ア)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信2段階定額制II（ケータイ）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、ケの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれキの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）
区分	起算日							
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、ケの(ア)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信2段階定額制II（ケータイ）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）							
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、ケの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれキの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）							

	<p>わたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>シ サまでの規定にかかわらず、特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ）の適用を新たに申し込むことはできません。</p>														
(3)の23 VKプランE (N)の契約者回線に係るデータ通信料の適用	<p>ア 当社は、基本使用料の料金種別がVKプランE (N)の契約者回線との間のデータ通信（KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、2(料金額)の規定に代えて、(ア)に定める適用額により算定した額（以下この欄において「算定額」といいます。）から、(イ)に定める控除可能額（キの規定により控除可能額を日割りした場合は、その額とし、算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。）を差し引いた額（その額が(イ)に定める上限定額料（キの規定により上限定額料を日割りした場合は、その額とします。）以上となる場合は、上限定額料をその額とします。）を適用する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を行います。</p> <p>(ア) 適用額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">1 課金対象データごとに</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>0.04円(0.044円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 控除可能額及び上限定額料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">1 契約ごとに月額</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>控除可能額</td> <td>820円(902円)</td> </tr> <tr> <td>上限定額料</td> <td>4,200円(4,620円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>ウ 本取扱いの適用の開始は、その契約者回線においてVKプランE (N)の適用を開始した時点からとします。</p> <p>エ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。</p> <p>(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。</p> <p>(イ) LTE契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p>	1 課金対象データごとに		区分	料金額	適用額	0.04円(0.044円)	1 契約ごとに月額		区分	料金額	控除可能額	820円(902円)	上限定額料	4,200円(4,620円)
1 課金対象データごとに															
区分	料金額														
適用額	0.04円(0.044円)														
1 契約ごとに月額															
区分	料金額														
控除可能額	820円(902円)														
上限定額料	4,200円(4,620円)														

	<p>(エ) VKプランE（N）以外への料金種別の変更があったとき。</p> <p>オ エの規定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>本取扱いの適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。</td><td>その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、本取扱いの適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>2 LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</td><td>そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、本取扱いの適用の対象とします。</td></tr> </tbody> </table> <p>カ 本取扱いの適用を受ける契約者は、1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する上限定額料の支払いを要します。</p> <p>キ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する控除可能額及び上限定額料の日割りを行います。</p> <p>(ア) ウの規定により本取扱いの適用を開始したとき。</p> <p>(イ) オの表の区分1（LTE契約の解除（契約移行に係るものに限ります。）又は区分2の規定により本取扱いの適用を廃止したとき。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>起算日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td><td>その料金月の初日（その料金月において、キの（ア）に該当することとなったときは、その適用を開始した日とします。）</td></tr> <tr> <td>適用終了日</td><td>その料金月の末日（その料金月において、キの（イ）に該当することとなったときは、それぞれオの表のその事由が生じた日の前日とします。）</td></tr> </tbody> </table> <p>ク 控除可能額の日割り計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>(3)の24 特定データ通信定額の取扱いに係る特定サービスの利用に関する取扱い</p> <p>ア 契約者は、次表に定める特定データ通信定額の取扱いの適用を受けている契約者回線について、Amazonジャパン合同会社が提供するAmazonプライムを利用することができます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定データ通信定額の取扱い</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使い放題MAX 4G Netflixパック（P）</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 契約者は、その契約者回線に係る情報及びAmazonプライムに係る契約情報を、当社、KDDI株式会社及びAmazonジャパン合同会社との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p> <p>ウ Amazonプライムの利用に係る手続き及び提供条件等については、当社及びAmazonジャパン合同会社が別に定め</p>	区分	本取扱いの適用	1 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、本取扱いの適用の対象とします。	2 LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、本取扱いの適用の対象とします。	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、キの（ア）に該当することとなったときは、その適用を開始した日とします。）	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、キの（イ）に該当することとなったときは、それぞれオの表のその事由が生じた日の前日とします。）	特定データ通信定額の取扱い	使い放題MAX 4G Netflixパック（P）
区分	本取扱いの適用														
1 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、本取扱いの適用の対象とします。														
2 LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、本取扱いの適用の対象とします。														
区分	起算日														
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、キの（ア）に該当することとなったときは、その適用を開始した日とします。）														
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、キの（イ）に該当することとなったときは、それぞれオの表のその事由が生じた日の前日とします。）														
特定データ通信定額の取扱い															
使い放題MAX 4G Netflixパック（P）															

	るところによります。																				
(3)の25 特定データ通信定額の取扱いに係る特定サービスを条件とする割引の適用	<p>ア 当社は、(1)に定める特定データ通信定額の取扱い（以下この欄において「対象データ通信定額」といいます。）の適用を受けている契約者回線(1)に定める対象サービスの提供を受けているものに限ります。）について、この約款の規定により支払いを要することとされるau（LTE）通信サービスの料金（以下、この欄において「au利用料金」といいます。）から(2)に定める額（以下この欄において「割引額」といい、エの規定により割引額を日割りした場合はその額とします。）を割引きます。</p> <p>この場合において、au利用料金が割引額に満たない場合は、割引額からau利用料金を差し引いた額を、au利用料金と合算して請求されることとなる料金から割引きます。</p> <p>(1) 特定データ通信定額の取扱い及び対象サービス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定データ通信定額の取扱い</th><th>対象サービス</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使い放題MAX 4G Net flixパック、使い放題MAX 4G Net flixパック（P）、データMAX 4G LTE Net flixパック、auフラットプラン 25Net flixパックN</td><td>Net flixサービス TELASA（見放題プラン）</td></tr> <tr> <td>使い放題MAX 4G DAZNパック</td><td>DAZN（月間プラン）</td></tr> <tr> <td>使い放題MAX 4G テレビパック、データMAX 4G LTE テレビパック</td><td>TELASA（見放題プラン） Paraviベーシックプラン FODプレミアム</td></tr> <tr> <td>auデータMAXプラン Net flixパック</td><td>Net flixサービス</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 対象サービスは、それぞれ次表の右欄の者（以下この(3)の25において対象サービス提供者といいます。）が提供するサービスをいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>Net flixサービス</th><th>Net flix株式会社</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TELASA（見放題プラン）</td><td>TELASA株式会社</td></tr> <tr> <td>DAZN（月間プラン）</td><td>DAZN Limited</td></tr> <tr> <td>Paraviベーシックプラン</td><td>株式会社プレミアム・プラットフォーム・ジャパン</td></tr> <tr> <td>FODプレミアム</td><td>株式会社フジテレビジョン</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 割引額</p>	特定データ通信定額の取扱い	対象サービス	使い放題MAX 4G Net flixパック、使い放題MAX 4G Net flixパック（P）、データMAX 4G LTE Net flixパック、auフラットプラン 25Net flixパックN	Net flixサービス TELASA（見放題プラン）	使い放題MAX 4G DAZNパック	DAZN（月間プラン）	使い放題MAX 4G テレビパック、データMAX 4G LTE テレビパック	TELASA（見放題プラン） Paraviベーシックプラン FODプレミアム	auデータMAXプラン Net flixパック	Net flixサービス	Net flixサービス	Net flix株式会社	TELASA（見放題プラン）	TELASA株式会社	DAZN（月間プラン）	DAZN Limited	Paraviベーシックプラン	株式会社プレミアム・プラットフォーム・ジャパン	FODプレミアム	株式会社フジテレビジョン
特定データ通信定額の取扱い	対象サービス																				
使い放題MAX 4G Net flixパック、使い放題MAX 4G Net flixパック（P）、データMAX 4G LTE Net flixパック、auフラットプラン 25Net flixパックN	Net flixサービス TELASA（見放題プラン）																				
使い放題MAX 4G DAZNパック	DAZN（月間プラン）																				
使い放題MAX 4G テレビパック、データMAX 4G LTE テレビパック	TELASA（見放題プラン） Paraviベーシックプラン FODプレミアム																				
auデータMAXプラン Net flixパック	Net flixサービス																				
Net flixサービス	Net flix株式会社																				
TELASA（見放題プラン）	TELASA株式会社																				
DAZN（月間プラン）	DAZN Limited																				
Paraviベーシックプラン	株式会社プレミアム・プラットフォーム・ジャパン																				
FODプレミアム	株式会社フジテレビジョン																				

1 契約ごとに月額	
対象サービス	割引額 税抜額(税込額)
Netflixサービス	900 円 (990 円)
TELASA (見放題プラン)	562 円 (618.2 円)
DAZN (月間プラン)	2,728 円 (3,000 円)
Paravi ベーシックプラン	924 円 (1,017 円)
FODプレミアム	888 円 (976.8 円)

イ アに定める取扱い（以下この欄において「本割引」といいます。）は、当社が別に定める方法により手続きを行うことで、適用を受けることができます。

ウ 本割引の計算は、料金月単位で行います。

エ アの表に定める対象サービスに係る月額料金の日割りが行われる場合、その日割りに係る日数に応じて、その対象サービスの欄に定める割引額を日割りします。

オオ アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、その対象サービスに対応する対象特定データ通信定額の適用を受けていない場合、その料金月については、本割引（その対象サービスの欄に定めるものに限ります。）を適用しません。

カ 次表に定めるもの以外の対象データ通信定額に係るオの取扱い（TELASA (見放題プラン) 又はNetflixサービスに係るものに限ります。）は、オ中「その料金月の末日」を「対象サービス提供者が定める、対象サービスに係る月額料金の課金日とされる日」に読み替えて適用します。

使い放題MAX 4G テレビパック、データMAX 4G LTE テレビパック

キ オ又はカの規定のほか、対象サービス提供者が定める対象サービスに係る月額料金の支払いを要しない期間については、本割引（その対象サービスの欄に定めるものに限ります。）を適用しません。

ク 同一の料金月において、1の対象サービスに係る月額料金の支払いを複数回要することとなった場合、その回数に応じて、キまでの規定に基づきその対象サービスに係る本割引を適用します。

ケ 契約者は、当社が本割引の適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報並びに対象サービスに係る契約情報を、当社、KDDI株式会社、対象サービス提供者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。

コ 本割引に関するその他の提供条件並びに本割引の適用を受ける場合の対象サービスに関する提供条件等については、対象サービス提供者及び当社が別に定めるところによります。

(3)の26 LTEデュアル係る特定サービスを条件とする割引の適

ア 当社は、(ア)に定めるデータ通信料に係る取扱い又は基本使用料の料金種別（以下この欄において「対象プラン」といいます。）の適用を受けているLTEデュアルの契約者回線((イ)に定める対象サービスの提供を受けているものに限ります。)につ

用	<p>いて、この約款の規定により支払いを要することとされる a u (LTE) 通信サービスの料金（以下、この欄において「a u 利用料金」といいます。）から（イ）に定める額（以下この欄において「割引額」とい、エの規定により割引額を日割りした場合はその額とします。）を割引きます。</p> <p>この場合において、a u 利用料金が割引額に満たない場合は、割引額から a u 利用料金を差し引いた額を、a u 利用料金と合算して請求されることとなる料金から割引きます。</p> <p>(ア) データ通信料に係る取扱い又は基本使用料の料金種別</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">データ通信料に 係る取扱い</td><td>特定データ通信定額の取扱い（特定データ通 信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）及び特定デ ータ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-ii）を除 きます。）</td></tr> <tr> <td>基本使用料の料 金種別</td><td>LTEプラン、ジュニアスマートフォンプラン、オフィスケータイプラン、LTEプラン（V）、ジュニアスマートフォンプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）</td></tr> </table> <p>(イ) 対象サービス及び割引額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">1 契約ごとに月額</th></tr> <tr> <th rowspan="2">対象サービス</th><th>割引額</th></tr> <tr> <th>税抜額(税込額)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DAZN (月間プラン)</td><td>100円(110円)</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 対象サービスは、次表の右欄の者（以下この(3)の26において対象サービス提供者といいます。）が提供するサービスをいいます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">DAZN (月間プラン)</td><td style="width: 50%;">DAZN Limited</td></tr> </table>	データ通信料に 係る取扱い	特定データ通信定額の取扱い（特定データ通 信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）及び特定デ ータ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-ii）を除 きます。）	基本使用料の料 金種別	LTEプラン、ジュニアスマートフォンプラン、オフィスケータイプラン、LTEプラン（V）、ジュニアスマートフォンプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）	1 契約ごとに月額		対象サービス	割引額	税抜額(税込額)	DAZN (月間プラン)	100円(110円)	DAZN (月間プラン)	DAZN Limited
データ通信料に 係る取扱い	特定データ通信定額の取扱い（特定データ通 信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）及び特定デ ータ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-ii）を除 きます。）													
基本使用料の料 金種別	LTEプラン、ジュニアスマートフォンプラン、オフィスケータイプラン、LTEプラン（V）、ジュニアスマートフォンプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）													
1 契約ごとに月額														
対象サービス	割引額													
	税抜額(税込額)													
DAZN (月間プラン)	100円(110円)													
DAZN (月間プラン)	DAZN Limited													
	<p>イ アに定める取扱い（以下この欄において「本割引」といいます。）は、当社が別に定める方法により手続きを行うことで、適用受けることができます。</p> <p>ウ 本割引の計算は、料金月単位で行います。</p> <p>エ 対象サービスに係る月額料金の日割りが行われる場合、その日割りに係る日数に応じて、割引額を日割りします。</p> <p>オ アの規定にかかわらず、料金月の末日において対象プランの適用を受けていない場合、その料金月については、本割引を適用しません。</p> <p>カ オの規定のほか、対象サービス提供者が定める対象サービスに係る月額料金の支払いを要しない期間については、本割引を適用しません。</p> <p>キ 同一の料金月において、1の対象サービスに係る月額料金の支払いを複数回要することとなった場合、その回数に応じて、カまでの規定に基づきその対象サービスに係る本割引を適用します。</p> <p>ク 契約者は、当社が本割引の適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報並びに対象サービスに係る契約情報</p>													

	<p>を、当社、KDDI 株式会社、対象サービス提供者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p> <p>ケ 本割引に関するその他の提供条件並びに本割引の適用を受ける場合の対象サービスに関する提供条件等については、対象サービス提供者及び当社が別に定めるところによります。</p>										
(4) LTE デュアルの契約者回線に係るデータ通信料の定額適用	<p>ア 当社は、LTE デュアルの契約者回線（第 3 種 LTE デュアルに係るもの又はデータ定額型プラン ((ア) に定める基本使用料の料金種別、特定データ通信定額の取扱い又は特定データ通信 2 段階定額の取扱いをいいます。以下この欄において同じとします。) の適用を受けているものを除きます。) に係るデータ通信料（この約款の規定により支払いを要することとされるデータ通信料 ((6) のアの表に定めるデータ通信料及び (6) の 3 に定める購入データ量に係るデータ通信料を除きます。）であって、第 1 (基本使用料等) 1 (適用) (24)、(26) の 3、(27)、(28) 又は当社が別に定める au (LTE) 通信サービスの料金の減額適用を受ける場合は、適用する前の料金とします。以下この欄において同じとします。) について、(イ) に定める額を適用する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、データ通信料の額が次表に定める額に満たない場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア) 基本使用料の料金種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ジュニアケータイプラン N、mamori nowatch プラン N、ウォッチナンバープラン、ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン (V)、mamori nowatch プラン、ジュニアケータイプラン</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 上限定額料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">1 契約ごとに月額</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上限定額料</td> <td>税抜額 7,000 円 (税込額 7,700 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、次のいずれかの規定により本取扱いの適用を開始若しくは廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める上限定額料を日割りします。</p> <p>(ア) LTE サービスの提供を開始したとき。</p> <p>(イ) LTE サービスの再利用を行ったとき。</p> <p>(ウ) LTE サービスの種類の変更 (LTE シングルと LTE デュアルの間変更又は第 1 種 LTE デュアルと第 2 種 LTE デュアルの間の変更に限ります。) があったとき。</p> <p>(エ) データ定額型プランの適用の開始又は廃止があったとき。</p> <p>(オ) LTE 契約の解除があったとき (契約移行があったときに限ります。)。</p>	基本使用料の料金種別		ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ジュニアケータイプラン N、mamori nowatch プラン N、ウォッチナンバープラン、ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン (V)、mamori nowatch プラン、ジュニアケータイプラン		1 契約ごとに月額		区分	料金額	上限定額料	税抜額 7,000 円 (税込額 7,700 円)
基本使用料の料金種別											
ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ジュニアケータイプラン N、mamori nowatch プラン N、ウォッチナンバープラン、ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン (V)、mamori nowatch プラン、ジュニアケータイプラン											
1 契約ごとに月額											
区分	料金額										
上限定額料	税抜額 7,000 円 (税込額 7,700 円)										

	区分	起算日	
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、イの各号の規定により本取扱いの適用を開始した場合は、その適用を開始した日、基本使用料の料金種別の変更があった場合は、変更日）		
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、イの各号の規定により本取扱いの適用を廃止した場合はその事由が生じた日の前日、基本使用料の料金種別の変更があった場合は、変更日の前日）		
ウ ア及びイの規定によるほか、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。			
(5) LTEサービス又はLTEモジュールの契約者回線に係るデータ通信利用の制限	<p>ア 当社は、LTEサービス又はLTEモジュールの契約者回線との間のデータ通信（特定データ通信定額制IVの適用を受けている場合は、当社所定のサービスの利用に係るものを除きます。特定データ通信定額制Vの適用を受けている場合は、海外定額対象回線に係る海外定額対象利用及びテザリング機能を利用したものに限ります。ただし、その契約者回線について、特定データ通信定額制IV又は特定データ通信定額制Vに対応した端末設備（所定の技術的条件に合致するものに限ります。）と異なる端末設備その他の電気通信設備が接続された場合、この限りでありません。以下この欄、(6)、(6)の2及び(6)の3において同じとします。）について、データ通信総量速度規制（その契約者回線との間のデータ通信に係る累計課金対象データ量が次表に定める総量速度規制データ量を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線との間のデータ通信の伝送速度を最高 128kbit/s（特定データ通信定額制IVの適用を受けている場合、海外定額対象利用以外のデータ通信については、最高 300kbit/s とします。）に制限することをいいます。以下同じとします。）を行います。</p> <p>ただし、(6)に定めるデータ通信総量速度規制を廃止する申出があった場合、(6)の2に定める総量速度規制データ量の繰越適用若しくは(6)の3に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除を受けている場合又は基本使用料の料金種別がジュニアケータイプランN、mamorinowatchプランN、mamorinowatchプラン若しくはジュニアケータイプランの場合は、この限りでありません。</p> <p>(ア) (イ)から(シ)以外のもの</p>		
<table border="1"> <tr> <td>総量速度規制データ量</td> </tr> <tr> <td>7,516,192,768 バイト（7ギガバイト）</td> </tr> </table>		総量速度規制データ量	7,516,192,768 バイト（7ギガバイト）
総量速度規制データ量			
7,516,192,768 バイト（7ギガバイト）			
<p>(イ) 特定データ通信定額制II、特定データ通信定額制II（V）、特定データ通信定額制II（ケータイ/V-i）又は特定データ通信定額制II（ケータイ/V-ii）の適用を受けているもの</p>			

種類	総量速度規制データ量
データ定額1、データ定額1（V）、データ定額1（ケータイ／V）、データ定額1（ケータイ／V）	1,073,741,824 バイト (1ギガバイト)
データ定額2、データ定額2（V）、データ定額2（ケータイ／V）、データ定額2（ケータイ／V）	2,147,483,648 バイト (2ギガバイト)
データ定額3、データ定額3（V）、データ定額3（ケータイ／V）、データ定額3（ケータイ／V）	3,221,225,472 バイト (3ギガバイト)
データ定額5、データ定額5（V）、データ定額5（ケータイ／V）、データ定額5（ケータイ／V）	5,368,709,120 バイト (5ギガバイト)
データ定額8、データ定額8（V）、データ定額8（ケータイ／V）	8,589,934,592 バイト (8ギガバイト)
データ定額10、データ定額10（V）、データ定額10（ケータイ／V）	10,737,418,240 バイト (10ギガバイト)
データ定額13、データ定額13（V）、データ定額13（ケータイ／V）	13,958,643,712 バイト (13ギガバイト)
データ定額20、データ定額20（V）	21,474,836,480 バイト (20ギガバイト)
データ定額30、データ定額30（V）	32,212,254,720 バイト (30ギガバイト)

(ウ) 特定データ通信2段階定額制、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - i）、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）若しくは特定データ通信2段階定額制II（ケータイ）の適用を受けているもの又は基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）又はLTEフラット f o r DATA (m) ds のもの

総量速度規制データ量
2,147,483,648 バイト (2ギガバイト)

(エ) 特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V - i）若しくは特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V - ii）の適用を受けているもの又は基本使用料の料金種別がVKプランE（N）のもの

総量速度規制データ量
2,684,354,560 バイト (2.5ギガバイト)

(オ) 特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（V）の適用を受けているもの

総量速度規制データ量
(3)の12又は(3)の13のアの表の区分4に定めるデータ量の最

	<p>大値（同欄の規定により最大値を読み替えた場合は、読み替え後の値とします。）に 16,106,127,360 バイト（15 ギガバイト）を加算した値</p> <p>（カ） 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けているもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">総量速度規制データ量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(3)の18のアの表の区分2に定めるデータ量の最大値（同欄の規定により最大値を読み替えた場合は、読み替え後の値とします。）に 3,221,225,472 バイト（3 ギガバイト）を加算した値</td> </tr> </tbody> </table> <p>（キ） 特定データ通信定額制Ⅲ又は特定データ通信定額制Ⅳ（V）の適用を受けているもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>総量速度規制データ量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a u フラットプラン20、a u フラットプラン20（V）</td> <td>21,474,836,480 バイト (20 ギガバイト)</td> </tr> <tr> <td>a u フラットプラン30、a u フラットプラン30（V）</td> <td>32,212,254,720 バイト (30 ギガバイト)</td> </tr> </tbody> </table> <p>（ク） 特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けているもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>総量速度規制データ量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a u フラットプラン7プラス</td> <td>7,516,192,768 バイト (7 ギガバイト)</td> </tr> <tr> <td>a u フラットプラン7プラスN</td> <td>7,516,192,768 バイト (7 ギガバイト)</td> </tr> </tbody> </table> <p>（ケ） 特定データ通信定額制Vの適用を受けているもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>総量速度規制データ量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使い放題MAX 4G、データMAX 4G LTE、a u データMAX プランPro</td> <td>32,212,254,720 バイト (30 ギガバイト)</td> </tr> <tr> <td>使い放題MAX 4G Netflixfパック、使い放題MAX 4G Netflixiパック（P）、使い放題MAX 4G DAZNパック、データMAX 4G LTE Netflixiパック</td> <td>64,424,509,440 バイト (60 ギガバイト)</td> </tr> <tr> <td>使い放題MAX 4G テレビパック、データMAX 4G LTE テレビパック</td> <td>75,161,927,680 バイト (70 ギガバイト)</td> </tr> <tr> <td>a u データMAX プラン Netflixiパック</td> <td>2,147,483,648 バイト (2 ギガバイト)</td> </tr> <tr> <td>a u データMAX プラン</td> <td>21,474,836,480 バイト (20 ギガバイト)</td> </tr> </tbody> </table> <p>（コ） 特定データ通信定額制VIの適用を受けているもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>総量速度規制データ量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a u フラットプラン20N</td> <td>21,474,836,480 バイト (20 ギガバイト)</td> </tr> <tr> <td>a u フラットプラン25 Netflixi</td> <td>26,843,545,600 バイト</td> </tr> </tbody> </table>	総量速度規制データ量		(3)の18のアの表の区分2に定めるデータ量の最大値（同欄の規定により最大値を読み替えた場合は、読み替え後の値とします。）に 3,221,225,472 バイト（3 ギガバイト）を加算した値		種類	総量速度規制データ量	a u フラットプラン20、a u フラットプラン20（V）	21,474,836,480 バイト (20 ギガバイト)	a u フラットプラン30、a u フラットプラン30（V）	32,212,254,720 バイト (30 ギガバイト)	種類	総量速度規制データ量	a u フラットプラン7プラス	7,516,192,768 バイト (7 ギガバイト)	a u フラットプラン7プラスN	7,516,192,768 バイト (7 ギガバイト)	種類	総量速度規制データ量	使い放題MAX 4G、データMAX 4G LTE、a u データMAX プランPro	32,212,254,720 バイト (30 ギガバイト)	使い放題MAX 4G Netflixfパック、使い放題MAX 4G Netflixiパック（P）、使い放題MAX 4G DAZNパック、データMAX 4G LTE Netflixiパック	64,424,509,440 バイト (60 ギガバイト)	使い放題MAX 4G テレビパック、データMAX 4G LTE テレビパック	75,161,927,680 バイト (70 ギガバイト)	a u データMAX プラン Netflixiパック	2,147,483,648 バイト (2 ギガバイト)	a u データMAX プラン	21,474,836,480 バイト (20 ギガバイト)	種類	総量速度規制データ量	a u フラットプラン20N	21,474,836,480 バイト (20 ギガバイト)	a u フラットプラン25 Netflixi	26,843,545,600 バイト
総量速度規制データ量																																			
(3)の18のアの表の区分2に定めるデータ量の最大値（同欄の規定により最大値を読み替えた場合は、読み替え後の値とします。）に 3,221,225,472 バイト（3 ギガバイト）を加算した値																																			
種類	総量速度規制データ量																																		
a u フラットプラン20、a u フラットプラン20（V）	21,474,836,480 バイト (20 ギガバイト)																																		
a u フラットプラン30、a u フラットプラン30（V）	32,212,254,720 バイト (30 ギガバイト)																																		
種類	総量速度規制データ量																																		
a u フラットプラン7プラス	7,516,192,768 バイト (7 ギガバイト)																																		
a u フラットプラン7プラスN	7,516,192,768 バイト (7 ギガバイト)																																		
種類	総量速度規制データ量																																		
使い放題MAX 4G、データMAX 4G LTE、a u データMAX プランPro	32,212,254,720 バイト (30 ギガバイト)																																		
使い放題MAX 4G Netflixfパック、使い放題MAX 4G Netflixiパック（P）、使い放題MAX 4G DAZNパック、データMAX 4G LTE Netflixiパック	64,424,509,440 バイト (60 ギガバイト)																																		
使い放題MAX 4G テレビパック、データMAX 4G LTE テレビパック	75,161,927,680 バイト (70 ギガバイト)																																		
a u データMAX プラン Netflixiパック	2,147,483,648 バイト (2 ギガバイト)																																		
a u データMAX プラン	21,474,836,480 バイト (20 ギガバイト)																																		
種類	総量速度規制データ量																																		
a u フラットプラン20N	21,474,836,480 バイト (20 ギガバイト)																																		
a u フラットプラン25 Netflixi	26,843,545,600 バイト																																		

	xパックN	(25 ギガバイト)
(サ) 第3種LTEデュアルに係るもの		
総量速度規制データ量		
0 バイト		
(シ) 基本使用料の料金種別が次表に定めるもの		
	基本使用料の料金種別	総量速度規制データ量
	ケータイプラン、ケータイシンプルプラン	322,122,547,200 バイト (300 メガバイト)
	ウォッチナンバープラン	268,435,456,000 バイト (250 メガバイト)
	ケータイカケホプラン、タブレットプランライト 4G	1,073,741,824 バイト (1 ギガバイト)
	タブレットデータシェアプラン、タブレットプランds、タブレットプランds(L)、Quastationプランds、無線LAN STICKプランds	0 バイト
	タブレットプラン20	21,474,836,480 バイト (20 ギガバイト)
	LTEモジュールダブル定額	314,572,800 バイト (300 メガバイト)
	LTE Mid、LTE High	3,221,225,472 バイト (3 ギガバイト)
イ	その契約者回線について、(13)に定める総量速度規制データ量の増減適用を受けている場合、同欄に定める増減適用後の総量速度規制データ量をアに定める総量速度規制データ量として取り扱います。	
ウ	第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線（基本使用料の料金種別がホームルーターPLAN、WiMAX2+フラットforHOME又はWiMAX2+フラットforHOME(L)のものに限ります。）について、第1（基本使用料等）1（適用）(26)又は(26)の2の適用を受けている場合、次表に定める加算データ量をアに定める総量速度規制データ量に加算して、データ通信総量速度規制を行います。	
	加算データ量	
	24,696,061,952 バイト (23 ギガバイト)	
エ	ウの取扱いの適用を受けている契約者回線の契約者は、その契約者回線に接続している端末設備を、当社に届出のあった住所又は居所から移動することはできません。	
オ	当社は、エの規定に違反してその端末設備を移動したと当社が判断したときは、その契約者回線について、当社所定の日において、当社が別に定める基本使用料の料金種別への変更を行います。	
カ	料金月の起算日以外の日に、LTEサービスの種類の変更、基本使用料の料金種別の変更又は、特定データ通信定額若	

	<p>しくは特定データ通信2段階定額の取扱いの適用の開始、廃止若しくはその種類の変更又は契約移行その他LTEサービスの料金に係る取扱いの変更等があった場合（その変更等により、総量速度規制データ量の値が減少する場合に限ります。）、その事由に該当した日を含む料金月のデータ通信総量速度規制については、変更前の料金種別等に係る総量速度規制データ量を適用するものとします。</p> <p>ただし、総量速度規制データ量の増減の判定に際し、ウに定める加算データ量を総量速度規制データ量に含めないものとし、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制（V）及び特定データ通信段階定額制Ⅱ（以下この欄において「段階定額制」といいます。）の総量速度規制データ量については、1,073,741,824バイト（1ギガバイト）とします。</p> <p>キ 段階定額制の適用を受けている契約者回線について、カの規定によりその適用の廃止（他の段階定額制又は契約移行と同時に行われた5G約款に定めるピタット定額の適用の申込みによるものを除きます。）があった場合、カの規定にかかわらず、その廃止日を含む料金月のデータ通信総量速度規制については、段階定額制の適用の廃止後の料金種別等に係る総量速度規制データ量（その値が1,073,741,824バイト（1ギガバイト）未満の場合は、1ギガバイトとします。）に、次表に定める値を加算した値をその料金月における総量速度規制データ量として適用するものとします。</p> <p>（ア） 特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（V）の適用の廃止があった場合</p> <p>特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（V）の適用の廃止があった時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。）に係る、（3）の12のア又は（3）の13のアの表の区分に定めるデータ量の最大値（変更前利用データ量が5,368,709,120バイト（5ギガバイト）を超える場合は、21,474,836,480バイト（20ギガバイト）とします。）から、1,073,741,824バイト（1ギガバイト）を差し引いた値</p> <p>（イ） 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の廃止があった場合</p> <p>特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の廃止があった時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。）に係る、（3）の18のアの表の区分に定めるデータ量の最大値（変更前利用データ量が4,294,967,296バイト（4ギガバイト）を超える場合は、7,516,192,768バイト（7ギガバイト）とします。）から、1,073,741,824バイト（1ギガバイト）を差し引いた値</p> <p>ク データ通信総量速度規制に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。カ データ通信総量速度規制に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
--	---

<p>(5)の2 データ通信総量速度規制の適用除外</p>	<p>ア 当社は、第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線（次のいずれかに該当するものに限ります。）との間のデータ通信（KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含み、別表1（オプション機能）第19欄に規定するハイスピードモードを選択して行われるWiMAX2+通信（同19欄に定めるものをいいます。）に限ります。）に係る累計課金対象データ量について、(5)の規定にかかわらず、データ通信総量速度規制に係る累計課金対象データ量の算定から除外する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を行います。</p> <p>(ア) 基本使用料の料金種別がモバイルルータープラン、ホームルータープラン、WiMAX2+フラットfor DATA EX、WiMAX2+フラットfor HOME、WiMAX2+フラットfor DATA EX(L)又はWiMAX2+フラットfor HOME(L)のもの。</p> <p>(イ) 特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引（この約款又はLTE約款に定めるものをいい、以下この欄において「特定割引」といいます。）に係る判定用回線として指定されたものであって、第4種定期LTE契約に係るもの</p> <p>イ 当社は、アに定める第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線について、次表に定める期間、本取扱いを適用します</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アの(ア)に該当する場合</td><td>アの(ア)に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている間</td></tr> <tr> <td>アの(イ)に該当する場合</td><td>その第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線を判定用回線として指定した特定割引の申出を当社又はKDDI株式会社が承諾した日（当社が定める事由に該当する場合は、承諾した日を含む料金月の翌料金月とします。）から、その特定割引の適用を廃止する事由が生じた日を含む料金月までの間</td></tr> </tbody> </table>	区分	期間	アの(ア)に該当する場合	アの(ア)に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている間	アの(イ)に該当する場合	その第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線を判定用回線として指定した特定割引の申出を当社又はKDDI株式会社が承諾した日（当社が定める事由に該当する場合は、承諾した日を含む料金月の翌料金月とします。）から、その特定割引の適用を廃止する事由が生じた日を含む料金月までの間
区分	期間						
アの(ア)に該当する場合	アの(ア)に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている間						
アの(イ)に該当する場合	その第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線を判定用回線として指定した特定割引の申出を当社又はKDDI株式会社が承諾した日（当社が定める事由に該当する場合は、承諾した日を含む料金月の翌料金月とします。）から、その特定割引の適用を廃止する事由が生じた日を含む料金月までの間						
<p>(5)の3 特定の基本使用料の料金種別の適用を受ける契約者回線に係るデータ通信利用の制限等</p>	<p>ア 当社は、第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線（基本使用料の料金種別がモバイルルータープラン、ホームルータープラン、WiMAX2+フラットfor DATA EX、WiMAX2+フラットfor HOME、WiMAX2+フラットfor DATA EX(L)又はWiMAX2+フラットfor HOME(L)のものに限ります。）について、第52条（通信利用の制限等）の規定によるほか、データ通信の伝送速度を制限することがあります。</p> <p>イ アの規定によるほか、当社は、第2種LTEシングルの契約者回線又は第4種LTEシングル（基本使用料の料金種別がモ</p>						

	<p>タ通信2段階定額の取扱いの適用又はケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン若しくはVKプランE（N）の基本使用料の料金種別の適用を受けている場合</p>		
	<p>イ アに定める総量速度規制データ量を超える部分は、その料金月の末日において適用を受けている基本使用料の料金種別又は特定データ通信定額の取扱い若しくは特定データ通信2段階定額の取扱いの種類に応じて算定します。</p>		
	<p>ウ データ通信総量速度規制の廃止（以下この欄において「本取扱い」といいます。）は、次のいずれかに該当するLTEサービスの契約者回線であって、(6)の3の適用を受けていないものに限り、選択することができます。</p>		
	<p>(ア) 特定データ通信定額制又は特定データ通信2段階定額の取扱いの適用を受けているもの。</p>		
	<p>(イ) 基本使用料の料金種別がVKプランE（N）、LTEフラットfor DATA又はWiMAX2+フラットプランのもの。</p>		
	<p>(ウ) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるもの（特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制（V）、特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ又は特定データ通信定額制Ⅴ以外の特定データ通信定額の取扱い（以下この欄において「対象データ通信定額」といいます。）の適用又はケータイシンプルプラン若しくはケータイカケホプランの基本使用料の料金種別の適用を受けているLTEデュアルの契約者回線及び基本使用料の料金種別がタブレットプランライト4G、タブレットデータシェアプラン、タブレットプランds、タブレットプランds（L）又は無線LANSTICKプランds以外のものであるLTEシングルの契約者回線に限ります。）。</p>		
	<p>エ 本取扱いを選択する契約者は、当社に申し出いただきます。</p>		
	<p>オ 本取扱いの適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日の当社が別に定める時刻からとします。</p>		
	<p>ただし、申出日を含む料金月から本取扱いの適用を受けたい旨の要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その申出日の翌日の当社が別に定める時刻からとします。</p>		
	<p>カ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止</p>		

	<p>します。</p> <p>(ア) L T E サービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。</p> <p>(イ) L T E 契約の解除があったとき（契約移行による場合は、その契約移行と同時にエクストラオプション対象外プラン（それを選択することにより、5 G 約款に定める本取扱いに相当する取扱いの適用を廃止することとなる5 G サービスの基本使用料の料金種別等をいいます。）を選択したときに限ります。）。</p> <p>(ウ) 対象データ通信定額の適用の廃止（他の対象データ通信定額若しくは特定データ通信2段階定額の取扱いの適用の申込みによるものを除きます。）があったとき。</p> <p>(エ) 特定データ通信2段階定額の取扱いの適用の廃止（他の特定データ通信2段階定額の取扱い若しくは対象データ通信定額の適用の申込みによるものを除きます。）があったとき。</p> <p>(オ) 特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制Ⅴ、特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ又は特定データ通信定額制Ⅴの適用の申込みがあったとき。</p> <p>(カ) ケータイプラン、ジュニアケータイプランN、m a m o r i n o W a t c h プランN、ウォッちナンバープラン、ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン(Ⅴ)、m a m o r i n o W a t c h プラン、ジュニアケータイプラン、タブレットプランライト 4 G、タブレットデータシェアプラン、タブレットプランd s、タブレットプランd s(L)、Qu a s t a t i o n プランd s若しくは無線L A N S T I C K プラン d sへの基本使用料の変更又は選択があったとき。</p> <p>キ 力の規定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱い及びアに定める料金額については、次表のとおりとします。</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>本取扱いの適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。</td><td>その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本取扱い及びアに定める料金額の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>2 力の(ア)又は(イ)により本取扱いの適用を廃止したとき。</td><td>その事由が生じた日までのデータ通信について、本取扱い及びアに定める料金額の適用の対象とします。</td></tr> </tbody> </table> <p>ク 本取扱いに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	区分	本取扱いの適用	1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本取扱い及びアに定める料金額の適用の対象とします。	2 力の(ア)又は(イ)により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信について、本取扱い及びアに定める料金額の適用の対象とします。
区分	本取扱いの適用						
1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本取扱い及びアに定める料金額の適用の対象とします。						
2 力の(ア)又は(イ)により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信について、本取扱い及びアに定める料金額の適用の対象とします。						
(6)の2 総量速度規制データ量の繰越適用	<p>ア 当社は、その料金月におけるL T E サービスの契約者回線との間のデータ通信に係る累計課金対象データ量が総量速度規制データ量を超えた場合、総量速度規制データ量を超える部分</p>						

(データくりこし)	<p>(以下「超過データ量」といいます。)が、前月からの繰越データ量(前料金月において、ウの規定により算出されたデータ量をいいます。以下同じとします。)を超えるまでの間、データ通信総量速度規制を行わないものとします。</p> <p>イ アに定める取扱い(以下「総量速度規制データ量の繰越適用」といいます。)は、次の全てを満たすLTEサービスの契約者回線に限り、適用を受けることができます。</p> <p>(ア) (6)の3に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除を選択していること。</p> <p>(イ) 第1種LTEデュアル、第2種LTEデュアル又はLTEシングルの契約者回線については、次表に定める種類の特定データ通信定額の取扱い又は基本使用料の料金種別の適用を受けていること、又は第3種LTEデュアルの契約者回線であること。</p>
特定データ通信定額制Ⅱ	データ定額5、データ定額8、データ定額10、データ定額13、データ定額20、データ定額30
特定データ通信定額制Ⅱ(V)	データ定額5(V)、データ定額8(V)、データ定額10(V)、データ定額13(V)、データ定額20(V)、データ定額30(V)
特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)	データ定額5(ケータイ/V)
特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)	データ定額5(ケータイ/V)、データ定額8(ケータイ/V)、データ定額10(ケータイ/V)、データ定額13(ケータイ/V)
特定データ通信定額制Ⅲ	a u フラットプラン20、a u フラットプラン30
特定データ通信定額制Ⅲ(V)	a u フラットプラン20(V)、a u フラットプラン30(V)
特定データ通信定額制VI	a u フラットプラン20N、a u フラットプラン25 Net f l i xパックN
基本使用料の料金種別	タブレットプランライト 4G、タブレットプラン20、タブレットデータシェアプラン、LTEフラットfor TAB、LTEフラットfor DATA(m)、タブレットプランds、LTEフラットfor DATA(m) ds、LTEフラットfor Tab(L)、タブレットプランds(L)、LTEフラットfor DATA(m/L)、Quastationプランds、無線LAN STICKプラン ds
	(ウ) (14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用を受けている場合であって、その契約者回線が所属するデータ量共

	<p>有回線群を構成する全ての電気通信回線について、(ア)及び(イ)の規定（5G約款又はKDDI株式会社のLTE約款に定める(ア)及び(イ)に相当する規定を含みます。以下この欄において同じとします。）に該当すること。</p> <p>ウ 繰越データ量は、その料金月における総量速度規制データ量から累計課金対象データ量を差し引いたデータ量とします。</p> <p>エ ウの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、その契約者回線に係る翌料金月への繰越データ量は0とします。</p> <p>(ア) その料金月の末日において、イに定めるいずれか又は全ての規定を満たしていないとき（その料金月の末日に、イの全ての規定を満たすこととなったときを含みます。）。</p> <p>(イ) その料金月の末日において、そのLTEサービスの利用の一時休止が行われているとき。</p> <p>(ウ) その料金月において、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制（V）、特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ又は特定データ通信定額制Ⅴの適用の申込みがあったとき（その申込み後、その料金月の末日に、イの(イ)に定める基本使用料の料金種別等の適用の申込みがあったときを含みます。）。</p> <p>(エ) その他当社が別に定める事由に該当するとき。</p> <p>オ その契約者回線について、別表1（オプション機能）に定めるテザリング利用機能の提供を受けている場合、アに定める前月からの繰越データ量に524,288,000バイト（500メガバイト）を合算して、本取扱いを適用します。</p> <p>ただし、その料金月において、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けていない場合は、この限りでありません。</p>		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LTEプラン、オフィスケータイプラン、LTEプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）、タブレットデータシェアプラン、LTEフラットforTab、LTEフラットforDATA（m）、タブレットプランds、LTEフラットforDATA（m）ds、LTEフラットforTab（L）、タブレットプランds（L）、LTEフラットforDATA（m/L）</td> </tr> </tbody> </table> <p>カ その契約者回線について、(13)に定める繰越データ量の増減適用を受けている場合、同欄に定める増減適用後の前月からの繰越データ量をアに定める前月からの繰越データ量として取り扱います。</p> <p>キ カまでの規定によるほか、次表に定める変更前プランから変更後プランへの変更等（基本使用料の料金種別の変更若しくは特定データ通信定額種類の変更又は契約移行をいいます。以下このキにおいて同じとします。）があった場合であって、その変更等があった日を含む料金月の変更後プランの契約者回線との間のデータ通信に係る累計課金対象データ量が総量速度規制データ量を超えたときは、その超過データ量が、この約款又は当</p>	基本使用料の料金種別	LTEプラン、オフィスケータイプラン、LTEプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）、タブレットデータシェアプラン、LTEフラットforTab、LTEフラットforDATA（m）、タブレットプランds、LTEフラットforDATA（m）ds、LTEフラットforTab（L）、タブレットプランds（L）、LTEフラットforDATA（m/L）
基本使用料の料金種別			
LTEプラン、オフィスケータイプラン、LTEプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）、タブレットデータシェアプラン、LTEフラットforTab、LTEフラットforDATA（m）、タブレットプランds、LTEフラットforDATA（m）ds、LTEフラットforTab（L）、タブレットプランds（L）、LTEフラットforDATA（m/L）			

	<p>社の5G約款に定める前月からの繰越データ量（変更前プランについて、この約款又は当社の5G約款に定める総量速度規制データ量の繰越適用を適用した場合は、そのデータ量を差し引いた値とします。）を超えるまでの間、その変更後プランの契約者回線について、データ通信総量速度規制を行わないものとします。</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前プラン</td><td>イの(イ)又はそれに相当する当社の5G約款の規定に定める基本使用料の料金種別等</td></tr> <tr> <td>変更後プラン</td><td>データ通信総量速度規制の一時解除を選択することができる特定データ通信定額の取扱い又は基本使用料の料金種別であって、イの(イ)に定める以外のもの</td></tr> </table> <p>ク 特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制（V）又は特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線 ((3)の12の力、(3)の13の力又は(3)の18の力に定める取扱いを受けたものに限ります。)については、前項までの規定にかかわらず、前月からの繰越データ量を0とします。</p>	変更前プラン	イの(イ)又はそれに相当する当社の5G約款の規定に定める基本使用料の料金種別等	変更後プラン	データ通信総量速度規制の一時解除を選択することができる特定データ通信定額の取扱い又は基本使用料の料金種別であって、イの(イ)に定める以外のもの
変更前プラン	イの(イ)又はそれに相当する当社の5G約款の規定に定める基本使用料の料金種別等				
変更後プラン	データ通信総量速度規制の一時解除を選択することができる特定データ通信定額の取扱い又は基本使用料の料金種別であって、イの(イ)に定める以外のもの				
(6)の3 データ通信利用の制限の一時解除に係る取扱い (データチャージオプション)	<p>ア 当社は、その料金月における超過データ量が前月からの繰越データ量を超えた場合、前月からの繰越データ量を超える部分（以下「超過データ量Ⅱ」といいます。）が、キの規定により登録した購入データ量（その料金月以前にこの(6)の3に定める取扱いを受けた場合は、購入データ量から超過データ量Ⅱを差し引いたデータ量（以下「購入残データ量」といいます。）とします。）を超えるまでの間、データ通信総量速度規制を行わないものとします。</p> <p>イ 特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制（V）又は特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線については、超過データ量Ⅱが、キの規定により登録した購入データ量のうち、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量が(3)の12のアの表の区分4、(3)の13のアの表の区分4又は(3)の18のアの表の区分2に定めるデータ量の最大値（同欄の規定により最大値を読み替えた場合は、読み替え後の値とします。）を超えた後に登録した購入データ量を超えるまでの間、アに定める取扱い（以下「データ通信総量速度規制の一時解除」といいます。）を行います。</p> <p>ウ データ通信総量速度規制の一時解除は、次の全てを満たすLTEサービスの契約者回線であって、(6)の適用を受けていないものに限り、選択することができます。</p> <p>(ア) 特定データ通信定額の取扱いの適用又は次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けているもの。</p> <table border="1"> <tr> <td>基本使用料の料金種別</td> </tr> <tr> <td>ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ウォッチナンバープラン、ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、タブレットプランライト 4G、タブレットプラン 20、タブレットデータシェア</td> </tr> </table>	基本使用料の料金種別	ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ウォッチナンバープラン、ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、タブレットプランライト 4G、タブレットプラン 20、タブレットデータシェア		
基本使用料の料金種別					
ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ウォッチナンバープラン、ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、タブレットプランライト 4G、タブレットプラン 20、タブレットデータシェア					

	<p>プラン、LTE フラット for Tab、LTE フラット for DATA (m)、タブレットプラン ds、LTE フラット for DATA (m) ds、LTE フラット for Tab (L)、タブレットプラン ds (L)、LTE フラット for DATA (m/L)、Quastation プラン ds、無線 LAN STICK プラン ds</p> <p>(イ) LTE NET 機能機能又は LTE NET for DATA 機能の提供を受けているもの。</p> <p>ウ データ通信総量速度規制の一時解除を選択する契約者は、当社に申し出させていただきます。</p> <p>エ データ通信総量速度規制の一時解除を選択する契約者は、当社に申し出させていただきます。</p> <p>オ 当社は、エの申出があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>カ エの申出があった場合のほか、(ア)のいずれかに該当する場合((イ)のいずれかに該当する場合を除きます。)は、その契約者回線について、当社が別に定める日までの間に、データ通信総量速度規制の一時解除の申出があったものとみなして取扱います。</p> <p>ただし、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)、特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ若しくは特定データ通信定額制Vの適用又はケータイプラン、ウォッチナンバープラン、無線 LAN STICK プラン ds 若しくはタブレットプランライト 4G の料金種別の適用の申込みがあった場合は、(イ)の③に該当する場合であっても、この取扱いを適用します。</p> <p>(ア) 適用条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特定データ通信定額の取扱い(特定データ通信定額制を除きます。)の適用の申込みがあったとき。 ② ウの(ア)に定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更があったとき。 ③ その契約者回線をナンバーシェア副回線として指定するナンバーシェア機能の提供を開始したとき。 <p>(イ) 除外条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ① その契約者回線について、(6)の適用を受けているとき。 ② その契約者回線について、ウの(イ)に該当しないとき。 ③ その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)であるとき。 <p>キ LTE 契約者は、当社が別に定める方法により、次表に定める種類及び開始条件を指定して、購入データ量の登録を行っていただきます。</p> <p>この場合において、指定することができる種類は、その購入データ量に係るデータ通信料の支払方法により当社が別に定めるところによります。</p>
--	--

(ア) 種類		
区分	内容	
コース I	前月からの繰越データ量から超過データ量を差し引いたデータ量（以下「繰越残データ量」といいます。）と購入残データ量を合算したデータ量が当社が別に定める値を下回った時点又はコに定める解除有効期間を経過した時点のいずれか早い時点。	
コース II	解除有効期間を経過した時点。	
コース III	その登録が完了した時点。	

ク キの規定にかかわらず、その契約者回線に係る最初の購入データ量の登録、当社所定のカードによる購入データ量の登録又は特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制（V）若しくは特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線に係る購入データ量の登録については、その登録が完了した時点からデータ通信総量速度規制の一時解除を行います。

ケ 削除

コ ア及びイの規定によるほか、当社は、LTE契約者が指定した開始条件に定める時点から有効日数に相当する時間が経過することとなる時点までの期間（以下「解除有効期間」といいます。）に限り、データ通信総量速度規制の一時解除を行います。

サ データ通信総量速度規制の一時解除の適用を受ける契約者は、次のいずれかに該当した場合は、その購入データ量の単位ごとに、その種類に応じて、次表に定めるデータ通信料の支払いを要します。

(ア) 登録した購入データ量に係るデータ通信総量速度規制の一時解除又は(3)の12の力、(3)の13の力若しくは(3)の18の力の取扱いが行われたとき。

(イ) 特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制（V）又は特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線について、購入データ量の登録（超過データ量Ⅱが、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量が(3)の12

のアの表の区分4、(3)の13のアの表の区分4又は(3)の18のアの表の区分2に定めるデータ量の最大値(同欄の規定により最大値を読み替えた場合は、読み替え後の値とします。)を超える前に行ったものに限ります。)があつたとき。

種類	単位	データ通信料
		税抜額(税込額)
タイプI	購入データ量0.5ギガバイトごとに	550円(605円)
タイプII	購入データ量1ギガバイトごとに	1,000円(1,100円)
タイプIII	購入データ量1.5ギガバイトごとに	1,500円(1,650円)
タイプIV	購入データ量3ギガバイトごとに	3,000円(3,300円)
タイプV	購入データ量5ギガバイトごとに	5,000円(5,500円)

シ 当社は、購入データ量に係る解除有効期間を経過した場合であっても、当社が別に定める時点までに購入データ量の登録又はデータ証票の登録が行われたときは、新たに登録された購入データ量に係る解除有効期間をその購入残データ量に係る解除有効期間として取り扱います。

ス 繰越残データ量と購入残データ量を合算したデータ量が当社が別に定める値を下回ったことにより、購入データ量の登録又はデータ証票の登録が行われた場合、購入残データ量に係る解除有効期間の残り期間又は新たに登録された購入データ量に係る解除有効期間のいずれか長い方を、それぞれの解除有効期間として取り扱います。

セ 当社は、データ通信総量速度規制の一時解除の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、その事由が生じた時点をもって、データ通信総量速度規制の一時解除の適用を廃止します。

- (ア) LTE契約の解除があつたとき。
- (イ) LTEサービスの利用の一時休止があつたとき。
- (ウ) ウの規定に反することとなつたとき。

ソ セの規定により、データ通信総量速度規制の一時解除を廃止した場合、登録した購入残データ量を無効とします。

タ (3)の12の力、(3)の13の力又は(3)の18の力の規定により、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)又は特定データ通信段階定額制Ⅱの定額料の算定に係る累計課金対象データ量に合算した購入残データ量に相当するデータ量は、データ通信総量速度規制の一時解除に係る購入残データ量としては0とします。

チ 当社は、その契約者回線について、(16)に定めるデータ証票の登録があつた場合、その登録により得たデータ量を購入データ量として取り扱います。

	<p>この場合において、データ証票の登録により得たデータ量の有効日数は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>ツ データ通信総量速度規制の一時解除を選択する契約者は、(13)に定めるデータ量の増減適用その他のデータ通信料に関する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を適用するために、その契約者回線に係る情報（本取扱いの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が、その契約者回線との間で本取扱いの適用を受けることができる他の契約者回線又は他網契約者回線の契約者に通知することを承諾していただきます。</p> <p>テ データ通信総量速度規制の一時解除の適用を受けている契約者回線について、KDDI株式会社のフレックスリモートアクセス等サービス契約約款に定めるアクセスポイント（タイプIに係るものに限ります。）又は中部テレコミュニケーション株式会社のリモートアクセスサービス契約約款に定めるアクセスポイント（タイプII又はタイプVIIIに係るものに限ります。）への通信を行うことはできません。</p> <p>ト データ通信総量速度規制の一時解除に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>				
(7) 海外定額対象回線に係る海外定額対象利用の制限	<p>ア 当社は、海外定額対象回線との間のデータ通信（海外定額対象利用に係るものに限ります。）に係る課金対象データの総情報量が、次表の左欄に定める算定時間区分において同表の右欄に定めるデータ量を超えたことを当社が確認した場合、超過を確認した算定時間区分の残りの時間が経過するまでの間、その海外定額対象回線との間のデータ通信（超過を確認した海外定額対象利用に係るものに限ります。）の伝送速度を最高1 Mbit/sに制限する取扱い（以下「海外定額対象利用速度規制」といいます。）を行います。</p> <p style="text-align: center;">1 の海外定額対象利用ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">算定時間区分</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">データ量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">海外ローミング機能定額制の利用開始登録が完了した時点又は予約登録時に指定した利用開始日時から起算して24時間ごと</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">3,221,225,472 バイト (3ギガバイト)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 予約登録時に指定した利用開始日時を過ぎて利用を開始した場合（選択した利用日数に係る時間が経過するまでに開始した場合に限ります。）、アの規定にかかわらず、その海外定額対象利用に係る算定時間区分は、利用を開始した日時から起算します。</p> <p>ウ 海外定額対象利用速度規制は、(6)に定めるデータ通信総量速度規制を廃止する申出があった場合又は(6)の2に定める総量速度規制データ量の繰越適用若しくは(6)の3に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除を受けている場合であっても適用します。</p> <p>エ 海外定額対象利用速度規制に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	算定時間区分	データ量	海外ローミング機能定額制の利用開始登録が完了した時点又は予約登録時に指定した利用開始日時から起算して24時間ごと	3,221,225,472 バイト (3ギガバイト)
算定時間区分	データ量				
海外ローミング機能定額制の利用開始登録が完了した時点又は予約登録時に指定した利用開始日時から起算して24時間ごと	3,221,225,472 バイト (3ギガバイト)				

(8) LTEサービスの契約者回線に係るデータ通信料の適用	<p>LTEデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別が次表に定めるものに限ります。）又はLTEシングルの契約者回線の契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線との間のデータ通信に関する料金（KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）の支払いを要しません。</p> <table border="1" data-bbox="477 359 1453 640"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ジュニアケータイプランN、mamori no WatchプランN、ウォッチナンバープラン、ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、mamori no Watchプラン、ジュニアケータイプラン</td></tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ジュニアケータイプランN、mamori no WatchプランN、ウォッチナンバープラン、ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、mamori no Watchプラン、ジュニアケータイプラン								
基本使用料の料金種別											
ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ジュニアケータイプランN、mamori no WatchプランN、ウォッチナンバープラン、ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、mamori no Watchプラン、ジュニアケータイプラン											
(9) 削除	削除										
(10) LTEモジュールフラットの契約者回線に係るデータ通信料の適用	<p>LTEモジュールの契約者回線（基本使用料の料金種別がLTEモジュールフラットのものに限ります。）の契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線との間のデータ通信に関する料金（KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）の支払いを要しません。</p>										
(11) LTEモジュールに係る基本使用料の料金種別によるデータ通信料の減額適用	<p>ア 次表の左欄に定める基本使用料の料金種別を選択しているLTEモジュール契約者は、その契約者回線に係るデータ通信に関する料金（KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額のうち、同表の右欄に定める料金額の支払いを要しません。</p>										
1契約ごとに月額	<table border="1" data-bbox="477 1156 1453 1538"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th><th>支払いを要しない額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LTE Low</td><td>0円から税抜額 921.6円(税込額1,013.76円)までの部分</td></tr> <tr> <td>LTE Mid</td><td>0円から税抜額 921.6円(税込額1,013.76円)までの部分</td></tr> <tr> <td>LTE High</td><td>0円から税抜額 4,608円(税込額5,068.8円)までの部分</td></tr> <tr> <td>LTEモジュールダブル定額</td><td>0円から税抜額 300円(税込額330円)までの部分</td></tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	支払いを要しない額	LTE Low	0円から税抜額 921.6円(税込額1,013.76円)までの部分	LTE Mid	0円から税抜額 921.6円(税込額1,013.76円)までの部分	LTE High	0円から税抜額 4,608円(税込額5,068.8円)までの部分	LTEモジュールダブル定額	0円から税抜額 300円(税込額330円)までの部分
基本使用料の料金種別	支払いを要しない額										
LTE Low	0円から税抜額 921.6円(税込額1,013.76円)までの部分										
LTE Mid	0円から税抜額 921.6円(税込額1,013.76円)までの部分										
LTE High	0円から税抜額 4,608円(税込額5,068.8円)までの部分										
LTEモジュールダブル定額	0円から税抜額 300円(税込額330円)までの部分										
イ データ通信に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。 ウ 当社は、基本使用料の料金種別ごとに、その料金月におけるアに定める基本使用料の支払いを要する日数が1の料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、アに定める支払いを要しない額を日割りします。 エ ウの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。											
(12) LTEモジュールの契約者回線に係るデータ通信料の適用	<p>ア LTEモジュールの契約者回線（基本使用料の料金種別が次表の左欄に定めるものに限ります。）に係るデータ通信に関する料金（KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額</p>										

	<p>((11)の適用による場合は、適用した後の額とします。)が、同表の右欄に定める上限定額料（カの規定により上限定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を超える場合、2（料金額）の規定にかかわらず、上限定額料を適用する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を行います。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基本使用料の料金種別</th> <th>上限定額料</th> </tr> <tr> <th>税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LTE Low</td> <td>800 円 (880 円)</td> </tr> <tr> <td>LTE Mid</td> <td>1,500 円 (1,650 円)</td> </tr> <tr> <td>LTE High</td> <td>2,300 円 (2,530 円)</td> </tr> <tr> <td>LTE モジュールダブル定額</td> <td>2,000 円 (2,200 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ データ通信に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。</p> <p>ウ 本取扱いの適用の開始は、その契約者回線においてLTEモジュールダブル定額の適用を開始した日からとします。</p> <p>エ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、LTEモジュール契約の解除があった場合には、本取扱いの適用を廃止します。</p> <p>オ エの規定により本取扱いの適用を廃止する場合、契約解除日までのデータ通信料について、本取扱いの適用の対象とします。</p> <p>カ ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合又はエのいずれかの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとにアに規定する上限定額料の日割りを行います。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>起算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td> <td>その料金月の初日（その料金月において、ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合は、その適用を開始した日）</td> </tr> <tr> <td>適用終了日</td> <td>その料金月の末日（その料金月において、エのいずれかの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	上限定額料	税抜額(税込額)	LTE Low	800 円 (880 円)	LTE Mid	1,500 円 (1,650 円)	LTE High	2,300 円 (2,530 円)	LTE モジュールダブル定額	2,000 円 (2,200 円)	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合は、その適用を開始した日）	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、エのいずれかの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）
基本使用料の料金種別	上限定額料																	
	税抜額(税込額)																	
LTE Low	800 円 (880 円)																	
LTE Mid	1,500 円 (1,650 円)																	
LTE High	2,300 円 (2,530 円)																	
LTE モジュールダブル定額	2,000 円 (2,200 円)																	
区分	起算日																	
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合は、その適用を開始した日）																	
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、エのいずれかの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）																	
(13) データ量の増減適用に係る取扱い (データギフト)	<p>ア データ通信総量速度規制の一時解除を選択している契約者回線の契約者（以下この欄において「分配契約者」といいます。）は、次表に定める取扱い（以下「データ量の増減適用」といいます。）を受けることができます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>データ量の増減適用</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総量速度規制 データ量の増減適用</td> <td>その契約者回線（以下「分配契約者回線」といいます。）に係る総量速度規制データ量を減量させるとともに、他の契約者回線又は他網契約者</td> </tr> </tbody> </table>	データ量の増減適用	内容	総量速度規制 データ量の増減適用	その契約者回線（以下「分配契約者回線」といいます。）に係る総量速度規制データ量を減量させるとともに、他の契約者回線又は他網契約者													
データ量の増減適用	内容																	
総量速度規制 データ量の増減適用	その契約者回線（以下「分配契約者回線」といいます。）に係る総量速度規制データ量を減量させるとともに、他の契約者回線又は他網契約者																	

	回線（KDDI株式会社のLTEサービスに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）の総量速度規制データ量を増量させる取扱い		
繰越データ量の増減適用	分配契約者回線に係る前月からの繰越データ量を減量させるとともに、他の契約者回線又は他網契約者回線の前月からの繰越データ量を増量させる取扱い		
イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、データ量の増減適用を受けることができません。			
(ア) LTEデュアルの契約者回線であって、特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（V）、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-i）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V-ii）の適用を受けていないとき（基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン又はジュニアスマートフォンプラン（V）であるときを除きます。）。			
(イ) LTEデュアルの契約者回線であって、特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額20又はデータ定額30に限ります。）又は特定データ通信定額制Ⅱ（V）（データ定額20（V）又はデータ定額30（V）に限ります。）の適用を受けているとき。			
(ウ) LTEシングルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるものであるとき。			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タブレットプランライト 4G、タブレットプラン 20、タブレットデータシェアプラン、LTEフラット for DATA又はWiMAX 2+フラットプラン</td> </tr> </tbody> </table>		基本使用料の料金種別	タブレットプランライト 4G、タブレットプラン 20、タブレットデータシェアプラン、LTEフラット for DATA又はWiMAX 2+フラットプラン
基本使用料の料金種別			
タブレットプランライト 4G、タブレットプラン 20、タブレットデータシェアプラン、LTEフラット for DATA又はWiMAX 2+フラットプラン			
(エ) (14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用を受けている場合であって、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群に、(ア)から(ウ)の規定（KDDI株式会社のLTE約款に定める(ア)から(ウ)に相当する規定を含みます。以下この欄において同じとします。）のいずれかに該当するLTEサービスの契約者回線又はKDDI株式会社のLTEサービスの他網契約者回線が含まれるとき。			
ウ 分配契約者は、データ量の増減適用を受けるにあたり、次の各号に定める事項を指定していただきます。			
(ア) 総量速度規制データ量を増量させる契約者回線又は他網契約者回線（以下「受領契約者回線」といいます。）			
(イ) 増量させるデータ量（以下「分配データ量」といいます。）			
エ 分配契約者は、分配データ量を、当社が別に定める方法により、次表に定める単位で指定していただきます。			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分配データ量の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>536,870,912 バイト（0.5 ギガバイト）</td> </tr> </tbody> </table>		分配データ量の単位	536,870,912 バイト（0.5 ギガバイト）
分配データ量の単位			
536,870,912 バイト（0.5 ギガバイト）			
オ 当社は、ウに定める指定があったときは、次の順位に従ってデータ量の増減適用を行います。			

順位	データ量の増減適用
1	総量速度規制データ量の増減適用
2	繰越データ量の増減適用

カ 当社は、次のいずれかに該当する場合には、データ量の増減適用を行いません。

(ア) 受領契約者回線（契約者回線に限ります。）について、次のいずれかに該当する場合。

- ① データ通信総量速度規制の一時解除が選択されていない場合。
- ② イに定めるいずれかの事由に該当する場合。

(イ) 受領契約者回線（他網契約者回線に限ります。）について、次のいずれかに該当する場合。

- ① KDDI株式会社のLTE約款に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除が選択されていない場合。
- ② KDDI株式会社のLTE約款に定めるイに定める事由に相当する規定のいずれか事由に該当する場合。

(ウ) 分配契約者回線に係る総量速度規制残データ量（総量速度規制データ量から累計課金対象データ量を差し引いたデータ量をいいます。以下同じとします。）と繰越残データ量を合算したデータ量から当社が別に定める値を差し引いたデータ量が、分配データ量に満たない場合。

(エ) 分配契約者回線及び受領契約者回線が、同一のau一括請求グループに所属していない場合、第1（基本使用料等）1（適用）(24)若しくは(26)の3に定める同一の割引選択回線群に所属していない場合又は「KDDIまとめて請求に係る取扱い規約」に基づきそのLTEサービスに係る料金その他の債務について一括して請求する取扱いを受けていない場合。

(オ) 分配契約者回線及び受領契約者回線が同一のデータ量共有回線群に所属している場合。

(カ) 当社の業務の遂行上支障がある場合。

キ 当社は、データ量の増減適用を行うにあたり、分配契約者回線及び受領契約者回線に係る総量速度規制データ量又は前月からの繰越データ量について、次表のとおり取り扱います。

区分	増減適用後の総量速度規制データ量	増減適用後の前月からの繰越データ量
分配契約者回線	その総量速度規制データ量の増減適用を受ける時点の総量速度規制残データ量から、総量速度規制データ量に係る分配データ量を差し引いたデータ量	その繰越データ量の増減適用を受ける時点の繰越残データ量から、前月からの繰越データ量に係る分配データ量を差し引いたデータ量
受領契約者回線	その総量速度規制データ量の増減適用を受ける時	その繰越データ量の増減適用を受ける時点の繰越

		点の総量速度規制残データ量に、総量速度規制データ量に係る分配データ量を加えたデータ量	残データ量に、前月からの繰越データ量に係る分配データ量を加えたデータ量																																	
	ク データ量の増減適用に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。																																			
(14) 共有回線群に 係るデータ量共 有適用 (データシェ ア)	<p>ア 共有回線群に係るデータ量共有適用（以下この欄において「本共有適用」といいます。）とは、データ量共有回線群（ウに定めるデータ量共有回線により構成される回線群をいいます。以下同じとします。）を構成する契約者回線について、その総量速度規制データ量等（次表の左欄に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）を、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群に係る共有総量速度規制データ量等（次表の右欄に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）にそれぞれ読み替えて、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制Ⅱ、小容量利用割引、データ通信総量速度規制、データ通信総量速度規制の一時解除、総量速度規制データ量の繰越適用及びデータ量の増減適用並びにLTEデータプリペイドの提供を行うことをいいます。</p> <table border="1"> <tr> <td>総量速度規制データ量等</td><td>共有総量速度規制データ量等</td></tr> <tr> <td>累計課金対象データ量</td><td>共有累計課金対象データ量</td></tr> <tr> <td>総量速度規制データ量</td><td>共有総量速度規制データ量</td></tr> <tr> <td>総量速度規制残データ量</td><td>共有総量速度規制残データ量</td></tr> <tr> <td>超過データ量</td><td>共有超過データ量</td></tr> <tr> <td>前月からの繰越データ量</td><td>共有前月からの繰越データ量</td></tr> <tr> <td>繰越残データ量</td><td>共有繰越残データ量</td></tr> <tr> <td>超過データ量Ⅱ</td><td>共有超過データ量Ⅱ</td></tr> <tr> <td>購入データ量</td><td>共有購入データ量</td></tr> <tr> <td>購入残データ量</td><td>共有購入残データ量</td></tr> <tr> <td>前払いデータ量</td><td>共有前払い等データ量</td></tr> <tr> <td>前払い残データ量</td><td>共有前払い等残データ量</td></tr> </table> <p>イ アに定める共有回線群総量速度規制データ量等は、それぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1"> <tr> <td>共有累計課金対象データ量</td><td>そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線、5G契約者回線及び他網契約者回線に係る累計課金対象データ量を合算したデータ量</td></tr> <tr> <td>共有総量速度規制データ量</td><td>そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線、5G契約者回線及び他網契約者回線に係る総量速度規制データ量を合算したデータ量</td></tr> <tr> <td>共有総量速度規制残データ量</td><td>共有総量速度規制データ量から共有累計課金対象データ量を差し引いたデータ量</td></tr> <tr> <td>共有超過データ量</td><td>共有累計課金対象データ量が共有総量速度規制</td></tr> </table>	総量速度規制データ量等	共有総量速度規制データ量等	累計課金対象データ量	共有累計課金対象データ量	総量速度規制データ量	共有総量速度規制データ量	総量速度規制残データ量	共有総量速度規制残データ量	超過データ量	共有超過データ量	前月からの繰越データ量	共有前月からの繰越データ量	繰越残データ量	共有繰越残データ量	超過データ量Ⅱ	共有超過データ量Ⅱ	購入データ量	共有購入データ量	購入残データ量	共有購入残データ量	前払いデータ量	共有前払い等データ量	前払い残データ量	共有前払い等残データ量	共有累計課金対象データ量	そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線、5G契約者回線及び他網契約者回線に係る累計課金対象データ量を合算したデータ量	共有総量速度規制データ量	そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線、5G契約者回線及び他網契約者回線に係る総量速度規制データ量を合算したデータ量	共有総量速度規制残データ量	共有総量速度規制データ量から共有累計課金対象データ量を差し引いたデータ量	共有超過データ量	共有累計課金対象データ量が共有総量速度規制			
総量速度規制データ量等	共有総量速度規制データ量等																																			
累計課金対象データ量	共有累計課金対象データ量																																			
総量速度規制データ量	共有総量速度規制データ量																																			
総量速度規制残データ量	共有総量速度規制残データ量																																			
超過データ量	共有超過データ量																																			
前月からの繰越データ量	共有前月からの繰越データ量																																			
繰越残データ量	共有繰越残データ量																																			
超過データ量Ⅱ	共有超過データ量Ⅱ																																			
購入データ量	共有購入データ量																																			
購入残データ量	共有購入残データ量																																			
前払いデータ量	共有前払い等データ量																																			
前払い残データ量	共有前払い等残データ量																																			
共有累計課金対象データ量	そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線、5G契約者回線及び他網契約者回線に係る累計課金対象データ量を合算したデータ量																																			
共有総量速度規制データ量	そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線、5G契約者回線及び他網契約者回線に係る総量速度規制データ量を合算したデータ量																																			
共有総量速度規制残データ量	共有総量速度規制データ量から共有累計課金対象データ量を差し引いたデータ量																																			
共有超過データ量	共有累計課金対象データ量が共有総量速度規制																																			

	タ量	データ量を超えた場合、共有総量速度規制データ量を超える部分
	共有前月からの繰越データ量	そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線、5G契約者回線及び他網契約者回線に係る前月からの繰越データ量を合算したデータ量
	共有繰越残データ量	共有超過データ量から共有前月からの繰越データ量を合算したデータ量
	共有超過データ量Ⅱ	共有超過データ量が共有前月からの繰越データ量を超えた場合、共有前月からの繰越データ量を超える部分
	共有購入データ量	そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線、5G契約者回線及び他網契約者回線に係る購入データ量及び前払いデータ量を合算したデータ量
	共有購入残データ量	共有購入データ量から共有超過データ量Ⅱを差し引いたデータ量
	共有前払い等データ量	共有総量速度規制データ量、共有前月からの繰越データ量及び共有購入データ量を合算したデータ量
	共有前払い等残データ量	共有前払い等データ量から共有累計課金対象データ量を差し引いたデータ量
備考		
1 そのデータ量共有回線群に段階定額制（この約款若しくはKDDI株式会社のLTE約款に定める特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制（V）若しくは特定データ通信段階定額制Ⅱ又は当社若しくはKDDI株式会社の5G約款に定めるピタット定額をいいます。以下この(14)において同じとします。）の適用を受けている契約者回線、5G契約者回線又は他網契約者回線（以下この(14)において「段階定額制適用回線」といいます。）が含まれる場合、共有総量速度規制データ量は、次表の意味で使用します。		
そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線、5G契約者回線及び他網契約者回線に係る総量速度規制データ量を合算したデータ量に、段階定額制適用回線以外の契約者回線、5G契約者回線及び他網契約者回線に係る前月からの繰越データ量、購入残データ量並びに前払い残データ量を合算したデータ量		
2 そのデータ量共有回線群に段階定額制適用回線が含まれる場合 ((3)の12の力、(3)の13の力若しくは(3)の18の力又は当社の5G約款、KDDI株式会社のLTE約款若しくは5G約款に定める段階定額制に係るこれらに相当する規定（以下この(14)において「相当規定」といいます。）に定める取扱いを受けた場合に限ります。)、共有前月からの繰越データ量を0とします。		
3 そのデータ量共有回線群に段階定額制適用回線が含まれる		

	<p>場合、(3)の12の力、(3)の13の力若しくは(3)の18の力の又は相当規定により、段階定額制の定額料の算定に係る共有累計課金対象データ量に合算した共有購入残データ量に相当するデータ量は、データ通信総量速度規制の一時解除に係る共有購入残データ量としては0とします。</p>
ウ	<p>データ量共有回線とは、本共有適用を選択する契約者回線、当社の5G約款若しくはKDDI株式会社のLTE約款若しくは5G約款に定める共有回線群に係るデータ量共有適用（以下この欄において「特定共有適用」といいます。）を選択する5G契約者回線又は他網契約者回線をいいます。</p>
エ	<p>本共有適用は、LTEサービス又はLTEデータプリペイドの契約者回線（LTEサービスについては、データ通信総量速度規制の一時解除を選択しているものに限ります。）に限り、選択することができます。</p>
オ	<p>本共有適用を選択する契約者は、1のデータ量共有回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。</p>
カ	<p>当社は、オの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 指定したデータ量共有回線群を構成する契約者回線、5G契約者回線及び他網契約者回線（それぞれ第1種LTEデュアル、第2種LTEデュアル又は5Gデュアルに係るものに限ります。）の数が2以上となるとき。 (イ) 指定したデータ量共有回線群を構成する契約者回線、5G契約者回線及び他網契約者回線（それぞれ第3種LTEデュアル、LTEシングル、LTEデータプリペイド又は5Gデュアルに係るものに限ります。）の数が6以上となるとき。 (ウ) その契約者回線に係るauIDが、指定したデータ量共有回線群を構成する他の契約者回線、5G契約者回線又は他網契約者回線に係るauIDと異なるとき。 (エ) その申出が新たにデータ量共有回線群を構成する申出であって、そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線、5G契約者回線又は他網契約者回線に係るauIDと同一のauIDの契約者回線、5G契約者回線又は他網契約者回線により構成されるデータ量共有回線群の数が2以上となるとき。 (オ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
キ	<p>オの申出があった場合のほか、ナンバーシェア機能の提供を開始した場合は、そのナンバーシェア主回線及びナンバーシェア副回線について、同一のデータ量共有回線群を指定した本共有適用の申出があったものとみなして取扱います。</p>
ク	<p>本共有適用の開始は、オの申出を当社が承諾し、必要な登録を完了した時点からとします。</p>
ケ	<p>当社は、au約款に定めるところにより、次の事由が生じた場合、その事由が生じた時点の、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群のデータ共有回線に係る解除有効期間又は利</p>

	<p>用可能期間（この約款又はLTE約款に定めるLTEデータプリペイドに係るものをいいます。以下同じとします。）のうち、最長のものを、そのデータ共有回線（LTEサービス又は5Gサービスに係るものに限ります。）に係る解除有効期間として取り扱います。</p> <p>(ア) その契約者回線について、本共有適用を開始したとき。</p> <p>(イ) その契約者回線が所属するデータ量共有回線群において、データ量共有回線の追加があったとき。</p> <p>(ウ) その契約者回線が所属するデータ量共有回線群において、データ総量速度規制の一時解除に係る購入データ量の登録があり、その登録に係るデータ総量速度規制の一時解除が行われたとき。</p> <p>(エ) その契約者回線が所属するデータ量共有回線群において、前払いデータ通信料の登録又はデータ証票の登録が行われたとき。</p> <p>コ 当社は、契約者から本共有適用を廃止する申出があった場合のほか、その契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、本共有適用を廃止します。</p> <p>(ア) LTEサービスの利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(イ) 契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>(ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき</p> <p>(エ) LTE契約又はLTEデータプリペイド契約の解除があったとき。</p> <p>(オ) データ通信総量速度規制の一時解除の適用の廃止があったとき。</p> <p>(カ) その契約者回線に係るauIDが、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群を構成する他の契約者回線、5G契約者回線又は他網契約者回線に係るauIDと異なることとなったとき。</p> <p>サ コの規定により、本共有適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>
区分	本共有適用
1 2以外により本共有適用を廃止したとき。	その事由が生じた時点までのデータ通信について、本共有適用の対象とします。
2 コの(ウ)、(エ)又は(オ)により本共有適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信について、本共有適用の対象とします。

シ ア及びイの規定にかかわらず、段階定額制適用回線について本共有適用又は特定共有適用の廃止があった場合、そのデータ量共有回線群に係る共有総量速度規制データ量は、その廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る段階定額制の定額料の区分に定めるデータ量の最大値とします。

ス コの規定により、本共有適用を廃止した場合、その契約者回線について、共有総量速度規制残データ量、共有繰越残データ

	<p>量及び共有購入残データ量を無効とし、その廃止のあった時点の総量速度規制残データ量、繰越残データ量及び購入残データ量を0とします。</p> <p>ただし、段階定額制適用回線について本共有適用又は特定共有適用の廃止があった場合は、これによらず、(3)の12、(3)の13若しくは(3)の18又は相当規定に定めるところによります。</p> <p>セ　スの規定にかかわらず、その契約者回線に係る本共有適用を廃止することにより、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群を構成するデータ量共有回線の数が0となる場合は、その共有総量速度規制残データ量、共有繰越残データ量及び共有購入残データ量をその契約者回線に係る総量速度規制残データ量、繰越残データ量及び購入残データ量として取り扱います。</p> <p>ソ　本共有適用に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>								
(15) 長期利用を条件とするデータ量の增量適用 (長期優待データギフト)	<p>ア　当社は、LTEサービスの契約者回線((ア)に定める適用条件のいずれかに該当するものに限ります。)について、LTEサービスの利用月数に応じて、加算対象料金月(イに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。)において、その契約者回線に係る前月からの繰越データ量に(イ)に定める加算データ量を加算する取扱い(以下この欄において「本取扱い」といいます。)を行います。</p> <p>(ア) 適用条件</p> <p>① 特定データ通信定額の取扱い(特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)、特定データ通信定額制Ⅲ、データ通信定額制Ⅲ(V)、特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ、特定データ通信定額制Ⅴ又は特定データ通信定額制Ⅵを除きます。)の適用を受けているもの。</p> <p>② 基本使用料の料金種別が、ジュニアスマートフォンプラン又はジュニアスマートフォンプラン(V)であるもの。</p> <p>(イ) 加算データ量</p> <p>① その料金月の初日において、特定データ通信定額の取扱い(②及び③に定めるものを除きます。)を受けている場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>LTEサービスの利用月数</th> <th>加算データ量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48か月を超え84か月以内の場合</td> <td>1,073,741,824バイト (1ギガバイト)</td> </tr> <tr> <td>84か月を超え120か月以内の場合</td> <td>1,610,612,736バイト (1.5ギガバイト)</td> </tr> <tr> <td>120か月を超える場合</td> <td>2,147,483,648バイト (2ギガバイト)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② その料金月の初日において、特定データ通信定額の取扱い(データ定額2、データ定額3、データ定額2(V)、データ定額3(V)又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)若しくは特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ</p>	LTEサービスの利用月数	加算データ量	48か月を超え84か月以内の場合	1,073,741,824バイト (1ギガバイト)	84か月を超え120か月以内の場合	1,610,612,736バイト (1.5ギガバイト)	120か月を超える場合	2,147,483,648バイト (2ギガバイト)
LTEサービスの利用月数	加算データ量								
48か月を超え84か月以内の場合	1,073,741,824バイト (1ギガバイト)								
84か月を超え120か月以内の場合	1,610,612,736バイト (1.5ギガバイト)								
120か月を超える場合	2,147,483,648バイト (2ギガバイト)								

	<p>／V - ii) のデータ定額 2 (ケータイ／V) 若しくはデータ定額 3 (ケータイ／V) に限ります。)を受けている場合又は基本使用料がジュニアスマートフォンプラン若しくはジュニアスマートフォンプラン (V) である場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>LTEサービスの利用月数</th><th>加算データ量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48か月を超える場合</td><td>536,870,912 バイト (0.5 ギガバイト)</td></tr> <tr> <td>84か月を超える場合</td><td>805,306,368 バイト (0.75 ギガバイト)</td></tr> <tr> <td>120か月を超える場合</td><td>1,073,741,824 バイト (1 ギガバイト)</td></tr> </tbody> </table> <p>③ その料金月の初日において、特定データ通信定額の取扱い (データ定額 1、データ定額 1 (V) 又は特定データ通信定額制 II (ケータイ／V - i) 若しくは特定データ通信定額制 II (ケータイ／V - ii) のデータ定額 1 (ケータイ／V) に限ります。)を受けている場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>LTEサービスの利用月数</th><th>加算データ量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>84か月を超える場合</td><td>322,122,547 バイト (0.3 ギガバイト)</td></tr> <tr> <td>120か月を超える場合</td><td>536,870,912 バイト (0.5 ギガバイト)</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 本取扱いに係る加算対象月とは、次の各号に定める料金月をいいます。</p> <p>(ア) LTEサービスの利用月数が、49か月となる料金月。</p> <p>(イ) LTEサービスの利用月数が、49か月に3の倍数となる月数を加えた料金月。</p> <p>ウ 本取扱いに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	LTEサービスの利用月数	加算データ量	48か月を超える場合	536,870,912 バイト (0.5 ギガバイト)	84か月を超える場合	805,306,368 バイト (0.75 ギガバイト)	120か月を超える場合	1,073,741,824 バイト (1 ギガバイト)	LTEサービスの利用月数	加算データ量	84か月を超える場合	322,122,547 バイト (0.3 ギガバイト)	120か月を超える場合	536,870,912 バイト (0.5 ギガバイト)
LTEサービスの利用月数	加算データ量														
48か月を超える場合	536,870,912 バイト (0.5 ギガバイト)														
84か月を超える場合	805,306,368 バイト (0.75 ギガバイト)														
120か月を超える場合	1,073,741,824 バイト (1 ギガバイト)														
LTEサービスの利用月数	加算データ量														
84か月を超える場合	322,122,547 バイト (0.3 ギガバイト)														
120か月を超える場合	536,870,912 バイト (0.5 ギガバイト)														
(16) データ証票に係る取扱い (データプレゼント)	<p>ア 当社は、別に定めるところにより、データ証票 (当社が別に定める方法により登録を行った場合に、データ通信総量速度規制の一時解除に係る購入データ量又はLTEデータプリペイドに係る前払いデータ量として利用できるデータ量を得ることができます。証票をいいます。以下同じとします。)を発行します。</p> <p>イ LTEサービス又はLTEデータプリペイドの契約者回線 (LTEサービスについては、第1種LTEデュアル又は第2種LTEデュアルの契約者回線あって、データ通信総量速度規制の一時解除を選択しているものに限ります。以下この欄において同じとします。)の契約者は、当社が別に定める方法により、(ア)から(ウ)に定める取扱い (以下この欄において「本取扱い」といいます。)を受けることができます。</p> <p>(ア) データ証票を購入し、それを他の契約者回線等 (その契約者回線に係るauIDと異なるauIDの契約者回線、5G契約者回線又は他網契約者回線であって、LTEサービス又は5Gサービス (それぞれのLTE約款又は5G約款に定</p>														

	<p>めるデータ通信総量速度規制の一時解除を選択しているものに限ります。)若しくはLTEデータプリペイドに係るものにをいいます。以下この欄において同じとします。)の契約者に譲渡すること。</p> <p>(イ) 当社又は他の契約者回線等の契約者からデータ証票を譲り受けること。</p> <p>(ウ) 譲り受けたデータ証票を他の契約者回線等の契約者に譲渡すること。</p> <p>ウ 購入残データ量 (共有回線群に係るデータ量共有適用を受けている場合は、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群に係る共有購入残データ量とします。以下この欄において同じとします。)が 16,106,127,360 バイト (15 ギガバイト) 以上である場合、新たに登録したデータ証票 (当社又はKDDI 株式会社が有料で販売したものを除きます。)に係るデータ量は、購入残データ量に加算しません。</p> <p>エ 当社が発行するデータ証票の販売額及び利用期限等、データ証票を登録した場合に利用することができるデータ量、そのデータ量に係る有効日数及び利用可能日数並びに本取扱いに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
(17) データ通信料の減免	a u (LTE) 通信サービスに関する問合せ又は申込み等のために行われるデータ通信 (LTE NET 機能又はLTE NET for DATA 機能の提供を受けている契約者回線と当社が別に定める電気通信設備との間の通信であって、当社が別に定めるものに限ります。)については、その料金の支払いを要しません。

2 料金額

2-1 LTEデュアルに係るもの

(1) (2)以外のもの

1 課金対象データごとに

区分	料金額
データ通信料	税抜額 0.6 円(税込額 0.66 円)

(2) 基本使用料の料金種別がVKプランS(N)、VKプランM(N)、LTEプラン、オフィスケータイプラン、VKプランM、VKプランS、VKプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)、LTEプラン(V)、オフィスケータイプラン(V)、カケホ(ケータイ/V)又はオフィスケータイプラン(VK)のもの

1 課金対象データごとに

区分	料金額
データ通信料	税抜額 0.1 円(税込額 0.11 円)

2-2 LTEシングルに係るもの

1 課金対象データごとに

区分	料金額
データ通信料	税抜額 0.6 円(税込額 0.66 円)

2-3 LTEモジュールに係るもの

1 課金対象データごとに

区分	基本使用料の料金種別	料金額
データ通信料	LTE Low	税抜額 0.03 円(税込額 0.033 円)
	LTE Mid	税抜額 0.03 円(税込額 0.033 円)
	LTE High	税抜額 0.03 円(税込額 0.033 円)
	LTEモジュールフラット	税抜額 0.6 円(税込額 0.66 円)
	LTEモジュールダブル定額	税抜額 1.0 円(税込額 1.1 円)

第4 削除

第5 削除

第5の2 LTEデータプリペイドに係る前払いデータ通信料等

1 適用

LTEデータプリペイドに係る前払いデータ通信料等の適用については、第63条の2（LTEデータプリペイドに係る前払いデータ通信料等の登録等）の規定によるほか、次のとおりとします。

LTEデータプリペイドに係る前払いデータ通信料等の適用															
(1) 前払いデータ通信料等及び前払いデータ量の適用	<p>ア LTEデータプリペイド契約者は、第63条の2（LTEデータプリペイドに係る前払いデータ通信料等の登録等）に定める前払いデータ通信料を登録するときは、次表に定める利用可能条件（登録した2（料金額）に定める前払いデータ量に係るデータ通信（KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。以下この1（適用）において同じとします。）の利用を可能とする時点をいいます。）を指定して、登録していただきます。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>利用可能条件</th></tr></thead><tbody><tr><td>コースⅠ</td><td>ウに定める前払い残データ量が当社が別に定める値を下回った時点又はウに定める利用可能期間を経過した時点のいずれか早い時点</td></tr><tr><td>コースⅡ</td><td>利用可能期間を経過した時点</td></tr><tr><td>コースⅢ</td><td>その登録が完了した時点</td></tr></tbody></table> <p>イ アの規定によるほか、その契約者回線に係る最初の前払いデータ通信料の登録又はデータ証票の登録については、その登録が完了した時点からデータ通信の利用を可能とします。。</p> <p>ウ LTEデータプリペイド契約者は、アで指定した利用可能条件に定める時点又はイに定める登録が完了した時点から2（料金額）に定める利用可能日数に相当する時間が経過することとなる時点までの期間（以下「利用可能期間」といいます。）において、その契約者回線に係る課金対象データ量（その契約者回線との間のデータ通信に係る課金対象データの総情報量をいいます。以下この1（適用）において同じとします。）が次表に定める利用可能データ量に到達するまでの間、データ通信を行うことができます。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>利用可能データ量</th></tr></thead><tbody><tr><td>(ア) (イ)以外のもの</td><td>2（料金額）に定める前払いデータ量と前払い残データ量（その直前の登録に係る利用可能データ量から課金対象データ量を差し引いたデータ量をいいます。）を合算したデータ量</td></tr><tr><td>(イ) 最初の登録に係るもの</td><td>2（料金額）に定める前払いデータ量</td></tr></tbody></table> <p>エ LTEデータプリペイド契約者は、ア及びイに定めるところにより、前払いデータ量に係るデータ通信の利用が可能となった時点で、その前払いデータ量に係る2（料金額）に定めるデータ通信料の支払いを要します。</p> <p>オ 当社は、利用可能期間を経過した場合であっても、当社が別に</p>	区分	利用可能条件	コースⅠ	ウに定める前払い残データ量が当社が別に定める値を下回った時点又はウに定める利用可能期間を経過した時点のいずれか早い時点	コースⅡ	利用可能期間を経過した時点	コースⅢ	その登録が完了した時点	区分	利用可能データ量	(ア) (イ)以外のもの	2（料金額）に定める前払いデータ量と前払い残データ量（その直前の登録に係る利用可能データ量から課金対象データ量を差し引いたデータ量をいいます。）を合算したデータ量	(イ) 最初の登録に係るもの	2（料金額）に定める前払いデータ量
区分	利用可能条件														
コースⅠ	ウに定める前払い残データ量が当社が別に定める値を下回った時点又はウに定める利用可能期間を経過した時点のいずれか早い時点														
コースⅡ	利用可能期間を経過した時点														
コースⅢ	その登録が完了した時点														
区分	利用可能データ量														
(ア) (イ)以外のもの	2（料金額）に定める前払いデータ量と前払い残データ量（その直前の登録に係る利用可能データ量から課金対象データ量を差し引いたデータ量をいいます。）を合算したデータ量														
(イ) 最初の登録に係るもの	2（料金額）に定める前払いデータ量														

	<p>定める時点までに前払いデータ通信料の登録又はデータ証票の登録が行われたときは、新たに登録された前払いデータ量に係る利用可能期間をその新たな登録に係る利用可能データ量の利用可能期間として取り扱います。</p> <p>カ 前払い残データ量が当社が別に定める値を下回ったことにより、アに定める登録又はデータ証票の登録が行われた場合、前払い残データ量に係る利用可能期間の残り期間又は新たに登録された前払いデータ量に係る利用可能期間のいずれか長い方を、その新たな登録に係る利用可能データ量の利用可能期間として取り扱います。</p> <p>キ 当社は、データ通信中に、利用可能期間を経過したとき又は課金対象データ量が利用可能データ量に到達したときは、そのデータ通信を切断します。</p> <p>ク 当社は、その契約者回線について、第3（データ通信料）1（適用）(16)に定めるデータ証票の登録があった場合、その登録により得たデータ量を前払いデータ量として取り扱います。 この場合において、データ証票の登録により得たデータ量の利用可能日数は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>ケ LTEデータプリペイドに係る前払いデータ通信料及び前払いデータ量の適用に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
--	--

2 料金額

データ通信料	前払いデータ量	利用可能日数
税抜額 1,500 円 (税込額 1,650 円)	1,073,741,824 バイト (1ギガバイト)	31 日

第6 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第59条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用																					
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。 ア イ又はウ以外のもの																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約事務手数料</td><td>LTE契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いをする料金</td></tr> <tr> <td>番号登録手数料</td><td>電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いをする料金</td></tr> <tr> <td>システム登録手数料</td><td>工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いをする料金</td></tr> <tr> <td>契約移行手数料</td><td>LTE契約の申込みをし、その承諾を受けた場合であって、そのLTE契約が契約移行により締結されたものであるとき又はLTEサービスの種類の変更を請求し、その承諾を受けたときに支払いをする料金</td></tr> <tr> <td>a u I Cカード発行手数料</td><td>a u I Cカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いをする料金</td></tr> <tr> <td>a u I Cカード再発行手数料</td><td>a u I Cカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなa u I Cカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いをする料金</td></tr> <tr> <td>e S I M発行手数料</td><td>e S I Mの発行を請求し、その承諾を受けたときに支払いをする料金</td></tr> <tr> <td>e S I M再発行手数料</td><td>e S I Mの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなe S I Mの発行を請求し、その承諾を受けたときに支払いをする料金</td></tr> <tr> <td>料金取扱い変更手数料</td><td> 次の申出等を行い、その承諾を受けたときに支払いをする料金 (ア) 定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線に係る通話料の適用Ⅰ若しくは定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線に係る通話料の適用Ⅱに係る適用若しくは廃止に係る申出 (イ) 基本使用料の料金種別の変更の請求 (第1(基本使用料等)1(適用)(4)のケの表の区分②に該当するものに限ります。) </td></tr> </tbody> </table>	料金種別	内容	契約事務手数料	LTE契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いをする料金	番号登録手数料	電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いをする料金	システム登録手数料	工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いをする料金	契約移行手数料	LTE契約の申込みをし、その承諾を受けた場合であって、そのLTE契約が契約移行により締結されたものであるとき又はLTEサービスの種類の変更を請求し、その承諾を受けたときに支払いをする料金	a u I Cカード発行手数料	a u I Cカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いをする料金	a u I Cカード再発行手数料	a u I Cカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなa u I Cカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いをする料金	e S I M発行手数料	e S I Mの発行を請求し、その承諾を受けたときに支払いをする料金	e S I M再発行手数料	e S I Mの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなe S I Mの発行を請求し、その承諾を受けたときに支払いをする料金	料金取扱い変更手数料	次の申出等を行い、その承諾を受けたときに支払いをする料金 (ア) 定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線に係る通話料の適用Ⅰ若しくは定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線に係る通話料の適用Ⅱに係る適用若しくは廃止に係る申出 (イ) 基本使用料の料金種別の変更の請求 (第1(基本使用料等)1(適用)(4)のケの表の区分②に該当するものに限ります。)
料金種別	内容																				
契約事務手数料	LTE契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いをする料金																				
番号登録手数料	電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いをする料金																				
システム登録手数料	工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いをする料金																				
契約移行手数料	LTE契約の申込みをし、その承諾を受けた場合であって、そのLTE契約が契約移行により締結されたものであるとき又はLTEサービスの種類の変更を請求し、その承諾を受けたときに支払いをする料金																				
a u I Cカード発行手数料	a u I Cカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いをする料金																				
a u I Cカード再発行手数料	a u I Cカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなa u I Cカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いをする料金																				
e S I M発行手数料	e S I Mの発行を請求し、その承諾を受けたときに支払いをする料金																				
e S I M再発行手数料	e S I Mの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなe S I Mの発行を請求し、その承諾を受けたときに支払いをする料金																				
料金取扱い変更手数料	次の申出等を行い、その承諾を受けたときに支払いをする料金 (ア) 定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線に係る通話料の適用Ⅰ若しくは定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線に係る通話料の適用Ⅱに係る適用若しくは廃止に係る申出 (イ) 基本使用料の料金種別の変更の請求 (第1(基本使用料等)1(適用)(4)のケの表の区分②に該当するものに限ります。)																				

		(ウ) LTEサービスの種類の変更（第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間の変更、第1種LTEシングルと第2種LTEシングルの間の変更又は第3種LTEシングルと第4種LTEシングルの間の変更を除きます。）を伴う請求												
	LTEサービス利用権譲渡手数料	LTEサービス利用権の譲渡を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金												
	ユーザグループ登録手数料	別表1（オプション機能）10欄に規定するユーザグループの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金												
	内線番号登録手数料	内線番号（別表1（オプション機能）10欄に規定するものをいいます。以下同じとします。）の登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金												
	内線番号変更手数料	内線番号（その契約者回線に係るものに限ります。）の変更を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金												
	ログインID登録手数料	ログインIDの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金												
イ LTEモジュールに係るもの														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約事務手数料</td><td>LTEモジュール契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr> <tr> <td>番号登録手数料</td><td>電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr> <tr> <td>システム登録手数料</td><td>工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr> <tr> <td>a u I Cカード再発行手数料</td><td>a u I Cカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなa u I Cカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr> <tr> <td>LTEモジュール利用権譲渡手数料</td><td>LTEモジュール利用権の譲渡を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr> </tbody> </table>			料金種別	内容	契約事務手数料	LTEモジュール契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	番号登録手数料	電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	システム登録手数料	工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	a u I Cカード再発行手数料	a u I Cカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなa u I Cカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	LTEモジュール利用権譲渡手数料	LTEモジュール利用権の譲渡を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
料金種別	内容													
契約事務手数料	LTEモジュール契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金													
番号登録手数料	電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金													
システム登録手数料	工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金													
a u I Cカード再発行手数料	a u I Cカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなa u I Cカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金													
LTEモジュール利用権譲渡手数料	LTEモジュール利用権の譲渡を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金													
ウ LTEデータプリペイドに係るもの														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約事務手数料</td><td>LTEデータプリペイド契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr> <tr> <td>番号登録手数料</td><td>電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr> <tr> <td>システム登録手数料</td><td>工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr> </tbody> </table>			料金種別	内容	契約事務手数料	LTEデータプリペイド契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	番号登録手数料	電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	システム登録手数料	工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金				
料金種別	内容													
契約事務手数料	LTEデータプリペイド契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金													
番号登録手数料	電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金													
システム登録手数料	工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金													

		す。以下同じとします。)を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						
	a u I C カード再発行手数料	a u I C カードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たな a u I C カードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						
(2) 契約事務手数料の適用	ア 契約者は、その L T E 契約の申込みが、契約変更、契約移行若しくは番号移行に係るもの、第3種 L T E デュアルに係るもの、無線 L A N S T I C K プラン d s の選択と同時に行われるもの又はその他当社が別に定めるものであるときは、契約事務手数料の支払いを要しません。 イ その L T E 契約(第2種 L T E シングル又は第4種 L T E シングルに係るものに限ります。)の申込みが、第1(基本使用料等)1(適用)(25)の適用の申出又は(26)の適用を受けることとなる固定代替回線としての指定と同時に行われたものであるときは、契約事務手数料の支払いを要しません。							
(3) 番号登録手数料の適用	ア 1の契約に係る請求により同時に2以上の電話番号の登録等を行う場合は、これを1の電話番号の登録等とみなして番号登録手数料を適用します。 イ 第4表(付随サービスに関する料金等)に規定する空き電話番号検索手数料と同時に支払いを要する場合の番号登録手数料の額は、2(料金額)の規定にかかわらず、1登録等ごとに税抜額1,700円(税込額1,870円)とします。 ウ 契約事務手数料若しくは契約移行手数料の支払いを要する場合、又は第13条(LTEサービスの利用の一時中断)第4項の規定により一時休止を行うため若しくは一時休止の再利用を行うための電話番号の登録等については、番号登録手数料の支払いを要しません。							
(4) システム登録手数料の適用	ア 1の契約に係る請求により同時に2以上の工事又は交換設備の登録等を行う場合は、これを1の工事又は交換設備の登録等とみなしてシステム登録手数料を適用します。 イ 契約事務手数料、番号登録手数料若しくは契約移行手数料の支払いを要する場合又は一時休止の再利用若しくは一時中断の再開を行うための交換設備の登録等については、システム登録手数料の支払いを要しません。							
(5) 契約移行手数料の適用	契約移行手数料は、LTEサービスの種類の変更(次表の左欄と右欄に定めるLTEサービスの間の変更であって、当社が別に定めるものに限ります。)を請求し、その承諾を受けた場合には、その支払いを要しません。	<table border="1"> <tr> <td>第1種LTEデュアル</td> <td>第1種LTEシングル又は第2種LTEシングル</td> </tr> <tr> <td>第1種LTEシングル</td> <td>第2種LTEシングル又は第4種LTEシングル</td> </tr> <tr> <td>第2種LTEデュアル</td> <td>第3種LTEシングル</td> </tr> </table>	第1種LTEデュアル	第1種LTEシングル又は第2種LTEシングル	第1種LTEシングル	第2種LTEシングル又は第4種LTEシングル	第2種LTEデュアル	第3種LTEシングル
第1種LTEデュアル	第1種LTEシングル又は第2種LTEシングル							
第1種LTEシングル	第2種LTEシングル又は第4種LTEシングル							
第2種LTEデュアル	第3種LTEシングル							

	第3種LTEシングル	第4種LTEシングル
(6) auICカード発行手数料及びeSIM発行手数料の適用	ア auICカード発行手数料及びeSIM発行手数料は、LTE契約の申込みがあった場合又は端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものである場合は、その支払いを要しません。 イ 基本使用料の料金種別がナンバーシェアプランの契約者回線については、eSIMの再発行を請求することはできません。	
(7) 料金取扱い変更手数料の適用	料金取扱い変更手数料は、(1)の本料金の内容の欄に定める(ア)から(ウ)に定める申出等を行い、承諾を受けた回数の合計が1の料金月において3に満たない場合は、その支払いを要しません。	
(8) LTEサービス利用権譲渡手数料の適用	ア LTEサービス利用権譲渡手数料は、そのLTEサービス利用権を譲り受けようとする者に支払っていただきます。 イ LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合する場合のLTEサービス利用権の譲渡については、LTEサービス利用権譲渡手数料の支払いを要しません。	
(9) LTEモジュール利用権譲渡手数料の適用	LTEモジュール利用権譲渡手数料は、そのLTEモジュール利用権を譲り受けようとする者に支払っていただきます。	
(10) ユーザグループ登録手数料の適用	別表1（オプション機能）に規定する番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である場合、そのユーザグループの登録手数料について、2（料金額）に規定するユーザグループ登録手数料の支払いを要します。	
(11) 内線番号登録手数料及び内線番号変更手数料の適用	ア 2（料金額）に規定する内線番号登録手数料（その契約者回線に係るものに限ります。）及び内線番号変更手数料については、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その手数料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。 イ 別表1（オプション機能）24欄に規定する番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である場合、当該料金月に行われた内線番号（電話会議サービスに係る電気通信回線に係るものに限ります。）の登録について、2（料金額）に規定する内線番号登録手数料の支払いを要します。	
(12) 番号変換文字メッセージ受信機能に係るログインID登録手数料の適用	ログインID登録手数料は、そのログインIDに係るログインID利用者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換文字メッセージ受信機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その手数料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。	
(13) 手続きに関する	当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、この約款において別段	

する料金の適用除外又は減額適用	の定めがある場合には、その定めるところにより、又は手続きの様等を勘案して別に定めるところにより、手続きに関する料金の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することができます。
-----------------	---

2 料金額

(1) (2)以外のもの

料金種別	単位	料金額
		税抜額(税込額)
契約事務手数料	1 契約ごとに	3,000 円 (3,300 円)
番号登録手数料	1 登録等ごとに	2,000 円 (2,200 円)
システム登録手数料	1 請求ごとに	1,500 円 (1,650 円)
a u I C カード発行手数料	1 請求ごとに	2,000 円 (2,200 円)
a u I C カード再発行手数料	1 請求ごとに	2,000 円 (2,200 円)
e S I M発行手数料 (1) 下記以外の場合 (2) 当社所定のアプリケーション又はW E B サイトにて手続きを行った場合	1 請求ごとに 1 請求ごとに	2,000 円 (2,200 円) 400 円 (440 円)
e S I M再発行手数料 (1) 下記以外の場合 (2) 当社所定のアプリケーション又はW E B サイトにて手続きを行った場合	1 請求ごとに 1 請求ごとに	2,000 円 (2,200 円) 400 円 (440 円)
契約移行手数料	1 契約ごとに	3,000 円 (3,300 円)
料金取扱い変更手数料	1 請求ごとに	1,000 円 (1,100 円)
L T E サービス利用権譲渡手数料	1 請求ごとに	2,700 円 (2,970 円)
ユーザグループ登録手数料	1 ユーザグループごとに	10,000 円 (11,000 円)
内線番号登録手数料 (1) その契約者回線に係るもの (2) 電話会議サービスに係る電気通信回線に係るもの	1 の内線番号の登録ごとに 1 の内線番号の登録ごとに	1,000 円 (1,100 円) 300 円 (330 円)
内線番号変更手数料	1 の内線番号の変更ごとに	1,000 円 (1,100 円)
ログイン I D 登録手数料	1 のログイン I D の登録ごとに	1,000 円 (1,100 円)

(2) L T E モジュールに係るもの

料金種別	単位	料金額
		税抜額(税込額)
契約事務手数料	1 契約ごとに	3,000 円 (3,300 円)
番号登録手数料	1 登録等ごとに	2,000 円 (2,200 円)
システム登録手数料	1 請求ごとに	1,500 円 (1,650 円)
a u I C カード再発行手数料	1 請求ごとに	2,000 円 (2,200 円)
L T E モジュール利用権譲渡手数料	1 請求ごとに	2,700 円 (2,970 円)

(3) L T E データプリペイドに係るもの

料金種別	単位	料金額
------	----	-----

		税抜額(税込額)
契約事務手数料	1 契約ごとに	3,000 円(3,300 円)
番号登録手数料	1 登録等ごとに	2,000 円(2,200 円)
システム登録手数料	1 請求ごとに	1,500 円(1,650 円)
a u I Cカード再発行手数料	1 請求ごとに	2,000 円(2,200 円)

(注) 上記の額に配達実費相当額を加算します。

第7 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第60条（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	
ユニバーサルサービス料の適用	<p>ア ユニバーサルサービス料の計算は、料金月単位で行います。</p> <p>イ LTE契約者又はLTEモジュール契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、2（料金額）に定めるユニバーサルサービス料の支払を要します。</p> <p>ただし、以下の場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア) その料金月の末日にその契約の解除があったとき又はその料金月の末日においてau（LTE）通信サービスの利用の一時休止（タイプIに限ります。）をしているとき。</p> <p>(イ) そのau（LTE）通信サービスに係る電話番号が、電気通信番号規則別表第3号に規定する電気通信番号であるとき。</p> <p>ウ ユニバーサルサービス料については、日割りは行いません。</p>

2 料金額

区分	料金額（月額）
ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「ユニバーサルサービス料」の額

(注) ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/universal/>

第8 電話リレーサービス料

1 適用

電話リレーサービス料の適用については、第60条の2（電話リレーサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

電話リレーサービス料の適用	
電話リレーサービス料の適用	<p>ア 電話リレーサービス料の計算は、料金月単位で行います。</p> <p>イ LTE契約者又はLTEモジュール契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、2（料金額）に定める電話リレーサービス料の支払を要します。</p> <p>ただし、以下の場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア) その料金月の末日にその契約の解除があったとき又はその料金月の末日においてau（LTE）通信サービスの利用の一時休止（タイプIに限ります。）をしているとき。</p> <p>(イ) そのau（LTE）通信サービスサービスに係る電話番号が、電気通信番号規則別表第3号に規定する電気通信番号であるとき。</p> <p>ウ 電話リレーサービス料については、日割りは行いません。</p>

2 料金額

区分	料金額（月額）
電話リレーサービス料	電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「電話リレーサービス料」の額

(注) 電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/telephonrelay/>

第2表 工事費

工事費は別に算定する実費とします。

第3表 証明手数料

1 契約ごとに 税抜額 300 円(税込額 330 円)

第4表 付随サービスに関する料金等

第1 通信明細書発行手数料

1 適用

通信明細書発行手数料の適用については、別記2(1)の規定によるほか、次のとおりとします。

通信明細書発行手数料の適用			
(1) au一括請求グループに係る通信明細書発行手数料の取扱い	<p>ア 当社は、au一括請求グループ（料金その他の債務が一括して請求される当社又はKDDI株式会社が提供する携帯電話サービス（povo1.0 約款に定めるpovo1.0 通信サービス、povo2.0 約款に定めるpovo2.0 通信サービス及びUQmI約款に定めるUQmobile通信サービスを除きます。）に係る電気通信回線により構成される回線群であって、その全てが同一の契約者に係るものに限ります。以下同じとします。）を構成する電気通信回線（au約款又はUQmII約款に定める通信明細書の発行の取扱いを受けているものに限ります。）の数が50以上であるものについて、その一括請求グループに係るLTE契約者から請求があったときは、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。</p> <p>1 au一括請求グループについて発行1回ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税抜額 5,000円（税込額 5,500円）</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、アの適用にあたり、その料金額の請求先となる1の電気通信回線（以下この欄において「一括請求代表回線」といいます。）を当社が別に定める方法により指定します。</p> <p>ウ 一括請求代表回線のLTE契約者は、アに定める料金額の支払いを要します。</p> <p>エ 当社は、契約者を単位とする基本使用料割引I、契約者を単位とする基本使用料割引III、契約者を単位とする通話料の月極割引又は特定加入電話からの通話に係る通話料の割引に係る割引選択回線群を構成するau一括請求グループについて、アの取扱いを適用するときは、その割引選択回線群を構成する他の全てのau一括請求グループについても、LTE契約者からアの取扱いの請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>オ 当社は、アの適用を受けているau一括請求グループにおいて、その料金月に通信明細書発行の取扱いを受けている電気通信回線の数が50未満となったときは、アの規定を適用しません。</p>	料金額	税抜額 5,000円（税込額 5,500円）
料金額			
税抜額 5,000円（税込額 5,500円）			
(2) 通信明細書発行手数料の取扱い	LTE契約者は、当社が別に定める方法により専用のWEBサイト上で閲覧する通信明細書の発行の請求を行ったときは、通信明細書発行手数料の支払いを要しません。		

2 料金額

区分	単位	料金額
通信明細書発行手数料	1契約について発行1回ご	税抜額 100円

	とに	(税込額 110 円)
--	----	-------------

第2 分計請求書の行手数料

1 適用

分計請求書発行手数料の適用については、別記2(2)の規定によるほか、次のとおりとします。

分計請求書発行手数料の適用				
(1) 一括請求グループに係る分計請求書発行手数料の取扱い	<p>ア 当社は、au一括請求グループを構成する電気通信回線（au約款に定める分計請求書発行サービスの提供を受けているものに限ります。）の数が50以上であるものについて、そのau一括請求グループに係るLTE契約者から請求があったときは、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1 au一括請求グループについて発行1回ごとに</td> </tr> <tr> <td>料金額</td> </tr> <tr> <td>税抜額 5,000 円 (税込額 5,500 円)</td> </tr> </table> <p>イ 当社は、アの適用にあたり、その料金額の請求先となる1の電気通信回線（以下この欄において「一括請求代表回線」といいます。）を当社が別に定める方法により指定します。</p> <p>ウ 一括請求代表回線のLTE契約者は、アに定める料金額の支払いを要します。</p> <p>エ 当社は、契約者を単位とする基本使用料割引I、契約者を単位とする通話料の月極割引又は特定加入電話からの通話に係る通話料の割引に係る割引選択回線群を構成するau一括請求グループについて、アの取扱いを適用するときは、その割引選択回線群を構成する他の全てのau一括請求グループについてもLTE契約者からアの取扱いの請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>オ 当社は、アの適用を受けているau一括請求グループにおいて、その料金月に分計請求書発行サービスの提供を受けている電気通信回線の数が50未満となったときは、アの規定を適用しません。</p>	1 au一括請求グループについて発行1回ごとに	料金額	税抜額 5,000 円 (税込額 5,500 円)
1 au一括請求グループについて発行1回ごとに				
料金額				
税抜額 5,000 円 (税込額 5,500 円)				

2 料金額

区分	単位	料金額
分計請求書発行手数料	1 契約について発行1回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)

第3 支払証明書等発行手数料

1 適用

支払証明書等発行手数料の適用については、別記2(1)の規定によるほか、次のとおりとします。

支払証明書等発行手数料の適用	
支払証明書等発行手数料の適用除外	当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、支払証明書等の発行の態様等を勘案して別に定めるところにより、支払証明書等発行手数

又は減額適用	料の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。
--------	-----------------------------------

2 料金額

区分	単位	料金額
支払証明書等発行手数料	支払証明書等の発行 1回ごとに	税抜額 400円 (税込額 440円)

(注) 支払証明書等の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

第3の2 利用料金証明書発行手数料

1 適用

利用料金証明書発行手数料の適用については、別記2(1)の規定によるほか、次のとおりとします。

利用料金証明書発行手数料の適用	
利用料金証明書発行手数料の適用除外又は減額適用	当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、利用料金証明書の発行の態様等を勘案して別に定めるところにより、利用料金証明書発行手数料の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することができます。

2 料金額

区分	単位	料金額
利用料金証明書発行手数料	利用料金証明書の発行 1回ごとに	税抜額 400円 (税込額 440円)

(注) 利用料金証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料が必要な場合があります。

第4 請求書の発行手数料

当社のWEB上で請求書ご利用規約に定めるところによります。

第5 払込取扱票発行等手数料

1 適用

払込取扱票発行等手数料の適用については、別記2(3)の規定によるほか、次のとおりとします。

払込取扱票発行等手数料の適用	
払込取扱票発行等手数料の適用	LTE契約者は、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合、2(料金額)の規定にかかわらず、払込取扱票発行等手数料の支払いを要しません。 (1) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。 (2) 第1(基本使用料等) 1(適用)(6)の適用を受けているとき。

	(3) その他当社が別に定める条件に該当するとき。
--	---------------------------

2 料金額

区分	単位	料金額
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)

第5の2 窓口取扱等手数料

1 料金額

区分	単位	料金額
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票及び書面請求書の発行 1回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)

第6 空き電話番号の検索手数料

区分	単位	料金額
空き電話番号検索手数料	1 検索ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)

第7 料金安心サービスに関する料金

1 適用

料金安心サービスに関する料金の適用については、別記2(10)の規定によるほか、次のとおりとします。

料金安心サービスに関する料金の適用	
料金安心サービス (限度額設定コースに限ります。)に関する料金の適用	<p>ア 料金安心サービス（限度額設定コースに限ります。以下この欄において同じとします。）に関する料金については、その料金月において、別記2の(10)に定める概算額が限度額を超えず別記2(10)に定める利用防止措置が行われない場合であっても、その支払いを要します。</p> <p>イ 料金安心サービスに関する料金については、日割りを行いません。</p> <p>ウ 当社は、料金安心サービスの提供の請求があった場合であって、その請求が5G契約（その5G契約者回線について、料金安心サービスに相当するサービス（以下この欄において「5G料金安心サービス」といいます。）の提供を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものであるとき（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。）は、契約移行のあった日を含む料金月の料金安心サービスに関する料金について、契約移行のあった日を含む料金月の初日（その料金月において、5G料金安心サービスの提供の開始があった場合は、その日とします。）から、料金安心サービスの提供があったものとみなして取り扱います。</p> <p>エ 契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、契約移行後の5G契約者回線について、5G料金安心サービスの提供の請求があったときは、契約移行のあった日を含む料金月の料</p>

	金安心サービスに関する料金については、当社の5G約款の規定（ウに相当するものをいいます。）に定めるところによります。
--	--

2 料金額

区分	単位	料金額
料金安心サービス（限度額設定コースに限ります。）	1契約ごとに月額	税抜額100円 (税込額110円)

第8 番号移行手数料

1 適用

番号移行手数料の適用については、別記2(11)の規定によるほか、次のとおりとします。

番号移行手数料の適用	
(1) 番号移行手数料の適用	契約者は、そのLTE契約の解除に伴い、番号移行（別記2(11)に定めるものをいいます。以下同じとします。）を希望する旨の申出を行う場合、2（料金額）に定める番号移行手数料の支払いを要します。
(2) 番号移行手数料の適用除外	当社は、(1)の規定にかかわらず、au（LTE）通信サービスの種類、契約の解除に係る手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

2 料金額

区分	単位	料金額
番号移行手数料	(1) (2)以外のもの	1の請求ごとに 税抜額3,000円 (税込額3,300円)
	(2) 第3種LTEデュアルに係るもの	1の請求ごとに 税抜額6,000円 (税込額6,600円)

第9 削除

第10 故障紛失サポート（LTE）利用料

1 適用

故障紛失サポート（LTE）に関する料金の適用については、別記2(19)の規定によるほか、次のとおりとします。

故障紛失サポート（LTE）利用料の適用	
故障紛失サポート（LTE）利用料の取扱い	当社は、料金月の起算日以外の日に、故障紛失サポート（LTE）の適用の開始又は廃止があったときは、故障紛失サポート（LTE）利用料の支払いをする日数に応じて、2（料金額）に規定する料金額を日割りします。この場合において、日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

2 料金額

区分	料金額

故障紛失サポート (LTE) 利用料	当社の「故障紛失サポート」規定に定める会員種別に応じた月額料と同額
-----------------------	-----------------------------------

第 11 情報保管サービス利用料

1 適用

情報保管サービス利用料の適用については、別記 2(20)の規定によるほか、次のとおりとします。

情報保管サービス利用料の取扱い	当社は、料金月の起算日以外の日に、情報保管サービスの適用の開始又は廃止があったときは、情報保管サービス利用料の支払いをする日数に応じて、2(料金額)に規定する料金額を日割りします。この場合、日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
-----------------	---

2 料金額

区分	単位	料金額
情報保管サービス利用料	1 契約ごとに月額	税抜額 372 円 (税込額 409.2 円)

第 12 auスマートサポート接続サービス利用料

1 適用

auスマートサポート接続サービス利用料の適用			
(1) auスマートサポート接続サービス利用料の取扱い	<p>ア 当社は、そのLTE契約者について、当社の「auスマートサポート会員利用規約」に定めるauスマートサポートの提供を受けるための契約（以下「auスマートサポート会員契約」といいます。）の締結（そのauスマートサポート会員契約が終了した後、新たに締結する場合を含みます。）があった日（以下「auスマートサポート会員契約締結日」といいます。）を含む料金月について、2(料金額)に規定する料金額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税抜額 3,000 円(税込額 3,300 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ auスマートサポート接続サービス（別記 2(21)に定める取扱いをいいます。以下同じとします。）の提供を受けているLTE契約者は、2(料金額)の規定にかかわらず、会員契約締結日を含む料金月の翌料金月から起算して2料金月の間、auスマートサポート接続サービス利用料の支払いを要しません。</p> <p>ウ 当社は、料金月の起算日以外の日に、auスマートサポート接続サービスの提供の開始又は廃止があったときは、auスマートサポート接続サービス利用料の支払いをする日数に応じて、2(料金額)に規定する料金額を日割りします。この場合において、日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</p> <p>ただし、アに規定する料金額については、日割りを行いませ</p>	料金額	税抜額 3,000 円(税込額 3,300 円)
料金額			
税抜額 3,000 円(税込額 3,300 円)			

	<p>ん。</p> <p>エ 当社は、auスマートサポート接続サービスの提供の開始が、5G契約（その5G契約者がauスマートサポート接続サービスに相当するサービス（以下この欄において「相当サービス」といいます。）の提供を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものであるとき（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があつた場合を除きます。）は、契約移行のあった日を含む料金月のauスマートサポート接続サービス利用料について、契約移行のあった日を含む料金月の初日（その料金月において、相当サービスの提供の開始がかった場合は、その日とします。）から、auスマートサポート接続サービスの提供があつたものとみなして取り扱います。</p> <p>オ 契約移行があつた場合であって、その契約移行と同時に、その5G契約者について相当サービスの提供の開始があつたときは、契約移行のあった日を含む料金月のauスマートサポート接続サービス利用料については、当社の5G約款の規定（エに相当するものをいいます。）に定めるところによります。</p>				
(2) auスマートサポート接続サービス利用料の減額適用	<p>LTE契約者は、auスマートサポート会員契約の申込みを行い当社から承諾を受けた場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件を全て満たす場合に限ります。）、そのauスマートサポート会員契約締結日を含む料金月について、auスマートサポート接続サービス利用料の支払いを要しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">適用条件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">ア そのLTEサービスの利用月数が109ヶ月以上であること。</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">イ その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であること。</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">ウ その契約者回線について、この取扱いの適用を受けたことがないこと。</td></tr> </tbody> </table>	適用条件	ア そのLTEサービスの利用月数が109ヶ月以上であること。	イ その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であること。	ウ その契約者回線について、この取扱いの適用を受けたことがないこと。
適用条件					
ア そのLTEサービスの利用月数が109ヶ月以上であること。					
イ その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であること。					
ウ その契約者回線について、この取扱いの適用を受けたことがないこと。					

2 料金額

区分	単位	料金額
auスマートサポート接続サービス利用料	1契約ごとに月額	税抜額380円 (税込額418円)